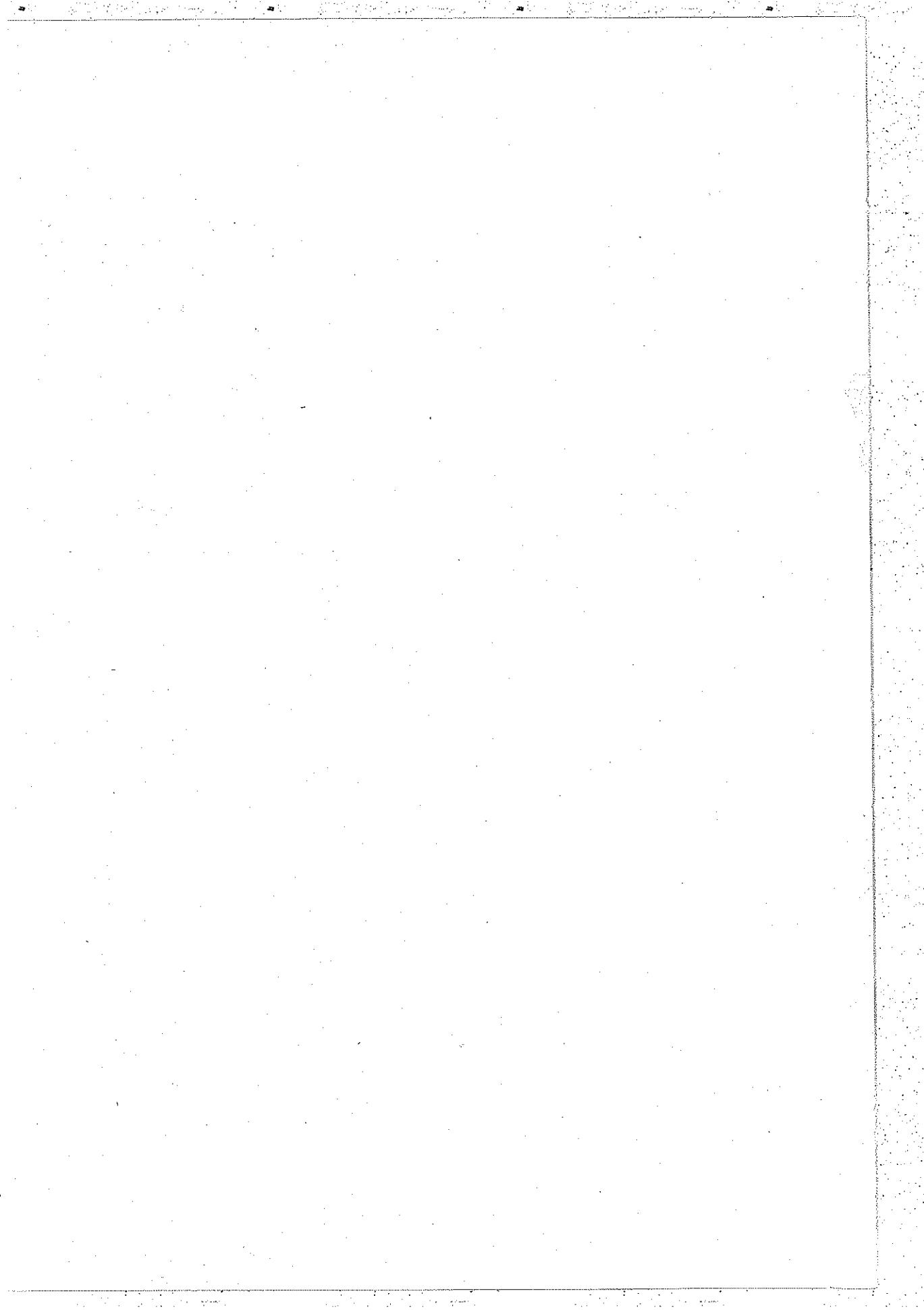


昭和49年3月11日開会
昭和49年3月29日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和49年3月11日(月曜日)第1日

○出席議員、欠席議員	1頁
○議事説明員その他	1頁
○議事日程	4頁
○開会宣言(午前10時35分)	5頁
○開会宣告	5頁
○会議録署名議員の指名(池辺秀夫君、三井正光君、中塚辰之助君)	5頁
○市長開会挨拶	5頁
○会期決定(3月11日~3月30日)	6頁
○日程第1 青年学級開設について	6頁
○日程第2 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	7頁
○日程第3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例制定について	9頁
○日程第4 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例制定について	12頁
○日程第5 和泉市幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	14頁
○日程第6 和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	16頁
○日程第7 和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	17頁
○日程第8 和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	20頁
○日程第9 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	22頁
○日程第10 和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	23頁
○日程第11 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例制定について	26頁
○日程第12 和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	28頁
○日程第13 昭和49年度大阪府和泉市一般会計予算	38頁
○日程第14 昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	47頁
○日程第15 昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	49頁
○日程第16 昭和49年度和泉市水道事業会計予算	50頁
○日程第17 昭和49年度和泉市病院事業会計予算	52頁

○ 以上17件一括上程	6~52頁
○ 昭和49年度市長施政方針	54~58頁
○ 日程第1から日程第17まで提案理由説明	59~82頁
○ 散会宣告(午後2時43分)	82頁

昭和49年3月14日(木曜日)第2日

○ 出席議員、欠席議員	85頁
○ 議事説明員、その他	85頁
○ 開会宣言(午前10時30分)	87頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に、25番 藤原要馬君	88頁
2番に、18番 直村静二君	103頁
3番に、17番 山田清二君	129頁
○ 散会宣言(午後4時55分)	142頁

昭和49年3月15日(金曜日)第3日

○ 出席議員、欠席議員	143頁
○ 議事説明員、その他	143頁
○ 議事日程	146頁
○ 開会宣言(午前10時30分)	147頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に、7番 田中包治君	147頁
2番に、3番 金沢勝君	158頁
3番に、16番 横田憲治郎君	163頁
○ 予算特別委員会設置並びに委員選任	175頁
日程第1より日程第17まで予算特別委員会に付託	
○ 散会宣言(午後2時45分)	176頁

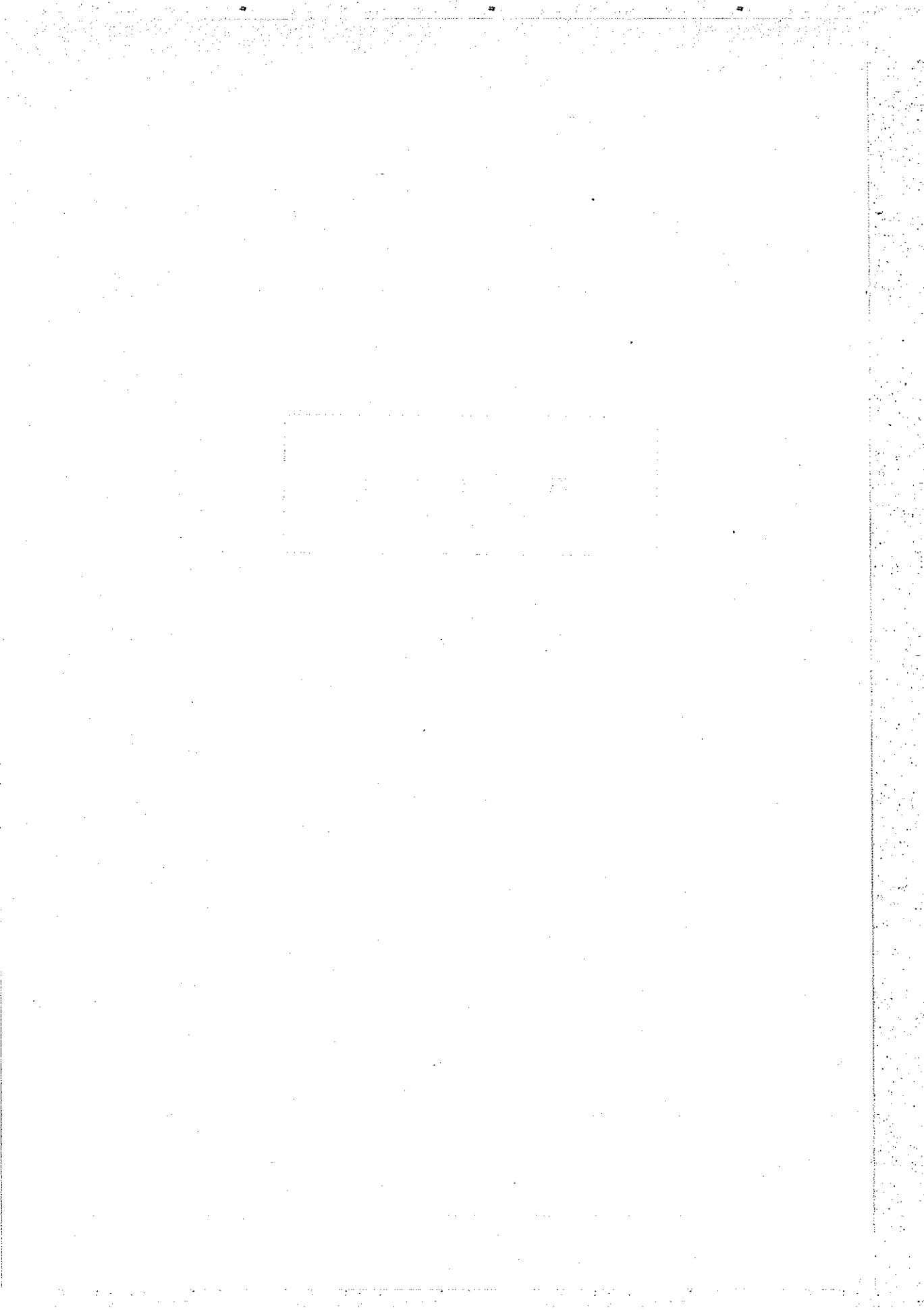
昭和49年3月18日(月曜日)第4日

○ 出席議員、欠席議員	177頁
○ 議事説明員、その他	177頁

○ 議事日程	180 頁
○ 開会宣言(午前10時44分)	181 頁
○ 日程第1 昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について （決算特別委員長報告）	181 頁
○ 日程第2 例月出納検査の結果報告について(収入役扱 昭和48年11月分)	193 頁
○ 日程第3 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱 昭和48年11月分)	203 頁
○ 日程第4 例月出納検査の結果報告について(市立病院企業出納員扱 昭和48年11月分)	213 頁
○ 日程第5 例月出納検査の結果報告について(収入役扱 昭和48年12月分)	223 頁
○ 日程第6 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱 昭和48年12月分)	233 頁
○ 日程第7 例月出納検査の結果報告について(市立病院企業出納員扱 昭和48年12月分)	243 頁
○ 日程第8 例月出納検査の結果報告について(収入役扱 昭和49年1月分)	253 頁
○ 日程第9 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱 昭和49年1月分)	263 頁
○ 日程第10 例月出納検査の結果報告について(市立病院企業出納員扱 昭和49年1月分)	273 頁
○ 以上9件一括上程	193~273 頁
○ 日程第11 財産取得について(市立鶴山台南小学校校舎)	283 頁
○ 日程第12 教育委員会委員の任命について	284 頁
○ 日程第13 昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第6号)	287 頁
○ 日程第14 昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	337 頁
○ 日程第15 昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第4号)	343 頁
○ 日程第16 昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	350 頁
○ 散会宣言(午後3時10分)	378 頁
昭和49年3月29日(金曜日)最終日	
○ 出席議員、欠席議員	379 頁

○ 議事説明員、その他	379頁
○ 議事日程	381頁
○ 開会宣言(午前10時28分)	383頁
○ 日程第1より日程第17まで予算特別委員長貝淵博治君報告	384頁
○ 日程第18 和泉市土地開発公社昭和49事業年度事業計画審議提出について	408頁
○ 日程第19 工事請負契約変更について(市立(仮称)和泉台小学校新築(第1期)工事)	429頁
○ 日程第20 工事請負契約変更について(市立北池田小学校体育館改築工事)	430頁
○ 日程第21 工事請負契約変更について(市立和気小学校体育館新築工事)	430頁
○ 日程第22 工事請負契約変更について(市立郷荘中学校体育館新築工事)	431頁
○ 日程第23 工事請負契約変更について((仮称)横尾川橋梁新設工事)	431頁
○ 日程第24 工事請負契約変更について(市立(仮称)緑ヶ丘保育園新築工事)	432頁
○ 日程第25 工事請負契約変更について(市立緑ヶ丘小学校新築(第2期)工事)	432頁
○ 日程第26 工事請負契約変更について(市立(仮称)南池田幼稚園新築工事)	433頁
○ 日程第27 工事請負契約変更について(市立(仮称)旭保育園新築工事)	433頁
○ 日程第28 工事請負契約変更について(市立(仮称)老人福祉センター新築工事)	434頁
○ 日程第29 工事請負契約変更について(昭和48年度市営住宅唐園団地建設工事)	434頁
○ 日程第30 工事請負契約変更について(市立(仮称)第二園府保育園新築工事)	435頁
○ 日程第31 工事請負契約変更について((仮称)和泉第一団地第1期建設工事)	435頁
○ 日程第32 昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第7号)	436頁
○ 以上14件一括上程	429~436頁
○ 日程第33 和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議による条例制定について	449頁
○ 日程第34 自治体の超過負担解消に関する要望決議	463頁
○ 日程第35 屋外労働者福祉法早期制定に関する要望決議	470頁
○ 閉会宣言(午後2時56分)	472頁
○ 市長閉会挨拶	472頁
○ 議長閉会挨拶	473頁

第一日



昭和49年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	閑戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塙辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

9番 出原武司君

記

市長 藤木秀夫 総務部長 坂口礼之助
助役 辻忠夫 市民部長 小林一三
助役 藤田利 産業衛生部長 宇沢清
収入役 橋本炳 建設部長 中塙白

病院長	岩崎 峭	推進課	調整課	調査課	長浅 介隆
病院事務局長	竹内 潔	"			之宏 富田
消防長	和田 增義	市民課	長補佐	長北野	喜平
総務部理事 (財務担当)	庄司 清	福祉課	長	山村	昇
総務部次長兼 市民税課長事務取扱	西川 喜久	商工課	長	岩井 益一	
同和対策部次長兼推進課長事務取扱	森 保	農林課	參事	青木 太郎	
市民部次長兼保 険年金課長事務取扱	山本 武雄	保健衛生課	長	大宅 清臣	
福祉事務所長 兼社会児童課長	内田 繁	保健衛生課	參事 (診療所担当)	山本 亮夫	
産業衛生部次長 兼農林課長事務取扱	山本 俊兼	交通公害課	長	吉田 利秀	
建設部次長 兼建築課長事務取扱	林 德次	計画課	長	大浦 行雄	
水道部次長	田中 稔	土木課	長	中尾 宏	
病院事務局次長 兼庶務課長	平野 誠藏	建築課	參事	中上 好美	
庶務課長	杉本 弘文	区画整理事務所長		中西 淳富	
企画課長	橋本 昭夫	開発課	長	白川 保	
人事課長	門林 六男	地区改良事務所長		逢野 一郎	
財政課長	北野 敦雄	会計課	長	片桐 武雄	
資産税課長	吉田 日出男	營業課	長	高橋 新平	
納税課長	吉田 種義	工務課	長	福本 長久	
庶務課參事 (広報担当)	竹田 明郎	淨水課	長	岸田 孝二	
隣保館長	萩本 啓介	経理課	長	守田 勇	
推進調整課長	生田 稔	業務課	長	藤原 光夫	

消防次長 兼署長	南 口 主 雄	学校教育課長	坂 口 雄 一
監査委員	堀 田 德 治	指導課長	吉 美 豊
監査事務局長	西 岡 正 志	社会教育課長	広 岡 吏 郎
運管委員長	味 谷 日 吉	学校教育課参事	角 谷 泰 夫
運管事務局長	青 木 孝 之	農業委員会事務局長	松 村 吉 勇
教育委員長	堀 内 由 延	土地開発公社事務局長兼用地担当理事	西 川 武 雄
教育長	葛 城 宗 一	土地開発公社事務局次長兼用地第1課長	吉 岡 昭 男
教育次長	阪 東 重 信	土地開発公社総務課長兼用地担当参事	藤 原 永 一
"	乾 武 俊	土地開発公社用地第2課長	宮 本 福 秀
総務課長	紀 之 定 藤 与 茂		

本会の議事を速記法により速記したものは、次のとおりである。

和泉市議会図記速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井 谷 義 雄
事務局次長	北 野 丈 夫
調査係長	大 塚 梅 昭
議事係	西 垣 宏 高

昭和49年和泉市議会第1回定期会議事日程

(3月11日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第 6号	青年学級開設について	1 頁
2	議案第 7号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	3
3	議案第 8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
4	議案第 9号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
5	議案第10号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	15
6	議案第11号	和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	18
7	議案第12号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	21
8	議案第13号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	25
9	議案第14号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	29
10	議案第15号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	32
11	議案第16号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	37
12	議案第17号	和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	40
13	議案第 1号	昭和49年度大阪府和泉市一般会計予算	別冊
14	議案第 2号	昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	〃
15	議案第 3号	昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	〃
16	議案第 4号	昭和49年度和泉市水道事業会計予算	〃
17	議案第 5号	昭和49年度和泉市病院事業会計予算	〃

(午前10時35分開議)

- 議長(坂上国治君) おはようございます。議員の皆様方には年度末何かとお忙しいところ
多数ご出席賜りましてまことにありがとうございます。
それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。
ただ今ご出席の議員さんは十九名でございます。欠席並びに遅刻の届け出はございませんので、その他の方につきましては間もなくお見えになるものと思います。現在、十九名でございます。

開 議

- 議長(坂上国治君) ただ今の報告通り、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和49年第1回定例会を開会いたします。

会議録署名議員を10番、池辺秀夫君、11番、三井正光君、12番、中塙辰之助君、以上、3名の方にお願いいたします。

なお、本日の議事日程及び議場に出席を求める者の氏名はお手元に印刷配布しておりますので了承賜りたいと存じます。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 昭和49年第1回定例会の開会に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては公私何かとご繁忙の折りにもかかわりませずご出席いただきまして、ただ今議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会においてご提案申し上げます議案は、昭和49年度一般会計予算、特別会計予算はじめ、病院会計予算並びに水道事業会計予算と、これに関係いたします条例制定等、多数の重要議案でございます。議案の内容につきましては別途ご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議賜りましてご議決、ご承認下さいますようお願い申し上げる次第でございます。はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

○ 議長（坂上国治君） 市長のあいさつが終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月30日までの20日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月30日までの20日間と決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） それではこれより日程審議に入ります。日程第一「青年学級開設について」より日程第17「昭和49年度和泉市病院事業会計予算」については、いずれも昭和49年度予算案に関連する議案でありますので、これを一括議題といたします。各議案について表題のみ朗読し、逐一の朗読を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは表題のみ局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

昭和49年

和泉市議会第1回定例会議案書

議案第6号

青年学級開設について

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第5条第2項の規定に基づき、青年学級を次のように開設する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

青年学級

1. 名 称 和泉市立和泉青年学級

〃 北浦田青年学級

和泉市立南池田青年学級

〃 横山青年学級

2. 開設者 和泉市
3. 開設期日 昭和49年4月1日
4. 開設期間 自 昭和49年4月1日
至 昭和50年3月31日
5. 開設場所 和泉市立青少年会館
〃 北池田小学校
〃 南池田公民館
〃 横尾中学校
6. 学習内容 一般教養（一般社会、書道）
家事（茶道、花道）
7. 学習時間 各青年学級ともに年間を通じ1人100時間以上

議案第6号参考資料

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）抜粋

（開設及び実施期間）

- 第5条 青年学級は、市町村が開設する。
2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。
3 青年学級の実施機関（以下「実施機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学及び高等専門学校を除く。）とする。

議案第7号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9人」を「10人」に改め、同項第2号ア中「625人」を「690人」に、「16人」を「288人」に改め、同項第3号中「77人」を「112人」に改め、同項第6号中「31人」を「50人」に改め、同項第7号中「147人」を「187人」に改める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理 由

本年4月から開設する保育園及び幼稚園に従事する職員並びに一般行政事務需要の増加に伴う職員の増加を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号参考資料

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 議会の事務局の職員 10人	(1) 議会の事務局の職員 2人
(2) 市長の補助機関たる職員	(2) 市長の補助機関たる職員
ア 一般会計で給与を支弁する職員 690人 人(うち288人は、福祉事務所の職員とする。)	ア 一般会計で給与を支弁する職員 625人 人(うち16人は、福祉事務所の職員とする。)
イ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 22人	イ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 22人
ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員 130人	ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員 130人
(3) 水道事業に属する職員 112人	(3) 水道事業に属する職員 77人

新	旧
(4) 選挙管理委員会の職員 6人	(4) 選挙管理委員会の職員 6人
(5) 監査委員の事務局の職員 8人	(5) 監査委員の事務局の職員 8人
(6) 教育委員会の事務局の職員 50人	(6) 教育委員会の事務局の職員 31人
(7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 187人	(7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 147人
(8) 公平委員会の事務職員 3人	(8) 公平委員会の事務職員 3人
(9) 農業委員会の職員 4人	(9) 農業委員会の職員 4人
(10) 消防職員 95人	(10) 消防職員 95人
2. 略	2. 略

議案第8号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 1 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「掲げる」を「規定する」に、「または」を「又は」に、「月額75,000円をこえない」を「月額95,000円を超えない」に改める。

第3条中「条例第16号」を「和泉市条例第16号」に、「または」を「又は」に改める。

第4条中「条例第25号」を「和泉市条例第25号」に改める。

別表を次のように改める。

別表 特別職の職員で非常勤のものの報酬額

区分	報酬額
教育委員会委員長	月額 5,500円
教育委員会委員(委員長である委員を除く。)	月額 4,700円
市議会議員の中から選任された監査委員	月額 1,500円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月額 4,700円
選挙管理委員会委員長	年額 13,500円
選挙管理委員会委員(委員長である委員を除く。)	年額 7,000円
公平委員会委員長	年額 5,000円
公平委員会委員(委員長である委員を除く。)	年額 4,000円
農業委員会会長	年額 10,000円
農業委員会委員(会長である委員を除く。)	年額 6,000円
固定資産評価審査委員会委員	年額 2,500円
附属機関の委員	日額 3,000円
社会教育委員	月額 3,500円
選挙長	1選挙ごとに 6,000円
投票開票管理者	日額 5,000円
投票開票立会人	日額 4,500円
選挙立会人	日額 4,500円
地方自治法第182条による補充員	日額 5,000円

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理由

最近の著しい物価騰勢、他の特別職の職員及び一般職の職員の給与の改定等諸般の事情にかんがみ、特別職の職員で非常勤のものの報酬額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号参考資料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新		旧	
別表 特別職の職員で非常勤のものの報酬額		別表 特別職の職員で非常勤のものの報酬額	
区分	報酬額	区分	報酬額
教育委員会委員長	月額 55,000円	教育委員会委員長	月額 45,000円
教育委員会委員(委員長である委員を除く。)	月額 47,000円	教育委員会委員(委員長である委員を除く。)	月額 37,000円
市議会議員の中から選任された監査委員	月額 15,000円	市議会議員の中から選任された監査委員	月額 12,000円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月額 47,000円	知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月額 37,000円
選挙管理委員会委員長	年額 135,000円	選挙管理委員会委員長	年額 120,000円
選挙管理委員会委員(委員長である委員を除く。)	年額 70,000円	選挙管理委員会委員	年額 50,000円
公平委員会委員長	年額 50,000円	公平委員会委員長	年額 30,000円
公平委員会委員(委員長である委員を除く。)	年額 40,000円	公平委員会委員	年額 25,000円
農業委員会会長	年額 100,000円	農業委員会会長	年額 75,000円
農業委員会委員(会長である委員を除く。)	年額 60,000円	農業委員会委員	年額 50,000円
固定資産評価審査委員会委員	年額 25,000円	固定資産評価審査委員会委員	年額 20,000円
附屬機関の委員	日額 3,000円	公務災害補償認定委員会委員	日額 2,500円
社会教育委員	月額 3,500円	公務災害補償審査会委員	日額 2,500円
選挙長	1選挙ごとに 6,000円	附屬機関の委員	日額 2,500円
投開票管理者	日額 5,000円	社会教育委員	月額 2,000円
投開票立会人	日額 4,500円	選挙長	1選挙ごとに 4,500円
選挙立会人	日額 4,500円	投開票管理者	日額 3,500円

地方自治法第182条による補充員	日額 5,000円	投開票立会人	日額 3,000円
選挙立会人	日額 3,000円		
地方自治法第182条による補充員	日額 3,500円		

議案第9号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和40年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「4,000円」を「5,000円」に、「2,500円」を「3,000円」に、「1,6,000円」を「2,0,000円」に、「1,1,000円」を「1,5,000円」に、「8,000円」を「1,1,000円」に、「6,500円」を「8,000円」に改め、同条第3項中「(昭和38年条例第16号)の例による」を「(昭和38年和泉市条例第16号)の適用を受ける職員の例による」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、専用弁償として、その従事1回につき4,50円を支給する。

第18条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、和泉市職員旅費条例(昭和

8.1年和泉市条例第25号)の規定を準用する。この場合において、団長は特別職の職員、副団長、分団長及び副分団長は行政職1等級の職員、班長は行政職3等級の職員、団員は行政職5等級の職員であるものとみなす。

第18条第4項中「あわせ」を「併せ」に改める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理 由

最近の著しい物価騰勢、他の特別職の職員及び一般職の職員の給与の改定等諸般の事情にかんがみ、消防団員の報酬及び費用弁償の額の改定を行い、併せて所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号参考資料

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
(報酬)	(報酬)
第12条 団員には、次により報酬を支給する。	第12条 団員には、次により報酬を支給する。
団長 年額 50,000円	団長 年額 40,000円
副団長 年額 30,000円	副団長 年額 25,000円
分団長 年額 20,000円	分団長 年額 16,000円
副分団長 年額 15,000円	副分団長 年額 11,000円
班長 年額 11,000円	班長 年額 8,000円
団員 年額 8,000円	団員 年額 6,500円
2 略	2 略
3 報酬の支給方法は、前項に定めるもののか、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の適用を受ける職員の例による。	3 報酬の支給方法は、前項に定めるもののか、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年条例第16号)の例による。

新	旧
(費用弁償)	(費用弁償)
第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に從事する場合においては、費用弁償としてその従事1回につき450円を支給する。	第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に從事する場合においては、次により費用弁償を支給する。 水火災の場合 1回につき 1800円 警戒の場合 1回につき 300円 訓練等の場合 1回につき 300円
2. 略	2. 略
3. 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、和泉市職員旅費条例（昭和31年和泉市条例第25号）の規定を準用する。この場合において、團長は特別職の職員、副團長、分團長及び副分團長は行政職1等級の職員、班長は行政職3等級の職員、團員は行政職5等級の職員であるものとみなす。	3. 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、和泉市職員旅費条例（昭和31年条例第25号）の規定を準用する。この場合、團長は特別職、副團長、分團長及び副分團長については課長相当職、班長については係長相当職、團員にあってはその他の職員に相当する職とみなす。
4. 第1項の費用弁償は、その受けるべき額を前条の報酬と併せ支給することができる。	4. 第1項の費用弁償は、その受けるべき額を前条の報酬とあわせ支給することができる。

議案第10号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立幼稚園条例（昭和34年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「和泉市立北松尾幼稚園 和泉市唐国町1042番地 120人」を

「和泉市立北松尾幼稚園	和泉市唐国町1042番地	120人
和泉市立南松尾幼稚園	和泉市久井町514番地1	80人
和泉市立南池田幼稚園	和泉市三林町1273番地の1	120人
和泉市立横山幼稚園	和泉市北田中町183番地	120人

に改
める。

第5条(見出しを含む。)中「及び入園料」を削る。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理 由

就学前児童教育の重要性にかんがみ、一校区一幼稚園の基本計画により、昭和49年4月に3幼稚園を開園する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号参考資料

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新			旧		
(幼稚園の名称等)			(幼稚園の名称等)		
第2条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。			第2条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	園児の定員	名 称	位 置	園児の定員
和泉市立國府幼稚園	和泉市府中町 793番地	200人	和泉市立國府幼稚園	和泉市府中町 793番地	200人
和泉市立伯太幼稚園	和泉市伯太町二丁目 25番3号	200人	和泉市立伯太幼稚園	和泉市伯太町二丁目 25番3号	200人
和泉市立幸幼稚園	和泉市山手町 200番地	120人	和泉市立幸幼稚園	和泉市山手町 200番地	120人
和泉市立北松尾幼稚園	和泉市唐国町 1042番地	120人	和泉市立北松尾幼稚園	和泉市唐国町 1042番地	120人
和泉市立南松尾幼稚園	和泉市久井町 514番地の1	80人			

新			旧
名 称	位 置	園児の定員	
和泉市立南池田幼稚園	和泉市三林町 1273番地の1	120人	
和泉市立横山幼稚園	和泉市北田中町 183番地	120人	
(保育料の減免)			(保育料及び入園料の減免)
第5条 市長は、特別の事情があると認める者については、保育料を減免することができる。			第5条 市長は、特別の事情があると認める者については、保育料及び入園料を減免することができる。

議案第11号

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 1 号

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立市民会館条例(昭和36年和泉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表の表以外の部分中4を次のように改める。

- 4 夏期(7月から9月まで)又は冬期(11月から3月まで)において冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき2,000円以下において市長が定める額を加算する。

附 則

- この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 改正後の和泉市立市民会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理由

市民会館講堂に新たに冷暖房装置したことに伴い、その使用料金を定める必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第11号参考資料

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	新
別表	別表
(表) 略	(表) 略
1~3 略	1~3 略
4、夏期(7月から9月まで)又は冬期 (11月から3月まで)において冷暖 房装置を使用する場合は、1時間につ き2,000円以下において市長が定め る額を加算する。	4、冬季(12月~3月)における使用料は 暖房する場合に限り、上記料金の5割増と する。

議案第12号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市保育所設置条例(昭和48年和泉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中「和泉市立国府保育園 和泉市井ノ口町 6番42号」を

和泉市立國府第一保育園	和泉市井ノ口町 6番42号
和泉市立國府第二保育園	和泉市府中町五丁目 6番33号

「和泉市立鶴山台保育園 和泉市鶴山台二丁目 2番6号」を

和泉市立鶴山台保育園	和泉市鶴山台二丁目 2番6号
和泉市立緑ヶ丘保育園	和泉市緑ヶ丘 21番地の2
和泉市立あさひ保育園	和泉市旭町 172番地の2

に改める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理 由

最近の保育所入所希望者の増加にかんがみ、これら要措置児童対策として、國府、緑ヶ丘、幸各小学校区にそれぞれ1保育所を設置するとともに、これに伴い一部既設保育所の名称を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号参考資料

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新		旧	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
和泉市立芦部保育園	和泉市芦部町 212番地	和泉市立芦部保育園	和泉市芦部町 212番地
和泉市立北池田保育園	和泉市池田下町 1765番地の1	和泉市立北池田保育園	和泉市池田下町 1765番地の1
和泉市立南池田第一保育所	和泉市和田町 38番地の4	和泉市立南池田第一保育園	和泉市和田町 38番地の4

新		旧	
名 称	位 置	名 称	位 置
和泉市立南池田第二保育園	和泉市黒石町59番地の1	和泉市立南池田第二保育園	和泉市黒石町59番地の1
和泉市立横山第一保育園	和泉市福瀬町188番地	和泉市立横山第一保育園	和泉市福瀬町188番地
和泉市立横山第二保育園	和泉市仏並町1739番地	和泉市立横山第二保育園	和泉市仏並町1739番地
和泉市立南横山保育園	和泉市父鬼町1509番地	和泉市立南横山保育園	和泉市父鬼町1509番地
和泉市立南松尾保育園	和泉市久井町500番地の1	和泉市立南松尾保育園	和泉市久井町500番地の1
和泉市立北松尾保育園	和泉市唐国町827番地	和泉市立北松尾保育園	和泉市唐国町827番地
和泉市立幸保育園	和泉市伯太町五丁目24番11号	和泉市立幸保育園	和泉市伯太町五丁目24番11号
和泉市立信太第一保育園	和泉市王子町986番地の1	和泉市立信太第一保育園	和泉市王子町986番地の1
和泉市立信太第二保育園	和泉市王子町409番地	和泉市立信太第二保育園	和泉市王子町409番地
和泉市立和泉保育園	和泉市伯太町二丁目5番16号	和泉市立和泉保育園	和泉市伯太町二丁目5番16号
和泉市立国府第一保育園	和泉市井ノ口町6番42号	和泉市立国府保育園	和泉市井ノ口町6番42号
和泉市立国府第二保育園	和泉市府中町五丁目6番33号	和泉市立ひまわり保育園	和泉市幸町102番地
和泉市立ひまわり保育園	和泉市幸町102番地	和泉市立鶴山台保育園	和泉市鶴山台二丁目2番6号
和泉市立鶴山台保育園	和泉市鶴山台二丁目2番6号		
和泉市立緑ヶ丘保育園	和泉市緑ヶ丘21番地の2		
和泉市立あさひ保育園	和泉市旭町172番地の2		

議案第13号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市民交通傷害補償条例(昭和43年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。
第8条第2項を次のように改める。

2 この制度に加入しようとする者が次の各号に該当する者である場合には、市は、その者が納付すべき前項の負担金のうちそれぞれ当該各号に掲げる額(保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額)を負担するものとする。この場合において、その者が第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号にも該当する者であるときは、第1号の規定のみを適用する。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者 年額240円
- (2) 5歳以上15歳以下の者 年額6.0円
- (3) 67歳以上の者 年額240円

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に加入の申込みをしたものうちその保険期間がこの条例の施行後であるものについては、この条例による改正後の和泉市民交通傷害補償条例の規定を適用する。

理 由

老人の交通事故の多発性にかんがみ、老人の市民交通傷害補償制度への加入促進を図り、もつて交通事故被災老人の救済及び老人福祉の向上に資するため、その加入者負担金を軽減し、及び生活保護適用者の負担金軽減額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号参考資料

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
(加入者負担金)	(加入者負担金)
第8条 略	第8条 略
2 この制度に加入しようとする者が次の各号に該当する者である場合には、市は、その者が納付すべき前項の負担金のうちそれぞれ当該各号に掲げる額(保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額)を負担するものとする。この場合において、その者が第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号にも該当する者であるときは、第1号の規定のみを適用する。	2 前項の加入者負担金のうち、次の各号に掲げる者に該当する場合は当該各号に定める額を前項に規定する加入者負担金の額から控除し、市がその控除した額に係る額を負担するものとする。
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者 年額 240円	(1) 5歳以上16歳未満の者 年額60円 (保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額)
(2) 5歳以上15歳以下の者 年額60円	(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者 年額180円 (保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額)
(3) 67歳以上の者 年額240円	
3~4 略	3~4 略

議案第14号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 8 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和3-5年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「10,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

- この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に発生した出産に対する助産費については、なお従前の例による。

理 由

過般実施された他の医療保険制度改善の趣旨にかんがみ、市民の保健及び福祉の向上を図るために、国民健康保険給付の一項としての助産費を増額改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
(助産費) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として20,000円を支給する。	(助産費) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として10,000円を支給する。

議案第15号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年8月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例(案)

和泉市道路占用料条例(昭和42年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条中「20円」を「30円」に改める。

第8条中「占用料滞納額100円につき1日4銭」を「占用料滞納額につき年当たり14.6パーセント」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

別表を次のように改める。

別表 道路占用料金表

占用物件の種類				期間	単位	占用料			
電柱並びにその支柱、支綫柱及び支線				1年	1本	500円			
電線(電柱の占用に伴うものを除く。)				1年	1メートル	100円			
電 ら ん	地中管路が1孔のもの			1年	1メートル	100円			
	地中管路が2孔以上のもの	1年	1メートル	地中管路2孔以上1孔ごとに20円の割合で算出した額を100円に加えた額					
地下 埋 設 物	口径8センチメートル未満のもの			1年	1メートル	100円			
	口径8センチメートル以上1.5センチメートル未満のもの			1年	1メートル	120円			
	口径1.5センチメートル以上4.5センチメートル未満のもの			1年	1メートル	150円			
	口径4.5センチメートル以上のもの			1年	1メートル	190円			
仮設日よけ				1月	1平方メートル	30円			
地上工 作 物				1月	1平方メートル	180円			

占用物件の種類		期間	単位	占用料
架空工物	口径30センチメートル未満のもの	1年	1メートル	250円
	口径30センチメートル以上のもの	1年	1メートル	500円
作物	渡り廊下その他これに類するもの	1年	1平方メートル	800円
	その他の工作物、物件又は施設	1年	1平方メートル	600円

附 則

- この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった道路の占用料及びこれに係る督促手数料については、なお従前の例による。

理 由

近時の物価騰勢その他の経済情勢、近隣各市の状況等にてらし、4年間据え置いた道路占用料の額の改定及び督促手数料の額の改定を行い、併せて所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号参考資料

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

新	旧
<p>(督促手数料)</p> <p>第7条 占用料を納期内に納めない者に対して督促状を発したときは、督促状1通に督促手数料30円を徴収する。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第8条 占用料の督促をうけた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、督促状指定日の翌日から納付の日までの日数に応じ、占用料滞納額につき年当たり14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。</p>	<p>(督促手数料)</p> <p>第7条 占用料を納期内に納めない者に対して督促状を発したときは、督促状1通に督促手数料20円を徴収する。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第8条 占用料の督促をうけた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、督促状指定日の翌日から納付の日までの日数に応じ、占用料滞納額100円につき1日4銭の割合で計算した延滞金を徴収する。</p>

新				旧									
2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。				別表 道路占用料金表									
占用物件の種類		期間	単位	占用料		占用物件の種類		期間	単位	占用料			
電柱並びにその支柱 支線柱及び支線		1年	1本	500円		電柱並びにその支柱 支線柱及び支線		1年	1本	360円 以内			
電線(電柱の占用に 伴うものを除く。)		1年	1メー トル	100円		電線(電柱の占用に 伴うものを除く。)		"	1メー トル	45円 以内			
電 ら ん	地中管路が1孔 のもの	1年	1メー トル	100円	地中管路2孔 以上1孔ごと に20円 の割合で 算出した 額を100 円に加えた 額	地中管路 2孔 3孔のもの	地中管路 4孔 5孔 6孔のもの	地中管路 7孔以 上のもの	地中管路1孔の もの	" " "	60円 以内		
	地中管路が2孔 以上のもの	1年	1メー トル	90円 以内									
地 下 埋 設 物	口径8センチメー トル未満のもの	1年	1メー トル	100円	口径8センチメー トル以上15セン チメートル未満の もの	口径8センチメー トル以上15セン チメートル未満の もの	口径15センチメー トル以上45セン チメートル未満の もの	口径15センチメー トル以上45セン チメートル未満の もの	口径45センチメー トル以上のもの	口径45センチメー トル以上のもの	120円 以内		
	口径8センチメー トル以上15セン チメートル未満の もの	1年	1メー トル	120円							60円 以内		
	口径15センチメー トル以上45セン チメートル未満の もの	1年	1メー トル	150円							70円 以内		
	口径45センチメー トル以上のもの	1年	1メー トル	190円							90円 以内		
仮設日よけ		1月	1平方 メートル	30円	仮設日よけ		1月	1平方 メートル	15円 以内				
地上 工作 物	工事用板塀又は足 場その他一般仮設 物	1月	1平方 メートル	180円	地上 工作 物	工事用板塀又は 足場その他一般 仮設物	"	"	80円 以内				
架 空 工 作 物	口径30センチメー トル未満のもの	1年	1メー トル	250円	口径30センチメー トル未満のもの	1年	1メー トル	150円 以内					
	口径30センチメー トル以上のもの	1年	1メー トル	500円									

新				旧			
渡り廊下その他 これに類するも の	1年	1平方 メートル	600円	口径30センチ メートルを超 るもの	1年	1メー トル	300円 以内
その他の工作物、物 件又は施設	1年	1平方 メートル	600円	渡り廊下その他 これに類するも の	"	1平方 メートル	360円 以内
				その他の工作物、物 件又は施設	"	"	360円 以内

議案第16号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年和泉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表ふん尿の項手数料の欄中「80円」を「100円」に、「25円」を「32円」に改める。

附 則

- この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 改正後の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、昭和49年4月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

近時の諸物価、特に清掃に必要とする燃料及び設備機材の高騰によるふん尿処理諸経費の増加は市費のみによってはこれを補てんし難い実情にからがみ、市民負担額たるふん尿処理手数料を

最少限度引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号参考資料

和泉市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料	一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料
ふん尿	普通	普通便そう	1人1箇月につき	100円	普通	普通手数料に200円を加算した額	普通便そう	1人1箇月につき	80円
		水を使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に200円を加算した額		水を使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に200円を加算した額	普通手数料に200円を加算した額
		一般家庭で便そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額		一般家庭で便そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額	普通手数料に100円を加算した額
	特殊	雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そう)	1.0リットルにつき	32円	特殊	雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そう)	1.0リットルにつき	25円	25円
		便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	1.0リットルにつき	32円		便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	1.0リットルにつき	25円	25円
		事業所等人員によって算定し難いもの	1.0リットルにつき	32円		事業所等人員によって算定し難いもの	1回につき	従量手数料に500円を加算した額	従量手数料に500円を加算した額
(以下略)					(以下略)				

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例(案)

(和泉市手数料条例の一部改正)

第1条 和泉市手数料条例(昭和31年和泉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(総則)」に改め、同条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第2条及び第3条を次のように改める。

(種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付 1枚につき100円
- (2) 住民票に記載された事項の証明 1件につき100円
- (3) 転出に関する証明 1件につき100円
- (4) 禁治産、準禁治産又は破産に関する証明 1件につき100円
- (5) 墓火葬に関する証明 1件につき100円
- (6) 種とうに關する証明 1件につき100円
- (7) 租税又は公課に関する証明 1件につき100円
- (8) 土地、家屋その他の資産に關する証明 1件につき100円
- (9) 営業又は営業に関する証明 1件につき100円
- (10) 法人又は組合に関する証明 1件につき100円
- (11) 農地又は農業に關する証明 1件につき100円
- (12) 鉱業に關する証明 1件につき100円
- (13) 町名又は地番に關する証明 1件につき100円
- (14) 都市計画に関する証明 1件につき100円

- (15) 在学又は修学に関する証明 1件につき100円
- (16) 台風、洪水等による被害に関する証明 1件につき100円
- (17) 火災その他消防に関する証明 1件につき100円
- (18) 文書受理その他事務処理に関する証明 1件につき100円
- (19) 前17号に掲げるもののほか、公簿、公文書、図面その他一般行政事務に関する証明
1件につき100円
- (20) 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1枚につき100円
- (21) 公簿、公文書又は図面の閲覧 1件につき100円
- (22) 道路敷、水道敷その他の市有地と民有地との境界の明示 1件につき500円。ただし
民有地1筆をもって1件とし、2筆以上の明示を必要とするものは、1筆増すごとに
100円を加算する。

2 前項第7号及び第8号に掲げるものにあっては、土地は1筆、家屋は1むね、その他の資産
は1個をもって1件とし、2筆、2むね又は2個以上の証明を必要とするものは、1筆、1む
ね又は1個を増すごとに20円を加算する。

(件 数)

第3条 次の各号に掲げるところにより前条第1項の証明の請求があったときは、当該各号に定
める単位ごとに1件とする。

- (1) 敷事項を一括して1通の証明書を請求するとき 各事項ごと
- (2) 同事項の証明書を2通以上請求するとき 各1通ごと
- (3) 数人を列記してそれぞれの者につき同事項の証明を請求するとき 各1人ごと。ただし
これらの者が本籍、住所又は居所を同じくしている場合で市長が定めるものについては、
この限りでない。

2 前条第1項第2・1号の閲覧において、住民票は1世帯、戸籍の附票は1戸籍をもって1件と
する。

第6条の次に次の1条を加える。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和43年和泉市条例第8号)の一部を次のよ
うに改正する。

第17条第1項中「50円」を「100円」に改める。

(和泉市税条例の一部改正)

第3条 和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条中「1枚毎に50円」を「1枚ごとに100円」に改め、「(昭和26年法律第185号)」を削る。

第9条中「10円」を「30円」に改める。

(和泉市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第23条の2中「10円」を「30円」に改める。

(和泉市水道事業給水条例の一部改正)

第5条 和泉市水道事業給水条例(昭和35年和泉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中第1号を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第29条第1項中「10円」を「30円」に改め、同条第2項中「滞納金額100円につき1日3銭」を「滞納金額につき年当たり10.95パーセント」に、「および」を「及び」に改め、同條第3項中「こえる」を「超える」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

別表第2中 「

設計手数料	1件につき	100円
-------	-------	------

」を削り、

登録手数料	公認業者	1件について	300円
証明手数料	1件につき	50円	

登録手数料	公認業者	1件につき	5,000円
証明手数料	1件につき	100円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。
- 3 昭和48年度分以前の市税、国民健康保険料及び水道料金に関するこの条例の施行後に発する督促に係る督促手数料についても、なお従前の例による。
- 4 第5条の規定による改正前の和泉市水道事業給水条例の規定によりこの条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった手数料のうち、公認業者としての登録がこの条例の施行後に行われるものに係る登録手数料については、第2項の規定にかかわらず、第5条の規定による改正後の和泉市水道事業給水条例の規定を適用する。
- (和泉市消防手数料条例の廃止)
- 5 和泉市消防手数料条例(昭和43年和泉市条例第5号)は、廃止する。

理 由

現行の諸手数料がほとんど市発足以来据え置かれていること並びに近時の社会経済諸情勢及び住民への役務提供に係る諸経費等を考慮し、各種証明、閲覧、督促等の手数料の額を改定するとともに、併せて関係規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号参考資料

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例(案)新旧対照表

1 和泉市手数料条例

新	旧
(総則)	(条例の目的)
第1条 本市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条第1項の規定により、特定の者のためにする事務につき手数料を徴収する。	第1条 本市は、地方自治法第227条第1項の規定により、特定の者のためにする事務につき手数料を徴収する。
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるものほか、次のとおりとする。 (1) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1) 租税または公課に関する証明 1件につ

新	旧
1枚につき100円	き50円。ただし、土地は1筆、建物は1もむねをもって1件とし、2筆または2むね以上の証明を必要とするものは、1筆または1むねを増すことに10円を増徴する。
(2) 住民票に記載された事項の証明 1件につき100円	(2) 土地、建物その他の物件に関する証明 1件につき50円。ただし、土地は1筆、建物は1むね、その他の物件は1個をもって1件とし、2筆または2むね若しくは2個以上の証明を必要とするものは、1筆または1むね若しくは1個を増すごとに10円を増徴する。
(3) 転出に際する証明 1件につき100円	(3) 資産に関する証明 1件につき50円
(4) 禁治産、準禁治産又は破産に関する証明 1件につき100円	(4) 納税管理人に関する証明 1件につき50円
(5) 埋火葬に関する証明 1件につき100円	(5) ほう資に関する証明 1件につき50円
(6) 種とうに関する証明 1件につき100円	(6) 営業または職業に関する証明 1件につき50円
(7) 租税又は公課に関する証明 1件について100円	(7) 法人または組合に関する証明 1件について50円
(8) 土地、家屋その他の資産に関する証明 1件につき100円	(8) 経歴に関する証明 1件につき50円
(9) 営業又は職業に関する証明 1件につき100円	(9) 公民権に関する証明 1件につき50円
(10) 法人又は組合に関する証明 1件につき100円	(10) 諸資格または能力に関する証明 1件につき50円
(11) 農地又は農業に関する証明 1件につき100円	(11) 身分、氏名、年令に関する証明 1件につき50円
(12) 鉱業に関する証明 1件につき100円	(12) 本籍、住所または居所に関する証明 1件につき50円
(13) 町名又は地番に関する証明 1件につき100円	(13) 生存、不在または失うにに関する証明 1件につき50円
(14) 都市計画に関する証明 1件につき100円	(14) 出生、死亡、死産、婚いんまたは相続に
(15) 在学又は修学に関する証明 1件につき100円	
(16) 台風、洪水等による被害に関する証明 1件につき100円	
(17) 火災その他消防に関する証明 1件につき100円	
(18) 文書受理その他事務処理に関する証明	

新	旧
1.件につき100円	関する証明 1件につき50円
(19) 前17号に掲げるもののほか、公簿、公文書、図面その他一般行政事務に関する証明 1件につき100円	(15) 親族、親権者または後見人に関する証明 1件につき50円
(20) 公簿、公文書又は図面の原本又は抄本の交付 1件につき100円	(16) 民刑事処分または懲戒処分に関する証明 1件につき50円
(21) 公簿、公文書又は図面の閲覧 1件につき100円	(17) 禁治産、準禁治産または破産に関する証明 1件につき50円
(22) 道路敷、水路敷その他の市有地と民有地との境界の明示 1件につき500円。ただし、民有地1筆をもって1件とし、2筆以上の中の明示を必要とするものは、1筆増すごとに100円を加算する。	(18) 墓火葬に関する証明 1件につき50円
2 前項第7号及び第8号に掲げるものにあっては、土地は1筆、家屋は1むね、その他の資産は1個をもって1件とし、2筆、2むね又は2個以上の証明を必要とするものは、1筆、1むね又は1個を増すごとに20円を加算する。	(19) 削除
	(20) 削除
	(21) 風水害による被害に関する証明 1件につき50円。ただし、第2号ただし書の規定は、この場合に準用する。
	(22) 漂流物または沈没品に関する証明 1件につき50円
	(23) 里程に関する証明 1件につき50円
	(24) 地理、地区、町名または地番に関する証明 1件につき50円
	(25) 諸願届の代書 1件につき50円
	(26) 鉱業に関する証明 1件につき50円
	(27) 履人にに関する証明 1件につき50円
	(28) 面識に関する証明 1件につき50円
	(29) 財産管理人、破産管財人に関する証明 1件につき50円
	(30) 種どうに関する証明 1件につき50円
	(31) 旅行に関する証明 1件につき50円
	(32) 徴税令書、賦課令書、納額告知書の再交付 1枚につき50円
	(33) 文書受理その他事務処理に関する証明 1件につき50円

新	旧
(件数)	<p>④ 公簿、公文書または図面に関する証明 1枚につき 50円</p> <p>⑤ 公簿、公文書または図面の原本または抄本の交付 1枚につき 50円</p> <p>⑥ 公簿、公文書または図面の閲覧 1件につき 50円</p> <p>⑦ 在学または修学に関する証明 1件について 50円</p> <p>⑧ 社寺、宗教に関する証明 1件につき 50円</p> <p>⑨ 住民基本台帳法に基づく住民票の写の交付 1枚につき 50円</p> <p>⑩ 転出入または分籍に関する証明 1件につき 50円</p> <p>⑪ 登録店舗申請手数料 1件につき 50円</p> <p>⑫ 農地法に関する各種証明書の交付 1件につき 50円</p> <p>⑬ 農地法その他農地に関する各種認、許可申請書の調整手数料 1件につき 200円</p> <p>⑭ 各種手続に関する委任代行手数料 1件につき 50円</p> <p>⑮ 道路、土地または境界の明示 1件につき 300円</p> <p>(件数)</p>
第3条 次の各号に掲げるところにより前条第1項の証明の請求があつたときは、当該各号に定める単位ごとに1件とする。	<p>第3条 前条の証明事項で、数事項を一括して1通の証明を請求する者は各事項毎にこれを1件とし、同事項の証明を2通以上請求する者は各1通毎に1件とし、数人を列記してその者に対する証明を請求する者には1人毎に計算して前条の手数料を徴収する。ただし、</p>

新	旧
各1通ごと (3) 数人を列記してそれぞれの者につき同事項の証明を請求するとき 各1人ごと。ただし、これらの者が本籍、住所又は居所を同じくしている場合で市長が定めるものについては、この限りでない。	本籍、住所若しくは居所を同じくする者に対して同一事項の証明をなす場合は、この限りでない。
2 前条第1項第21号の閲覧において、住民票は1世帯、戸籍の附票は1戸籍をもって1件とする。 (施行の細目) 第7条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。	

2 和泉市印鑑登録及び証明に関する条例

新	旧
(印鑑登録証明の手数料)	(印鑑登録証明の手数料)
第17条 印鑑登録証明の手数料は、証明書1枚につき100円とする。	第17条 印鑑登録証明の手数料は、証明書1枚につき50円とする。

3 和泉市税条例

新	旧
(納税証明書の交付手数料)	(納税証明書の交付手数料)
第8条 法第20条の10第1項の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに100円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2の規定による証明書については、手数料を徴しない。	第8条 法第20条の10第1項の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚毎に50円とする。ただし、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2の規定による証明書については、手数料を徴しない。

新	旧
<p>(督促手数料)</p> <p>第9条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について30円を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>	<p>(督促手数料)</p> <p>第9条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について10円を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>

4 和泉市国民健康保険条例

新	旧
<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第23条の2 徴収吏員が督促状を発した場合においては、督促状1通について30円の手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>	<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第23条の2 徵収吏員が督促状を発した場合においては、督促状1通について10円の手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>

5 和泉市水道事業給水条例

新	旧
<p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次のとおりとし、請求者の負担とする。</p> <p>(1) 設計審査手数料 (2) 材料検査手数料 (3) しゅん工検査手数料 (4) 登録手数料 (5) 証明手数料</p> <p>2～4 略</p> <p>(料金等の督促)</p> <p>第29条 料金その他を納期限までに完納しな</p>	<p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次のとおりとし、請求者の負担とする。</p> <p>(1) 設計手数料 (2) 設計審査手数料 (3) 材料検査手数料 (4) しゅん工検査手数料 (5) 登録手数料 (6) 証明手数料</p> <p>2～4 略</p>

新	旧
い場合は、督促状を発する。この場合、督促手数料として督促状1通について30円を徴収する。	(料金等の督促) 第29条 料金その他を納期限までに完納しない場合は、督促状を発する。この場合、督促手数料として督促状1通について10円を徴収する。
2 督促状を受けた者が督促状指定の期限までに料金その他を完納しないときは、督促状指定の期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、滞納金額につき年当たり10.95パーセントの割合で計算した延滞金額を加算して徴収する。ただし、延滞金額が10円未満である場合及び災害その他市長においてやむを得ない事由があると認めるとときは、これを減免することができる。	2 督促状を受けた者が督促状指定の期限までに料金その他を完納しないときは、督促状指定の期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、滞納金額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金額を加算して徴収する。ただし、延滞金額が10円未満である場合および災害その他市長においてやむを得ない理由があると認めるとときは、これを減免することができる。
3 前項の延滞金額は、納入金額の100分の5を超えることができない。	3 前項の延滞金額は、納入金額の100分の5をこえることができない。
4 第2項に規定する年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。	

別表第2 手数料表

種 别	手 数 料	
設計審査手数料	1件につき	100円
材料検査手数料	各種給水管	延長10メートルまで5メートル増すごとに 20円 10円
	各種水せん類	1個につき 10円
各種接手類	1個につき	5円
しゅん工検査手数料	1件につき	100円
登録公認手数料業者	1件につき	5,000円
証明手数料	1件につき	100円

別表第2 手数料表

種 別	手 数 料	
設計手数料	1件につき	100円
材料検査手数料	各種給水管	延長10メートルまで5メートル増すごとに 20円 10円
	各種水せん類	1個につき 10円
各種接手類	1個につき	5円
	しゅん工検査手数料	1件につき 100円
登録公認手数料業者	1件につき	300円
	証明手数料	1件につき 50円

議案第1号

昭和49年度大阪府和泉市一般会計予算

昭和49年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11,708,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項期間及限度額は「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料・職員手当及び共済凍(貸金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

昭和49年8月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 岐入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 市 稅		2,562,928千円
1 市 民 稅		1,194,821
2 固定資産税		858,803
3 軽自動車税		32,109
4 市煙草消費税		190,611
5 電気ガス税		122,829
6 特別土地保有税		9,595
7 都市計画税		154,660
2 地方譲与税		25,000
1 自動車重量譲与税		25,500
3 自動車取得税交付金		70,950
1 自動車取得税交付金		70,950
4 國有提供施設等所在市町村助成交付金		14,571
1 國有提供施設等所在市町村助成交付金		14,571
5 地方交付税		1,562,967
1 地方交付税		1,562,967
6 交通安全対策特別交付金		12,000
1 交通安全対策特別交付金		12,000
7 分担金及負担金		292,528
1 分担金		4,682
2 負担金		287,846
8 使用料及手数料		65,713
1 使用料		42,777
2 手数料		22,936
9 國庫支出金		1,688,542
1 國庫負担金		806,353
2 國庫補助金		864,456

款	項	金額
	3 國庫委託金	17,733千円
10 府支出金		2,142,152
	1 府負担金	63,506
	2 府補助金	2,937,899
	3 府委託金	40,577
	4 府交付金	670
11 財産収入		7,662
	1 財産運用収入	7,612
	2 財産売払収入	50
12 寄附金		46,020
	1 寄附金	46,020
13 繰入金		100
	1 基金繰入金	100
14 諸収入		63,6702
	1 延滞金	2,485
	2 市預金利子	9,863
	3 貸付金元利収入	104,488
	4 受託事業収入	41,405
	5 雜収入	478,461
15 市債		2,580,125
	1 市債	2,580,125
歳入	合計	11,708,460

款	項	金額
1 議会費		111,722千円
	1 議会費	111,722
2 総務費		1,686,149
	1 総務管理費	544,875

款	項	金額
	2 微 稅 費	198,434千円
	3 戸籍住民基本台帳費	8,435.8
	4 運 拳 費	23,774
	5 統 計 調 査 費	7,680
	6 監 査 委 員 費	8,771
	7 同 和 対 策 費	818,257
3 民 生 費		2,492,834
	1 社 会 福祉費	640,828
	2 児 童 福祉費	1,272,814
	3 生 活 保 護 費	578,768
	4 災 害 救 助 費	424
4 衛 生 費		561,556
	1 保 健 衛 生 費	173,907
	2 清 垢 費	851,242
	3 墓 地 管 理 費	27,243
	4 上 水 道 費	9,164
5 勞 動 費		56,195
	1 失 業 対 策 費	56,195
6 農 林 水 產 業 費		133,008
	1 農 業 費	117,719
	2 林 業 費	15,289
7 商 工 費		182,829
	1 商 工 費	182,829
8 土 木 費		3,477,946
	1 土 木 管 理 費	132,113
	2 道 路 橋 梁 費	661,685
	3 河 川 及 水 路 費	56,830
	4 都 市 計 画 費	41,773
	5 住 宅 費	2,185,145

款	項	金額
9 消防費		267,502千円
	1 消防費	267,502
10 教育費		1,835,779
	1 教育総務費	213,260
	2 小学校費	1,154,478
	3 中学校費	248,785
	4 幼稚園費	131,278
	5 社会教育費	77,127
	6 保健体育費	10,851
11 公債費		790,968
	1 公債費	790,968
12 諸支出金		90,900
	1 開発公社貸付金	88,900
	2 建設協会出資金	2,000
13 災害復旧費		1,972
	1 農林水産施設災害復旧費	1,972
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		11,708,460

第2表 繼続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	5 住宅費	(仮称) 和泉第3団地 建設事業	千円 1,284,749	昭和49年度	千円 958,787
				昭和50年度	325,962

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
伯 太 小 学 校 改 築 事 業	昭和49年度 昭和50年度	千円 136,900
南 池 田 小 学 校 増 築 事 業	昭和49年度 昭和50年度	107,100
横 山 小 学 校 増 改 築 事 業	昭和49年度 昭和50年度	49,612
幸 小 学 校 增 改 築 事 業	昭和49年度 昭和50年度	397,927
信 太 小 学 校 增 改 設 事 業	昭和49年度 昭和50年度	247,551
和 氣 小 学 校 プ ール 建 築 事 業	昭和49年度 昭和50年度	31,613
和 泉 中 学 校 給 食 室 改 築 事 業	昭和49年度 昭和50年度	28,200
公 共 下 水 道 甲 斐 田 川 幹 線 築 造 事 業	昭和49年度 昭和52年度	255,500
学 校 用 地 取 得 事 業	昭和49年度 昭和53年度	1,500,000
身 体 障 害 者 福 社 會 館 用 地 取 得 事 業	昭和49年度 昭和53年度	192,420
旭 公 園 用 地 取 得 事 業	昭和49年度 昭和53年度	460,000
池 上 遺 跡 取 得 事 業	昭和49年度 昭和52年度	660,000
都 市 計 画 街 路 泉 大 津 版 本 線 用 地 取 得 事 業	昭和49年度 昭和53年度	340,000
環 境 改 善 地 区 内 道 路 用 地 取 得 事 業	昭和49年度 昭和50年度	262,000

事 項	期 間	限 度 額
和泉市土地開発公社に委託し先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和4・9年度 昭和5・3年度	元金 千円 3,414,420 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和4・9年度 昭和5・3年度	元金 2,600,000 及びその利子
和泉市学校建設協会の建設事業資金の元金及びその利子(損失補償)	昭和4・9年度 昭和6・8年度	元金 1,000,000 及びその利子
大阪府同和金融公社貸付金損失補償	昭和4・9年度 昭和5・8年度	1,700
純 債 務 負 担 分 計		4,668,822
債務保証及び損失補償分計		3,601,700

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期間	償還方法	その他
退職手当	千円 70,000	普通貸借又は 証券発行	年% 以内 10.0	府 政 その他の	年内 20	年内 2	据置期間及び償還 期限を短縮し、も しくは繰上償還又 は低利に代替える ことができる。
解放センタービル事業	679,300	同上	10.0	同上	25	2	同上
老人憩の家建設事業	1,320,00	同上	10.0	同上	25	2	同上
保育所建設事業	252,230	同上	10.0	同上	25	2	同上
国民年金保険事業	903	同上	無利子	大阪府	無		各年度の償還額 については借入 先大阪府と協議 のうえ決定
泉北水道企業団舎建設事業	6,800	同上	10.0	同上	20	2	同上
農道整備事業	20,100	同上	10.0	同上	30	2	同上
大阪府同和金融公社貸付資金	17,000	同上	10.0	同上	20	2	同上
労働少年ホーム建設事業	55,600	同上	10.0	同上	25	2	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 値			還 割 の 方 法		そ の 他
				資金区分	償還期限	措置期間	償還方法		
土木事業	139,200	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上	上
都市計画事業	85,300	同上	10.0	同上	2.5	2	同上	同上	上
唐國田地排水路整備事業	4,500	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上	上
改良住宅建設事業	397,992	同上	10.0	同上	2.5	2	同上	同上	上
消防施設整備事業	34,600	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上	上
義務教育整備事業	78,840	同上	10.0	同上	2.5	2	同上	同上	上
市民会館整備事業	15,000	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上	上
合 計	258,012.5								

昭和49年度

大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和49年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,097,164千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は150,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項。ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の流用。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 岁入歳出予算(事業勘定)

歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険料		414,012千円
	1 国民健康保険料	414,012
2 一部負担金		10
	1 一部負担金	10
3 使用料及手数料		21
	1 手数料	21

款	項	金額
4 國庫支出金		683,491千円
	1 國庫負担金	593,215
	2 國庫補助金	40,276
5 府支出金		35,180
	1 府補助金	35,180
6 諸収入		4,450
	1 延滞金及過料	50
	2 預金利息	3,000
	3 雜收入	1,400
7 緑入金		10,000
	1 一般会計緑入金	10,000
歳入合計	合計	1,097,164

款	項	金額
1 総務費		60,635千円
	1 総務管理費	17,297
	2 徵収費	42,781
	3 運営協議会費	557
2 保険給付費		1,029,609
	1 煙草整備費	1,009,859
	2 助産費	18,000
	3 寄附費	1,750
3 保険施設費		520
	1 保険施設費	520
4 公債費		2,700
	1 一般公債費	2,700
5 諸支出金		1,700
	1 債還金及還付加算金	1,700

款	項	金額
6 予 備 費		2,000千円
	1 予 備 費	2,000
歳 入 出 合	計	1,097,164

議案第3号

昭和49年度

大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算

昭和49年度和泉市の土地区画整理事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ211,619千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 岁入歳出予算

款	項	金額
1 國 庫 支 出 金		1,005,00千円
	1 國 庫 文 支 出 金	1,005,00
2 府 支 支 出 金		9,155 0
	1 府 負 担 金	9,155 0
3 繼 入 金		1,956 9
	1 繼 入 金	1,956 9
歳 入 合	計	211,619

歳 出

款	項	金額
1 土地区画整理費		211,619 千円
	1 土地区画整理費	211,619
歳出合計		211,619

○

議案第4号

昭和49年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和49年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	30,500戸
(2) 年間総給水量	8,586,260m ³
(3) 一日平均給水量	23,524m ³
(4) 主要な建設改良事業 和泉上水道第3回拡張事業	392,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	759,207千円
第1項 営業収益	753,207千円
第2項 営業外収益	6,000千円

支 出

第1款 水道事業費用	762,063千円
第1項 営業費用	644,788千円
第2項 営業外費用	117,175千円

第3項 予 備 費

100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,771千円は過年度分損益勘定留保資金50,771千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	594,500千円
第1項 企業債	390,000千円
第2項 負担金	4,500千円
第3項 工事負担金	200,000千円

支 出

第1款 資本的支出	64,527千円
第1項 建設改良費	59,954千円
第2項 企業債償還金	4,572千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
和泉上水道 第3回拡張事業費	377,000千円	証書借入 又は 証券発行	10%以内	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をし又は、低利債に借換えることができる。
記水管整備事業費	13,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

項	目	金 額
1. 営 業 費 用	原水及浄水費	174,612千円
2. 営 業 外 費 用	支払利息及企業債取扱諸費	117,165千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 268,261千円

2. 交際費 500千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、139,493千円と定める。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

議案第5号

昭和49年度和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和49年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	120床
(2) 年間患者数 入院	45,946人
(3) 一日平均患者数 入院	120人
(4) 主要な建設改良事業 器械備品購入費	7,000千円
	調査費 1,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業収益 572,575千円

第1項 医業収益 513,170千円

第2項 医業外収益 59,405千円

	支 出
第1款 病院事業費用	71,168.9千円
第1項 医業費用	65,106.6千円
第2項 医業外費用	6,032.3千円
第3項 予備費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 資本的収入	22,421千円
第1項 出資金	22,421千円

	支 出
第1款 資本的支出	22,421千円
第1項 建設改良費	9,233千円
第2項 企業償償還金	13,188千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、55,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 医業費用	28,649.2千円
(2) 医業外費用	6,032.3千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	36,377.4千円
(2) 交際費	8,000千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、52,739千円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、220,462千円と定める。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

- 議長(坂上国治君) それではこの際、市長より昭和49年度の施政方針について披瀝願いたいと思います。
- 市長(藤木秀夫君)

昭和49年度
施政方針の要旨

ここに第1回定例市議会を開会するに当たり、市政運営に対する所信の一端を申し述べる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

議員の皆様方には平素より市政発展に絶大なる御支援御協力を賜り、ここに改めて厚く感謝申し上げる次第でございます。私は昭和46年末以来市政を担当し、財政運営の健全化と市政水準の向上に全力を傾注してまいりましたが、新しい年度を迎えるに当たり、その任務のいよいよ重きを痛感いたしております。

今回昭和49年度各会計予算案並びに関連諸議案の御審議を煩わすに際し、市政運営の基本的施策につきまして所信を申し述べたいと存じます。

我が国経済は、一昨年来より根強い物価の騰勢を続けてきましたが、さらに昨年後半に発生した石油問題を機に物価が狂騰するという異常事態が発生し、これに対処して物価を鎮静するため総需要を抑制し、公共事業の繰延べと公定歩合の累次にわたる大幅引上げなど、財政金融両面からの引締めが一段と強化されております。

昭和49年度国の予算は、物価の早期安定を最優先の課題として総需要の抑制に努めるため、財政金融諸施策の運営に当たってもその眼目をこの一点に絞って臨むこととして、国民生活の安定と福祉の充実に配意しつゝ公共事業を中心に抑制基調を堅持した予算の編成となったことは、

各位の既に御承知のとおりでございます。

したがいまして、現下の社会経済情勢と相まって國の方針が近年にない厳しい地方財政対策のため、本市における昭和49年度の市政運営につきましては、住民福祉向上のための生活関連社会資本の整備充実の促進が一日もゆるがせにできない実態にあると認識しながらも、財源の多くを外的要素に依存する本市にとって、特に行政投資については政府の総需要の抑制の強化方針に準拠すべき情勢の中で財源の許す範囲において予算編成を行うことといたしました次第であります。

昭和49年度予算編成に当たりましては、これらの諸事情をふまえ施策の指針に誤りなきよう対処することはもとより、行政水準の向上と住民福祉の充実に配意しながら、現在見込み得る最大限の範囲におきまして年間を通ずる予算を編成いたしました次第であります。

以上によりまして編成いたしました一般会計予算は、117億846万円であります。昭和48年度当初予算に比較いたしますと37億1808万円の増加で4.6%の伸びとなっております。特別会計予算につきましては、総額13億878万3,000円でございまして、昨年度の当初予算に比較いたしますと、2億4,218万2,000円の増加で2.2%の伸びとなっております。

企業会計予算につきましては、21億4,144万4,000円でございまして、昨年度当初予算に比較いたしますと3億4,041万8,000円の増加で1.8%の伸びとなっておりまして、市予算総額は151億5,868万7,000円と相成っている次第でございます。

以下、昭和49年度予算に意を配しました主要施策につきまして申し述べてまいりたいと存じます。

なにを申しましても市民の幸せを図ることは、まず第一かと存じます。より豊かな市民生活を実現するため、11万市民に等しく健康で文化的な生活を保障し、希望と生きがいをもたらすよう努力しなければならないと信じます。

なかでも社会情勢の変化と核家族化の進展に伴います幼稚・保育対策につきましては、要保育児童の措置に對象するため、本年度国府地区に一園開園するよう措置するとともに、新たに民間保育の導入を図るため民間保育所建設助成制度を創設した次第であります。なおまた、昨年度に引き続き保育料をすえ置くよう対処してまいりたいと存じます。

老人福祉につきましては、本年度より市民交通傷害保険制度について67歳以上の保険料の減免制度を設けるとともに、引き続き老人集金所の建設を年次計画的に措置してまいり所存であります。

かねてより懸案となっておりますごみの週2回収集につきましては、本年度内に体制をとるべく検討いたす所存でございます。

つぎに入類普遍の原理であり基本的人権にかかる重大な問題であります同和対策につきまし

ては、同和対策審議会答申の精神にそい、かつ、同和対策特別措置法の趣旨を体し、完全解放に向けて一段の努力をいたすべく、住みよい環境づくりを目指して、特に本市の事業実施の状況等を考慮し、地区内道路をはじめとする地区改良事業その他各施設の整備充実を強力に推進してまいるとともに、国、府に対する財源確保につきましては、全力を傾注してまいる所存でございます。

消防防災対策につきましては、近年死傷の伴う火災その他の災害の激増する情勢にかんがみ、防災活動効果を高めるため職員、器材、水利の充実を図り、もって市民の安全防護体制を強化してまいる所存でございます。

国民健康保険事業につきましては、適正な執行に配慮しながら健全な運営を行わなければならないと存じますが、助産費を増額改訂いたしましたほか、昨年度に引き続き保険料率をすえ置き、被保険者負担の増加を来さないよういたしました。

病院事業につきましては、険しい経済情勢のなかで経営は依然困難であります。公的医療機関として機能を高めるべく、診療体制の強化、入院サービスの向上に努力を続けたいと存じます。また、市民の要望にこたえ、市立病院整備の基本構想を速やかに策定し、財政健全化にも十分配意しつつ、具体化に取り組んでまいる所存でございます。

つぎに教育の振興のためには、次代の和泉市を築く原動力となる若い世代を豊かな人間性と知性と健康を兼ね備えた人材に育てるこことこそ、明日の繁栄をきずく根幹であると信じるものであります。

学校教育の充実につきましては、昨年度に引き続きクラブ活動用品の整備を行うとともに、本年度より学校図書を年次的に充実を図るよう措置いたしましたほか、特に最近の物価高騰によります学校給食経営が困難となっております現状を考慮いたしまして、本年度より新たに給食燃料費の市負担を行うよういたした次第でございます。しばしば御指摘をいたしております父兄負担の解消につきましては、一般管理経費のほか教育環境充実改善のための経費を中心に負担軽減に意を用いるとともに、学童共済制度に対し本年度は異例の措置として特別助成を行うようにいたしました次第であります。幼児教育につきましては、公私立幼稚園の就園奨励制度の拡充とともに、私立幼稚園保育料の助成費の増額を行い、公立施設との父兄負担の格差是正に意を配した次第でございます。

義務教育施設の整備については、48年度債務負担行為により事業実施を図りながら、あい次ぐ建設資材の暴騰により事業着手に至らなかったものを再度債務負担により事業実施を図るとともに、新たに児童生徒急増対策並びに老朽校舎の増改築事業として5校を併せて措置いたした次第であります。

社会教育対策につきましては、懸案の市民巡回文庫の実現を図るよう措置いたした次第であります。また同和教育の振興につきましては、校区同和教育推進協議会の発足と併せて、更に市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、積極的に行うよう措置いたしました。

文化財の保護につきましては、前年に引き続き池上遺跡の保存のための所要の予算措置をいたしました。

つぎに本市将来のため、都市機能の充実には基盤整備の確立が重要であると考えます。大都市の近郊都市として急速なる都市化の進展と人口増加に対処するため、総合計画基本構想を体して秩序ある人間回復の街づくりを推進してまいり所存でございます。

特に地域の特性と調和を生かした発展を期するよう、市民の幸せと住みよい社会を築くため、市民の生活環境向上の施策を遂行してまいり次第であります。

汚水の広域的処理を目指とした南大阪湾岸流域下水道事業の着手段階に入るよう措置し、また、和泉府中駅周辺市街地再開発事業の基本調査の継続実施を行うよう措置するとともに、市街化区域の開発指導の強化を図ってまいり所存でございます。都市整備に対処するための主要な事業といたしましては、本年度は特に政府の総需要の抑制策により継続事業を中心としたものとなりましたが、都市計画街路並びに市道整備の促進をはじめとして、黒鳥山公園、肥子池公園の整備並びに東松尾川河川改修に対処してまいりほか、第二阪和国道と関連いたします土地区画整理事業の促進を図るよう、それぞれ措置いたした次第でございます。

上水道事業につきましては、市民の生活を守るべく浄水場の整備、配水池の新設並びに未給水地域への配管等について措置したものでございます。特に最近の水の汚濁等による公害問題に対処すべく、水質の保全について十分配慮いたすものでございます。

産業基盤の確立につきましては、まず農林業振興対策として本年は農業振興地域制度に係る整備計画実施の初年度に当たりますので、この計画にそい土地基盤整備のための農免道路事業として松尾山幹線農道工事の早急な完成を目指して促進に努めるものをはじめとして、その他関連諸事業の推進を行うよう措置いたしました。また、生産機造改善対策として園芸団地整備事業等を実施し、対象農家の農業経営の改善を図ってまいり所存でございます。

さらに、林業対策といたしましては、緑地保全の見地から林道開設等の事業に対する受益者負担の軽減を行うため、市負担率の増額並びに畜産近代化のための施設設置事業に対し、本年度より市負担の制度をとり入れるための措置をいたした次第でございます。

商工振興対策としましては、現下の我が国経済情勢にかんがみ、とりわけ小規模零細企業の比重の高い本市の地場産業は、最近の原材料物資の不足と高騰、金融のひっ迫、国際競争力の低下、環境問題の深刻化、賃金の上昇等、また商業面にあっても都市化と流通環境の大変化に伴い、

市の商工業構造は厳しい試練と大きな転換期を迎えるとしております。こうした情勢に即応して商工業振興対策を樹立するため、各界の英知を集め、昨年11月商工業振興対策審議会の設置を賜りまして、昭和50年3月答申を目指して目下着々と調査活動を進めております。

また、最近の若年労働力不足と相まって、一層規模の縮小零細化が進行し産地経済を維持するに困難な状況にかんがみまして、雇用促進定着対策と併せて中小企業従業員福祉施策の一環として、勤労青少年ホームを建設するよう措置いたしました。また、府施策に基づく財団法人大阪労働者信用基金協会への出えんによる生活住宅資金貸付制度利用の便を図るとともに、小規模事業者に対しては、市単独融資制度の貸付限度額の引き上げ措置並びに一部保証料の市負担、商業共同施設設置の助成等商工業者へのよりきめ細かい施策を講じてまいる所存であります。同時に最近の異常な物価高騰に伴う消費経済対策としては、校区ごとの消費者モニターの設置並びに消費者啓蒙事業に重点を置くほか、国、府の関係機関と連係を密にしつつ、住民の生活安定策を促進してまいる次第であります。

以上、私の最も意を配しました点につきまして申し上げた次第であります。本市の財政は各位も御承知のとおり極めて弾力性に乏しいものであり、寸分の予断も許さない実情であります。

しかるに、社会情勢は急激に進展しつつあり、街づくりの新しい時代に即応した都市基盤の整備並びに人口増加とともに新しい行政需要に対処していくなければならない重大な時期であると痛感するものであります。前述いたしましたように、本年は特に政府の総需要抑制策、資材不足・物価上昇、とりわけ原油価格の高騰等、一連の我が国経済の動向を熟視しながら、予算執行に当たっては、特に慎重に配慮しなければならないことと存ずる次第でございます。

今後は行財政の一体的運営に特に意を配して、よりよい市民生活と行政水準の維持向上を目指して、各般の施策遂行にまい進いたしたい所存であります。

これら施策の実現は誠に厳しいものがありますが、適時適切に効果を挙げ得るよう配意しながら、財源の確保にはより積極的に努め、地方自治の本旨を深く認識し、本市に課せられた責任を着実に遂行するよう、私をはじめ職員一同一丸となって予算の効率的執行と経費の節減、行政運営の合理化に十分配慮しつつ、11万市民の福祉向上のために、市政執行の大任を果たすべく自身の努力をいたしてまいる所存でございます。

なにとぞ今後とも皆様方の深い御理解と格段のお力添えと変わらざる御指導を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げる次第であります。

○ 議長（坂上国治君） 昭和49年度施政方針要旨の説明が終わりました。先ほど一括上程いたしました諸議案に対して提案理由の説明を願いたいと思いますが、まず、教育委員会所管の議案から説明を願います。

○ 教育次長（阪東重信君） ただ今ご上程いただきました議案第6号、青年学級開設について議案第10号、和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第11号、和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定についての教育委員会所管3議案について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

青年学級開設につきましては、昭和49年度において開設しようとする青年学級を決定するについて、青年学級振興法第5条の規定に基づき、議会の議決を得なければならない法的手続をお願いするものであります。

内容といたしましては、勤労青少年を対象とする青年学級は、昭和49年度においては和泉青年学級、北池田青年学級、南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から翌年3月31日にかけて開設期間といたします。

開設場所は、青少年会館、北池田小学校、南池田公民館、楳尾中学校とし、学習内容は一般教養と茶道、花道といたしております。

学習時間につきましては、各学級とも年間を通じ1人100時間以上を計画しております。
よろしくご審議を賜り原案通り可決いただきますようお願い申し上げます。

次に議案第10号（議案書15ページ）、和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

就学前児童教育の重要性にかんがみ、一校区一幼稚園の基本計画に基づいて建設を進めて参りましたが、南松尾、南池田、横山の三幼稚園を49年4月より開園するについて、現行条例の改正をお願いしようとするものであります。

改正案の内容は、第2条において、北松尾幼稚園の次に新設三幼稚園を加え、7園とするものであります。和泉市立南松尾幼稚園は、久井町514番地の1に定員80名でございます。

南池田幼稚園は、三林町1273番地の1に定員120人。横山幼稚園は定員120名、3学級をもつて北田中町188番地に設置するものであります。

なお保育料及び入園料の減免の件につきまして、現行条例第5条の中で「市長は、特別の事情があると認める者については、保育料及び入園料を減免することができる」とあります。入園料を微収いたしておりません実態に即して、見出しを含む第5条の中で「及び入園料」の字句を削除せんとするものであります。よろしくご審議ご可決賜りますようお願い申し上げます。

次に議案書18ページ、和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

昨年11月、市民会館講堂に新たに冷暖房機が設置され現在、運転いたしておりますが、暖房使用料は、昭和36年8月に制定されました条例第5条別表4の通り徴収いたしておりますが、今回、冷房装置も設置いたしましたのに伴い、規定の整備を行ない、その使用料金を定める必要があります。これがこの条例案を提出した理由でございます。

改正案の内容を申し上げますと議案書20ページにございますように、新たに夏期の7月から9月までの冷房期間を設け、また、冬期の暖房は1カ月繰り上げて11月から3月までとしこれらの冷暖房装置を使用した場合は、一時間につき2千円以下において市長が定める額を加算するとしてあります。

よろしくご審議を賜り、原案通りご可決いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

- 議長（坂上國治君） 次に総務関係についてお願ひいたします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、一括ご上程をいただきました議案のうち、総務部関係の議案第7号、和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、それから議案第17号、和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について、この3件について順次、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、議案書3ページ、議案第7号、和泉市職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

近年、本市内における大規模な地域開発が急速に進展いたしております。そのため人口の増加が著しくなって参ってございます。これらに直接関連いたしまして、義務教育施設の新築、社会福祉施設の新設など、各施設の設置によります施設職員を中心として、また、一般事務職員など相当数の職員の増加を図る必要が生じて参りました。

しかしながら、現行職員定数の範囲内ではこれに対応することができなくなつて参りましたので、本条例案をご提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、和泉市職員定数条例第2条に職員の定数を定めてございますが、第2条第1項第1号は議会事務局職員の定数でございまして、現行「9人」とございますのを1人増員し、「10人」に改めようとするものでございます。

第2号につきましては、市長の補助機關たる職員のうち、一般会計で費用を支弁する職員の数現行「625人」とございますのを65人増員し、「690人」に改めようとするものでござ

ざいます。

なお補助機関のうち、福祉事務所の職員といたしまして、保育園等に勤務する保母職員等を、福祉事務所職員に含めるものといたしまして、現在の「16人」を「288人」に改めるものでございます。

第3号は水道事業に関する職員でございまして、「77人」とございますのを35人増加いたしまして、「112人」に改めるものでございます。

第6号は教育委員会事務局の職員でございまして、「31人」とございますのを19人増員し、「50人」に、第7号は教育委員会の所管に属する教育機關の職員数でございまして、「147人」とございますのを40人増員し、「187人」にそれぞれ改めようとするものでございます。

なお、この条例は昭和49年4月1日から施行しようとするものでございます。

引き続いて議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。(本冊6ページ)

最近の著しい物価の騰勢、他の特別職の職員及び一般職の職員の給与の改定等、諸般の事情にかんがみまして、各行政委員会委員等、特別職の職員で非常勤のものの報酬額の改定をいたしましたく、本条例案をご提案申し上げた次第でございます。

それでは内容についてご説明申し上げます。条例第2条第2項は、一部字句の改正でございまして、第3項は、字句の改正と、非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬額の改定でございまして、「月額75,000円を超えない」とございますのを2万円引き上げ、「月額9万5千円を超えない」範囲と改めようとするものでございます。

第3条及び第4条は、それぞれ字句の一部改正でございます。

別表は特別職の職員で非常勤のものの報酬額の改定でございまして、まず、教育委員会につきましては、委員長現行月額4万5千円を月額5万5千円に、委員の現行月額3万7千円を4万7千円にそれぞれ改めるものでございます。

監査委員につきましては、市議会議員の中から選任された委員現行月額1万2千円を1万5千円に、知識、経験を有する者の中から選任された委員現行月額3万7千円を4万7千円にそれぞれ改めようとするものでございます。

選舉管理委員会につきましては、委員長現行年額12万円を年額13万5千円に、委員現行年額5万円を年額7万円にそれぞれ改めようとするものでございます。

公平委員会につきましては、委員長の現行年額3万円を年額5万円に、委員の現行年額2万5千円を年額4万円にそれぞれ改めるものでございます。

農業委員会につきましては、会長の現行年額7万5千円を10万円に、委員現行年額5万円を年額6万円にそれぞれ改めるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、現行年額2万円を2万5千円に改めるものでございます。

なお、公務災害補償認定委員会委員及び公務災害補償審査会委員につきましては、附属機関の委員の中に含めることと措置いたしまして、附属機関の委員現行月額2千5百円を3千円に社会教育委員の現行月額2千円を3千5百円に、選舉長の現行一選挙ごとに4千5百円を6千円に、投開票立会人の現行日額3千円を4千5百円に、選挙立会人の現行日額3千円を4千5百円に、地方自治法第18・2条による補充員現行日額3千5百円を日額5千円にそれぞれ改めようとするものでございます。

なお、この条例は昭和49年4月1日から施行することいたしてございます。

続きまして本冊40ページ、議案第17号、和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びに改正の内容を概要ご説明申し上げます。まことに恐れ入りますが本条例のうち第2条の22号、33号が、それぞれ別にお手元にご配布申し上げました議案書正誤表により一部ご訂正をお願いいたしてございます。本冊42ページの上から13行目に「(22)道路敷、水路敷その他…」とございますが、「(22)各種手続に関する委任代行一件につき百円」とお改め願い、「(22)を(23)に改めていただき、「(23)道路敷、水路敷その他の…」とご訂正をお願いいたしたいと思います。ご了解を願いたいと思います。

それでは提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。

現行市の事務で、特定の者のためにするものにつきまして、その特定の者に提供する役務に対する費用を償うため手数料を徴収しておりますが、そのうち国の法令により手数料額またはその最高限度額が定められているものを除きまして、地方自治法第2百27条第1項の規定により、徴収すべき手数料の種類及び額を定めております。条例のうち関係いたします規定の分につきまして、ほぼ全面的に改定を行なおうとするものでございます。

今回の関係手数料条例の改正のおもな理由は、現在の各種手数料の金額は、昭和31年の本市が市制を施行いたした当時に定められたものがほとんどございまして、以来、現在まで据え置かれて参りました。しかるに、この間の社会経済事情は急速に発展し、長足の進歩を遂げて参っておりまして、これに伴い賃賃価値等も大きく変動しております。そのため特定の者のためにする役務の提供を償う費用には、現行手数料の額ではほど遠いものとなつて参りましたので、この際、適正な額に改定をいたそうとするものでございまして、その他条文の簡素化と所要の規定整備をも合わせて行ないたく、本改正条例案をご提案申し上げたものでございます。

次に関係条例の改正案の内容でございますが、第1条は、和泉市手数料条例の一部改正でございますが、本条例中の第1条は、見出し等の整備を行なうものでございます。

同第2条は、各種証明、閲覧、謄抄本交付、境界明示等の手数料を全面的に改定いたすことともに、従来、別に消防手数料条例として定めていたものを廃止し、必要な事項を本条例へ吸収いたしたものでございます。

したがって、手数料の種類及び金額を現行条例では一号から45号までの45種類の規定がありました。これを一号から23号までの23種類に整備をいたすものでございます。

このうち一号から22号までは住民票交付のほか、各種証明、閲覧等でございまして、これらの手数料の額は、現行50円を100円に改定いたすものでございます。

また、23号の市有地と民有地との境界明示は、現行一件300円を、1筆をもって一件5百円とするもので、一筆をますごとに100円を加算することといたしております。

第2項は、土地家屋、その他の資査及びこれにかかる証明件数の積算基準及び手数料額について、現行規定では、該当する各号でそれぞれ特例を定めていますが、これらを一括してこの項に規定し、加算額の10円を20円に改定しようとするものでございます。

同じく第3条第1項の各号は、現行規定とほぼ同じであり、件数の考え方を整備したものでございます。また、同条第2項は、住民票等の閲覧件数の算定方式を規定化したものであります。

次に第2条の和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、現行同条例第17条第1項の印鑑登録証明の手数料50円を100円に改定するものでございます。

第3条の和泉市税条例の一部改正は、現行条例第8条に規定しております納税証明書交付手数料50円を100円に、市税督促手数料10円を30円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

第4条は、国民健康保険条例の一部改正でございますが、市税条例と同じく、国民健康保険料の督促手数料、現行10円を30円に改定しようとするものでございます。

第5条は、和泉市水道事業給水条例の一部改正でございまして、同条例第29条第1項中、水道料金の督促手数料、現行10円を30円に改定いたしますほか、規定の整備を行なったものでございます。

また、同条例別表第2に規定しております手数料の種類、種別及び額については、そのうち設計手数料は公認業者に行なわせているため、このたび削除するほか、公認業者登録手数料、現行300円を5千円に、証明手数料50円を100円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

なお、その他の手数料は据え置くことといたしました。

附則につきましては、施行期日及び経過措置を規定したものでございまして、まず、本条例の施行期日は、昭和49年4月1日から施行することといたしてございます。

経過措置につきましては、この条例の施行前にすでに納付し、または納付すべきであった手数料並びに昭和48年度分以前の市税、国民健康保険料及び水道料金について、本条例施行後に発する督促手数料についても、なお、従前の例によることといたしてございます。

以上、3議案について提案の理由並びに内容のご説明を終わらせていただきます。何とぞ慎重ご審議のうえ、原案通り可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂上國治君） 次に消防関係についてご説明願います。

○消防長（和田増義君） ただ今上程いただきました議案第9号、和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

最近における著しい物価の高騰と、他の特別職の給与改定及び一般の職員の給与の改定など諸般の事情にかんがみまして、消防団員の報酬及び費用弁償額の改定を行ない、合わせて若干の規定の整備を行なおうとするものでございます。

改正の内容の第1点は、12ページ、第12条に規定する報酬につきまして、報酬年額を團長の年額4万円を5万円に、副團長の2万5千円を3万円に、分團長の年額1万6千円を2万円に、副分團長の1万1千円を1万5千円に、班長8千円を1万円に、団員の6千500円を8千円に引き上げようとするものでございます。

第2点は、第13条1項に規定しております費用弁償につきまして、団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合、現行の各1回につき300円を450円に引き上げようとするものでございます。

改正の第3点は、第13条の8項に規定しております旅費支給額につきまして、現行規定では、各階級ごとに市の職員の職務で規定しておりますが、市の職員の旅費条例規定では、俸給表によって支給しておりますので、現在の規定に見合う俸給表に当てはめて改正しようとするものでございます。

その他、若干の字句の修正をしたものでございます。

なお、この条例につきましては、49年4月1日から施行したいと思うのでございます。よろしくご審議下さいまして、原案通りご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（坂上國治君） 続いて、市民部関係についてお願いいたします。

○市民部長（小林一三君） それではお許しを得まして、市民部関係議案の内容について、提案理由並びに内容の概要をご説明申し上げます。

議案第12号、和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について(21ページ)。

最近の保育所の入所希望者の増加にかんがみまして、これら要措置児童の対策といたしまして今般、国府、緑ヶ丘、幸各小学校区にそれぞれ一保育所を新設するとともに、これに伴いまして、一部既設保育所の名称を変更する必要が生じましたので、ご提案させていただきました。内容といたしましては、従来の国府保育園を國府第1保育園に、その次に新設の國府第2保育園を和泉市府中町5丁目6番33号に新設させていただきたいと思います。

続きまして、従来の鶴山台保育園の次に緑ヶ丘保育園を和泉市緑ヶ丘21番地の2、及び和泉市立あさひ保育園を和泉市旭町172番地の2の2園を新設いたしましたく条例を提案させていただいたわけでございます。

なお、お手元にご配布させていただきました附則の訂正でございますが、本条例は昭和49年4月1日から施行いたしますが、國府第2保育園につきましては、昨年の12月議会におきまして、工事請負契約で6月30日までの工期でございますので、開園が7月1日ということでございますので、まことに不手際でございますけれども、正誤表を提出させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について(29ページ)でございますが、過般、実施されました他の医療保険制度改善の趣旨にかんがみまして、市民の保健及び福祉の向上を図るため、国民健康保険の給付の一環としての助産費国庫補助対象額の増加と相待ちまして改正しようとするものでございます。

改正条例の内容といたしましては、31ページにございますように、国民健康保険条例の第6条に助産費の規定がございますが、従来の1万円を2万円に改正いたしましたくご提案申し上げました。

なお、実施につきましては、昭和49年4月1日からございますが、附則第2項にござりますように、経過措置といたしまして、この条例の施行前に発生した出産に対する助産費につきましては、なお従前の例によることといたしてございます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 次に産業衛生部関係について説明を願います。
- 産業衛生部長(宇沢・椿君) 産業衛生部所管の議案第13号(25ページ)、和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について、その内容のご説明をさせていただきます。本条例は、交通事故により傷害を受けた者の救済の一助とするため設けられ、市民生活の安定と福祉の増進に寄与して参りましたが、最近の交通事故の減少傾向の中で、子供と老人の事故のみ依然として増加の減少を示しております。特に老人につきましては、交通事故に遭遇す

る場合が多く、なお本制度の加入者は少なく、加入者負担金を軽減することにより、老人の加入促進を図り、もって交通事故被災者の救済と老人福祉に寄与するため、加入者負担金のうち一定額を市費自担をするのが適当と考え、本条例を提案させていただいたわけでございます。

なお、これに伴いまして、現在生活保護を受けている者の加入者についても、その均衡を図るため、負担金軽減額を引き上げる必要がありますので、老人に対する軽減額と同額に改正いたたく、この条例案を提案した次第でございます。

次に議案第16号、和泉市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、(37ページ)の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

清掃行政は、市町村行政の中でも市民に直結する重要な行政で、それだけに市民の関心が高いのは否定できない事実であります。清掃の円滑化、定期処理につきましては、業者に対し指導監督はもとより、許される範囲での業者育成に努めてる次第ですが、今回の提案にかかるし尿くみ取り料については、業者側の従業員の給料引き上げ、燃料費の高騰、その他諸物価の上昇によりまして、経営の苦しい実情が、公共事業の下請けということで他企業よりも深刻であるとかがえます。

今まで業者から手数料の引き上げまたは助成金の増額の要求もありましたが、物価政策の中で市民感情や財政面を考える半面、府下各市の状況並びに本市の地域的な立地条件等を考慮し、少額助成措置にとどめることに努めて参りましたが、最近の急激な物価上昇の情勢下では経営が困難であるということで、清掃組合より近年にない大幅な値上げ要望が出され、種々検討いたしましたが、現状、財政をもって全額市費負担ということが困難な状態であり、くみ取り手数料の一部を市民にご負担をお願いいたしますのでございます。

改正をお願い申し上げた料金は、し尿、現行1人1カ月市民負担額80円を100円に、市助成金、現行40円を50円に引き上げ、業者収入、1人当たり150円といたたく、なお、議案参考資料の通り、人頭割の値上げに伴う特殊便そう並びに臨時くみ取り従量制料金を10リットル当たり現行25円を32円に改正をお願いするものでございます。

なお、ごみ委託料につきましては、全額市費負担となっておりますので、収集回数の問題について再三、議員さんからのご要望とごみの多様化を考え、体制の遅い次第、週2回取りを実施いたたく存じております。これに伴うし尿くみ取り料金値上げ案同様、ごみ収集委託料がその割合で増額となり、合わせて週2回取りを行なうことによりまして、委託料は昨年度予算額より倍増するものと思考しております。

以上の諸事情をご覧願いまして、何とぞ本案を原案通り可決決定下さいようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

- 議長（坂上国治君） 次に建設部関係についてお願ひいたします。
- 建設部長（中塚 白君） それでは議案第15号、和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について（32ページ）のご説明を申し上げます。
- 道路占用とは、道路敷の一部、最小使用限度を特定のものに物件等設け、継続的に使用されることを意味します。道路占用料算定の根拠でありますか、道路等の利用形態が、一般の土地利用形態と何ら異なるものでないなどの理由から、道路の価額とされております。
- 以上の観点から、最近の経済情勢に見合った額にすべく、昭和44年より据え置いた占用料を引き上げる次第でございます。
- それでは改正の内容について申し上げます。第7条の督促手数料20円を30円に改め、第8条については、道路占用料滞納額100円につき1日4銭を、占用料滞納額につき年当たり14.6%に改め、同条2、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする1項目を加えるものでございます。

別表道路占用料金表については、電柱は阪南七市同一金額とし、他の項目の金額についても近隣都市を参考にした額にそれぞれ引き上げるものでございます。

なま、本条例については昭和49年4月1日より施行いたしたい所存でございます。何とぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

-
- 議長（坂上国治君） お詫びいたします。予算についての説明は残っておりますが、ちょうどお昼でございますので、ここで暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは暫時休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時20分再会）

- 議長（坂上国治君） 午前に引き続き会議を開きます。
- 次に、予算案の説明に移ります。
- まず、一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算並びに土地区间管理事業特別会計予算案について説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただ今ご上程をいただきました議案第1号から第3

号までの昭和49年度一般会計予算並びに特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げたいと存じます。

説明に入りますまでに、予算書の議案は別冊になってございます。そのページ数予1の一般会計予算の一番最初の一項目、「昭和49年度和泉市的一般会計の予算は、次は定めるところによる」は、「…次に定めるところによる」で、「は」と「に」の間違いでございますのでおそれ入りますが、ご訂正願いたいと思います。

それではまず初めに、国家予算の編成方針を見ますと、物資需給の逼迫基調のもとに、根強い物価の高騰を来たし、さらに、アラブ産油国の石油生産制限に伴う石油供給削減の緊急事態が発生し、これが物価高騰に加速度を加え、国民生活に多大の影響を及ぼしました。これがため、国内外においては、公共投資の抑制をはじめとした経需要抑制を図り、国民生活安定と国民経済の円滑な運営を確保することが最重点の政策とされております。

すでに実施されました公定歩合の引き上げ、金融機関の窓口規制等の、近年にない厳しい金融政策等により、本市はきわめて厳しい財政環境の中に置かれているものでございます。

しかしながら、市は、行政の総合的な実施主体として、市民の意識変化に対応した福祉社会を実現していくことが現下の急務でございます。今年度各会計の予算編成に当たりましては、午前中の市長が申し上げました節政方針に基づきまして、財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、節度ある財政運営を行なうことを基本といたしてございます。

このような考え方により編成いたしました一般会計歳入歳出予算は、117億846万円と相なっております。前年当初に比較いたしますと、37億1800万円、46%の増加となってございます。

国民健康保険事業特別会計予算は、10億9千716万4千円と相なりまして、前年当初に比較いたしまして、26%、2億2千600万円の増加となっております。

土地区画整理事業特別会計予算につきましては、2億1,061万9千円を計上いたしました次第でございます。

これら普通3会計予算を合計いたしますと、130億1,724万3千円となりまして、前年当初と比較いたしますと、44%、39億6千万円の増加と相なってございます。

次に各会計の予算について順次ご説明をいたしたいと存じます。

初めに議案第1号の一般会計から、予算書に基づきまして、概要のご説明を申し上げたいと存じます。

まず、予算書の1ページ、第1条第1項にございます通り、歳入歳出予算は117億846万円と定めるものでございまして、この予算額の款項の区分と金額は、第1表の通りでござい

ます。

内容につきましては、後ほど、事項別明細書によりご説明申し上げたいと存じます。

第2条は継続費でございまして、(仮称)和泉第3団地40戸の改良住宅建設事業費を、49、50年度の2カ年の継続費として年割り額を定めさせていただいたものでございます。

次に第3条は、債務負担行為でございまして、債務を負担することができる限度額等を定めるもので、小学校校舎等の建築事業7件、9億9,890万2千円、住宅公団光明池団地関連公共下水道事業費2億5,550万円、学校敷地等用地取得事業費6件、3.4億1,442万円、債務保証等3.6億1,700万円をそれぞれ計上いたしたもので、事業明細は第3表の通りでございます。

第4条につきましては、地方債の事業目的、借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第4表の通り、総額2.5億8,012万5千円を計上いたしました。

次に第5条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、財政調整資金として20億円とうたってございます。

第6条につきましては、歳出予算の同一款内における各項目の給与費の流用について定めるものでございます。

以上が一般会計の予算でございます。

続きまして、事項別明細書により、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

事項別明細書の33ページ、歳出から参りたいと存じます。

まず、初めに議会費でございますが、議員各位の報酬及び手当等7,525万円、事務局職員の給与費2,265万2千円及び議会運営に要する経費1,382万円で、総額1億1,172万2千円を計上いたしました。

次に、総務費でございますが、総務管理費の一般管理費につきましては、特別職はじめ一般行政職員及び嘱託員の給与費として3億8,581万円、専外関係経費833万6千円を秘書費として計上し、庁舎内外の維持管理、一般庁舎運営経費につきましては、庁舎管理費として3,981万7千円を、人事管理費につきましては、人事及び給与事務に要する経費として3,80万7千円、職員福利厚生費につきましては、職員厚生会の経費等として9,07万3千円を、一般管理費としてそれぞれ計上いたしてございます。

次に文書費につきましては、市例規はじめ、議案作成及び一般文書管理経費として418万2千円を計上いたしました。

広報広聴費につきましては、市政と市民を結ぶ広報「いづみ」の発行経費をはじめ、各種広報活動費として1,359万7千円を計上いたしました。なお、盲人の方にも市行政を理解して

いただくため、専用のテープレコーダーを設置いたすべく措置いたしてございます。

次に、財務会計管理費につきましては、予算事務、資金計画事務及び金銭並びに物品の出納事務に要する経費として9,09万円を計上いたしました。

財産管理費につきましては、市有財産の管理経費はじめ、一般行政施設の敷地賃貸料及び財産評価審査委員会の運営経費等として2,150万4千円を計上いたしました。

次に、5.0ページの企画費でございますが、これは市の総合計画事務費はじめ、泉大津市との境界適正化のための経費及び事務管理経費等として601万4千円を計上いたしました。

公平委員会費につきましては、委員会の運営経費として6.2万2千円を計上いたしました。

交通安全対策につきましては、交通モラル向上対策費として342万1千円。

交通傷害補償費につきましては、傷害保険料等として539万円。

交通公園費につきましては、交通児童遊園の管理費として47万8千円。

交通安全施設費につきましては、歩道防護柵等、安全施設を整備いたすべく、1,260万円を計上いたしました。

次に、公害対策費につきましては、公害観測車の運営経費をはじめ、事務経費等として448万8千円を計上致しました。

次に諸費につきましては、防犯活動費はじめ、町会活動費、人権擁護関係費及び市税の過誤納金の還付金等として1,579万4千円を計上いたしました。

5.9ページの徴税費につきましては、税務総務費につきましては、固定資産税評価審査委員会の運営経費をはじめ、徴税職員の給与費として1億3,058万7千円を計上いたしました。

賦課費につきましては、市税の賦課計算事務に要する経費として3,155万8千円。

徴収費につきましては、納稅事務経費として3,629万4千円を計上いたしました。

次に、戸籍住民基本台帳費につきましては、職員給与費6,839万3千円をはじめ、戸籍簿住民基本台帳関係費3,98万7千円並びに住民情報管理について、コンピューターを導入すべく、当初経費1,084万5千円をそれぞれ計上いたしました。

選挙費につきましては、職員の給与費1,151万8千円、管理委員会の運営経費として11.8万4千円を計上いたしました。なお、本年度夏には参議院議員の通常選挙が執行されますので、これに要する経費1,071万2千円を計上いたしてございます。

次に、統計調査費につきましては、職員の給与費はじめ、各種市勢統計に要する経費を合わせまして768万円を計上いたしました。

次に、督查委員費につきましては、職員の給与費はじめ、監査事務執行に要する経費等、合わせまして8,77万1千円を計上いたしました。

同和対策費につきましては、職員給与費2,987万1千円、一般対策経費3,557万円、同和対策促進のための審議会の運営経費等として410万1千円、更生資金貸付金の運営費168万2千円、解放センター建設のための用地及び設計に要する経費として6億7,954万4千円をそれぞれ計上いたしてございます。

隣保館費につきましては、職員給与費はじめ、幸、王子両会館の運営経費並びに各種対策活動経費等、合わせまして6,748万9千円を計上いたしてございます。

以上が総務費でございまして、総額16億8,614万9千円と相なる次第でございます。

次に、87ページの民生費でございますが、社会福祉費の社会福祉総務費につきましては、関係職員の給与費2,534万3千円はじめ、社会福祉事務一般経費、各種団体への補助金並びに国民健康保険事業特別会計への繰出金等、合わせまして4,612万4千円を計上いたしました。

民生児童委員費につきましては、委員さんの活動経費等として389万9千円を計上いたしました。

次に、身体障害者福祉費及び精神薄弱者福祉費につきましては、主として扶助費でございまして、この2つを合わせまして3,350万9千円を計上いたしてございます。

老人福祉費につきましては、敬老費をはじめ、健康対策、老人ホームの収容者扶助費等として4,663万円を計上いたしました。老人憩の家建設事業費につきましては、前年度に引き続き本年度も2カ所建設いたすべく、1,979万円を計上いたしてございます。

老人センター費につきましては、48年度において竣工予定でございますので、この運営管理経費として316万8千円を計上いたしました。

次に、医療助成費につきましては、老人及び身体障害者の医療助成費であります、主として扶助費でございます。

次に、国民年金費につきましては、職員の給与費はじめ、福祉年金並びに拠出制年金の一般事務経費及び印紙購入費等として2億4,689万9千円を計上いたしました。

共同浴場費につきましては、中央温泉ほか3カ所の管理運営経費として1,036万2千円を計上いたしたものでございます。

次に、児童福祉費でございますが、児童福祉総務費につきましては、関係職員の給与費はじめ、児童相談費及び助産施設収容者の扶助費等といたしまして4,248万5千円を計上いたしてございます。

児童措置費につきましては、児童手当でございまして、15才未満児まで適用することとして1億2,601万円を計上いたしました。

次に、保育所費につきましては、職員の給与費として4億7,418万円、運営管理費として1億3,950万円、園舎の補修費として1,382万円を計上いたしましたほか、収容定員120名の（仮称）信太第3保育所を建設をいたすべく、2億9,534万円を計上いたしました。次に（仮称）国府第2保育園建設事業費につきましては、48年度において債務負担行為の議決をいただき施工をいたしているもので、1億6,471万4千円を計上いたしてございます。

母子寮費につきましては、寮母給与費のほか、運営経費として668万6千円を計上いたしました。児童遊園費につきましては既設園の維持管理費及び新設費、合わせまして502万5千円を計上いたしました。

次に、生活保護費につきましては、職員給与費のほか、扶助費等として5億7,876万8千円を計上いたしてございます。

災害救助費につきましては、前年度と同程度の額、42万4千円をいたしまして、一朝有事には、適切なる措置を講ずる所存でございます。

以上が民生費でございまして、総額24億9,283万4千円と相なる次第でございます。

次に121ページ、衛生費でございますが、保健衛生費の保健衛生総務費につきましては、職員給与費のほか、母子健康対策、一般衛生事務経費並びに病院事業の補助金等、合わせまして1億7,390万7千円を計上いたしました。

予防費につきましては、結核、精神病、その他各種予防接種事務経費並びに診療所通常費等といたしまして3,388万6千円を計上いたしました。

環境衛生費につきましては、主として鼠駆除費として289万9千円を計上いたしました。

次に、清掃費でございますが、清掃総務費につきましては、職員給与費及び泉北環境整備施設組合の負担金等として1億7,701万9千円を計上いたしました。

廃芥処理費につきましては、可燃性、不燃性廃芥の収集処理経費として9,920万円を、し尿処理費につきましては、くみ取り経費として7,502万8千円をそれぞれ計上いたしました。

墓地火葬場費につきましては、和泉靈廟並びに市営斎儀通常経費等として2,724万8千円を計上いたしました。

上水道費につきましては、泉北水道企業団の庁舎建設に伴う本市負担金として916万4千円を計上いたしてございます。

以上が衛生費でございまして、総額5億6,155万6千円と相なってございます。

次に、187ページの労働費でございますが、職員給与費のほか、一般失業対策経費として5,619万5千円を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、農業費の農業委員会費につきましては、事務局職員の給与費のほか、農業委員会の運営経費として1,254万2千円を計上いたしました。

農業総務費につきましては、職員の給与費のほか、一般農業事務費として3,128万4千円を計上いたしました。

農業振興費につきましては、園芸団地整備事業補助金はじめ、農業協同組合関係費等、合わせまして1,590万2千円を計上いたしてございます。

畜産業費につきましては、家畜診療経費及び畜産近代化施設設置事業補助金等として243万3千円を計上いたしました。

次に、農地費につきましては、農道、水路、ため池事業等の土地改良事業費及び農免事業費、合わせまして5,555万8千円を計上いたしました。

林業費につきましては、一般事務費のほか、林道の整備事業費として1,528万9千円を計上いたしました。

以上が農林水産業費でございまして、総額1億3,300万8千円と相なってございます。

次に、151ページの商工費でございますが、商工総務費につきましては、職員給与費はじめ、計量器検査、各種技能取得並びに商業地域調査等、合わせまして2,843万2千円を計上いたしました。

商工振興費につきましては、中小企業経営指導、小規模事業対策、消費経済対策、観光事業経費等、合わせまして2,178万2千円を計上いたしました。

雇用対策費につきましては、事業所の定着率向上をはかるため、労働青少年ホームの建設をはじめ、中小企業従業者福祉共済制度を新規事業として措置いたしたもので、合計9,443万6千円を計上いたしました。

金融対策費につきましては、中小企業融資等のための経費として、3,817万9千円を計上いたしました。

以上が商工費でございまして、総額1億8,282万9千円と相なっております。

次に162ページ、土木費でございますが、土木管理費の土木総務費につきましては、職員の給与費はじめ、土木建築及び用地対策関係の一般事務経費、合わせまして1億3,211万3千円を計上いたしました。

道路橋梁費につきましては、関係職員の給与費はじめ、市内一円の市道維持補修費、市道橋前による復旧工事費、唐国一池田線整備、環境改善整備事業関連の道路整備事業費等、合わせまして道路橋梁費として6億6,165万5千円を計上いたしました。

河川及び水路につきましては、河川一般維持補修費及び東松尾川改修事業費並びに水路改修

費として 5,633 万円を計上いたしました。

次に、都市計画費の都市計画総務費につきましては、職員の給与費はじめ、公共下水道基本計画関係費、合わせまして 7,130 万 5 千円を計上いたしました。

公園費につきましては、既設公園の管理費はじめ、黒鳥山公園及び肥子池公園の整備事業費として 6,854 万 7 千円を計上いたしました。

街路事業費につきましては、和泉中央線及び和泉府中北通り線の整備を引き続き図るべく、1 億 5,048 万 5 千円を計上いたしました。

浸水対策費につきましては、池上水路及び幸下水路の整備をいたすべく、1,236 万 8 千円を計上いたしてございます。

観光費につきましては、横尾山公園に駐車場を整備いたすべく、812 万 8 千円を計上いたしました。

公共下水道整備事業費につきましては、住宅公団光明池団地関連事業費として、債務負担行為と合わせ、8 億 6,594 万 9 千円で施工するものでございます。

土地区画整理調査指導費につきましては、特別会計への繰出金はじめ、一般的な事務経費として 2,073 万 5 千円を計上いたしました。

次に、開発費につきましては、和泉府中駅再開発を進めるべく措置いたしました。

次に住宅費でございますが、住宅管理費につきましては、既設住宅の維持管理経費として 1,744 万 1 千円を計上いたしました。

住宅建設費につきましては、47 年度からの継続費 120 戸分、48 年度からの継続費 46 戸分及び 49 年度からの継続費としての 40 戸分、合わせまして 21 億 6,770 万 4 千円を計上いたしました。

以上が土木費でございまして、総額 34 億 7,704 万 6 千円と相なっております。

次に 187 ページ、消防費でございますが、まず、常備消防費につきましては、職員の給与費として 1 億 8,855 万 3 千円、本署及び各出張所の活動経費として 1,539 万 6 千円合計いたしまして 1 億 9,894 万 9 千円を計上いたしました。

非常備消防費につきましては、消防団の活動経費でございまして、団員報酬をはじめ、維持運営経費として 1,858 万 3 千円を計上いたしました。

消防施設費につきましては、付帯器具、水利施設、消防団詰所の整備費等といたしまして、4,976 万円を計上いたしてございます。

以上、消防費といたしまして、総額 2 億 6,750 万 2 千円を計上いたしたものでございます。

次に、195 ページの教育費でございますが、教育総務費の教育委員会費につきましては、

教育委員各位の報酬をはじめ、委員会の運営経費として392万2千円を計上いたしました。

事務局費として、職員の給与費をはじめ、事務局運営経費として1億714万2千円を計上いたしてございます。

教育指導費につきましては、小中学校のクラブ活動費をはじめ、教職員の研修補助金等といたしまして2,661万6千円を計上いたしました。

同和教育指導費につきましては、同和教育推進関係費をはじめ、就学奨励金等といたしまして7,487万9千円を計上いたしました。

次に、小学校費でございますが、学校管理費につきましては、学校関係職員の給与費をはじめ、管理運営経費及び校舎等補修関係費といたしまして2億5,115万円を計上いたしてございます。

212ページの学校保健費につきましては、児童の健康管理経費並びに給食関係費として6,071万2千円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、教材備品の整備費をはじめ、要保護・準要保護児童の就学扶助費等といたしまして2,102万2千円を計上いたしました。

次に学校建設費でございますが、伯太、北池田、南池田、横山及び信太、それぞれの小学校増改築事業費につきましては、本体工事施工に向けての設計委託料等の事務経費を計上いたしたものでございます。幸小学校事業費につきましては、用地取得費及び本体工事の設計委託料等といたしまして7億8,84万7千円を計上いたしてございます。黒鳥小学校及び鴻山台南小学校につきましては、すでに債務負担行為として執行いたしておりました校舎建設事業費を、歳出予算に計上いたしたものでございます。鴻山台北小学校につきましては、体育館に遊具を設置いたすべく措置いたしてございます。緑ヶ丘小学校につきましては、給食室を整備いたすべく、1,188万円を計上いたしました。

次に、222ページの中学校費でございますが、本項は、おおむね小学校費と類似する経費をそれぞれその科目に計上いたしてございます。

学校管理費につきましては、関係職員の給与費などと致しまして、1億3,278万1千円。

学校保健費につきましては、校医報酬をはじめ、健康管理費等といたしまして2,840万6千円。

教育振興費につきましては、教材設備費等といたしまして1,337万6千円をそれぞれ計上いたしてございます。

学校建設費につきましては、和泉中学校並びに南松尾中学校に給食室を整備いたすべく、本体工事に向けての設計委託料を計上いたしました。信太中学校につきましては、すでに債務負

担当行為で執行いたしておりました校舎について、歳出予算に計上いたしたものでございます。

山手中学校費につきましては、用地の取得費でございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園管理費につきましては、職員の給与費をはじめ、運営管理経費として1億2,955万1千円を計上いたしました。管理経費が増加いたしておりますのは、新設3園が増加しているためでございます。

幼稚園保健費につきましては、園児の健康管理経費として172万7千円を計上いたしました。

次に237ページ、社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、関係職員の給与費1,042万6千円、社会教育委員及び指導員の運営経費として163万2千円、青年学級及び家庭教育学級の運営費及び文化祭、成人式等、各種社会教育行事関係費397万4千円並びに運営事務費195万8千円をそれぞれ計上いたしました。

青少年対策費につきましては、青少年問題協議会、青少年指導員の関係費、水難防止対策、子供会運営経費、留守家庭児童の保護運営費等といたしまして593万7千円を計上いたしました。

次に、青少年会館費、公民会館費及び青年の家費等につきましては、各施設の運営管理経費をそれぞれ計上いたしたものでございます。

同和教育費につきましては、隣保館活動の一環といたしまして、社会同和教育関係費として996万9千円を計上いたしました。

文化財保護費につきましては、市史の増刊並びに南王子村文書編集関係費等として486万1千円を計上いたしました。

次に、自動車文庫費につきましては、本年度新規事業として自動車巡回文庫を開始いたすべく、535万5千円を計上いたしました。

保健体育費につきましては、体育大会の開催経費をはじめ、市民グランド整備関係費、同和地区社会体育費等並びにプールの運営経費等として、1,085万1千円を計上いたしました。

次に、262ページの公債費でございますが、これは長期債の元利償還金及び一時借入金の利子並びに公募債借入に伴う手数料でございまして、総額7億9,096万8千円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、開発公社に対する貸付金を引き続き8,890万円計上致しましたほか、本年度より新規に学校建設協会を財團法人として発足いたすべく、出資金200万円を計上いたしてございます。

災害復旧費につきましては、過年度発生による農林施設の復旧費でございまして、197万

2千円を計上いたしました。

最後に予備費につきましては、諸般の経済事情を勘案いたしまして、2千万円を計上いたしました次第でございます。

以上が歳出の事項でございまして、総額117億846万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入の予算についてご説明を申し上げます。事項別明細書の3ページにお戻りいただきたいと存じます。

まず、初めに市税でございますが、前年度決算見込み、調停見込み等のワクを勘案いたしまして、総額25億6,292万8千円を計上いたしました。これは前年度と比較いたしまして33%の伸びでございまして、6億8,700万円の增收となっております。

地方譲与税、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税につきましては、前年度の実績及び伸び率等を勘案いたしまして、それぞれ見込み額を計上いたしました次第でございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、農林施設整備事業等の受益者分担金として468万2千円を計上いたしました。負担金につきましては、保育園措置費と父兄負担金をはじめ、助産施設、老人福祉施設、精神障害者福祉施設の収容者負担金並びに土木・教育関係の負担金等、合わせまして2億8,784万6千円を計上いたしました。

次に使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政施設の使用料といたしまして、それぞれ目的別に4,277万7千円を計上いたしました。手数料につきましては別途議案第17号等でご審議をわざらわすところでございまして、各種手数料の増額を見込みまして2,293万6千円を計上いたしました。

次に、国庫支出金16億8,854万2千円及び府支出金21億4,215万2千円、合計いたしまして38億8,069万4千円を計上いたしてございます。これらはいずれも歳出予算の事業事務と相関連する特定財源でございまして、現行制度及び実績等を勘案いたしまして計上いたしたものでございます。

次に、財産収入につきましては、基地貸付収入等として766万2千円を計上いたしました。寄附金につきましては、一般寄附金として4,602万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、用品調達基金の収益金を繰り入れるべく、10万円を計上いたしてございます。

諸収入につきましては、市税延滞金248万5千円、預金利子として986万3千円、貸付金の元利収入として1億4,48万8千円、市道掘削による受託事業収入等といたしまして4,140万5千円、その他、雑入として4億7,846万1千円をそれぞれ計上いたした次第で

ございます。

最後に市債でございますが、総額25億8,012万5千円を計上いたしておりますが、これらはいずれも事業費と相關連致するもので、対象事業費並びに起債充当率等を勘案いたしまして計上致したものでございます。

以上が歳入予算の事項でございまして、総額117億846万円と相なっている次第でございます。

以上で一般会計予算の歳入歳出についての説明を終わらさせていただきます。

それでは引き続きまして議案第2号、国民健康保険事業特別会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

まず、予算書の1-6ページでございますが、第1条にございます通り、歳入歳出予算を10億9,716万4千円と定めるものでございまして、この予算額の款項の区分と金額は、第1表の通りでございます。

第2条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、1億5千万円といたしてございます。

第3条につきましては、歳出予算の同一款内における各項間の給与費及び保険給付費の流用について定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして、まず、歳出予算からご説明を申し上げます。

282ページでございます。

初めに総務費でございますが、総務管理費につきましては、職員の給与費をはじめ一般運営経費として1,729万7千円を計上いたしました。徴収費につきましては、保険料の賦課徴収関係職員の給与費をはじめ、保険料徴収についての諸経費として4,278万1千円を計上いたしました。

次に、保険給付費につきましては、診療報酬の市負担金をはじめ、助産費、葬祭費等といたしまして10億2,960万9千円を計上いたしました。

なお、助産費につきましては、別途議案第14号でご審議をわざらわしますように、現行1万円を2万円に増額いたすべく措置致してございます。

次に、保健施設費につきましては、保健衛生普及費として52万円を計上いたしました。

公債費につきましては、一時借入金の利子として270万円を計上いたしてございます。

諸支出手につきましては、保険料の過誤納還付金として170万円を計上いたしました。

最後に、予備費として200万円を計上致しまして、歳出予算の総額は10億9,716万4千円と相なっている次第でございます。

引き続きまして、これら歳出に充当いたします歳入についてご説明申し上げます。279ページでございます。

まず、健康保険料でございますが、自然増等によりまして2.3%の增收を見込み、4億1千401万2千円を計上いたしました。

国庫支出金6億3,349万1千円及び府支出金3,518万円につきましては、保険給付金並びに事務費の負担金等として合計6億6.867万1千円を計上いたした次第でございます。

諸収入につきましては、預金利子並びに第3者返納金等といたしまして445万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、前年度に引き続き、一般会計から1千万円を繰り入れるべく措置いたしまして、歳入総額は10億9,716万4千円と相なる次第でございます。

以上が、国民健康保険事業特別会計予算の内容でございます。

それでは引き続きまして議案第3号、土地区画整理事業特別会計予算について、内容のご説明を申し上げたいと存じます。

まず予算書の19ページ、第1条にございますように、歳入歳出予算を2億1,161万9千円と定めるものでございまして、この予算額の款項の区分及び金額は第1表の通りでございます。

事項別明細書によりましてご説明を申し上げますが、294ページでございます。

申すまでもなく、この事業は第2阪和国道関連の土地区画整理事業でございまして、公共用地取得費9,080万1千円をはじめ、補償費5,035万2千円、測量、設計、換地計画等の委託料5,650万3千円並びに現場事務所建設のための経費等、合計致しまして2億1,161万9千円を計上いたしました。

これら歳出に充当いたします歳入予算につきましては、国庫支出金1億50万円、府支出金9,155万円、合計いたしまして國・府支出金1億9,205万円並びに一般会計からの繰入金1,956万9千円を計上いたしまして、歳入総額2億1,161万9千円と相なる次第でございます。

以上が土地区画整理事業特別会計予算の内容でございます。

以上、議案第1号から3号まで、予算関係の提案理由並びに内容の説明を終わらしていただきます。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂上國治君） 次に、水道事業会計予算案について説明を願います。

○水道部次長（田中 稔君） 昭和49年度和泉市水道事業会計予算について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

本予算案は、地方公営企業法第24条の規定に基づき調製提案させていただきましたものであります。内容につきましては、まず第2条において、本年度業務の予定量とし給水戸数3万5百戸と予定し、前年度より1,700戸の増を見込んでおります。年間給水量としましては、前年度より87万4,260立方メートルの増加を見込み、85.8万6,260立方メートルと予定いたしております。1日平均給水量といたしますと、年度より2,395立方メートル多い2万3,524立方メートルとなるものであります。

次に、主要な建設改良事業といたしましては、昭和41年度より継続事業として施工してきました和泉上水道第3回拡張事業3億9,200万円で予定いたしております。そのおもな内容は、和田浄水場汚泥処理設備、松尾寺配水池第1期工事並びに春木川配水池と未給水区域への配水管布設工事等であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出であります。これは先の第2条の業務量の事業を行なうために要する費用と、そのサービスの給付として需要家より納入される使用料金等の収益であります。

収入面より申しますと、営業収益7億5,320万7千円と、営業外収益60.0万円を予定し、水道事業収益7億5,920万7千円と相なる次第であります。

また、支出につきましては、営業費用6億4,478万8千円と、営業外費用1億1,717万5千円及び予備費10万円を予定し、水道事業費用7億6,206万3千円と相なり、収入より支出を差し引きいたしますと、当年度純損失285万6千円が発生するものであります。

これら損失金の要因としましては、大阪府営水道の料金改定によるものと、経済情勢に起因する諸物価高騰によるもの及び職員の増加等であります。

次に第4条でございますが、これは収益を得るためと、サービスのため、施設の新設、増改設を行なうのに必要な資金収入及び支出項目であります。

収入より申しますと、企業債3億9千万円を予定いたしており、このうち3億7,700万円を第3回拡張事業費に、残り1,300万円は配水管整備事業費に充当すべく見込んでおります。

また、消火栓新設に伴う一般会計負担金450万円と、計画路線外に配水管布設工事を行なう原因者負担の工事負担金2億円を予定し、資本的収入5億9,450万円といたしますものであります。

一方、支出につきましては、建設改良費5億9,954万6千円を予定いたしております。これらの内訳は、第3回拡張事業費に3億9,200万円、計画外路線の配水管布設工事費に1億7,920万円、同和事業としての配水管整備事業費1,320万円、また、量水器の購入等、営業設備費の1,514万6千円であります。次に、企業債償還金でありますが、これは過去の

建設改良のため借り入れた企業債の償還元金であり、この額4,572万5千円を加えますと、資本的支出の予定額6億4,527万1千円と相なり、收支差し引きしますと5,077万1千円の資金不足が生ずるものでございますが、これは過年度分指益勘定留保資金で全額補てんするものであります。

次に、第5条であります。これは本年度において借入を予定しております企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額につきましては、先ほど申し上げました通りの額、すなわち第3回拡張事業債3億7,700万円、配水管整備事業債1,800万円であります。利率を除き、従来通りであります。利率につきましては、できるだけ政府債及び公庫債を予定いたしておりますが、最近の金融情勢からして、若干、縁故債を伴うことが予測されますので、これらについて、高金利になるものと見込み、本年度において借り入れする企業債の最高限度の利率を10%以内と予定いたしたものでございます。

次に、第6条は一時借入金の限度額でございますが、日常の営業活動面ではあまり借入れの必要もないわけであります。建設改良の起債前措と一時的な多額の支出に備えて、一応、2億円を予定いたしたものでございます。

第7条は、経営上、予定外支出が余儀なくなった場合、お互いに流用できるよう、営業費用のうち、原水及び浄水費より職員給与費を除いた金額1億7,461万2千円と、営業外費用のうち、支払い利息及び企業債取扱諸費の全額1億1,716万5千円が互いに流用し合えるよう定めたものであります。

第8条は、議会の議決がなければ他の経費に流用できない流用禁止項目であります。職員給与費2億6,826万1千円及び交際費50万円であります。

第9条は、営業用及び建設用資材並びに量水器等を購入し、実際に使用または取り付けなければ予算の執行が伴わない資産の購入限度額を、1億3,949万3千円と定めるものであります。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計予算案の概要でございますが、これらの詳細につきましては、5ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしくご審議下さいまして、原案ご可決下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 最後に、病院事業会計予算案について説明を願います。
- 病院事務局長（竹内 潔君） 午前中上程されました昭和49年度和泉市病院事業会計予算の提案理由並びにその概要につきましてご説明申し上げたいと存じます。

まず、市立病院運営に要する経済的な経費につきましては、予算第3条に示しておりますように、支出におきまして総額7億1,168万9千円であります。昨年度の当初予算に比較い

たしますと、1億5,356万8千円、8%の増加となっております。そのうちのおもなるものは、人件費の増加7,160万6千円、25%の増。材料費、これは主として薬品購入費であります、5,720万8千円、38%増加であります。

これに対する収入につきましては、3月から行なわれました医療費の引き上げによる增收分並びに外来患者の自然増加等を見込みましても総額5億7,257万5千円であります。昨年度当初予算に比較いたしますと、意7,857万円、約45%の増加と相なっておりますが、依然として、当初予算収支におきまして1億3,911万4千円の不足を生ずる状態でございます。

なお、49年度事業予定量につきましては、予算第2条に示しておりますように入院患者総数につきましては、年間45,946人、日平均120人、外来患者総数につきましては、年間9万112人、日平均306人と見込んでおります。

次に、第4条の資本的収支予算につきましては、総額2,242万1千円であります。うち1,818万8千円は過去の企業債の償還金であります。建設改良費には923万3千円を充当することといたしております。

なお、懸案の病院建設関係費につきましては、近く完成を予定いたしております病院建設基本構想に基づきまして、関係方面との財政的折衝が終り次第、改めて実施計画並びに補正予算のご審議をわざらわしたいと存じております。

次に、49年度中の一時借入金の限度額につきましては、5億5千万円とお願いいたしましたく存じます。

次に、法令に基づきますところの相互利用のできる経費については第6条に、議会の議決を得なければならない経費につきましては第7条に、たな卸資産の購入限度額につきましては第9条に、それぞれ示しております通りお願い申し上げたいと存じます。

なお、平均15%に及ぶ医療費改定に伴う增收分を見込みましても、なお多額の収支不足を生じる経営内容でございますので、一般会計からは、経常運営経費につきまして5,273万9千円、資本的予算につきましてはその全額2,242万1千円、合計7,513万円のご援助をお願い申し上げたいと存じまして、本予算を提案申し上げました次第でございます。

内容の詳細につきましては、5ページ以下に附属書類として添付いたしてございますので、ご検討を賜わりまして、49年度病院関係予算につきましては、原案通りご議決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○ 議長（坂上国治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたじたい

と思いますが、ご異議ございませんか。

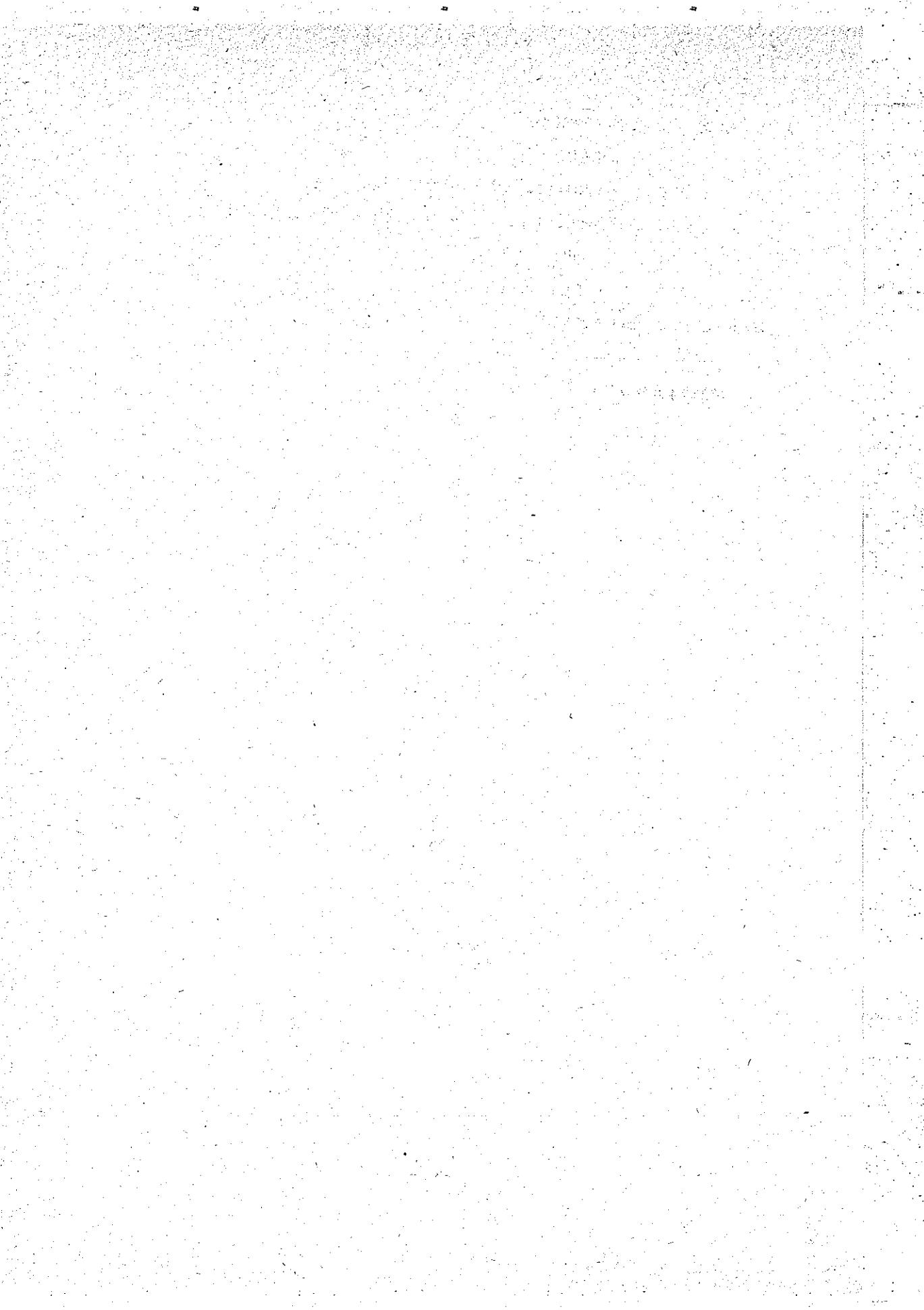
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようですので、本日はこれにて散会いたします。

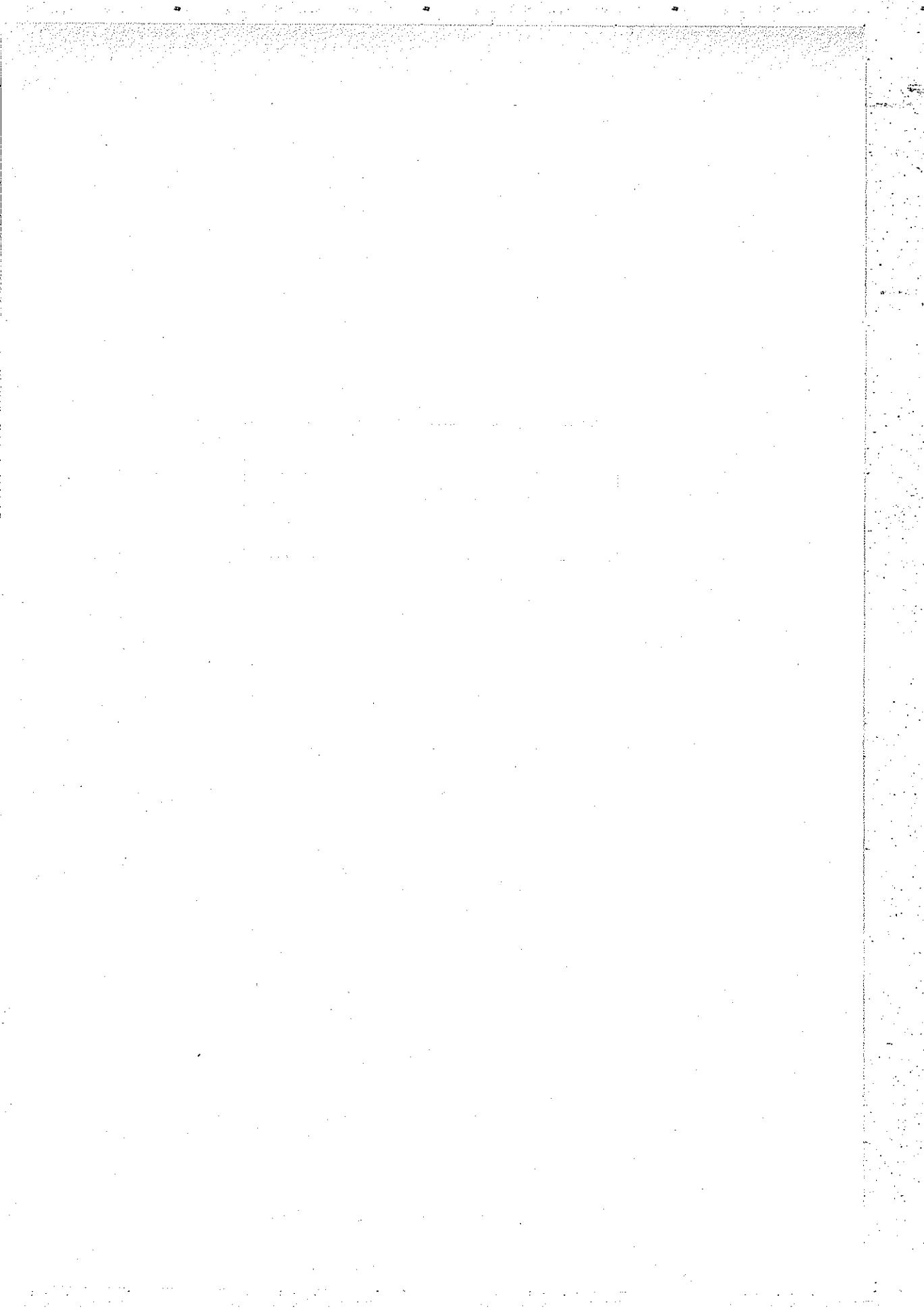
明12日及び13日は休会とし、14日から一般質問並びに総括質問に入りますので、定刻
ご参集下さいますようお願いを申し上げます。

なお、質問通告期限は13日正午までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。
長時間まことにありがとうございました。

(午後2時43分散会)



第 2 日



昭和49年3月14日午前10時和泉市議会第1回定期会を和泉市役所議場に招集した。

第2回 出席議員(23名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塙辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(3名)

5番	竹下義章君	21番	柳瀬美樹君
9番	出原武司君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	藤木秀夫	産業衛生部 長	宇沢清
助 役 兼水道部長事務取扱 助 役	辻忠夫	建設部 長	中塙白
助 役	藤田利	病院 長	岩崎嶠
収入役	橋本炳	病院事務局 長	竹内潔
総務部 長	坂口礼之助	消防 長	和田増義
市民部 長	小林一三	総務部 (財務担当) 理事 担当	庄清

職名	氏名	職名	氏名
総務部次長 兼市民税課長事務取扱	久喜	保健衛生所担当	夫秀雄
同和対策部次長 兼推進調整課長事務取扱	森保	交通通公害課	利行
市民部次長 兼年金課長事務取扱	山本	計画課	本山吉
福祉社会児童課 兼産業衛生部次長事務取扱	内田	土建建築課	浦尾大
建設部次長 兼建築課長事務取扱	山本	区画整理事務課	中中
水道部次長 兼病院事務局課長	林德	開発課	中白
庶務課長 企画課長	中稔	地区改良事務課	川西
人財政課長 資産税課長	平誠	会議改良事務課	野逢
納稅課長 庶務課報担当	杉文	計画課	片桐
隣保館長 推進調整課長	橋弘	事業課	高橋
"	門昭	工務課	福良
市民課長 福祉課長	北敦	浄化課	岸守
商工課長 農林課長	吉日	経理課	藤原
"	吉吉	農業課	口田
保健衛生課長 健生課長	竹生	消防課	堀田
"	浅富	監査課	南岡
佐長 事務課長	田北	監視課	西堀
佐長 事務課長	山村	巡回課	味青
木工課長 農林課長	岩井	教管課	堀葛
"	井井	督導課	内阪
大宅課長 保健衛生課長	木太	委員會事務課	城東
"	清益	委員會事務課	葛乾
臣臣	太郎	総務課	武俊
"	清一	総務課	紀定
臣	郎	保健衛生課	藤与茂

職名	氏名	職名	氏名
学校教育課長	坂口雄一	土地開発公社事務局長 兼用地担当理事	西川武雄
指導課長	吉美豊	土地開発公社事務局次長 兼用地第1課長	吉岡昭男
社会教育課長	広岡史郎	土地開発公社總務課長 兼用地担当参事	藤原永一
学校教育課参事	角谷泰夫	土地開発公社 用地第2課長	宮本福秀
農業委員会事務局長		松村吉堯	

本会の議事を速記法により速記したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
事務局次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

昭和49年3月14日

和泉市議会第1回定例会会議録（第2日）

（午前10時30分開議）

- 議長（坂上国治君） おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ、多数ご出席を賜りましてありがとうございます。それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（井谷義雄君） ご報告申し上げます。
ただ今ご出席の議員さんは14名でございます。欠席届けのある議員さんは竹下議員さん、お1人でございます。その他の方につきましては間もなくお見えになるものと思ひます。

現在、14名でございます。

開 議

○ 議長（坂上国治君） ただ今の報告通り、出席議員14名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

これより一般並びに総括質問に入りたいと思いますが、質問に入る前に理事者に一言、注意とお願いしておきたいと思います。

一般質問につきましては、去る12月の第4回定例会におきまして、議員各位のご協力によりまして、テストケースとして時間を制限していただくことになったわけであります。が、去る5日の議運におきまして、種々ご協議を賜りました結果、制限時間を30分とすることに決定なりました。

なお、前回の答弁を聞いておりますと、その趣旨がわかつてもらえないのか、全く無視せられたように感じたわけですが、これはきわめて遺憾なことです。その理由として考えられることは、質問内容が十分理解されないために、質問の要点がつかめていないことが第一点。事前に勉強して答弁を用意しておくことはよいことでありますけれども、そればかりにこだわり過ぎているように思われます。たとえば、質問の角度が変わると連続の答弁ができないために、前と同じことを繰り返しているという有様であり、これは不勉強にもよるが、少なくとも、誠意のある答弁とは考えられない。

また、質問の要点を簡潔に答えれば事足りるもの、余分なことまで平氣で長々としゃべっているという無神経さ、さらに言えば、制限時間を何とかつくるっておけばよいという横着な考え方、このようなことでは、せつかく協力してあげようとしておられる議員さんに対し申し訳ないばかりでなく、経費節減の見地からも好ましいものではなく、円滑な議会運営と時間制限の趣旨に逆行すると考えます。

以上のこととは、再三再四にわたり繰り返し注意されておりますが、いまだに守られていないということは、再三の注意を無視し、反省と研究心に欠けている証拠だと思います。ひとつ今回からは、再度、かような注意を受けることのないよう肝に銘じ、うそ偽りのない、誠意ある的確なる答弁をされるよう注意申し上げておきたいと思います。

それでは質問に入ります。25番、藤原要馬君。

○ 25番（藤原要馬君） それではただ今から一般質問をさせていただきます。一般質問に入るまでに、理事者にお願いしておきたいと思います。いま、議長さんからこんこんとご注

意があったわけですが、私はこのたび、原稿をつくりないでやる、ということは、すでに何回も各議員がやられ、皆さん方も繰り返し答弁されておるわけでございますので、完全なる答弁はできる、やらなければならないということでございます。やらないということは、姿勢を正さず、熟意を持たずに、すべての業務にやろうという意思はなしということだろうと思います。命をかけて、体を張ってやるなれば、いかようにむずかしいことでも解決はできていくと思いますが、その点に欠けておるんだろうと私は常々考えております。

それがために、各議員から同じ問題についての質問に対しても変わった答弁が出てくる。市長、助役あたりは、部課長に答弁させておいて、自分らはのうのうとしておるということも見受けられます。最終の断は市長が下さなければすべての事業はできない。だから、市長が陣頭指揮して自分の姿勢を明らかにし、そして、それを助役に命じ、助役から部長に命じそれから下部いく、という命令系統がはっきりしていくれば、もっと簡単にすんじやないかと思います。そういうじゃないから、いつの一般質問でも長くなり、それがために議員も時間制限ということでやっているわけでございますが、理事者を助けるためじゃなく、これをやつたなれば、もっと理事者が反省して、忠実にあらゆる事業、市民サービスについてやっていくだろうということからやつたんですが、前の12月議会で、一番バッターで五月会代表で2時間あったのを40分ですましたのですが、その反応はないということは非常に遺憾だと思います。今日の答弁については、簡単明瞭にひとつお答えを願いたいと思います。

それでは一般質問に入ります。

同相対策事業全般についてということでございますが、その中で特にやらなければならぬということは地区指定だと思います。なぜかと言いますと、地区指定で地区内の道路等のために家屋を撤去し、それらの人々が改良住宅へ入っていくわけでございます。これは再三、言つてますが、現在は地区外にその住宅が建つてゐる。やはり、それを早急に解決しようとするなれば、地区指定を全体にわたつてやらなければならぬことははつきりしてゐる。それを知りながらいまだにやっておらないのはなぜか、これは市長に特にお答えを願いたいと思います。

次に、その地区指定と同時に持ち家の問題、それらの人々の行く先、その確保というものは、3年も4年も前から言つてゐるところですが、いまだに確保がされておらない、これもやろうとしないだろうと思うんです。やろうとするなれば簡単にできます。

この前の一般質問でも私は申し上げましたように、大阪府が高校を建てるといつたら、2カ月足らずで1万坪の土地が格安で直ちに買えておる。そういう買えたということは、どう

いう形で買えておるのか、市長は研究したことがあるのか。それも全然やつておらないと思います。要求団体から言わると、直ちにやります、買います、予算も組んでおります、と言っておりますけれども、債務負担を議会が承認してある事ですが、できておらないということですね、この点について。

それからもう一つは、絶対に解放にならぬ解放センターですが、総合センターですか、そういうものをいつ、どこに建てるんだ、どういう方法をもつてやるんだということですね。それもひとつはつきりしたご答弁を願いたいと思います。

同和対策事業はこれで終わります。

次に衛生問題については、このたび、公共料金値上げの抑制をしなければならない時代において、塵芥、し尿と値上げするわけですが、これについては、今まで上昇するたびにし尿は月2回、それからごみは週2回取るんだということでやつておりますが、いまだに実施されておらない。大津は値上げと同時に2回やつとる。高石は3回やつとる。和泉市は1回しかやらない。和泉市の業者的人はそれだけ熟意がないのか、また、衛生の指導、育成が足らないのか知りませんが、いまだにやつておらないのはどういうわけか。値段はすぐ上昇するが、実施はなかなかやつてもらえないということは、どういうわけでやれないのか。

それとまた、それだけ値段を上げておるにもかかわらず、各所にごみを放かして燃やしても見受けられるのですか、その取り締りはどうしているのか。

次に墓地の問題ですが、観音寺の火葬場が撤去されて墓地ができるわけですが、この墓地についての募集要綱では、何かお寺にこつを預けてあるとか、遠い故郷にあるとかを優先するとかいうことですが、どうも私は納得いかない。それも結構、どうしてもやらなければいけないと思います。しかし、あれは旧和泉町時代につくったところであるので、やはり、旧和泉町の既存の住民にも十分配慮してやらなければいけない。というのはなぜか、そういうこそくなことを言うのはなぜかと言うと、横山の下ノ宮におきましては市の予算でやる。また、管理者の24万円というのが今度の予算で計上してますが、そういう一般会計の費用でやつておるが、あの墓地を改良したときに募集したのか、そういうところに疑点があると思いますので、ひとつ詳しくご説明を願いたいと思います。

これで私の一般質問は終わりますが、あと総括質問は自席でやりたいと思いますので、お許し願いたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 総括質問は自席からということでありますので、まず、ただ今的一般質問について登弁願います。市長。

○ 市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのただ今のご指摘に対しまして、私からご答弁申し上

げます。

第1番に同和地区的地区指定についてでございますが、ご指摘はもつともでございます。もとより、地域全体の地区指定は一番に必要かと存じます。ましてや、时限立法の問題でございますので、この时限中にやらなければならないことは、よくわきまえております。

しかしながら、この地区指定は市の都計審にかけ、そしてなお府の都計審を通つて初めて成立するわけでございます。現在、市としてなしておりますのは、4月の半ばに市の都計審にご審議を願うことになっておるわけでございますが、過日の対市交渉におきまして、この範囲については、支部との協議のうえということになっておりますので、支部のほうからどこまでということについてセクションに返事が参つておるかどうかわかりませんが、時期としては、4月半ばに都計審にかけるつもりでございます。

それから土地を早く買えという、これは昨年もでしたか、議員さんから指摘があつたことは事実でございますが、それからいろいろ大阪市の土地あるいは国有地等につきまして配慮いたしておりますが、いまだ獲得できないのは遺憾に思います。しかし、私どもといたしましては、大阪市長にも話をし、あるいは総務部長にも話しておりますけれども、個人持ちでありません以上、なかなかいろんなむずかしい面がありまして、その後、助役のほうも折衝しておりますので、助役からもご答弁申し上げたいと存じます。

3番目の解放センターにつきましては、私はこの間、堺なり大阪なりに見学に参りまして、非常に便利のええ、幼児なり、また年寄りなりが利用しやすいように設けられてあると認めて参りました。とりあえず、この土地を早く探さなければならないということに心を寄せておるものでございます。

以上、同和事業全般にわたつてのご答弁を申し上げます。

- 3.5番（藤原要馬君） 市長は、地区指定は4月の上旬にやると言つてゐるわけですが、なぜ、それまでにできなかつたか聞いてる。できるはずだと思うんです。そして、うちのほうの都計審に諮らずして、国、府に行つてることをおかしいと思う。必ず和泉市の都計審にかけて承認を得たものは、国、府も承認してくれるはずです。これは皆さん、市長もご承知だと思いますけれども、その地区で起きて、その都計審で通つたものは、必ず府の都計審では異議がない。直ちにその都市に聞いて、賛成だ、やつてもらいたいということになれば、府の都計審は通すことになっているはずです。これは初めてやつたとき、私の議長のときですが、一応発言したら、発言と決定権が、われわれは委員でないということでやつたらそこで一もめしまして、やる都市の市長さん、議長さんは発言でき、決定の意見も出せることはですね。それに対して他市の者が皆賛成する、応援するということになつてゐるは

すです。だから、府は通るはずですよ。しかし、なぜ市のはうで先にやらないのか。また、議員の中から7名の人が出でてくれるわけです。だから、その事情をその議員さんにも先に説明して、そして、府の都計審にお願いしていけば、これはすぐ通るはずだ。それをあんた方らがやろうとしない。議会から出でる7人の方々に一ぺんお寄り願って、お話しをお聞き願うということはやりましたか。やってないでしよう、一ぺんも、それを言うてるわけですね。

あんた方は口では言うてるんだが本当に熱意をもって、命にかけてやるんだという意思は絶対ないと、私ははつきりとここで公言しておきます。

それを1回や2回行って、どんなことでも解決付くもんと違います。すべてが日参、日参して向こうに同情を買うとともに、熱意を買ってもらって初めて事は成り立つと思うんです。これをやっておらないから、こういう結果になるんだと思います。これは4月には必ずかかるというんですから、私はこのうえ申し上げません。

そして、宅地、持ち家、それらの行く先の土地は買おうとしてるんだけれどもまだない。大阪市へ折衝したと言つてますが、そんなものはなかなか簡単にできない。しようとすれば、本当に熱意を持ってやらなければいけないと思う。一ぺん行ってきたら、あとはいつ行くんやらわかれへんという、そんなもんで誰がやってくれますか。私が言うたように、向こうでアパートでも借つて日参する形をとれと再三、言うたるはずですが、そういうことをやってない、やろうとしない。その点について、これは一ぺん、助役からでもはつきりとした説明をしてもらわなかんかんと思います。

解放センターについても、解放をやろうとするならば、やはり一番重要なもんだと思うんですよ。地元の青少年教育、指導の場、また老人憩いの場、すべての集会の場はどうしてもやらなければならない問題なんです。早く住宅よりも先にやって、住民の皆さん方にすべての教育、指導の場にするとか、研究するとかの場所がなければいけないわけです。それをいまだにつくろうとしない。ここではちょっと言いしかねるから何ですが、大きなものを作つておけば損はないと思います。そういうことを先見の明を持ってやるべきだと思います。しかし、そういうことをやっておらない。ひとつこの二点について、担当助役、どうですか。

○ 助役（藤田 利君） 私より持ち家と総合センターの回答を申し上げます。

マイホームを望むのは誰しも同じことです。用地は確保しておりますが、非常に値段が高いこともあります。さらに、進んで安いところと、国有地並びにその周辺の用地の買収に現在、交渉をかさねております。これはご承知のように、若干の日時を要するものでございますが、一日も早く手に入るよう、払い下げを受けられるように努力中でござい

す。可能性の検討が終わっております。これからは1日も速かに手に入る方法を見出すことに努力をしていきたいと思います。

それから解放センターのことございますが、これは候補地とされているところをただ今、検討中でございます。

なお、今度の地区改良事業の遅れを取り戻すために、発想を転換して事業を進めなければいけないということで、今度、われわれの着目している土地に対して新市街地を新たに建設いたしまして、そして、地区改良と抱き合わせのようななかつこうでどんどん事業を進めたいという構想を持っております。こういう新市街地開発によりまして、よりペターな土地が見付かれば、これはよく地域の住民と相談いたしまして、あるいは建設用地が変わりうる可能性もあるんじゃないかな、かように考えております。

以上でございます。

○ 25番（藤原要馬君） 非常にわかりいいお話を願ったのですが、大阪市の所有地、国の所有地の可能性があるようになってきたような形の答弁ですけど、それが一体、いつできるんだ。なかなか、自衛隊の演習場にしても、そう簡単に半年や1年で書類だけでもできないと思う。大阪市にしても、そう簡単においそれとは言ってくれないと思いますが、あなた方が非常に先走りした安心感を持ち過ぎると思うんです。もつとむずかしい、できにくいもんだ。そのできにくいもんを、どういう方法でやればいいのかということを一つもやっておらない。それがために、この土地の予算にしても46年度から組み、債務負担行為も40億も60億もしたわけですね。90億ぐらい、追加でしたんじゃないですか。それを買わずにおったから土地が上がった、演習場も高いものについてきますよ。これは単に演習場をただでもらうんじゃないでしょう。谷間にある民有地を購入して換地する。その民有地が、3千円か4千円だったものが、いま、何万円となってる。それも何万円で累して売ってくれるか、くれないか、はつきりしない、してるんですか。私はしておらないと思う。明確に答弁できるのかね。できないでしょう。そんなことでこの問題は解決できないですよ。だから、もつとあんた方が冬でも裸で走るぐらい活動しなければダメ、そうせなんたらできません、絶対できません。あんた方がそういうがつこうのええことばかり言わんと、こういう問題でぶち当たってできないんだとはつきりしたほうがええんじゃないですか。そうしたら、その対策はどこからでも講じられると思いますが、あんたの方のお話を聞いていると、誤まかしの形でやるようです。

先ほど助役が言うたけれども、対市交渉というのはあり得ない。要求団体の要求したものを忠実に守り、忠実に実行していけば、そういう形は出でこない。何ば言うたって、要求し

たってしないから、そこで対市交渉というものを持たなければならない、持たされるということです。これが1月29日に持つて、2月10日に持ち、また、3月10日に持つた。

17日に持つやつを延ばしている。なぜ、そんな対市交渉をやらなければいけない形をつくるか、あんた方じゃないですか。もっと姿勢を正さんからそういうことになる。

だから、要求されたものは必ずやっていくんだ。先ほど助役が言ったように、时限立法に基づいてやらなければいけない。市長も言ってたが、それをやっておらんということです。

だから、もう一步進んで、答弁は結構ですから、ぶち当たってることはプライドを持たず、正直に、こういうぐあいになってダメなんだということを訴え、協力をしてもらうんだという形をつくりなさい。でなければ、できませんよ。土地の確保ができるんだと言っても、そんなこと真に受けられないですよ。議長、これは終わります。

○ 議長（坂上國治君） 次の答弁。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） お答えします。

第一点の2回取りはできないかということでございますが、市長が施政方針で述べられたように、49年度中に2回取り実施に向かっていきたい、かように考えております。

二点目の業者の指導をやつてるのかということにつきましては、現在のところ、会議あるたびに業者の指導をやっておりますが、至らんところがたくさんあると思いますが、今後、業者に対して指導監督をやっていきたい、かように考えております。

三点目の各所でごみを取り締っていないのかということにつきましては、うちは1台のパトロールがあつて、指導員が1人おります。毎日のように不法投棄等、あらゆるものに出ておりますが、その中でも、まだ各所にごみがたくさん積まれております。それについても、今後、衛生課といたしまして強力に指導していきたい、かように考えておる次第でござります。

四点目の墓の募集につきましては、われわれは全般的に考え、あらゆる人に対して募集をやろうと思っておりましたが、墓が少ないために一応、条件を付けさせてもらいまして、第1次募集のときには、204えい地しか申し込みがありません。現在、204えい地を売り、残り104えい地の募集をやっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） 必ず君の答弁はいつもそれだよ。し尿にしても月2回、ごみは週2回やらせますという、この前値上げしたときも同じことを言うた。今度は市長が施政方針で言ったからやるんだ、衛生課はいらん。市長が言わなければできないのか。そんなバカなことはないじゃないか。一応、やるということを議会で表明したんだろう、答弁したんだろう。せやから、値上げをやってくれということで値上げしたはずだ。それをなぜやらないの

か。

あんたら、業者に恐れをなしてると違うか。そんなことでは指導監督はできない。業者は市の仕事をさせてもらってるんだから、やはり、市民のために十分なサービスをしなければならない義務を負わされてる。それを十分2回取りをしないから、方々にさみを放かすという形が出てくる。当然ですよ。それをここで皆が質問したら、「次はやらせます」と、いつも延ばしておる。今度でも値上げして、いや、車がない、車を買う資金がないんだとかで、また延ばされ、そのままになるんやと思う。今日は、それで私はすまさん。一応、課長が絶対にやらすんだと確約してもらわなきゃ、49年度のいつからやらすんか、来週からやらすんか、その点はつきりして下さい。当初予算で値上げしたものについて、予算の支払いの執行については、同時に2回取りさせるのか、先にやらすんか、それを答弁下さい。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君）

現在の予算では、まだ1回取りの予算でございます。2回取りの予算はまだ組んでおりません。2回取りは、私の考えでは、雨期を中心にやっていきたいと考えております。これも業者と相談してやっていきたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） 予算にはあげておらない。この前にもやらすと言つただろう。し尿についても、これは値を上げるだけか。これはやらすんかどうか。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 現在のところ、し尿については、おおむね20日に1回ということでやっていきたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） それではなぜ値を上げるんだ。20日やつたら一緒に値段を上げるなれば、十分なことをしてやれ。そして、市民に十分なサービスができる方策をとれということです。これは10月にたしか、ごみが上げたと思う。まだ5ヵ月ぐらいしかならん。また、これを20円上げる。そんならびちび上げず、2回取りして収支が伴うような形でやりなさい。あのね、古い大きい家なれば便槽も大きい。ところが、新規のアパートなんかやつたら小さいから、20日に1回やつたら非常に困るところが余計あると思う。それを各議員から再三、申し上げてると思うんですが、いまだに20日そのまでいくとは何事だと言いたい。なぜ値を上げるんだ。それやつたら、2回取りで収支が伴うように値を上げてやれ。何と思ってる。いつも「2回取りさせます」と言つてはやないか。君は課長になってから何年になるんだ、いまだにやらそうとしない。全然姿勢が改まつていないじゃないか。市長。こんな課長で勤まると思うんか。衛生課は生活環境の一番大事な課なんだ。この衛生をおろそかにするようなことで課長が勤まると思うてるんか、一ぺん、答弁して下さい。

○ 市長（藤木秀夫君） ご指摘はごもっともですが、前の値上げの際、2回取りしてもらう

ということを断言しております。その通りやらしておるものと私は思っております。

○ 2・5番（藤原要馬君） 議長ね、市長からああいう答弁があったのですが、部長からべん、答えてもらうとか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 藤原議員さんのご指摘の点、課長の答弁が不徹底でまことに申し訳ございません。実は、本議会にご提案させていただきましたし尿、ごみの値上げにつきまして、ごみにつきましては過2回取りを、現在の議会の議決を得たのちに業者との話し合いを持ちまして2回取りの実施をやりたいということで、車の配置転換等の問題もございますので、3ヵ月ほどご猶予願いたいということで、過日、産衛委員会の席上においてもご了解をいただいているわけでございます。だから、実施につきましては、7月ということで私、申し上げたと思います。7月から実施させていただきたいと思っておる次第でございます。

し尿につきましては再三再四、議員さんからご指摘を受けてる通りでございます。前回の値上げのときにも、小さい便槽については月2回やってやれという確約もいただいたおりまして、値上げに伴う協定事項について、十分業者に対して私自身、指導監督させていただき、小さい便槽については15日に1回、大きい便槽は20日に1回、なおかつ、話し合いの中に月に2回取るような話し合いも今後、続けていきたいと思っております。ひとつこの点ご了解願いまして、今後、業者と値上げにつきまして、まだ十分話し合はしておりませんが、協定条項につきまして、市のほうでも十分指導、監督したいと思っておりますので、悪しからず、ご了解願いたいと思います。

○ 2・5番（藤原要馬君） そういうことは別として、市長が命じてあるのをやらないという、その姿勢を部長がどう思ってるんだと聞いてる。だから、冒頭に申し上げましたように、市長命令は必ず実行しなければならない。市長がやれというのにやらないのは何事だということです。それを聞いたわけです。

それと、墓地問題にしても非常に不親切だ。十何社残っている。だから部長に聞いたら、話をしておくという。それで課長に聞いたら部長と違う。だから、いまの市長の答弁のようなことが出てきて、徹底して内部の調整ができるおらないことがはつきりしてます。

墓地にしても、部長に聞いたら、まだ空いたるところがあるという。ところが、課長からこうこういう条件があるんだと言われたので、やむをえませんなとやめた。しかし、何ほか余ってるから募集するんだという。それからは何の回答もない。議員にすらそんなことやら、市民には絶対に親切なサービスはしておらないと思う。

○ 市長（藤木秀夫君） 先ほどの発言の訂正でございますが、し尿については20日に1回、

2カ月に3回ということははつきりしております。しかし、ごみについては、季節的に何とか考へるということになつておりますので、その点ご了承いただきたいと思います。

○ 25番(藤原要馬君) 議事録を見たらはつきりわかると思うが、この問題については再度、質問させてもらうかもわかりませんので、ご了承願いたいと思います。部長の意見即課長の意見も同一でなければならぬことははつきりしている。それが違つてきているとは何事だということです。だから、産衛部としては、部長がおるんだから、小さいことはわからんこともあるだろうが、大きいことは、部長に聞けばすべてわかるようにしなければならない。すべて1つ1つ部長が決済をし、相談を受けなければならないのに、衛生課長が独自の立場でやっているとしか受け取れない。部長、今後、こういうことのないように十分注意してやってもらわなかん。課長には十分注意し、もっと市民にサービスし、親切にするのが行政のあり方、職員のあり方である。特にその基本を示すのが部長、課長である。その部課長が、そのような市民に対する不親切はもつてのほかだと思います。これは議員さんは誰もがそう思つてゐるだろうと思います。だから、この問題については、部長は今後、十分注意してやつていくように、衛生は一番大事なことですよ。注射とか、市民の生命、日常生活の環境を守る一番重要な拠点の課であるから、もっと注意してやらすようにしなければいけないと思います。これは終わります。議長、一般質問を終わらせていただき、予算総括をちょっとやりたいと思います。

収入のほうからちよつとお尋ねいたします。市民税は2・5億6200万円、そして人件費が20億余、これに人勘を入れると不足してくるんじゃないかと思います。それが第一点。それから、滞納の処分はどういうぐあいになるのか。

それと、地方交付税は、これは48年度の予算でもらつたものを参考にして予算を組んであると思うのですが、同和対策事業をするについては、この特別交付税はなぜ各款別にあがないのかどうか。これは前にも議長は行ってくれておりますけれども、国有地の助成交付金は非常に少いように思うんですが、和泉市は臨海もなく、ギャンブルもない。だから、國のほうから名目の付くもので金をもらえる方法をしなければいけないと思うんですが、その点について。

それと、手数料の値上げ、この公共料金の値上げ抑制をしておる中で、なぜ、これを上げなければいけないのか、市民の負担が非常に重くなる形ですが、その点。

それから債務負担行為について、債務負担として議決を得るということは、翌年度に助成、起債ができるものでなければいけないと思うが、長期にわたるもの、49年度から53年度が1番長いと思うが、一応、公社のほうにするような逃げ道をつくつてますが、どうもおか

しいと思う。こういうことをやらないほうがあえんじゃないか。もう少し議会を重視する形でやってもらったほうがあえんじゃないかと思うが、合わせてご答弁願いたい。

○ 総務部理事（庄司 清君） 市税と人件費の関係からお答えさせていただきます。

今回、市税として計上させていただいておりますのは、25億6,290万8千円でございます。歳出の人件費関係として計上いたしておりますのは、25億4千万円でございまして、この中に退職金が1億円ほど臨時経費として組まれてございまして、その1億円を差し引きいたしますと、通常の人件費ということになるわけでございます。この人件費の中には、49年度に出されるであろう人効の分については計上いたしてございません。その分は、さらにこの上に加わるということでご理解を賜りたいと思います。

それから、地方交付税の問題でございますが、これは基準財政収入額、基準財政需要額の国の総伸び率というものを勘案して計上いたしたわけでございます。もちろん、48年度を基礎として算出しております。ただ、ご質問の同和対策事業についての交付税の算定につきましては、普通地方交付税については、10条規定の適用される元利償還金については算入されてございますが、その他のものにつきましては、特別交付税にゆだねられておりますので、ご了承いただきたいと思います。そういうことで、特別交付税については、48年度で1億3千万円ほどもらっております。

それから手数料の引き上げでございますが、われわれ財政当局といたしまして、この引き上げを早くからお願いしておったわけでございます。諸種の経済情勢、それから、これに対する役務の提供等の関係から、早く引き上げをお願いしたいという希望を持っておりました。今回、実施するわけでございますが、この手数料の引き上げによって、より住民に対するサービス部門の充実を図っていきたいと考えてやらせていただいたわけでございます。

それから、債務負担の関係でございますけれども、債務負担行為関係は予算の内容とされてございまして、これは38年の法改正までは、予算外義務負担ということで単行の議決事項とされておりましたが、現行法では、予算の中に組み入れる方式をとっております。その関係から予算事項としてご提案申し上げておりますが、この債務負担の計上についての様式が、地方自治法の施行規則14条で示されておりまして、事業名、限度額、期間という3点を指定されてございまして、そのただし書きに、年度毎の区分が明確にできんものについては、総額をもって記載せよ、あるいは期間については、何年から何年までという表示をするようという事項がございます。そのようなことで、例年、債務負担の計上につきましては、年度毎に財源を明示し、限度額を明示して計上するのが1番望ましいことでございます。一応、国あるいは府の補助財源等の年次割りが示されておらないという事情もございまして、

このような総括的計上というような表になっておるわけでございますので、ひとつご了解をお願いしたい、このように思うわけでございます。

以上、私のほうの関係につきましてお答えさせていただきます。

○ 総務部次長（西川喜久君） まず、滞納処分について、私のほうからお答えいたします。

滞納処分につきましては、一連の税法に基づきまして、滞納処分をいたして参っておりまます。しかし、生活を脅かすような方法は、私どもとしてはとつておりません。内容を十分調査いたしましてやつております。

2点目の国有提供施設の交付金及び納付金でございますが、これも前回の議会で私からご説明申し上げましたが、東京に参るたびに防衛庁あるいは大蔵省、自治省にも陳情をしておりまして、前回、議長さんも交えて陳情に参つております。非常に低いことは事実でございまして、これらの点について、防衛庁あるいは自治省の方々もある程度の理解はしていただいております。現在、事務的に財務局との話し合いをしておりまして、これらの話し合いが煮詰り次第、本年8月、自治省のほうからも、その実態を細かく調査したうえで陳情にこいという約束を取り付けて今日に至つております。できる限り、交付税の増額を努力して参りたい、がようと考えております。

○ 25番（藤原要馬君） 和泉市の人件費は、税収からいっても非常に高く付いてるわけです。高石は税収が32億、そして、臨海からは44億、その中で14億2千万円ある。人件費は14億4千万円しかいらない。半分以上の税金が余り、それが市民に対する税金の還元ができるわけです。しかし、和泉市は税収と人件費がトントンとすれば、市民に対する還元はほとんどできないという形になる。こういうことについて、市長さんはどういうお考えを持ってやっていくか、やられるのかということです。

ただ単に、うちはギャンブルがない、臨海がないんだと国や府へ行つたってくそにもならんと思うんです。その代償ということを強力に打ち出し、そして、市民に対して十分なサービスができる形をつくらなければいけないと思うんですが、そういうことはしておらないと思います。議長さん、これは予算委員会で十分やってくれると思いますので、参考的な意見として出してみたいと思います。

滞納にしても、交付税にても、先ほど言ったように、高石とこれだけ遅いがあるんですから、高石にしても岸和田、隣りの大津にしても、ひとつも交付税は変わらない、算定方法は変わらない。ところが、ギャンブルとか、大きな収益がある。そこらを市長、十分考えないかん。これは予算委員会の方々にお願いしておきます。

収入は終わります。

それから歳出のほうですが、福祉に聞きたい。老人センターですが、今年は建てるのか、建てないのか聞きたい。

それから、児童育成保育事業助成金(110ページ)というのは何か、ちょっと聞きたい。

それから、南横山診療所委託料120万円、これは横山病院に委託してあるんですか。他のほうは、こういう制度はとれないのかどうか。

中央線の問題ですが、先ほど債務負担行為の中で一応、財政理事から話があつたわけですが、中央の問題にしても、これは適用できると思うんですよ。ああいう形の債務負担行為でこの道路も完成できるようなものになっておると思うのですが、それがなぜできないのか。これを利用するなれば財源が出てくるはずです。国、府の補助とか起債を待たなくてもできるんじゃないかなと感じてるわけですが、これだけで結構です。

○ 市民部長(小林一三君) それでは市民部関係についてお答え申し上げます。

予算書の97ページの件かと思いますが、老人福祉センターの建設事業費は、いわゆる前年度の継でございますが、ご承知の通り、48年度予算で執行させていただいております。

今回、計上してます老人福祉センター費といいますのは、いわゆる管理運営費でございまして、昭和49年度に限られる必要経費で当初予算で計上させていただいたわけでございます。

2点目の負担金の中で児童育成保育事業助成金は、大阪府と市におきまして、いわゆる共同保育センターに対する助成金でございまして、ここに見込んでおりましたのは、大阪府2千円、市千5百円、合わせて3千5百円の予算計上をさせていただいております。

○ 25番(藤原要馬君) 老人センターは、今年は建設しないということですね。なぜ、今年は予算を組んでおらないのか。昨年は2カ所やったんですが、今年は1カ所もない。そうすると、国府地区全体にはないのですな、まだ。ほかの地区は毎年2カ所、ここには老人がないのかということです。

○ 市民部長(小林一三君) 議員さんがおっしゃいますのは、議案書97ページの老人憩の家建設費でございまして、これは過般来、議員さんにもお願いしておりますように、昭和48年度を初年度として毎年2カ所ずつということで、49年度につきましても、48年度に統いて2カ所建設すべく計上させていただいております。そのようにご理解願います。

○ 25番(藤原要馬君) どこへ建てる。

○ 市民部長(小林一三君) 49年度は、現在の計画では、横山校区と信太校区ということです。

○ 25番(藤原要馬君) 府中はないんか。

○ 市民部長(小林一三君) これは当初、ご説明させていただきましたように、1校区1カ

所を原則として、現在、市内に 106 の老人クラブがありますが、各地区の会長さんの意思表示をお願いし、山間部と沿線とで総合調査して、希望の年次を割り振りさせていただき、48年度は南松尾と伯太ということでやらせていただき、過般、竣工いたしました。したがいまして、引き続き 49、50 年度というふうに、役員さんを中心といたしまして、もちろん、地元の町会長さんのご協議もいただきまして、年次計画でやらせていただいております。

○ 25番（藤原要馬君） 国府地区は老人がいないのかどうか。それやつたら、なぜもう少し予算的な問題として、重点的に早くできる方法を講じないのかということです。どういう抽選になつたんかしらんが、今年もやらんという不公平でなぜ差別を受けないかんのか。国府は学区が 2 つもあるんですよ。それにもかかわらず、憩いの場もつくってくれないということはおかしいと思うんです。特に私がここで申し上げることは、追加予算でもしてやる意思があるか、ないか、市長さんにお尋ねしたい。

○ 市長（藤木秀夫君） この老人憩いの家は 48 年度から始まりましたが、1 年に 2 カ所といふことに限定しておりますので、その点ご了解賜りたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） どこに限定してるね。

○ 市民部長（小林一三君） ご承知のように、予算書を見ていただいてもおわかりと思いますが、本事業は、大阪府の老人集会所補助要綱に基づきまして、最低規模 130 平方メートル（40坪）でして、大阪府の補助なり、起債を抑ぐ関係上、その要綱でやっております。したがいまして、大阪府にしても、聞きますと、府下約 4 千クラブほどあるそうでございますが、府としても、総予算として毎年、府下 50 カ所ほどの予算計上しかないということでして、和泉市といたしましては、遅ればせながら、人口とかの比率から、遅れているということもあって、最低 2 カ所は配分してもらいたいということで、昭和 50 年までの 3 カ年計画をあげ、最低 2 カ所ということでございます。したがって、府の総ワクの中で、また、和泉市にどうしても緊急度が高く 3 カ所ということになれば、府下全般の配分計画が 3 カ年計画で先、先に配置されるわけでございます。市単独事業でないのが非常に微妙な点でございますので、絶対とは言い切れないわけでございます。本市があげた計画は 2 カ所ということですでございますので、ご了解願いたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） 府が全額補助してくれるんですか。

○ 市民部長（小林一三君） 違います。府は 48 年度においては、1 カ所補助金 2 百万円、残りは一部起債等でやっております。

○ 25番（藤原要馬君） そうすると、債務負担行為が生きてくると思う。債務負担行為でやれんことはないと思う。やるべきものなんです。だから、債務負担行為でいろいろ項目を

あげてますが、保育所とか、学校用地とか全部あがつて。そういうものはやっていけるなれば、これにも債務負担行為は適用できないことはないと思うんです。それをやらずにおいたくのはおかしい。これも予算委員会でやってくれる、国府地区の人らも出ておりますので、やってもらえると思いますので、私はこれでおきます。

- 議長（坂上国治君） 次。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 南横山の診療所委託費でございますが、実は、南横山診療所は、合併当初から4、5年前に医師不足等によって廃止し、今回、発足したのでございますが、無医村僻地対策の一環として、幸い横山病院からの医師が応援をいただきましたので、今回、120万円の委託料を組ませていただいたわけでございます。
- 25番（藤原要馬君） それは結構です。別にどうこう言うんじゃないが、私が言いたいことは、不公平な差別的な問題だということです。まだ他にもそういう僻地があるし、そちらには診療所もない。和泉病院まできてると思う。南松尾にしても、やはり、そういう山間僻地があるわけですね。それらに対して何もやっておらないという不公平がある。合併当時から云々というが、それやったら問題が出てくると思う。合併当時の問題はそういうものではない。いろんな問題が合併とともに適用せられてるかどうかです。私も当時は合併委員でしたから記憶はある。そんな合併条件とかいうことじゃなく、山間僻地だからやるというなれば、他にも補助をしてやるという形でやるべきだと申し上げてる。これはひとつ意見として申し上げておきます。結構です。
- 議長（坂上国治君） 次の答弁。
- 建設部長（中塚 白君） 中央線につきましては、資金的な問題やなく、多分に用地の問題がございました。債務負担行為云々じゃなく、債務負担行為でやるのが工事を促進するんじゃないかということですが、用地問題で遅れてるのが現状でございます。私の答弁申し上げましたのは、藤原議員さんのご質問の内容と食い違うかと存じますが、ひとつよろしくご了承いただきたいと思います。
- 25番（藤原要馬君） 私、建設委員長ですので、早くやりたいから言うてる。あんたに質問してるんじゃない。予算書を見たら、債務負担行為でできるんじゃないかということです。伯太の学校とか、南池田小学校とか、たくさん出でます。公共下水道も出でますね。だから、そういう用地とか、何とかいうからみがないと思う。適用しようと思えば、できる問題だと思ったんです。一応、これは予算委員会で十分ご検討願ったら結構かと思いますので、私はここで2、3点の問題については賛成しかねますので、十分ご審議をお願いしておきたいと思います。議長、終わります。えらいすみませんでした。

○ 議長（坂上国治君） ちょうどお昼でございますので、暫時休憩をいたします。

（午前11時57分休憩）

（午後1時5分再開）

○ 議長（坂上国治君） 午前に引き続き一般質問を行ないます。

18番、直村静二君。

○ 18番（直村静二君） 一般質問並びに総括質問を行ないます。日本共産党議員団を代表しての質問ということで、すでに通告してある通りの順序に従つて行ないますので、各理事者、部課長は十分メモされてご答弁を願いたい、このことを申し上げておきます。

最初に市の基本政策についてということで質問するわけでございますが、過日の市長の施政方針によりますと、政府の49年度予算案が衆議院を通過しましたが、これに対する評価が、手放しの容認をしてあります。つまり、物価の早期安定を最優先とか、また国民生活安定と福祉の充実に配慮しているなど、さらに公共事業を中心に抑制基調を堅持した予算などと容認されておりますが、共産党議員団といたしましては、このような市当局の政府予算に対する評価については、異なった見解を持っております。また、そのような認識は誤つてはいる旨指摘いたします。やはり、49年度政府予算は、依然として、大企業優先の保護政策であり、インフレ予算である。さらに、不要不急の防衛予算を増額している。さらに、総需要抑制で国民に節約を強いている。そのため金融引き締め、公定歩合の引き上げなど、すでに材料高、その他によって中小企業、零細企業は倒産しているという状況が出ております。さらにいま、政府は一時的に米の消費者価格、国鉄運賃、郵便料金は凍結しておりますが、いずれ、これらは公共料金の値上げとして、政府主導型の物価値上げは必至と見ますが、こういう点からいくと、やはり、市長が市民生活防衛の立場に立つならば、この施政方針における政府予算に対する評価は早急に改めてもらいたい旨指摘します。これについての答弁はいりません。強く認識を改めるよう要望するものであります。

次に、施政方針の中で、財源の多くは、わが和泉市は外的要素に依存していると指摘しておりますが、これは当たっていると言わざるをえません。では、和泉市財政は外的依存が大きいが、具体的には、財源の確保の具体策が全然出ておらない、この点について明快なお答えを願いたい。

今日、全国の自治体は、超過負担の問題で国に迫っておりますが、この超過負担の財政圧迫の内容についても、一言も触れてないのは一体どうしたことか、この点について、ひとつ

財源確保の具体策を市長からお答え願いたいと思います。

次は、基本政策の1つに、本年、保育園は国府地区に1園開園とありますが、同時に民間保育の導入として、建設助成制度を説いておりますが、基本的には、すべてのお子さんを公立の保育所に入れるのが原則でございます。その点では、十分な手当を民間保育所にすること、これも是認いたしますが、すでにある無認可の保育所に対しても、やはり、もっと父母負担軽減の観点から助成金を出すべきであると思います。私はこの点については、ひとつ民間保育建設助成なるものについて明快なお答えを願いたいと思います。

次は、市民生活の防衛という点で入って参ります。福祉、民生、教育関係でございますが、時間の関係で簡単に申し上げます。

生活防衛対策本部を和泉市の中につくる必要があるのではないか。昨年末に共産党議員団が市の窓口として、インフレ、モノ不足、便乗値上げ等の点で市民が苦しんでいる。まして、生活保護世帯の方々には暖かい手を差し伸べるという点で窓口をつくれと要望書を出しておりましたが、今日の情勢でも、さらに石油値上げが考えられますので、生活防衛対策本部はぜひともつくる必要があるのではないかと申し上げ、これに対してお答えを願いたいと思います。

次は、現在、和泉市は依然として生活保護基準は2級地でございます。和泉市に隣接する7市町は、1級地としての生活保護基準でございます。共産党の荒木国會議員を通じて国会で取り上げたということも聞いておりますし、また参院議員の沓脱タケ子さんもやられたという連絡があります。しかし、私がお尋ねしたいのは、和泉市長も1級地の厚生省に対する強い要請をしていただきたいが、この決意があるかどうか、お答え願いたい。和泉市と泉大津の格差だけでも、単身者で年間1万8千円、夫婦者の場合は3万円の差が出ます。今日、11万5千人の人口といずみ広報で出ておりますが、ますます都市化の形勢がきびしい中、この生活保護の一級地格上げは、市民に対するいままでの福祉の遅れを取り返す最低の義務ではないか。市長は直ちに厚生省、関係機関に対し強力な要請をしていただくことをかさねて要望し、これについてのお答えを願いたいと思います。

次は、学校給食、その他ございますが、昨年来、学校給食関係は、非常に給食の質と量が低下していると聞いておりますが、さらに一定の段階では、父母負担を強めて3百円から6百円の負担を強いておりますが、内容は昨年10月以前と比べて依然として低下しておる事態でございますので、これに対する大幅な助成金あるいは市負担において、父母負担を軽くするという点をひとつ大胆にやうていただきたいという声がたくさんありますので、この点について、関係者から明快にお答えを願いたいと思います。

次は、老人対策の一環として、交通傷害保険の67歳からという問題ですが、これはなぜ67歳にしたのか。午前中にも老人懇意の家、その他で答弁がございましたが、老人は何歳で規定するのか。少なくとも現在、法的には65歳以上というのが一般的な通念でございます。そのために税務申告におきましても、67歳ということで老年者控除を行なっており、これまでに比べて一定の前進でございますが、やはり65歳をぜひともやるべきではないか、老人対策の一環として筋が通るのではないか。私どもは60歳と言っておりますが、今度初めて67歳、やはり直ちに65歳までについて行なうような施策、考えがあるのかどうか、これに対してもお答えを願いたいと存じております。

さらに学校給食と同様、保育所の給食内容についても、ひとつ合わせてお答え願いたいと思います。

次は公害関係でございますが、過日の公害対策委員会で市民からの要望として、臨海工業地帯の大変濃度のきつい汚染状態が部分的に発生したということで、すでに市当局、公害課としては一定のデータを持ってるということでございますので、私どもは少なくとも、和泉市の場合、公害発生源はございませんが、臨海からのもらい公害ということが言われますが、これに対するきちんとしたデータを早急に発表すべきである。少なくとも、三月、九月さらに年四回、定期的に発表する決意があるのかどうか、この点については、公害課のほうからお答え願いたいと思います。

なお、公害関係では小さい問題でございますが、和泉市は農耕地、また緑がございますので、空き地の中にセイタカアワダチソウの被害が若干起こっておりますので、これはひとつ改めて公害除去という観点から条例化して、市民に迷惑のかからないようにする用意があるかどうか、この点についてお答え願いたい。

3番目は、和泉市は広大な面積を有しますので、企業が何とかして和泉市に産業廃棄物を捨てたいということですでに参ってるわけですが、これについてどのように措置し、どのように予防し、将来どのように公害をなくしていくこうとするのか、ひとつ概略お答え願いたいと思います。

さらに4番目は、公選制の公害審議会の制度をつくる用意があるかどうか、これは毎度聞いたが、一定の市長の諮問機関としての審議会をつくるそうですが、ひとつ公選制も考えてはどうか、ぜひともそうすべきではないかと申し上げたい。というのは、公選制の公害審議会は、一定の告発、告訴の権限を与えたものができるという観点に立ち、また、市民全體がそれに参加し、市民の生活を守るという基本線が貫けるという観点からのことを申し上げます。

以上は、公害関係の具体的な質問でございます。

3番目の自衛隊基地払い下げでございますが、これは毎度申し上げますが、市長答弁がその都度変わってきたという点で、この際、改めて確認をしておきたい点がございます。和泉市の都市計画の中で和泉市の発展を阻害するという観点から、私どもは自衛隊の基地撤去、払い下げを要望したわけでございますが、市長は一面では払い下げのことを考えているという答弁もございました。しかしながら、別の議会におきましては、自衛力の強化、代りがあつたらとかいう発言でございますので、改めてご確認をしておきたい。

私の申し上げたいのは、和泉市の都市計画の阻害物としての自衛隊基地は、当然払い下げを受けるよう要求すべきであるという観点に立つべきである。すでにこの自衛隊基地は、和泉市の都市政策の足かせでございます。ところが、自衛力増強という市長の基本方針からすれば、今度は返してくれとは言えない、口かせをはめていく。右せんか、左せんかのあいまいな表現でわれわれは失望するわけでございますので、この際、住宅地のど真中にある演習場は、全国でも非常にまれなこういう事態を一刻も早くなくし、和泉市の町づくりのために、改めて市長が大きな決意をして自衛隊基地の撤去並びに払い下げの観点に立つべきではないか、再度、ご回答していただきたいと思います。

さらに、この問題の2番目としては、民有地の買い上げと、そして防衛庁との土地交換ということで今期も答弁がございましたが、これについては、具体性を1つ持ったということでお答えを願いたい。いかほどの金額を予定し、市費負担はどれくらいか、わかれればお答え願いたい。

次は、4の開発規制と都市計画と文化財、こういう並べ方で質問要旨に載せてございますが、実は、和泉市の開発規制の中身といたしましては、現在の町づくりの構想、過日の議会を通過しておりますが、いつこうに具体性の乏しいものである。ところが、外環状線、その他の外的要因において和泉市内を通る道路、施設、その他が非常に多くなってくる場合、和泉市としての独自の都市計画の立場からこれを考えていくべきではないか。和泉市民のための町づくりを組み合わせていくべきではないかという点が必要だと思います。

その点で、和泉市の都市計画と同時に現在行なわれている民間の会社における3百坪以下については無制限で開発を行なう、住宅を建てるという問題についても、市条例なり、市の要綱で開発規制を行ない、一定の分担金並びに都市計画に沿った政策を出すべきではないか、こういう点をひとつお聞きしたいわけでございます。

お答えは、外的要因による町づくりでなく、和泉市民の立場に立った町づくりの具体化、これを早急につくり上げ、いつやるかをお答え願いたいし、さらに、3百坪以下の無秩序、無制限の開発を規制すること、この要綱をいつ出すか、その考え方をお答え願いたい。

その中で文化財ということでございますが、やはり、貝吹山古墳は完全に保存すべきであると考えておりますが、これをいかようにお考えか。さらに、都市計画の一環として文化財の検証並びに現在、山荘地区からも出ております風致地区の問題もございますが、縁の保存も必要かと思いますので、明快なお答えを願いたいと思います。

次は池上遺跡について。これもお答えを願いたい点は、国の史跡指定という条件がございますが、文化財保存につきましては、市の都市計画の中の位置付けということで、市の開発規制の中では、早急に市民の協力を得るという体制をつくるべきであると申し上げておきます。細かいことは、いずれ予算委員会で明確にされると思いますので、アウトラインだけでは結構でございます。

次は、細かいことを申し上げて恐縮ですが、ちびっこ広場のことについてですが、府中の商店街の「和泉開発」という看板で、ちょうど「アルサロ花星」ですか。その横に空地がありますが、ここなどもいつこうに何ら動きがない。地価が高いという点もありましょうが、店舗街、その他における子供さんが遊び場がない、遠いところへ行くわけで交通問題が出てくる。それで近いところで商売入さんの子供さんの遊び場所という観点からもこの際必要ではないかと思いますので、ひとつ子供さんの空き地利用ということで市が動いて思い切って買収し、都市計画の一環として使う気があるかどうか、この点をお答え願いたいと思います。

次は、農業行政と書いてますが、これは農業の保護政策についてでございます。農業行政のうち、みかん農家に対する施策は、本年度、どのように抜本的な計画があるのか、その点についてお答え願いたい。

2番目は、市街化区域内における宅地並み課税の問題ですが、これは先般来、20アール以上については一定の農業保護の助成金を出して差し引きするという考え方で規則が仕上がり、非常に喜んでるわけでございますが、私の申し上げたいのは、さらにそれを進めて、現在、日本の食糧の自給率が非常に低下をし、食糧難という問題が出て参りましたので、質問したいと思います。

5畝持っている飯米農家が、今後もやはり米をつくっていきたいとすると、48年度から宅地並み課税で2割、今後は7割、2、4、7、それから10割、4年間で必ずこれを手放さないかんという問題が起こってきた。何とかならないかというご要望でございましたので、この固定資産税につきましては、2分の1減免、また49年度は8割減免という同和施策の一環としても行なわれている要素もございます。20アール以上の方については、農地であれば助成されて負担がなくなる。しかし、この5畝という方については、米をつくっていきたいが、税金が高くなればやつていけない。今年の税務署の申告も1アール4800円ぐら

い、それを上回る税金がくれば手放さざるをえない。何とかならないか、減免措置はないかという切実な願いでございましたので、これはひとつ農業保護政策、また、飯米農家の確保という点で抜本的なお答えを願いたい。できれば2分の1の補助ということで、やはり、その方に応えるような考え方をお示し願いたいと思います。

次に、地場産業の保護ということですが、和泉市の地場産業は中小零細企業で資力、規模、その他非常に小さくて1人歩きができないという弱点がございます。先ほど申し上げた政府予算案でも、金融引き締め、倒産の憂き目ということでございますので、市としては、どうしてもこれらの人たちが力を合わせて守っていくという観点から、和泉市自身が商工対策として十分な資料、情報収集の点での体制と資料室、これをぜひともつくる必要があると思うので、この点のお答えを願いたい。

2番目は、市単融資のワクの引き上げということで施政方針に出しておりますが、これは非常に結構だと思います。そこでもうひとつ突っこんで、実際に市単融資を申し込んでも、日数がかかる。1カ月以上の場合もあります。ところが、大阪府の一般事業融資資金については、案外早いこともありますので、この際、もうともと簡素化してすぐに貸し出せる体制をつくり、零細企業を守るために市単融資の活用を図るべきではないか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

次は、同和行政と同和事業でございますが、今日の同和行政については、共産党はもともと地方自治体における同和行政は、公正で民主的に行ない、そして国民的課題である以上は、住民全体の支持を得て行なうという観点に立っております。

そこで本年1月、部落解放同盟和泉支部は、市の公用車を活用して羽曳野市へ動員し、羽曳野市の民主的で公正な同和行政ということで入居問題について動員をかけておる。このことについて私ども、追及しましたら、この公用車の運転手、燃料代などは、本来、市が出すべきであったが、出してませんという同対部長の答弁がございましたので、あえて、それ以上は言いませんでした。これは他市の市政に介入するために和泉市の公用車を借りるということは、非常に違法的な行為であると考えます。しかも、共産党攻撃のキャンペーンに参加するという具体的事実がある場合、当然、解放支部に対する補助金は大幅に削減すべきであると思っております。

解放同盟和泉支部は公共団体でも何でもありません。選挙になれば、解放同盟の委員長として社会党公認で選挙運動を行なう、こういう任意の団体です。こういう団体に大幅な不明瞭な補助金を出すことは即刻、削除すべきであるという観点に立って質問いたしますので、明快なお答えを願いたい。

2番目に、本年度は解放同盟に対して約2千万円の助成金が出ておりますが、これについては、人件費は幾ら含まれているか、お答え願いたい。過日の決算委員会においても、この問題に対しては非常に不明瞭な答弁で、委員の皆さんも非常にあいまいだとのご指摘をされただわけでございますが、予算案を提出した以上は、明快にお答えができると思っております。非常勤の嘱託員という人々については、この前の答弁では、解放同盟の事務費の中に、事務局費はあっても事務員にならないのでこれを活用しているということでありましたが、こういう非常勤嘱託員については、現在も活用することになっているのか、明快にお答え願いたい。

3番目は、2月15日、大阪府同和対策促進、府同促の会議に収入役が出席し、そのときに、地方公共団体としては、不偏不党の立場で住民に対処するという観点をはずれて、こういう抗議文に賛成をして帰っております。内容につきましては、「日本共産党の誤れる理論」といつており、この文書にハシコを押して帰ってくるという行政は到底、納得できません。不偏不党を原則とする地方公共団体が、日本共産党の誤れる理論という、どこを批判し、どの理論が間違っているか、明快にお答え願いたい。そういうことを堂々と本会議でやるのかどうか。この点、誤り、不十分であれば強く反省してもらいたいと思いますので、お答を願いたい。

次は、解放センター、解放会館ということでございますが、これについては、今度の予算案に地方債があがつております。お答え願いたいのは、土地の坪数、建物は何階で規模はどのくらいか、また、場所は何処にするのか、また、予算の総額についてお答え願いたい。さらに、解放センターに対する解放同盟和泉支部の権限はいかなる権限か、この点についてお答え願いたい。今は和泉市でございますが、昔は八坂町、その昔は南王子村でございました。その中で隣保館というものがございますが、自由に、空いておりさえすれば、申請すれば使えるということできておりました。私はこのときに問い合わせたところ、解放同盟和泉支部の承認がいるかのときご答弁でございました。この隣保館でさえも、こういう窓口1本化からくる団体の私物化行政になる。今度建つ解放会館について、私は解同支部の権限はどのようになるか、大変恐れるわけでございます。おそらくや、この解放センターは、国、府、市の公金で建設されるであろうことは間違ありません。しかば、十万市民が納得のいく、地区住民全体が使える、また、市の公共的な管理規則に基づく扱い方ができるか、明快にお答え願いたい。

同和事業については予算の関係でございますので、市財政についてということで取り上げ

るので、これは終わります。

次は衛生行政。これについては、午前中も答弁がありましたが、くみ取りの2回制はいつからやるのか。これは20日に1回が原則、便槽の小さいところは15日に1回という振り分けというご答弁がございましたが、これはなかなか確定しておらない。

そこで私が申し上げたいのは、同じ和泉市民でありながら、このくみ取りについては2回制をやってるところがあるんです。これは同和地区でございます。大いに結構だと賛成いたしました。しかし同時に、和泉市民全体に1日も早くこれをやらないかん。この観点が抜けたならば、せつかくの同和施策が住民に十分理解できず、住民の離間策となってくるという懸念を私は抱いておりました。直ちに2回制をやるべきである。そして、住民生活全体を引き上げていくことが市の基本政策ではなかろうか。私はそのことを強く要望し、早急に2回制に踏み切るべきである。その決意のほどをご答弁願いたい。

不燃物の処理につきましては、市の責任で確保するということですが、私の住んでおる北部落でもなかなか管理不足、住民に責任を持ってくると住民は拒否するということで困難な問題がございますが、これについてはどういう解決策があるか、お答え願いたいと思います。

次は、市財政でございますが、これは項目別にお尋ねいたします。同和関連予算については、49年度一般会計117億円のうち、いかほどのなるか、この点をお答えを願いたい。私が項目別に拾い上げて総括いたしますと、約47億5千万円という数字が出ましたが、私は理事者ではございませんので、そんな数字を発表しても信用がありません。それで理事者から明快に49年度の117億中、何ぼの同和関連予算があるのか、明快にお答え願いたい。さらに、国、府、市の負担を明快にしてもらいたい。

次は、起債問題でございますが、本年度の起債は約25億組まれておりますが、48年末で地方債の残額約61億円、そのうえに今度は25億で合計86億という膨大な起債が残る。これの償還金として、今度の予算で7億9千万円の公債費が組まれております。また、午前中の答弁では、市税収入25億、人件費が25億、うち1億円は退職金だという。そうすると、地方交付税の15億何ぼで仕事ができるか。非常に財政困難な問題が起こつてくるのではないかと苦慮するわけでございますので、この際、改めてお尋ねいたします。

48年度の現計予算が3月末で締め切るわけでございますが、48年度決算見込みで赤字がどのくらい出るのか、この点をひとつお答え願いたい。

さらに、この地方債の残額61億並びに起債25億足して86億のうち、同和関係分は何もあるか、この点も改めてお答え願いたい。

ここで改めて申し上げます。私どもは同和事業を進めなさいと言つております。また、同

和行政を公正にやりなさいと言つてます。その点で、まず第1に予算関係につきましては、つり合いのとれた予算を組むこと、また、住民全体の利益になること、さらに、和泉市に財政負担をさせず、軽くすること、これを原則として、国に大幅な予算獲得をしなさいと言つてきております。そういう立場から、私は前々から、同和予算については特別会計で組んではどうかというご意見も申し上げたのですが、その点で明快なお答えを願いたいと思います。

次は、債務負担について。会社関係については、公社の土地所有の現有面積、金額、さらに、48年度中の購入額、市の売り渡し並びに48年度中の人件費総額をお答え願いたいと思つております。

次は、債務負担の学校事業の継続事業、これが非常に行なわれているが、個別的に取り上げると、幸小学校の増改築3億9千万円、伯太小学校1億3千6百万円、約3分の1の金額でございますが、この幸小学校の面積、規模、単価、さらに、伯太小学校の規模、単価、これもひとつ明快にお答え願いたい。そうしないと、私どもは面積的に3倍いるのか、建物的に3倍いるのか、こういう点がわかりにくいので、この学校用地、さらに、幸小、伯太小について1つの例を挙げて、3億9千万円の中身、1億3千6百万円の中身を明らかにお答え願いたい。

さらに、私は勉強不足で申し訳ございませんが、債務負担行為の中の純債務負担分、その金額と、また、債務保証及び損失補償分36億と書かれておりますが、純債務負担行為の46億ですか、それと債務保証36億、私たちのほうは合わせて計算して80億になるんではないかという考え方もあるので、そうではなかつたら、そうではない、準債務負担はこれだけ、債務保証はこうだ、金利はこうだというふうにお答えを願えればありがたいと思います。

次は、財源確保でございますが、先ほども私がピックアップして申し上げました117億中の47億5千万円が同和関連予算といたしますと、本年度のこの組み方、さらに、それを引きますと約7.0億の実態ということになりますので、やはり債務負担行為の先食いをどうしても財源確保に努力しなければならないという点で、財源について、若干の質問をしたいと思います。

午前中にも問題になりましたが、自衛隊の基地交付金、これはひとつ全力をあげて取り組むべきではないか。そのために私は申し上げたい。ただ、上に対して要請するだけでなく、いかほどいるんだ、現在の都市計画等からどうしてもこれだけはいるんだということの基礎計算を明快にすべきではないかと思いますので、その点ひとつ、すでに市当局としても仕上がつてると思いますので、自衛隊基地交付金増額要求の金額を明らかにお答え願いたいと思います。

次は、財源確保の中からお尋ねしたいが、手数料の倍額値上げが今度、議案書にも出ておりますので、あえて強く申し上げませんが、こういう財源確保のための手数料倍額などは到底考えられない。今日の和泉市の圧迫された財政、膨大な出費という点で問題にならないと思います。しかし、これは聞いておきます。手数料の倍額値上げによって、いかほど市の財源に組み入れられてくるのか、ひとつお聞きしたい。

また、現在の段階で超過負担は幾らになるか。すでに前々回からも申し上げておりますので、一定の金額は出ていると思いますので、その点のお答えを願いたい。

それから同和事業の国の負担、先ほども同和予算で取り上げましたので重複いたしますが、同和事業の国の負担金額をひとつ出してもらいたい。非常に少ないのでないかと思いますので、もっともつと多くせないかんという観点からお答え願いたい。

10番目、議会費について。これは議会議員でありますので、あえて言うべきではないというご意見の方もございますが、私はやはり本会議で一般質問して聞いたほうがよかろうということでお質問いたします。

予算書では議員旅費54.8万7千円と出ておりますが、単純計算で26人で割ると1人2.1万円、今までこういうことがなかつたので、これは何を基礎にして1人2.1万円を使おうとされているか、明快に基礎計算をお答え願いたいと思います。

それから各議員の皆さんに対して、議会費に関する私どもの意見を申し上げ、議長さんに取り計らいをしてもらいたい問題がございますので申し上げたいのですが、議会運営委員会について、これはご承知のように、和泉市の議会運営規則では、2名をもって会派とするということで、会派から1名を出して議会運営委員会を構成し、当然、26名全体の運営のために必要だと考えます。

そこでたまたま、重要な議会運営委員会に私自身、私用でございましたが、出席できなかつたということで大変申し訳ないわけですが、事前に電話を入れて寺田議員を出してもらいたいと申し入れた。もちろん、議会運営委員は選任でございますので、代理……。

○ 議長（坂上國治君） 直村議員、ちょっと待って下さい。ただ今議会運営委員会に関する質問が出されておりますが、これは通告外の質問だと思いますし、また、委員会のことありますので、委員会でご協議願えれば結構かと思いますので、控えてほしいと思います。

○ 18番（直村静二君） 議長さんから、議会運営委員会のことですので、委員会のほうでご協議申し上げたほうがいいんではないかということでござりますので、ひとつ私の意のあるところを含んでいただきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

特別会計については、時間の関係もありますので、簡単に申し上げますが、水道の未給水

地域はなくなったのかどうか。さらに値上げ問題。これは8立方メートルで440円ですが、やはり、もっと低所得者に対するサービスで、5立方メートルへの引き下げの考えはないか、この点についてご答弁願いたい。

それから国民健康保険、本年度は1千万円の繰入金と考えておりますが、過日の質問で「値上げしないか」と聞いたのに対し、「明日の水を飲んだ者は誰もいない。わからん」というご答弁でございましたが、今度の予算では料率の引き上げはしないということで結構でございますが、さらに、その中で赤字が出たとしても、一般会計から繰り入れて値上げしないということになるのかどうか、明快にお答えを願いたい。

病院については、緊急対策として、市民全體が助かるという観点から、産科、婦人科設置は長年の要求でございまして、小児科については、無理にでもプレハブをつくったという経過があり、大変市民に好評でございます。今日の段階では、まだ委員会、その他で膨大な計画を立ててるということですが、それはいいとしても、緊急対策として、産科、婦人科を早急に考えるべきではないかと申し上げたいので、これについてのお答えを願いたいと思います。

次は、土地区画整理の問題でございますが、いよいよ区画整理が進むということですが、この際、改めてお聞きしたいのは、用地買収地域は何平方メートルで全長何ぼ、また、区画整理でいくのは面積は何ぼで延長は何メートルか、この点についてひとつお答えを願いたいと思います。

以上、非常に多岐にわたって質問申し上げましたが、施政方針並びに一般予算という問題がございます。また、お答えの中で納得のいかない点は再度、質問申し上げますが、明快なお答えを願いたいと思いますし、また、予算委員会もございますので、そこはスムーズにいくよう要望して、私の質問要旨をこれで終わります。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 直村議員にご答弁申し上げます。
最初の市の基本政策についてということでございますが、それにつきましては、現在の政府は非常に大企業を援助するような政策であるにもかかわらず、市の施政方針ではそれを改めようとしているが…という意味のお尋ねかと思います。
- 18番（直村静二君） これについては、答弁はいらんと言うておつたのです。国民生活、物価安定と書いてあるが、なかなかそういう認識ではない。強くその点の反省を求め、意見として申し上げたので、答弁はいらんということでござります。
- 市長（藤木秀夫君） それは非常にむずかしい考え方で、今回の施政方針で申し上げたの

ですが、議員さんの質問が多岐にわたってございましたので、答弁した次第です。

○ 18番（直村鈴二君） 市長に答弁を願いたいのは、財源獲得の具体策がないのではないか。そういう認識やけど、和泉市は財源を外的に依存する割合が高いことは認める。しかし、ここには頑張らないかんというだけで具体策がない。その点でお答えを願いたいということです。

○ 市長（藤木秀夫君） それに向かって、われわれはしょっちゅう何とか、この線では助成金の1つも多くならんのかという調子で、その方向に向かってやっておるのが常でございますが、それがいちいち皆さんの中に結果として現われないだけが申し訳ない点でございます。

○ 議長（坂上国治君） はい、次。

○ 市民部長（小林一三君） それでは市民部関係の質問についてお答えさせていただきます。

まず第1点は、民間保育所助成制度を今回、49年度から予算計上させていただきましたその根拠ですが、和泉市民間保育所整備費補助金交付要綱を策定してございます。その中で、49年度予算で計上させていただいている金額1155万9千円につきましては、大阪府における基準120名の保育所1カ所についての助成でございまして、したがって、60名なら2カ所ということになるわけでございます。これについては、工事費並びに諸度調度品ということで補助基本額の2分の1は府から補助され、残り2分の1の2分の1、補助基本額の4分の1を本市で持とうということでございます。

なお、算出の根拠は、昭和48年度の補助基準単価を使っておりますので、49年度以降アップになれば、それに伴って改正する予定でございます。

第2点の生活保護の二級地を一級地に引き上げにつきましては、直ちに厚生省に要望せよというご質問かと思いますが、この件につきましては、過般来、お答え申し上げております通り、所管の大坂府の民生総務課並びに社会課長に直接陳情もし、なつかつ、地元出身の府会議員等にも関係資料を提供して、強く知事並びに民生部長に訴えております。過般の大坂府議会においても、府会議員さんのはうから総括、一般質問で知事並びに民生部長になされておりましたが、知事並びに民生部長も全くその不合理を認めておりまして、強く厚生省等に対して対策を講じておるところでございます。すべて、そういった国に対する要望は、府と相待って取り組んでおる実態でございます。情報が入れば直ちに提供するということで、社会課長とも固い約束をしておる実情でございます。

第3点の保育所の給食費関係でございますが、現在行なっておりますのは、1日当たりの乳児が134円、幼児は110円20銭でございます。そのうち父兄負担等について、先般来の牛乳値上げ等についてはすべて公費でまかなうということで現在、取り組んでおりま

す。なおかつ、49年度でも質の低下等を来たさないよう、関係業者等とも十分協議して49年度以降も取り組んで参りたい所存でございます。

それから第11番目の特別会計の国保会計でございますが、一般会計から1千万円の繰り入れで、赤字が出ても途中で値上げしないかということでございますが、当初予算のこととござりますので、現時点におきましては、値上げの考えはないということで確定しておるわけでございますが、いろんな社会情勢あるいは新制度の改正等がありますれば、所管の委員会なり、あるいは付属機関である運営協議会等に諮問いたしまして、慎重な手続きを踏んで対策を構じて参りたい所存でございます。ご了解を賜りたいと思います。

- 18番(直村静二君) この件については、新しく保育所については建設助成という制度になったという点でちよつと聞いた。市としては要望してること、ご奇特な方があれは結構だという立場だと思います。そうしないと、これが膨大になると、公立保育所の建設を止めて、あるいははざらして、何か逃げ道に使っていくという危惧があつたのでね。それとなつたら結構です。具体的に市民の要望の中で解決していってほしいと思います。
- 市民部長(小林一三君) 議員さんのお考えの中で、ちよつと基本的な考え方方が遊っておりますので申し上げますが、あくまでも、認可された保育所でございますので、運営費とか、措置児の保育費の徴集等もすべて市が責任を持って行ないますので、公立とそう変わった点はないということでございます。
- 18番(直村静二君) そうすると、120名を定員とするという立場での民間の保育所、あなたの答弁では、60名やつたら2カ所できるという、その点もう少し明快にしてもらいたい。
- 市民部長(小林一三君) たまたま、昭和49年度当初予算に計上した額の算定根拠は、120名定員1カ所を想定したこととござります。したがつて、これは30名以上でございますので、30名なり、60名の保育所になれば、それ相応の金額に算定替えされるわけです。したがつて、算定の基礎は、平方メートル当たりの単価とか、諸度調度品は1人何ぼと決まっておりますので、たまたま、49年度計上した予算額の算出の根拠は、120名定員だということでございます。
- 18番(直村静二君) 私の考えたのと若干違つたけれども、私は最終的には、そういうご奇特な方があれば大いに結構だと市は待つことになる。そう理解してもよろしいな。
- 市民部長(小林一三君) それは先ほど答弁した通り、いかに民間保育所でありましても、運営あるいは保育料の徴集は市がやるわけです。
- 18番(直村静二君) 民間でも待つて、要望があればいくわけでしょう。

- 市民部長（小林一三君） 希望者がありましたら。
- 18番（直村静二君） 生活保護の1級は認めるところ、和泉市の2級地は大変誤りであると思っておりますので、これはひとつ市長名で直接、厚生大臣に対して要請なり、要望を再度出すべきではないかと思って質問したんです。先ほどの小林部長の答弁にもありました通り、前々から府なり、府会議員を通じてということは聞いております。しかし、いよいよ国の予算も通過いたしましたし、この際、改めて和泉市が4月1日から実施できるというぐらいの強い要請をすべきではないか、こういう意向がわれわれの関係のほうからも市長に申し入れてほしいということもありましたので、ひとつ市長、どうですか、あなたの名前でこの際、厚生大臣に対して、府はかり経由するのも結構やけど。

- 市長（藤木秀夫君） 要請します。

- 18番（直村静二君） 要請していただくということで了解いたします。

次は、給食の内容については、万全の対策をとつてもらうということで、細かい点は予算委員会でやっていただくということで終わります。

国保の件ですが、それも一応、了承しておきます。

- 議長（坂上国治君） 次の答弁。

- 教育次長（阪東重信君） 教育関係の問題について、3点ほどまとめてお答え申し上げたいと思います。

第1点の学校給食の値上げ相当分の市の助成は、現状考えておりません。施政方針の中に、最近の物価高騰により学校給食経営が困難となっておる現状を考慮して、昭和49年度に新たに給食燃料費の市費負担を行なうよう措置した次第でございます。そのへんでご質察いただきたいと思います。471万4千円でございます。

第2点の文化財関係でございますが、貝吹山の保存対策については、現在、国としての指定もない中でどれだけの助成が得なれるか、所有者の立場に場って、現在、府を通じて検討事項といたしたいと思っています。

池上遺跡の保存対策は、第2阪和国道の建設が計画されて以来、周辺地区の開発が急速に進んでおり、遺跡の保存対策が急を要することなので、府と協議のうえ、早く遺跡の指定を受けて買収に入りたいと思いますが、本年度も予算措置を講じながら、その対策に乗り出したいと考えております。

学校の同対地区事業の関係で債務負担の問題も合わせてお答えしますが、学校の増改築事業予算は、事業量あるいは内容によって積算されるものであって、幸小学校と伯太小学校等との比較は、その内容をご理解願ったうえでのご質問をいたしましたという感じを受けました

が、いずれも予算委員会では詳細申し上げますが、現在、教育委員会の考え方の中では、幸
小学校の事業内容は、鉄筋3階建、12教室、特別教室を合わせて2134平方メートル、
屋内運動場等を考えて3億9795万円の予算措置をしております。伯太小学校は例年事業
化しており、最後の事業として1083平方メートルの計画で、1億3690万円の債務負
担の内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 18番（直村静二君） 教育委員会のことについては、これもいずれ予算委員会でやつて
いただくわけでございますので、このへんで止めておきます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 産業衛生部所管の問題について、私からお答え申し上げま
す。

第1点の67歳以上の交通傷害保険の減免措置でございますが、本年度は当初の関係もございましたし、国の70歳の老人医療費の要綱等を勘案いたしまして、67歳ということで決定させていただいた次第でございます。

第2点の公害対策についての臨海工業地帯に発生する大気汚染データの市民に対する発表
でございますが、本年5月ぐらいの予定で移動観測車が導入される予定でございます。これらに連絡いたしまして、各所の移動観測を行ない、できるだけ住民に大気汚染の状況等を発
表する事務手続きをとつておるような状態でございます。

次のセイタカキリンソウの処理でございますが、最近まで米の生産調整等にかんがみま
して休耕地が非常に多い関係上、ご指摘の通り、セイタカキリンソウが各所に大変多くなつ
ております。この指導については、各市ともいろいろ雑草除草剤を配布し、あるいは機械等
を貸し付けている市もございますが、本市としては、まだ抜本的にどのように処理するかと
いう具体策は持つておりません。

次の廃棄物処理方法と予防策でございますが、現在、和泉市が確保しておる廃棄物の処理
地は2ヵ所でございまして、今後、廃棄物が増大する中において、十分措置できるような場
所を確保したいという考えを持っております。すでに堺のほうでも第7区埋め立て地での確
保も見通しが付き、それらを勘案して今後、廃棄物の処理地確保に努めたいと思っておる次
第でございます。

交通公害対策審議会の公選制につきましては、共産党のほうからの要望事項も私の方に
参っております。実はこれにつきましては、私の方で和泉市公害対策審議会規則によりまして、各
界の学識経験者、議会の正副議長さん、産衛委員長さんを交えまして、市長に和泉市の公害
の現況を諮問していただくことになつております。1昨年来、これを発足させたわけでござ
ります。

ざいます。今後、いろいろと公害のモニター等についても、十分住民の声を反映してこの委員会で審議していただくわけで、いま、資料も収集中でございます。

次の農業行政でみかん対策について、本年度わずかでございますが、10万円のみかん対策施策として組んでおります。近年にないみかんの暴落等にかんがみまして、すでに納花町等に農免道路等の施策もやっております。今後、十分取り組みたいと思っておる次第でございます。

次の地場産業の保護につきましての資料収集等につきましては、地場産業の従業員が約20名の会社というか事業所が約93%を占めている実態の中に、基本的に昨年11月、各界のえい智を集め発足したわけでございます。和泉市商工対策審議会においても、昭和50年3月の答申を目途に目下、調査活動中でございます。その大体の柱といたしましては、地場産業の現状とその方向付け、第2は、地域商業の現状とその方向付け、第3は、豊かな町づくりと調和する産業のあり方、を重点施策として、ただ今審議会で資料収集中でございまして、その答申を待つておるということでございます。

次に市単融資でございますが、大阪府の融資と違って市単融資は非常に遅いというご指摘でございますが、市単融資といいながらも大阪府の保証協会等を通ずる関係上、どうしても遅くなるということでございます。今後、その点については、保証協会等と十分協議いたしまして、1日も早く貸し付けできるようにいたします。

- 18番（直村静二君） ワクは。
- 議長（坂上国治君） 部長、要点だけ、ごく簡単に答弁して下さい。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） ワクは200万円です。
くみ取りの2回制は、朝から藤原議員さんにお答え申し上げた通りでございます。
不燃焼物の処理の空き地確保、直村議員さんのおっしゃったのは。
- 18番（直村静二君） 市の不燃物の処理が実際できているかどうか。北部落の場合は放つかず場所がないのです。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 一時的な保管場所ですね。
- 議長（坂上国治君） たびたび申し上げますが1問1答のようなかつこうにならんように質問者も答弁者もしてもらわんと、時間がどんどん経過するばかりで能率が上がりませんので、その点注意して下さい。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 空き地問題はいろいろ苦情がございますが、現状の通り、市の公共的な施設がございませんので、町会のご協力なくして空き地の確保ができない現状でございます。

以上、産業衛生部関係のご質問にお答え申し上げます。

- 18番(直村静二君) あなたの答弁の中で、67歳は当初予算だからそうしたという答えですね。私は65歳はいかがなものか。いま1点、まして、老人集会所をこしらえたとき、老人は65歳以上とすべきではないか、わしはいける、あんたはいけんとなつたらいがんで、この際、65歳に統一したらどうか。やる気があるかどうか、この点のお答えがほしかった。あんたは67歳の答弁、もう一度65歳にできるかどうか、再度、お答え願いたい。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 本年度については、67歳ということで参りたいと思っております。
- 18番(直村静二君) 全然見える気はないか。老人集会所が完成したら行きはるんでしょう。しませんとなれば、厳しく今後とも追及したいと思います。それから資料室をこしらえるかどうか、お答えがなかった。答申を得てとか、資料室、情報交換等の確保はどうかということです。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) この点につきましては、商工業振興対策審議会の答申を得てから、われわれの方針を定めたいということです。
- 18番(直村静二君) そういうふうに承っておきます。それからみかん対策は10万円ということでございますが、この際、10万円ではあかん。それと、みかん対策の10万円は農協とかへ渡すように聞こえますので、昨年末も市が動いたということで、この点市長からお答え願いたいのは、答弁は民生関係からなかつたが、生活防衛本部的なものを市としてつくるのかどうか、このお答えがなかつた。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 生活防衛対策の質問でございますが、1昨年、建築資材等の高騰で石油危機に端を発して、生活関連物資の不足等の問題がございまして、和泉市内部で物資需給対策本部を設置しておりますが、そういう民間の防衛対策の施策は持っております。市内ではできております。
- 18番(直村静二君) 市民はその物資需給本部へ行けばいいということですな。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 商工課が窓口になっております。
- 18番(直村静二君) それも確認しておきます。衛生関係ですが、セイタカアワダチソウの処理については、他の市で条例なり、規則なりができるとうかがっているが、産衛部長はそういうことは知っておらんわけですか。あなたは研究してとか言つてますが、他市はできるんじゃないですか。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 各市の状況でございますが、大阪府下で1市だけが条例を制定してますが、今後、十分検討いたしまして、われわれとしても、やはりそのまま放置す

ることはできませんので、何らかの対策を立てたいと思います。

○ 18番(直村静二君) そういうことの確約を得て終わります。

自衛隊基地払い下げについて市長、答弁願います。

○ 助役(藤田利君) 答弁いたします。

私どもは、演習場の払い下げが当然の権利だというふうには解釈いたしておりません。なるほど、和泉市民にとつては、演習場は、“猫に饅頭”的なやうなものでございます。しかし、直ちにこれに襲いかかるというわけには参りません。条理を尽し、筋道を立てて市の状況を訴え、相手方に納得していただいて払い下げを受けたい、かように思っております。民有地を買収して交換するか、あるいはそれが賢明か、あるいは直ちに国に払い下げを要求するのかいいか、私どもは最も賢明な、しかも理解をいただける方法でもってやりたい。かように思っております。

なお、引き続いで同和問題のご質問について、基本的な考え方ということをございますので、私から答弁申し上げます。

羽曳野市への干渉ということで、解同支部の動きに対して厳しい批判がありました。しかし、私どもは解同側の運動に対しては干渉いたしません。

それから不要な補助金は減らせというご指摘もございましたが、私どもは詳細に調べて補助金を出しておりますので、減らす意思は全然ございません。

さらに、干渉問題で先般、収入役さんが府の同促へ私どもの代りで行っていただきました。その際、府同促の羽曳野市に対する勧告について、「それに同意を与えたということでご不満なようでございますけれども、私どもは同和行政を行なうに当たって、窓口1本という線を堅持しております。大阪府知事の決定に基づいて、窓口一本化という事を私どもは堅持しております」と

ところが、羽曳野市におきましては、住宅要求組合の要求を退けて、市長が困窮度を基準にして住宅の割当をやっておるということで、これは私どもから解釈したしましたなれば、何というか、福祉施設的な、あるいは融和主義的な考え方であろうかと思います。こういう点において、窓口1本を堅持してやっている当市としては、非常に考え方从根本上的に違いがあるのでございます。

したがって、そういう府同促を通じて、いわゆる窓口1本をやっておる各市は、羽曳野市の混乱している状態を見て、対岸の火事視とは思えないということで、これに対して窓口1本の線を堅持してやってもらつたらどうか、今までそうやってたんだから、それを続けてやってもらつたらどうかという勧告に対して同意をしたのでございまして、その点、ひとつ悪しからずご解釈願いたいと思います。

なお、解放会館についてもご質問がございましたが、解放会館は、地元住民の意向を十分に反映しないということでございまして、その規模、地積等を急いで決定したいと思っておりますので、ご了承賜りたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 自衛隊の件につきましては、市長の答弁については、基本的なことで確認をしておきたいと思ったが、市長答弁ではなく、藤田助役の答弁を聞いておりますと、筋道を通して納得してもらい、そして、払い下げを受けるか、控地がいいか考えたい、こういうことでございます。これはまあ、私どもの立場ははつきりしておりますが、市長答弁などで右に行ったり、左に行ったりすることのないように、10万市民の立場から、あなたの答弁通り、筋を通して納得してもらって返してもらう、それはそれなりに了解しておきます。私どもはもっとはつきりしております。

それから同和問題につきましては、私は不明瞭な補助金は、そういう他市への介入、共産党への攻撃というかつこうで公用車等を使って動員している、そんなことに補助金が出ておりますが、そんなものは削除しなさいと申し上げた。あなたは詳細な面できっちりしてるので削除する考えはないということでございますので、今後とも厳しく追求していきたいと思います。

あなたの今の答弁で問題になりますのは、羽曳野市の問題について私にご了解賜りたいと言いましたが、私はそんなことは言ってない。ここで「日本共産党の誤れる理論」として政治論文が出てる。不偏不党の地方公共団体が賛成してはいけない。運動団体が書くなればかまわない。しかし、市が認めるというなればいかん。共産党の内容、考え方の理論を全部知つたうえで、それは間違つとるとなって市自身がやるのかどうか、この点を言つとる。あなたは怒口1本をやつとる和泉市は羽曳野市と違うから、それはそれなりにご了承をと言つたが、日本共産党の政治活動を否定するような文書はあかん。今後、それは反省してもらいたいと言つたんです。場合によつたら、社会党になつたり、公明党になつたり、他の政党になつたりするからいかんと言いました。私はこの前も言いました。こういう文書には強く反省してもらわんと問題があるということですね。強く徹回を要求します。

そして、まだ私の質問に対して答えてくれてない点がありますので申し上げます。非常勤嘱託を事務員として活用してといふこの前の答弁があつたのと、解放同盟に対する1600何ぼですか、それには人件費はありません。事務局費はあるということで、この次ははつきりすると言ってたので、再度、答えてもらいたい。

○ 助役（藤田 利君） その中には、人件費は入っておりません。

○ 18番（直村静二君） 2千万円の中に人件費は入ってない。

- 助役（藤田 利君） はい。
- 18番（直村静二君） 事務費はどないしますね。補助金に人件費は入ってませんと言うが、事務員の入件費はどこから出てるんですか、答弁できるようになつてもらわんと困る。
- 同和対策部次長（森 保君） 同和行政推進のための事務員というご指摘でございますが、地域の実情に精通かつ部落解放に見識ある人を選び、市が行なう同和行政の広く地域の住民に…。
- 議長（坂上国治君） そんなことを言うてゐるのんと違う。あんたら、不勉強や。最初に私から言うたでしよう。十分質問の要旨をつかんで答えなさいとね。そんな、どういう目的でどうこうとか質問してない。もっと勉強しなさい、勉強を。
- 助役（藤田 利君） 非常勤嘱託員の給料はその中から出でます。
- 18番（直村静二君） 2千万円の助成金には人件費はないんだというから、人件費はどこから出でるんかと聞いてる。非常勤嘱託ということですな、そうですね。
- 助役（藤田 利君） 非常勤嘱託員は間違いました。各セクションから出でております。
- 18番（直村静二君） ちょっと答弁になつていなか。
- 助役（藤田 利君） ご質問の意味を取り違えておりました。もちろん、これは支部の相談員、そういうことで支部の事務をやつてもらつてます。
- 議長（坂上国治君） 朝、冒頭に申し上げたように、うそ偽りのない答弁をしなさいと言つたでしよう。あんたら、何聞いてるんや。はつきりと答弁したらいいんですよ。包み隠ししようとするから答弁に困る。はつきりしたらいいんですよ。
- 18番（直村静二君） 議長、この前も決算委員会のときに、今度は答えを用意しとけと言つたる。支部へ行つて聞いてから答弁しなさい、そのほうが早いわ、こういうやつは大体、支部でどなせ、こないせと決めてる。いまの答弁では、確としたものを持ってないと受け取りますので、はつきりして下さい。非常勤嘱託員を事務員として使ってますとね。かめへん。それでは非常勤嘱託員は廃止し、事務局費として組みなさいと言いたいんです。16名中の非常勤嘱託員の中には見識ある方もございますが、未成年者で経験の浅い人もおりますので、事務員なのか、相談員なのか、はつきりせよと言つて。2千万円の中には人件費がない。人件費がなければどこから出でるんかとなる。その予算編成上の問題がはつきりしてもらわんと扱いにくい。この点に窓口1本化の私物化の誤りが出てくるんじゃないですか。
- 同和対策部次長（森 保君） お答えいたします。
- 事務員については、市として周知しておりません。非常勤嘱託は、市の趣旨といたしましては、同和行政…。（発言者多く聽取不能）

同和行政は、広く地域住民に行き渡るよう、非常勤嘱託として周知しております。

○ 18番（直村静二君） 改めてはつきりしましよう。事務員としては周知しておりません。

解放同盟に対する和泉市の補助金2千万円のうちには人件費はない。しかし、事務員はいてはいる。事務費については周知していない。ただし、一方では非常勤嘱託員、相談員がいてはって、それに対して金を払ってますという答弁ですね。非常勤嘱託員は解放同盟の団体の事務員をしてはいけないのか、してもええということなのか。

○ 同和対策部次長（森 保君） してもええと思っています。

○ 18番（直村静二君） そうすると、非常勤嘱託、相談員は見識ある人、男女16名ということですね。それで事務はしてもよろしいという見解ですね。非常勤嘱託員に対して市民の税金7万幾ら、女性に対して4万5千円から5万、市の共済費の一定の補助、そういうことで、これは当然、市に対する報告がいると思う。先日、他市を回って参りましたが、生活相談員心得という規則をこしらえて相談員をつくっているところもあります。しかし、和泉市は非常勤嘱託員、学識経験深い人である。しかし、団体事務員をしてもよろしいとなれば、拘束時間何時間まで、事務費は何ほど、明確な職分を明らかにしないと、これはだましますよ。非常勤嘱託という事務員を拘束することになる。しかも、これは選挙運動のときには、特定政党の腕章を付けて走り回る団体なんですよ。対市交渉にはそれが出てくる団体なんですよ。相談員が対市交渉に出てくる。執行委員でしょう、どうしますか。これが窓口1本で、公正で市民に対して納得のいく行政と言えるかどうか。答弁になつてません。私は前回にも言うたが、特定の団体ならば事務費で結構だと。しかし、あくまでも、事務費は出してないと突っ張るから、じゃ、どこから出すんだ、市から委嘱してくるんなら、市に報告してもらわなければ。市民に対して、非常勤嘱託とはこういうことをしているとね。それに市民のお金が出ている。事務費は組んだるが、人件費はない。

これは庄司理事、総務部長、そういう団体の事務費はどう扱うんですか、ちょっと教えて下さいよ。活用してもええのか。半日は相談員、半日は事務員でもええが、そういう職分の明確化という問題も出でますからね。人事問題も含めて予算委員会にいくんだが、各議員に対しても不明瞭だと思うのではつきりしていただきたい。議長、私はそう思います。

○ 議長（坂上国治君） 直村議員、実は、いろいろと答弁が非常に勉強不足であると思いますのでしばらく猶予をいただき、その間にもうひとつ勉強するように私から申し付けます。現在、一般質問で時間制限している中で、この状態であれば、直村議員の納得する答弁をしようとすると何日かかるかわからん状態になりますので、議事進行上、非常に困りますので、できるだけ簡単にしていただき、後日、十分勉強した時点で納得のいく答弁をするようにし

ていただきたいと思います。

- 18番(直村静二君) 決算委員会でも、予算のときにはちゃんと答えを持ってきなさいよと言うてあった。それがまたあいまいです。あいまいだけでなく、予算編成で変えていかなければならんのではないか。団体補助金を共産党攻撃に使った。しかも、市が共産党攻撃文書にハンコを押してくるという、これも反省しなければならない。窓口1本は、同和行政の私物化ではないかと私は申し上げたい。その点を言つとる。しかも、答えは、事務員はある、非常勤嘱託員を使うてもよい。それが特定政党の腕章を付けて選挙運動をする、対市交渉にも出てくる。市が市民の金を出して、7万数千円ね。十分生活できますがな。市が委嘱して、市のためにやってもらうんでしょう。それを明確にしなさい。それがいやなら事務費で出しなさいと言つて。各セクションから同和行政に行かさないけませんな。衛生関係も出てるが、事務してもよろしい。それ以外の年令の若いご婦人の方はどうなんですか。相談員として、現実に事務員としてやつてるのであるから、事務費がいる。事務費として出さなくとも、2千万円の中から何ほか事務費でもかまわない。私は申し上げますが、千数百万円のうち、90%以上が市の公金が勤いとる団体じやないですか。勧告も指導もできますがな。それを明確に答弁できんというのは、市の条例を守つてないことになる。一民間団体の解放同盟の支部に振り回されているわけでしょう。これは1日も早く明快な答弁をしてもらわないと困る。同和行政は公正で民主的にやってもらわなかん。誰が聞いても納得できるね。国民的課題として皆が支持してきた。私は批判するばかりじゃない。部落解放をせなかんという立場ですよ。しかし、法令、条例、規則の運営ははつきりしてもらわなかん。
- 以上のことを申し上げて、予算委員会では明快にしてもらわなかんと思います。

それから答えが漏れてます。たとえば解放センターの予算が出てますが、面積、規模、場所についてのお答えがなかつたが、言ってくれますか。いずれ、と言いますが、予算書に金額が出てますよ。

- 助役(藤田利君) 先ほど申し上げましたが、地域住民と支部の意向をよくくみまして、規模、地積、その他を急いで決定いたしたいと思っております。
- 18番(直村静二君) 6億7930万円組んだが、これは何平方メートルか。全体の計画があつて、初めて予算を組んだのでしよう。私は予算の総括質問をしてるんですからね。
- 助役(藤田利君) センターの建設を計画したのですが、その地積、用地の予算、さらにはまだほかのところの要望もございますので、それがわかり次第申し上げたいと思います。
- 同和対策部次長(森保君) お答え申し上げます。

予算に組んでございますのは、設計委託料と公有財産購入費でございます。

- 18番(直村静二君) そうすると、用地代ということでしょうね。
- 同和対策部次長(森 保君) そうでございます。建設費等については現在、まだ…。
- 18番(直村静二君) 起債をもらうためには坪数もわかつてゐるでしょう。これから買つから言えないということですか。
- 同和対策部次長(森 保君) ある程度単価の未確な分が入っておりますので、その点ご了承願いたいと思います。
- 18番(直村静二君) 総体のわかつてゐる分だけお答え願います。推定で結構ですが、何ぼですか。
- 同和対策部次長(森 保君) 推定総額は、現在のところ、まだ決定してございません。十分煮つめる段階でございますので、いまのところお答えできません。
- 18番(直村静二君) そうすると、これは用地代ということで確認しておきます。坪数、建て坪については、これから相談していくというお答えでございますので、了といたします。時間もまだあるわけですが、議長、こういうやりとりをしていると考えてることを忘れてしまいますよ。理事者が時間を尊重はしますと言うけどね。
- 農林行政については答えがないんですよ。80アール以上については補助を出すというところが、5畝の人は、3年後には税金を払うために、米を1反つくつても4万8千円しかないから、田を売らなくてはいかん。これについては減免できないのか。同和分については3分の2の減免、49年度は8割と聞いてる。困った人には、地方税法28条の規定で、市長が必要と認めれば減免できると書いてある。2反持つてゐる人はいいが、5畝の人は、米つくつて税金払えはづぶさないかん。この減免ができるか、できないか、市長、ひとつ見解を聞きたい。
- 総務部次長(西川喜久君) 市街化区域の農地の宅地並み課税につきましては、固定資産税の減免の考えはございません。
- 18番(直村静二君) 困つてゐる人はどうするんですか、市長、どうするんですか。次長の考えはそうだが、市長、考えてもらいたい。するとか、せんとかじゃなく。
- 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。
- ご承知の通り、税の減免関係につきましては、一定のルールがございます。ただ今ご指摘のいわゆるA農地だろうと存じますが、A農地に対しましては、ご存知の如くにいわゆる宅地並み課税を48年度から行なつております。そのこと自身、いわゆる税を納めるべき租税力がないとか、特別な事情があるとかの場合については、税の減免措置が考えられる余地がございます。しかし、宅地並み課税されたら納めにくく、納めることはできないんだ、軽減して下

さいということについては、これは減免する措置はございません。その点、ひとつご了解願いたいと思います。直村議員さんのおっしゃるご趣旨は、税の減免ではなく、農地助成金とかね合わせで5畝とか、2反とかの話ではないかと思いますが、担当の産衛部の農林課のほうからそういう角度でお答えさせていただきます。税の減免での該当はできません。

- 18番（直村静二君） むずかしい問題なのですね。減免の該当はできんというが、助成金のほうではおりないから、税の減免でいくしかないという考え方方が発生する。しかし、発生するけれども、地方税関係ではないんだという。逆に、収益を上回る税がくれば払えない、担税力はないという複雑なかね合いがあるので、いま直ちにというんでなく、そういう2反以下の人たちで本当に払えず困った場合はどうするか、その場合減免を考えてもらいたいという強い要望があった。私どもは2反でええなど賛成しておりますが、それ以下の方で農業を続けたい、飯米農家でやっていきたいといつても、収益を上回る税金がきた場合どうするかということです。農業の面で救うんか、税の面で救うんか考えてもらいたいということで、いま直ちにお答えせよということじやない。困ってる人をどうするんかということで市長、お答え願えれば結構です。
- 産業衛生部次長（山本俊兼君） お答えいたします。ただ今の直村議員さんからのご要望につきましては、われわれも意味そのものはわかりますが、一応、本市の農業の実態等を考え合わせますとき、やはり20アール以上の経営規模の方につきましては、農家という1つの線を引きまして、現在、登録農地の制度を適用しておるものでございます。したがいまして、いまのところ、この問題についてどうこうするというお答えにつきましては、保留させていただきたいと思います。
- 18番（直村静二君） 時間も迫ってきてるんですが、市財政についてお答え願いましょうか。これは数字的に言うてもらえば、あと予算委員会が何かで詰めていきたいと思いますので、簡単に起債の分、答えて下さい。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 財政課長（北野敦雄君） 財政関係につきましてお答えいたします。
手数料の改正の点でございますが、これによって増収となる金額は約9百万円でございます。超過負担の関係でございますが、現在、47年度決算に基づく計数しか出てございませんが、工事ベースでの超過負担額は約4億9700万円でございます。これは単価差、面積差、数量差を総合したものでございます。
それと、48年度の赤字という点でございますが、現在、起債、補助金等の確定が遅うございまして、不確定な要素が多分にございます。現段階では、数字的に明確に申し上げる段

階ではございませんので、ご了承願いたいと思います。

それと、49年度末で当初予算案でいきますと、起債の現在額が約80億でございますが、その中で同和対策事業債が幾らになるかというお尋ねかと思ひますが、現在、私のほうでは、同和対策債として区分してございませんので、計数は申し上げられません。

○ 18番(直村静二君) 私は予算についてのペーセンテージ、117億中、私の計算した数字では47億5千万円だが、私の勝手な判断です。

○ 財政課長(北野敦雄君) 債務負担関係ですが、純債務負担分、計46億円、これは将来、市の財政負担を伴うものでございます。ただ、この46億円の中には、公共用地の先行取得に伴う債務保証が34億か、含まれてるのでございます。それから債務保証の36億円は、元金、利子の債務保証でございます。

○ 18番(直村静二君) 46億だけの債務負担行為なのか、36億足すのか、足す場合もあり、減る場合もあるということですか。

○ 財政課長(北野敦雄君) 全然別個のものでございます。

○ 18番(直村静二君) そうすると、純然たる債務負担分は46億円ということでええのか。間違いありませんな。

○ 財政課長(北野敦雄君) それ以外にフリーハンドで公社が借りる分もあるからね。一応あとで聞きます。

同和予算は117億中何ぼ。

○ 同和対策部次長(森保君) この予算についての的確な数字は、いまのところ、数字的につかんでございません。

○ 18番(直村静二君) 対市交渉で言うんでしょう、ほん何ぼとね。市民に対しては言う工、議員に言われへんという、そんなバカ気なことはないでしよう。予算を審議して下さいと議会に上程してるのでね。ほつまつ終わりたいと思ってるのに、答弁をはつきりしてもらわんとね。議会に力を借りて、同和の金取ってこいと言つても、同和予算が何%かもわからんようではね。

○ 議長(坂上国治君) これもひとつ予算委員会のほうで…。

○ 18番(直村静二君) あかんね。議会は本会議が中心でございますから、私も数字を挙げたんです。私が捨つただけでは47億5千万円だが、それではあかんので、直村議員の数字が割りに近いなら近いと、それぐらいは答弁していただかんと、市民が関心持つての予算ですよ。私の数字が間違ってるなら間違つてると、それで結構です。あとは詳しく予算委員会で聞くことにしましようや。

- 議長（坂上国治君） この数字は出せんのか。
- 18番（直村静二君） 私が数字を言うたんて、それが違うなら違うで結構何です。いりますぐできんなら、あとで正式にこれだけと書いたもんしてくれるんなら、それでええんですがね。
- 議長（坂上国治君） 時限制限してあるんやから答えてもらわんと、こんな状態やつたら議事進行せんやないか。包み隠しし、議員の目をくらまそうとするからこないなつてくる。
- 17番（山田清二君） 議事進行。予算書にあげてるんや。ちやんとあげてるもんの集計がでけへんのか。いまの質問者自身でも 47億何ぼと言うてる。考え方の差もあるが、僕とこの計算では 49億3千余ある。それが何ほかわからんという、それでこの予算、どないして組んだんや。いま出てるやつだけで、関連のもんまで言えと言うんと違う。予算書に出てる中で、同和関係は何ほかと質問してるんやから、こんなもん、答弁ができないことがあるか。そつちは本職や。素人でも計算できるんや。
- 議長（坂上国治君） 答弁でけへんのか。
- 同和対策部次長（森 保君） いま、ここではつきりお答えの数字はつかんでございませんので、財政と十分協議し、後刻、お答えしたいと思います。
- 18番（直村静二君） そんな予算やつたら徹回しなさいよ。私のほうでつかんでいない、財政と協議してと、おかしいやないか。同和施策については、最重要施策と施政方針で出てくる。財源獲得せないかんと書いてる。
- 同和対策部次長（森 保君） 数字としては、大体近い線でございます。
- 18番（直村静二君） 47億5千万円に近いというが、その上か下か。先ほど 49億、私は 47億、ほぼ近い。47億以上か以下か、お答え願つたら結構です。あとは予算委員会で明確に答えてもらうということですね。
- 同和対策部次長（森 保君） 同和対策予算となりますれば、今後、積み上げ分もございますし、ここではつきり幾らというお答えにつきましては予算委員会のほうで…。
(「いまのやつを言うたらええやないか」と呼ぶ者あり)
- 議長（坂上国治君） 予算書で公表してある分について、こうですと説明したらええのんと違うんか。
- 18番（直村静二君） 意見だけ言うときます。
47億5千万円という数字は拾つただけなんですが、各議員さんが市民に聞かれた場合、はつきり言えないと思う。上積みのやつもありますのでというが、いま出してる分に加えて、次の補正をもう考えてるんですか。そういうことで、47億5千万はほぼ近いということで、これは再度、明快な数字を予算委員会に報告していただくということを確認できますか。

- 同和対策部次長（森 保君） いたします。
- 18番（直村静二君） それなら結構です。非常に時間がかかりまして、これで終わりだ
いと思いますが、各議員さんもご承知の通り、まだまだ答弁漏れもあり、聞きたい点もあり
ますが、議長が議会運営委員会の決定で30分と言われましたが、私はそれは了知しており
ませんし、参加しておりません。しかし、議長さんのほうで今後、協議会、その他で諮って
もらうということで意見だけ申し上げておきますが、今日の答弁を通じて、和泉市の困難な
状態が一そうはつきりしている。財源の獲得も具体性がない。特に同和予算は不明確な答弁
が多い。また、団体補助にしても、不明瞭であいまいな点が多く、疑惑を招く恐れがあるので
今後とも糾明していく。明るい、公正で民主的な同和行政を今後とも一そう推進していく。
また、和泉市の財政を圧迫しないよう、明快な市政を続けてほしいという点から、わが党の
議員団は、今後とも予算委員会で追及するということで、不満ですが、一般質問をこれで終
わります。

-
- 議長（坂上国治君） それでは暫時休憩いたします。

（午後3時12分休憩）

（午後3時45分再開）

- 議長（坂上国治君） それでは休憩前に引き続き一般質問を行ないます。

17番、山田清二君。

- 17番（山田清二君） 通告の順に質問を展開して参ります。まず、質問に対する答弁と
いうことですが、このことについては、会議の都度、議長からも注意があり、また、質問者
側からも、質問の冒頭にいつも要請しているんですが、質問に対する答弁は、至極簡単明瞭
にやっていただきたい。このことをはつきりしていただきたいのと同時に、1回答弁したさ
とは、少なくとも、当初予算のときに答弁したことは、その1年間は覚えていてもらいたい。
それと、答弁については、状況説明で終わるもの、あるいは申し訳をして終わるもの、これ
はできるとか、できないとかはつきりするもの、そういうものを質問の中から判断し、それ
に従った答弁をしていただきたい。でなければ、時間が空費するだけで何の役にも立たない
し、また、質問を繰り返してやらなければならないことになりますので、この点特に注意を
していただきたい。
- 次に予算書でございますが、一般会計117億余の予算を提示されたのですが、今朝から
の中では、予算書に明らかにされておるのに、答弁できないことが幾つかあったわけです。

これは完全な勉強不足だと思います。少なくとも予算書は、いま、ここに座つておる人たちが寄つてつくつたはずだ。自分でつくつた予算の説明ができない。質問するほうは、予算書が提示されて1週間かの間に予算書を見て、それでわからんところ、あるいは合点のいかんところを聞き質していく、これが質問なんだ。にもかかわらず、答弁ができないのはおかしいと思う。予算というものは、一体、どうしてでき上がつていくのかと聞きたくなるわけです。果せるかな、今度の予算書を見ると、到底、辻つまの合わない金額が出てある。たとえば、旅費の5円という端数が付けてある。これは答弁の途中で結構ですから、旅費の5円の端数についてご説明をしていただきたい。この間からいろいろ国鉄へ行つて聞いたんですが、5円というのは、大人ではないということでございましたし、旅費規定の中においてもない。にもかかわらず、予算書に5円という端数がちゃんとあげてある。数字を細かく列記することは、そう予算が正確であると思えるかも知れませんが、計算の方法がないような端数を付けておくということは、これは予算書をつくつたということに対して真剣でなかつたということを意味する。にもかかわらず、施政方針を読ませてもらうと、「私をはじめ職員一同一丸となって」なんて書いてあるが、一丸となつてええ加減につくつたんかと聞きたくなる。この点について、予算編成をどのようにやつてきたのか、1ペん説明をしていただきたい。

3番目は、施政方針と49年度予算及びその関連ということでございますが、予算の細部については、予算委員会でいろいろ審議されると思いますので、まず、施政方針に従つて幾つかの質問をいたします。

いまの社会情勢あるいは国の施政方針等が一応、全般に列記されておりますが、このことは、国会と違いますので、いま、ここで論議する必要はありませんといいます。まず、「何を申し上げましても、市民の幸せを図ることが第一であろうと存じます。より豊かな市民生活を実現するため、11万市民に対して健康で文化的な生活を保障し、希望と生き甲斐をもたらすよう努力をしなければならないと信じます。」これが施政方針の市長の考え方の基本になっておると思うんです。47、48年度のときには、4つの柱を打ち出されておりますが、今年は、こういう1つの文章として出されておりますが、これも大別すれば、3つか、4つには分けられると思います。

これに基づいて予算書を拝見いたしますと、どう考えてもこれに合つているなと思えるところがほとんど見当らない。ここで市長にお聞きすることは、この予算を執行することによってどれだけ市民が幸せになると考へておるのか。また、どれだけ市民の生活を保障できると考えておるのか。また、このことによつて、市民がどれだけの生き甲斐を感じると予測さ

れておるのか。この3点について市長の考え方を披露していただきたい。

次に、ごみの収集を月2回にいたしますということが語られているのですが、2回あるいは3回にすることは非常に結構なことです。しかし、これは回数の問題であつて、その内容に1つも触れていない。しかも、この内容については、数年来というか、市民が困つておることについては、この議会で何回も申し上げてあるわけです。にもかかわらず、内容には全然触れず、週2回にすると自慢されておるわけですが、この点、たとえば朝6時あるいは昼の食事中に収集にくる。そうすると、車の音を聞いて百メートル、場合によつては2百メートルもごみを抱えて走つていかなければ収集されないというところが次から次へふえてきている。市が省力化とか、車の大型化だとして認めるならば、集積所をつくるべきだ。車のくる前の人たちはたちまち困る。たとい、十分間でもそこへ置いとくわけにはいかない。車の音を聞いて飛んでいく。年寄りとかでのそのそしていると車が行つてしまい、また、すごすごと持つて帰らなければならない。こういう実情を知つて週2回収集をやるんだと言われようとしているのか。また、こういう問題にどう対処されようとするのかについて答弁をしていただきたい。

また、ごみと同様に論じなければならないし尿収集の問題については、この施政方針の中では全然触れてない。しかも、予算書あるいはその関連議案を見れば、市民負担で20円の値上げが提起されておる。にもかかわらず、ここで一言も触れていないのはなぜか、お聞きしたい。このことについては、予算総額117億円がしの中で、全額市負担としても2千万円は出ないと思う。2千万円という額は、11万7千の市民が、約20.0円負担するのと同じことで、これがどうしても出せないというのは一体、どういうわけなのか。

と同時に、もう一ぺんごみのほうに戻りますが、ごみの不法投棄が最近、非常にふえてきておるが、これにどう対処しようとするのか、このことについても相当前ですが、市民の有志の方にお願いしてモニターとか、あるいはそういう不法投棄の監視とかの体制をつくつはどうかと提起したことがあるんですが、考えておくとか、何とかいうことで今日まできたわけですが、1つの事例を申し上げます。

高石の人たうですが、ダンプにごみを積んできて、住宅街を通り抜けて池へごみを捨てておる。たまたま、その住宅街の役員さんがそれを見付けて、「こんなところへごみを放つてはいかんではないか」と言つたら、「君は何の権限を持って止めるんだ。止める権限があるんか。その権限を立証するものを見せなさい」と言われ、すごすごと帰つてきたという例がござります。そういう面からも合わせて、役所だけで監視するとか、パトロールするなんてことでは到底間に合わんことですから、市民にそういう権限というか、そういうものを委嘱

してはどうかと思うんですが、この点についての考え方を披瀝していただきたい。

次は、市立病院でございますが「7年度の施政方針の中で『47年度会計発足と同時に長期計画を策定いたします』と謳われております。次の48年度では、「市民の医療機関として、その使命を果すべく積極的に取り組んでいく」、今年は「市民病院整備の基本構想を遠かに策定する」と書いてあるんですが、この2つの関連性について説明をしていただきたい。何にもやらなかつたのか。もしやつたとするならば、どういうことをやつたか。さらに、その内容については、委員会を通じていろいろ横田議員のほうから意見を出させていただきますので、この点だけのご答弁をしていただきたい。

次に、その他と言うか、開発とか、いろんな面で同じく47年度の施政方針では「泉北高速鉄道の和泉市への延伸」、「第2阪和国道については曙光が見えだ、本年度に完成を期したい」、「横尾山の総合開発計画を立てます」と謳つてあるが、これらはどのように進行しているのか。2年たつてどうなつているのか。第2阪和は現在、こうなつてますということ結構です。これは知つてますから…。だけど、初めごろは、本年度完成という考え方はどこから出たのかということで、第2阪和はいいですが、高速鉄道と横尾山総合開発計画についてはどうなつてゐるか、どれだけ努力をしてきたか、披瀝をしていただきたい。同時に、今度は、48年度には住宅供給公社の団地計画、黒石山の開発計画、足洗公園の設置という、3つの計画が施政方針で謳わされておりましたが、今年は、この3つとも消え去つておるんですが、これは全部どうなつたのか、できたのか。そうでなければ、これからどうしようとすると、教えていただきたい。

さらに、最終のページで将来の展望を書いてあります。「財源の確保により積極的に努め、地方自治の本旨を深く認識する」という書き出しで、行政運営の合理化、市民福祉の向上、財源の確保について適時適切に効果をあげるというふうに結んであるのですが、予算書を見ると、そのようには感じられない。もし、財源の確保に努力していくと考えられるとするならば、料金を約倍に値上げしようとしている一面だけは考えられますが、それ以外に財源確保への努力というものは、予算の範囲においては何ら見当たらない。ところがもし、これを財源確保の一手段と考えるならば、市民福祉の向上にはまさしく逆行しておる。ここで1、2お聞きしたいことは、料金とか、市民から取り上げるとか言うと語彙があるかも知れませんが、市民から吸い上げる金をふやそうと考えておるのか。それ以外に市民の幸せに通ずる収入を図ろうとするのか、この点をはつきりしていただきたい。

行政運営の合理化とは、網張りを強化することなのか。ハソコの行列を依然として続けていくことが行政運営の合理化であるのかどうか。窓口を多様化して、市民をそれこそ運動会

ほど走り回らせなければ用事ができないようにしていくのが行政運営の合理化なのか、この3点について答弁をしていただきたい。

また、市民福祉の向上、市民はいま、非常な物価の騰貴、物価問題で非常に忙しい。日曜もゆっくり休んでおられないんだから、せめて市役所へ用事のある日ぐらいは一日休んでいただこうということで、時間外の受け付けは全部拒否しているのかどうか。と考えなければ、市長、ここに結んだ4つの項目は1つも実現されてないし、また、1つもこの予算書を見たって、議案書を見て合致するものはないと言わざるをえない。

さらに、「適時適切に効果をあげる」とか、「大任を果すために揮身の努力をする」と書いてありますが、47年・48年は「市民の信託にこたえる」とあったが、今年は信託に応えられなかつたかを認めたかどうか知りませんが、今年は「市政執行の大任を果すべく揮身の努力をする」と結んであるが、この点についても考え方が変わったかどうか、変わらないとするならば、どうしてこんな予算を組んだのか、説明していただきたい。

4番目、血液型の登録でございますが、昨年来、衛生課には言ってるんですが、最近、交通事故が非常に多発している事態の中で、血液型の輸血問題が大きな社会問題となっておるわけです。ここで1つ考えていただきたいことは、市民の皆さんのお希望をまず聞いて、病院あるいは病院等でいろんな診察を受ける方、また、そうでなくとも結構ですが、そういう人たちの血液型を登録しておく。そのことによって本人が輸血を必要とする場合、あるいは誰かが輸血を必要とする場合、同じ血液型の人たちの協力を得て輸血をやっていこうというようなことを考えられないかどうか。たまたま、市立病院もあることでございますので、まず、市立病院を1つの拠点として、医師会等の協力を得てやっていく。そういう形をとればそうむずかしいことではないと思う。登録したからといって、必ず輸血をしなければならないわけでもないのだから、そういう制度をひとつ考えていただきたいが、一こうにこうしようという答えがないので、ここでもう1回お聞きします。

もう1つは、公園墓地は、墓地火葬場特別委員会という委員会でやってきて、まず、火葬場を先につくろうということでやってきた。それが終わると一應、火葬場をつくる委員会は必要がなくなったということで、次は、早急に公園墓地をつくるということで公園墓地設置特別委員会というのができたわけです。47年か、去年かにね。しかし、去年1年間、1回の委員会も開いてないわけです。ということは、審議すべきものがなかったということです。去年10月の役員改選で必要ないんじやないかということで、この委員会を解消しようという意見が出たときに、「いや、これは必ずやるんだからそのまま存置をしていただきたい」ということで、今日まで開店休業というか、委員会という会だけで何の動きもない、何の轍

間もないままになっておる。これについて市長、公園墓地をつくる気があるのか、ないのか、あるとするならば、いつごろつくろうとするのか。まず、その2点について答えていただきたい。

これで私の質問は一応、全部終わります。答弁の結果についての再質問は必ずいたします。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 財政課長（北野敦雄君） 予算書の專項別明細書の欄で千単位と円単位のものいろいろございますが、ご指摘いただきました旅費の5円の端数につきましては、予算編成の積算の過程では、何というか、できるだけ経常的経費につきましては、たとえば旅費でしたら、前年実績が月平均幾らであるとなると、どうしても切り上げになりますので、わずかではございますが、経費節減を考慮して、円の単位が出ておれば、積算の根拠の数字はそのまま使いますので、どうしても中には円までいくわけでございます。そういうものがまたまた出ているわけでございます。

ただ、この中でもほとんどが千円単位まで端数は整理されておるわけでございますが、たまたま、円単位まで出でる個所が何十かあるわけでございます。事務上の問題でもございますが、一見して不統一な面もございますので、今後は改善していきたいと思っております。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。施政方針について。

○ 市長（藤木秀夫君） 山田議員さんのご質問に対しご答弁申し上げたいと存じます。

市民の幸せを守ろうとするのに、いろいろ施政方針にええことばかり書いてあるが、予算書に一こう出てこない。それでやれるのかというお叱りのように思います。事実でございます。いままでに何をするといつても、今までできていないものが大多数でございますが、実は、限られた財源でもってより多くの成果をあげるのがねらいでございます。しかしながら現在、政府の抑制政策もあって、皆さんに満足のいただけるような成果があがっておりません。この49年度予算につきましても、67歳以上の保険料の軽減あるいは老人懇意の会場とか、微々たるものにしか結果が出ておりません。また、巡回図書館とか、学校に図書室を設けるとかの面でいろいろと苦心いたしておりますが、先ほど申し上げますように、限られた財源でもってより多くの成果をあげようと努力しておると申し上げても、結局、でき上がらなかつたならば皆さんに満足していただけないことについては、私としても反省しております。

いろいろお話はあります、公園墓地の問題につきましても、委員会をつくつていながら進んでいないじゃないかということは事実でございます。これも一応、前の火葬場の跡を区分し、幾らかの資金を投じてつくり、市民の要望に応えたい。公園墓地をゆるがせにするわ

けには参りませんけれども、先ほどもお話をありましたように、ある場所を何とかして獲得したいと、その筋へ向かって折衝はしておりますものの、まだ、それとても、1つの成果もありませんがつております。

かようなことで、ここでもう少し抑制の緩和もできて参りましたならば、また、やりよい場面も出でてくるんじやないか。しかし、これには議員の皆様方にも一役買つていただき、ご協力を賜りたいという気持でおるわけですが、長い目で見ていただかないと、何をやろうとしてもなかなか困難な時代でございますので、どうぞその点悪しからずご了承をお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君）： 続いて順序よく、第2阪和、槇尾山、高速鉄道、財源確保、行政運営等について答弁して下さい。

○ 総務部長（坂口礼之助君）： それでは私から所管事項についてご説明申し上げたいと思います。

まず、泉北高速の延伸の関係、供給公社の問題、47年度、48年度に一連の開発諸計画についての施政方針が出されておったが、今回の施政方針には記載されていない。その後の経過はいかがかということでございますので、簡単に説明いたします。

まず、泉北高速鉄道の和泉市内への延伸につきましては、47年度並びに48年度を通じて、積極的に府企業局との間の折衝をかさね、一応のめどというか、和泉市内への延伸のめどは取り付けておるわけでございます。しかし、前提条件といたしまして、鉄道の延伸は非常に巨額の投資を必要とし、その採算性等も非常に重要な事項となって参っており、それに伴う和泉市内の一定の区域内の総合的な開発計画とも合わせて、そのタイミング、時期を検討するということから、現在、それらの開発が促進できるような用地取得の面で現在、交渉を持ちつつあるという状況でございます。

供給公社の関係につきましては、現時点では、和泉市内の4つの個所に供給公社が土地の取得をしておりまして、最終的に寺門第2団地と仮りに称せられております、和氣小学校の北東の区域一帯の土地取得に鋭意努力されておりまして、これもほぼ用地の取得はできたようでございます。あと、本市との間の開発に伴う諸条件の協議が49年度に行なわれるという段階になって参っております、従来通り、この開発が促進されるという段階にきておるわけでございます。

黒石山の開発につきましては、ご承知かと存じますが、最大の目標を産業医科大学の誘致の予定地といたしまして、議長さんはじめ議会の方々のご協力を得て努力して参ったのですが、残念ながら、北九州のほうに場所が決定して現在、この土地につきましては、確定的な

開発要綱は持っておりません。次の段階に備え、いろいろ府当局あたりとも内々の話し合いを進めておる段階でございます。

槇尾山の開発につきましては、地元で槇尾山保勝会というのが結成されておりまして、過去2年間、開発計画策定についての助成措置をやって参つておりますが、本年度もその助成措置は予算の中で考えておりますが、総合的な開発の段階までには、まだまだ年月がかかるものというふうに存じます。

それから、財源の確保と、一連のいろんなご批判でございますが、ご批判につきましては、まことに痛み入る点も多々あります。決して山田議員さんのご指摘のように、財源の確保を市民負担の増加にのみ求めていくんだという考え方は毛頭持つておらないわけです。たまたま、手数料あるいはし尿くみ取り料金の引き上げを本議会でお願いしておりますので、それとの結び付きからのご批判と存じますけれども、午前中の答弁にもございましたように、手数料の引き上げにつきましては、総額9百万円内外の財源でございまして、ここに謳つております財源の確保につきましては、さらに高度な立場における財源の確保策を積極的に進めて参りたいというふうに存じておるわけなんです。

まず、1番問題になりますのは、現在の国、府等における補助制度の内容等の改善でございます。俗に言う超過負担の解消策、これは昨年来、本市も単独で関係省庁等にも陳情申し上げて参つておりますが、これは非常に重要な本市財政運営の面のキーポイントとなってございますので、今後とも積極的に、この問題については取り組んでいかなければならぬ、また、議会の皆さん万のご協力もいただきまして、挙げて総力をあげて取り組んで参りたいと考えておるわけなんです。

それから、細かい点になりますけれども、たとえば、地方交付税の積算の基礎につきまして、いろいろ我々としても、疑問に思う点がございます。これは、非常に大きな問題でございますけれども、たとえば競輪、競馬等の不特定財源収入を持つておる都市についても、地方交付税の算定は何にも影響しない。これなんかも事実上、大きな財政上の問題点だろうと存じます。

それに国の受け持ち分野と、われわれ市町村の受け持ち分野、事務の配分と適合が行なわれていないんじやないか。いたずらに、市町村に仕事を押し付け、それに伴う財源措置もないままに今日までできていると思われる面が多分にござります。たとえば幼稚園の就園奨励措置をとるんだと、文部省は太鼓を叩くように大声で宣伝しておりますが、その実は3分の1の助成金しかなく、あとは市町村持ちだと、こういうことが随所にあるわけです。統計等の委託事務についても、この予算書を見てもおわかりのように、支出に関しては7百数十万円、歳入では4百万円に満たないという、言い換えれば、倍近い金額を負担しながら委託事務を受け持つていかなければならない、このような矛盾が多々ありますので、これらを1つずつ

つぶしながら、積極的に財源確保に取り組んでいきたいという意図を持っております。よろしくご協力を願いしたいと思います。

それから行政運営の合理化で縦張りを強化したり、あるいは窓口の多様化を図ることが即、行政運営の合理化かという厳しいお叱りでございますが、そのような考え方も持っております。できる限り、本年4月をめどに、1番問題になっております窓口の総合化を図っていく、これはぜひ実施に持っていきたいと考えております。そのために役所内の事務室のレイアウト等も再配分し、窓口業務についても再検討して、できる限りの便宜を市民の方々に提供できるような方式を考えて参りたい、このように存じておるわけなんです。

仰せの通り、その中では、現行制度上、たしかに縦張りと申しますか、そのような意識の上に立っておるかどうかは別として、横の連絡のまづさは再三のご指摘もあり、われわれも感じておるところでございます。それらの点についても、積極的に解消を図るために今議会にできましたら、これは議会運営委員会にもお願いをしておりますが、事務分掌条例の1部を改正させていただき、根本的な事務処理の方策を探求して参りたい。かように存じておる次第でございます。

以上、大まかなことでございますが、私の関係する部門についての1通りの説明を終わらせさせていただきます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 助役（辻 忠夫君） 私から病院並びに墓地公園についてご回答申し上げたいと存じます。

昭和4・7・8・9の3カ年度の施政方針という面から、病院についてご批判をいただいたのでございますが、市立病院ができましてからは、前の分院の姿ではいけない。これを拡充強化して市民に本当に喜んでもらえるような医療施設をつくるなければならないという、これは前市長からそういうお考えであったろうと思いますし、現市長もそのあとを引き継ぎまして、そういう気持でおることはおるわけでございますが、今まで大きな進展が表面に出でておらないことは、その点、まことに遺憾に存じます。

前にも申し上げたと思いますが、できるだけ現在の形を丸っきり変えるわけじやありませんが、市民の要望に応えて、1つでも2つでも課をふやし、市民の健康管理ができるようやっていきたい。市民病院ならと、安心してきていただける形にしていかなければならぬと考えております。

したがって、病院の新築について現在陳情もし、また、次の段階として、この面の専門家であるところのクリハラ教授にお願いし、近く詳細な設計ができてくると思いますから、それができ次第特別委員会にお示しをいたしまして十分ご相談申し上げ、それに基づきまして

強い要望をいたしたい、かように考えております。

前にも申し上げました産婦人科のことにつきましては、できるだけ早い時期に実現できるよう、現在の病院でも院長とよく相談して、できるなら、せめて産婦人科だけでもなるべく早く新設ができますように最大の努力を払い、少しでも病院の拡充に力を入れたい、かのように考えております。

それから公園墓地のこととございますが、かねがねご指摘をいただいておりますことで、先ほどの市長答弁にもありましたように、一部、観音寺へつくりましたが、市民の大部分の方がもっと広々とした公園らしい土地を期待しておるであろう、かように存じまして、これもできたら演習場の一角をお譲りいただき、最初、火葬場と隣接して墓地をつくる計画であったかのようにお聞きしておりますが、演習場の一角のいい場所に公園を兼ねて設置をしたい、そういう計画を持っておりますので、その計画が進展いたしましたら委員会で十分ご相談をいたしたい、かように存じますので、よろしくお願ひをいたします。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 市長の施政方針の中に、ごみの収集週2回とあるが、その内容について、あまり具体的な問題に触れてないというご指摘ごもともでございます。ごみの収集週2回につきましては、本年度7月を目標に実施したい考えでございます。収集の場合のいろんな諸問題について毎回、ご指摘、ご批判を被つておるわけでございますが、まず、業者の体制の整備というか、まだ、本年度につきましては、いろんな市の管理監督の協定も結んでおりませんし、議長さんのご指摘の通り、われわれも監督強化をやるつもりでおります。

それからし尿収集の市民負担の20円ということになつてございますが、おっしゃる通り、年間約2千万円の市民負担をお願いするわけです。これについてはいろいろ問題がございまして、ただ、し尿だけではなく、いわゆるごみを7月から実施するのですが、2回取りをする場合には、約倍増される予定をしております。その金額は、予算書には1回分しか計上されてませんけれども、いずれ、この6月補正で議員さん方にお願いしなければいけないということなんですが、大体、年間6500万ぐらいの増額が予想されております。それと市の負担を合わせると、8500万円ほどの増加になるんじやないかということから、20円の市民負担を何とかお願いしたい、市の財政状況を考えて何とかお願いしたいというのが理事者の考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから不法投棄のモニター制については、前回もご指摘がありましたが、本年度、一応、市民の通告があった場合には、報償費として、わずかですが、1万円を組んでおります。権限の委嘱という形はまだ出しておりません。これらについても、今後、各町会、また、校区

単位のモニター制度については十分検討したい。かように思っている次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 建設部長（中塚 白君） それでは 公園問題につきまして私からお答え申し上げます。
結論から申し上げますと、これは完全に整備されたものではございません。ご存知のように、1部貢収した程度です。卒直に申し上げて、現在の計画そのものを遂行することは非常に至難であろうと存じております。これにつきましては、所管の委員会なりを通じてご検討をわざらわしたうえで、事務局といたしましては、計画変更もありうるということだけお答え申し上げておきます。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 市民部長（小林一三君） それでは第5点目の血液型登録制度の創設についてお答え申し上げます。

貴重な議員さんのご意見を拝聴し、その趣旨を体しまして、医師会の代表である会長等を通じて、あるいは市民病院とタイアップしてその趣旨を市民にPRし、何とか実施できるよう銳意努力したいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○ 17番（山田清二君） まず予算ですが、前年度の実績に基づいてやつたら半端が出てきた、これは一応わかりますよ。だけども、1人幾らとか、あるいは1回幾らというものの、何とか掛けて、実際に使えんような金額を出したって生がない。10円玉10個あつて10人で割れば1人1個ずつあるが、9人になつたらどうないする。あと1円玉1つを10円で割れというたらどうないして割るか。そんな予算が出るとるわけです。予算はこんだけほしいというてへつられても生がない。そのままバッと計算して5%とか、1.0%へつるからと言われたら、「さよか」となる。少なくとも、へつるんならへつるでもええでしようが、一応は、それに対して裏付けになるだけのものはつくつておくべきである。だから、質問されても、何にも答えられへん。金額的な質問をして、さっと答えが出たものは1つもない。計算せなわかりまへんとか、当初予算の答弁で、計算せなわかりまへんなんてとんでもない、もつてのほかや。あのの縋張りのほうにも道じますが、このほうが縋張り根性の最たるものなんですよ。自分のところだけやればよろしいという考え方、市長、1ペん、ここにおる人に聞いて、この一般会計、特別会計の予算書を全部一通り目を通してある人が何人おるか、知つときなはれ。市長も目を通してないかもわからまへんな。施政方針さえ前に読まんと間違うて読んでる。これが「真剣に努力してる」とか、「揮身の力を振って」とか言つても、一体、何の

ために書いたんやと言いたくなる。施政方針はこっちを向き、予算はあっち向いとる。少なくとも、施政方針に基づいて予算編成をするか、予算を総括した施政方針でなければならぬはずなんです。予算はそっちでつくり、施政方針はこっちでと、それで財源を確保するとか、何とか言うたってできる道理がない。だから、施政方針の言葉を変えていかなければならない。足洗公園にしても、買収するときから公園にできないことははつきりわかつったのに、施政方針で公園と書いてある。買収のときにいろいろ問題があつた。議会にかかつたとき、「そんな池どこにあるんや」と言われて説明もできんかった。すでに池じゃなかつた。それで今度は「公園にします」なんて施政方針に書いといて、今になつたらやはりできない、計画を変更しなければならないという、当然ですよ。最初からわかつとる。それが何とか議会さえ通ればいいんだということでつくつた予算であり、施政方針であると言われても仕方がない。本当に市民のことを考え、1人でも多くの市民に喜んでもらえる政治をやつていこうという考え方で書いたんやつたらこんなことにはならん。また、こんな変な予算もできんはずだ。

一般会計117億と言うが、先ほど、計算はできんとか、発表はできんとか言つたが、いずれにしても、表面に出てきたもので、50億以下ということはあり得ない。特定の予算を含んで117億、しかも、仕事は去年中にやつてしまつて、今年、金だけ払う債務負担分が約3億あるから、大体、60億しかない。11万市民のためにと市長は言うが、特別会計を別にすれば、一般会計では約60億、泉大津は何ぼか知つますか。人口がはるかに少ないところで何ぼの一般会計予算を組んだか。よく引き合いに出てくる泉大津ですわ。和泉の市民は本当に可哀そうですよ。泉大津へ引っ越しありますよ。高石へもね。

総務部長も財源確保、超過負担解消、交付税算定基準の改正とか、国の事業と市の事業のアンバランス、皆あなた任せの財源で、あかんといつたらスポーツとまるやつや。去年の施政方針には、景気を抑制しなければいかん。48年度は景気後退の機運、このままいったら金を幾らでも使わないかんから抑制する。今年は金ないからどうにもならんのやと。今年は景気はよくなるとも書いてある。景気というのは変動するからそれでよろしい。だが、その景気のよかつた48年度ですら何にもできてない。むじろ、景気がよくて抑制しなければならんと書いた48年度の施政方針の中でも、こういうことをやるんだと言って予算を組み、それがほとんどできないままに今年へ繰り越されたもの、あるいは一応、今年になって消滅したもの等、いろんな形が出ている。先ほど聞かなんだが水道なんかにしたつて毎年、翌年度で事業は終わりだと言うてる。47年には48年度で事業を完成する、48年になると、49年度で完成する。今年はもう書いてないわ。見通しはつかんかしてね。水道の予算書で

見ると、大体、51年までかかるようですね。そういうことで予算を組むときから、本当に自分の持ち場だけ守ればええ。自分の仕事さえスムーズにいけばええんだという考え方でやつたと言われても仕方がないと思う。

それから時間がないから急いで言いますが、結論的に言いますと、くみ取り料金値上げについては、業者が経営がやっていけないとするならば、当然、値上げは認めるべきだ。また、従業員の給料も上げなければならないんですから、その分も上げるべきだ。しかし、このうち市民負担に転嫁することはやめていただきたい。施政方針に書いてある市民の福祉向上等に全然合わない。財源確保にすらならないので、この値上げは考え直していただきたい。

それから手数料の値上げについても、絶対に上げるべきでない。市民が生活の不安にさらされながら、当然、役所へきていろんな証明とかをもらうのはふえてくるんです。いまの役所の仕事は、何でも証明、何でもハンコですよ。皆百円ずつ取られる。火事があって類焼しました、そのために会社では見舞い金を出してくれる、だから、類焼の証明をもらつてこいということでもらいに行く。消防署では今まで50円、今度は百円となる。消防署もこんなふうな料金を取るのはどう考えても不合理だと言いながら金を取る。そうでしたな。現場の人は、こんな人から料金を取るなんてもつてのほかだと思いながら、規則で決まつてから仕方ないから取らないかん。それをまだ値上げしようとする。

窓口もそうです。市民が役所へこようと思ったら1日仕事を休まないかん。過去何十回言い続けてきている。市長はよう聞いといでや。48年度の市民税の第4期分を2月10日までに納めないところは全部差し押さえ警告を出してる。よそと違います。和泉市ですよ。48年度の4期というたら、1月から3月31日までの分だと思ってた。ところが差し押さえの警告を出した。何月何日までに持つてこなければ差し押えますよと書いたやつや。たとい、日曜の1日でも受け付けをするとか、1週間のうち1回でもせめて7時まで受け付けをする。それで持つてこない者というんなら話がわかる。1日仕事を休まな持つてこられへん。それも何万円というのと違う。はなはだしいのは240円、1ペん、そんなんで差し押えしてみて下さい。後学のために240円の差し押えを見たいと思う。それで市民サービスの向上というが、そんなことで市民が納得できる道理があるか。市民が休まんでもちゃんと役所の用事ができる体制を整えてのちに料金の値上げをするんなら、これは1ペん考えましょ。しかし、そうでない限りは認められない。したがつて、結論的に予算委員会より先に言わな生がないが、施政方針を書き直すか、そうでない限りは予算の編成替えをしていただきたい。でなければ、絶対に次の議会の最終日までには、予算を否決するようにこれから全力をあげていきますから、それが困るというのならもう1回考え方直してもらいたい。市民が、なるほ

ど市長はこれだけ市民のことを一生懸命思ってくれるんだなと納得できる状態までして値上げをするんなら別だが、現状のままで値上げするなんてもつてのほかだ。これだけ申し上げて終わります。

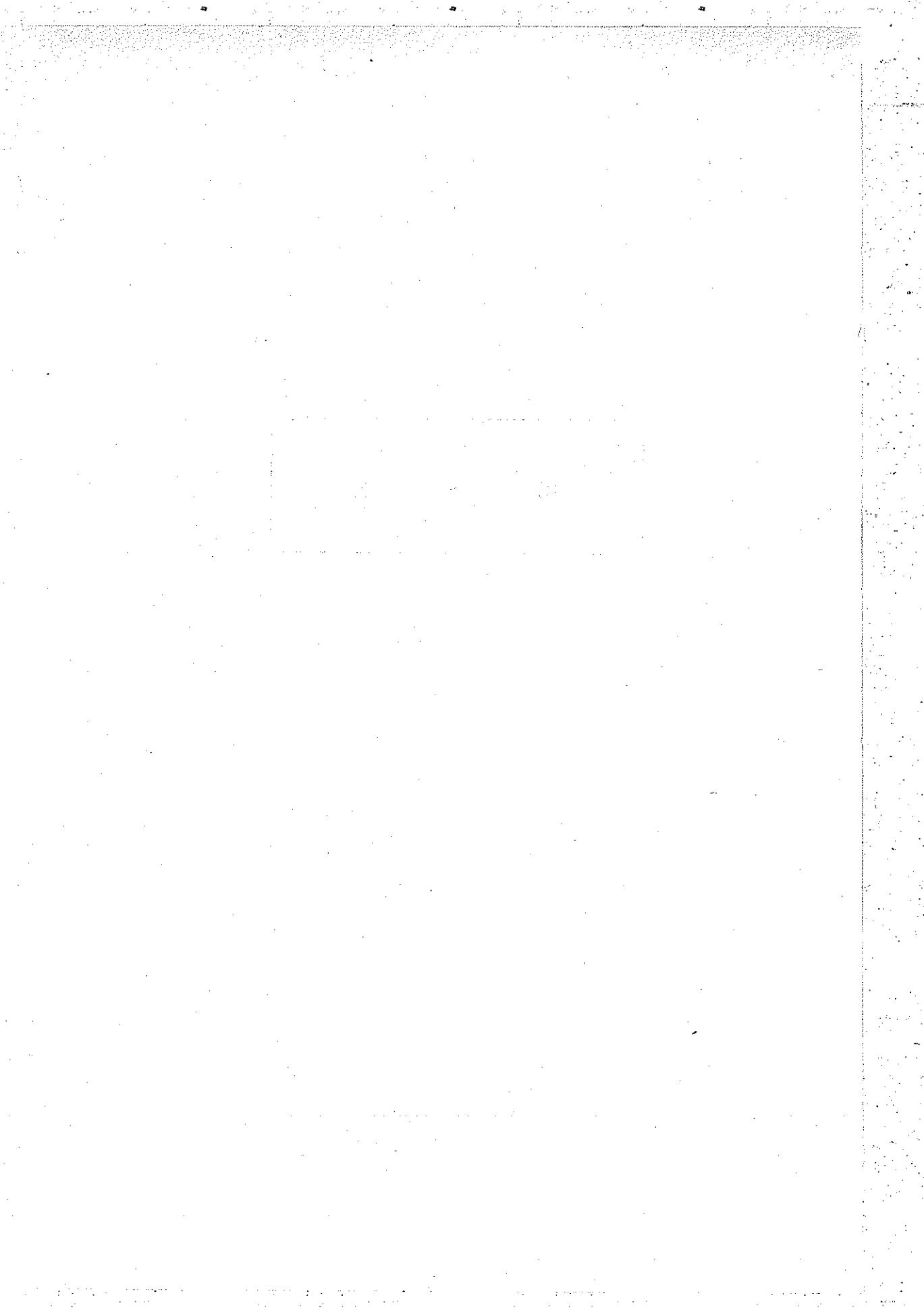
○ 議長（坂上国治君） お諮りいたします。本日はこれをもちまして終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会することに決します。長時間まことにご苦労さんでございました。明15日は引き続いで一般質問を行ないますので、定期収集されますようお願い申し上げます。

（午後4時55分散会）

第 3 日



昭和49年3月15日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜技君
12番	中塙辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

9番	出原武司君	21番	柳瀬美樹君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	産業衛生部長	宇沢清
助役兼社長	忠夫	建設部長	中塙白
水道部長事務取扱			
助役	藤田利	病院長	岩崎嶠
収入役	橋本炳	病院事務局長	竹内潔
総務部長	坂口礼之助	消防長	和田増義
市民部長	小林一三	総務部理事 (財務担当)	庄司清

総務部次長兼市民税課長事務取扱	西川 喜久	推進調整課長	富田 宏之
同和対策部次長兼推進調整課長事務取扱	森 保	市民課長補佐	北野 喜平
市民部次長兼保険年金課長事務取扱	山本 武雄	福祉課長	山村 昇
福祉事務所長兼社会児童課長	内田 繁	商工課長	岩井 益一
産業衛生部次長兼農林課長事務取扱	山本 俊兼	農林課參事	青木 太郎
建設部次長兼建築課長事務取扱	林 徳次	保健衛生課長	大宅 清臣
水道部次長	田中 稔	保健衛生課參事 (診療所担当)	山本 亮夫
病院事務局次長兼庶務課長	平野 誠蔵	交通公害課長	吉田 利秀
庶務課長	杉本 弘文	計画課長	大浦 行雄
企画課長	橋本 昭夫	土木課長	中尾 宏
人事課長	門林 六男	建築課參事	中上 好美
財政課長	北野 敏雄	区画整理事務所長	中西 淳富
資産税課長	吉田 日出男	開発課長	白川 保
納税課長	吉田 種義	地区改良事務所長	逢野 一郎
庶務課參事 (広報担当)	竹田 明郎	会計課長	片桐 武雄
隣保館長	萩本 啓介	営業課長	高橋 新平
推進調整課長	生田 稔	工務課長	福本 留久
	浅井 隆介	浄水課長	岸田 孝二

經理課長	守田 勇	総務課長	紀之定 藤与茂
業務課長	藤原光夫	学校教育課長	坂口雄一
消防次長兼署長	南口主雄	指導課長	吉美豊
監査委員	堀田徳志	社会教育課長	広岡史郎
監査事務局長	西岡正治	学校教育課參事	角谷泰夫
選管委員長	味谷日吉	農業委員会 事務局長	松村吉堯
選管事務局長	青木孝之	土地開発公社 事務局長 兼用地担当理事	西川武雄
教育委員長	堀内由延	土地開発公社 事務局次長 兼用地第1課長	吉岡昭男
教育長	葛城宗一	土地開発公社 総務課長 兼用地担当參事	藤原永一
教育次長	阪東重信	土地開発公社 用地第2課長	宮本福秀
	乾 武俊		

本会の議事を速記法により速記したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
事務局次長	北野丈夫
調査係長	大塙俊昭
議事係	西垣宏高

昭和49年和泉市議会第1回定期会議事日程（3月15日）

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	議案第 6号	青年学級開設について	1 頁
2	議案第 7号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	3
3	議案第 8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
4	議案第 9号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
5	議案第10号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	15
6	議案第11号	和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	18
7	議案第12号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	21
8	議案第13号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	25
9	議案第14号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	29
10	議案第15号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	32
11	議案第16号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	37
12	議案第17号	和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	40
13	議案第 1号	昭和49年度大阪府和泉市一般会計予算	別冊
14	議案第 2号	昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	〃

日程	種別及び番号	件 名	摘要
15	議案第 3号	昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業 特別会計予算	別冊
16	議案第 4号	昭和49年度和泉市水道事業会計予算	〃
17	議案第 5号	昭和49年度和泉市病院事業会計予算	〃

(午前10時30分開議)

- 議長(坂上國治君) 長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には連日お疲れのところ、ご出席賜りましてありがとうございます。
それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を次長より報告させます。

(市会事務局次長報告)

- 市会事務局次長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。
ただ今ご出席の議員さんは17名でございます。欠席届けある議員さんはございません。遅刻の届け出ある議員さんは山田謙貴さん。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。ただ今1名ご出席ですので、18名でございます。

開 議

- 議長(坂上國治君) ただ今の報告通り、出席議員18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
それでは昨日に引き続き一般質問に入ります。7番田中包治君。

- 7番(田中包治君) まず1番の農業・畜産政策と公害について質問いたします。
2、3年前から、農業政策として、米が余っておるからということで休耕制度がとられて参りました。その中で、雑草なり、セイタカアワダチソウという、俗称キリンソウなどが相当はえております。今年、よしんば奨励金制度がなくなると仮定いたしましても、おそらくこの土地に米を植えることは不可能ではなかろうかと考えます。
ここで問題になってくるのは、アワダチソウなり雑草のために、近くのたんぼが農耕できない。野ネズミが出る、ということが必然的に起こってくると思います。もう一つは、開発業者

が多数の土地を購入しております。私が住んでおる町内でも、6万坪あるいは7万坪の土地が宅地業者によって購入されております。こういう土地がすべて休耕され、そのまま野放しになれば、農業は一体どうなるのか、こういう問題について、公害を守るということと、農業を守るという立場から、市として緊急にどういう方法を考えようとしているのか。条例による方策なりを考えるのかどうか。この点について質問をいたしたいと思います。

畜産政策と公害については、去年3月の定例市会にも質問いたしましたが、内田町にある撲殺鶏団地の公害を一体どうしようとするのか。これは重要な、何年来の問題だと思っております。

特に問題になるのは、ため池の上に養鶏場をつくった。河川管理法上、ため池には鶏のふんなどは流せない。それをみすみす見逃がしておるのが現実だと思います。また、昨年、ハエに対して、町内寄って予防等やってみたが、どうにもならなかつた。

それと、私たちが不思議に思うのは、わずかの金ができる内田・中村線を開通しない。これは、開通すれば公害が岸和田市に及ぶという考え方から、業者と理事者が結託してやっているのではないかと思いますが、この点についても質問いたしたい。

次に、2番の物品管理と管理運営事項ですけれども、はっきり言いましたならば、管理体制の考え方を理事者がどう考えておるかということです。これについて、まず私の意見を述べ、問題をお互いに確認し合った時点で、発言いたしたいと思います。

まず、第一に私が考えますのは、地方自治体におきましても、工場等におきましても、管理職一体の原則がございます。市長が公選された以上、市長を中心として、理事者が一体となって市長の命令通り邁進しなくてはいけないのですけれども、現実は、各管理者が市長の足を引っ張つておる感がしてならない。これが第一点です。

第二点は、会社と違いまして、各法令条例を守るのが公務員なり、地方自治体の任務だと思います。もちろん、法律を全部守るとなれば、和泉市がいかに予算があろうともできないけれども、やはり施行令と条例を完全に守り、そのうえに立って市長の権限で規則等が制定されて、これを守っていくというのが原則だと思います。

また、政治的には、地方公務員法その他の関係上、市役所は政争の場となってはいけないと思ふんです。

もう一つは、市役所はガラス張りでなくてはならない。特に公金を使っているんだから、ガラス張りでなくてはならないわけですが、これが行なわれておらない。

以上4点について、私の考え方と一致しておるというならよろしいし、一致していないならば、再質問もやむをえない。この管理体制の問題について、市長なり、助役から基本的な考え方

方を答弁していただきて、それに関連する質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） お答え申し上げます。

ただ今ご質問いただきました第1点の休耕田に伴う雑草等の問題からご答弁申し上げます。

この問題につきましては、かねがね各地で市民からの苦情等がかなり参っておりまます。もちろん、休耕田に草をはやしておいていいわけではございません。われわれ担当者といたしましては、過去、各農業団体の会合があるごとに、草っ原で放置することのないようご協力願いたいということで、農家の方々にお願いなり、指導なりしてきたわけでございます。

民間開発業者の手持ち分につきましては、各セクションと協調のうえ、早期に解決を図っていきたいと考えております。

第2点目の飼養鶏の公害問題ですが、議員さんもご承知かと思いますが、40年ごろに養鶏場が設置され、われわれ農林課では、実は、本年で廃止されます大阪府競馬協会の収益金を大阪府畜産振興会が受け入れまして、公害を出さない畜産行政をということで、公害防止対策に重点的に取り組まれておるわけでございます。それに則りまして、本市におきましても、昭和45年度より、鶏ふん乾燥・発酵機、48年度はトーコール、浄化槽といったようなことで、相手側に対しても強く行政指導を致しております。

われわれがいつも考えておることは、あの経過を見ますと、大阪府の主産地経営事業ということで設置されたそうとして、他の場所へ移転願うということまでは行政指導で申し上げにくい状況にございます。しかしながら、下流には泉州上水源という、市民にとって重要な施設を持っております関係上、われわれは常に、公害を出さない畜産経営ということで指導もいたしております。ただ今の議員さんからのご指摘も十分反映しまして、これまで以上に公害を出さない畜産経営を行なうよう、指導の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご了解願いたいと思います。

○ 7番（田中包治君） 最初の農業政策と公害の問題は、はっきりいいますと、農業政策と開発事業との関連ですね。うちで大体6万坪が東洋ハウジングに買われ、こちらのブローカーが約1万坪で、合計7万坪。それと、休耕しているところがかなりある。こういう中で、実際、米がつくれるか、つくれないかですよ。開発課では開発の指導をやっている。こういう中で、今年の農業政策をどう考え、買いつ放しで置いておる土地をどうするのか、はっきりして下さい。

○ 企画課長（橋本昭夫君） お答えいたします。

民間業者が開発を予定して所有しております、具体的には積水ハウスでございますが、これは当然、調整区域の開発行為でございますから、市としては、周辺の住民の方々にプラスになる方向で指導しなければいけません。それにも増して、所有しておる土地の管理が良好でないために、特に農業に大きな影響を与えるということにつきましては、はなはだ監督不行き届きでございますので、実は本日、積水ハウスに対して、公害発生源は全面的に除去するよう、重ねて警告を出したわけでございます。特に水利補償も含めて、一体的な管理がなされなければいけないと考えますので、その対策につきましては、市長から厳重に申し上げて、付近の農業経営に悪い影響を与えないよう、全力を注いでいきたいと考えております。

- 7番(田中包治君) 調整区域というのは、農業を中心の区域ですね。その農業を中心とした地域で、勝手に買い、その結果周辺の農地で農業ができなくなつた場合に、補償する制度がないでしょう。これをどう考えてます。
- 企画課長(橋本昭夫君) 重ねてお答えいたします。おっしゃるように、私権の土地所有の移転でございますから、それに伴う法律的な補償制度はございません。しかし、周辺の住民の方々に歓迎されるような地域開発をする良心的な民間業者であれば、当然、農業経営に対しても、いま以上に悪い影響を及ぼすような対策はしてはいけない。そういう面からの協力を要求していくことに尽きると思います。
- 7番(田中包治君) はっきりして下さい。これ、登記しておりませんよ。移転登記はしていない。仮登記ですよ。農地をほかの用に使用する場合は、農業委員会の承認がいるわけですね。この承認をごまかしておるから問題になってくるんですよ。農業委員会はこれをどう考えてるんですか。
- 農業委員会事務局長(松村吉堯君) この件につきましては、現在、農業委員会には何の申請も出しておりません。従いまして、農業委員会でも何ら審議しておりません。
- 7番(田中包治君) そうすると、農地として考えなくちゃならんでしょう。これを一体どう考えてます。
- 産業衛生部次長(山本俊兼君) お説の通り、当然、農地でございます。従いまして、先ほど企画課長も直接相手側に警告等申し上げると言いましたが、それと相待ちまして、われわれのサイドからも、そういうことの行なわれないよう、ひとつ十分指導していきたいと考えております。
- 7番(田中包治君) 論議しておっても仕方ないから、最後に、市長なり、助役に開きたいんですが、制約する条例をつくる意思があるのか、ないのか、この点だけはっきりしていただきたい。

- 市長（藤木秀夫君） 田中議員さんのご意見ごもっともでございます。これに対する条例は、今後検討いたしまして、そのうえで何とか善処していきたいと思います。
- 7番（田中包治君） 次に、畜産政策と堺養鶏の問題ですが、ため池の上にあれを許可した。水は当然、上から下へ流れる。悪臭とバエで村中が困る。周辺は、7、8月になると、食事もできない。こういう問題についてどう考えておるのか。
- 産業衛生部次長（山本俊兼君） ご承知の通り、ため池も河川管理条例に該当することになっておるわけでございます。40年当時、市が許可してこの養鶏場が設置されたのですが、私のはうの農林課では、当時、ため池に汚水等を流すことは許可いたしておりません。私の推察では、当時、建築基準法等の関係で処理がなされたのではないか。かりに、ため池にそれを入れるとしても、地元の関係の方々のご同意を当然、取らなければならないと考えるものでございます。
- 7番（田中包治君） ごまかしたら困りますよ。河川管理条例というのは、条例ですよ。盗入したらつかまえますというのと一緒にですよ。この条例をなぜ守らないのかと聞いているんです。はっきりして下さい。
- 建設部長（中塙 白君） 私から代りましてお答え申し上げます。許可時点のこととは私も記憶がございませんので、詳細ないきさつはご勘弁願うといたしますて、少なくとも、ため池なり、水路なりに放流する場合、水利権者あるいは関係権利者の権利のある分については、同意を取って許可しているのが現状の姿でございます。ご指摘のため池あるいは水路に対する放流に対していかような措置がなされているかについては、私もそのときのいきさつを存じかねますので、後日、調査をしてご報告申し上げたいと存じます。
- 7番（田中包治君） この問題は、今日初めて言うたん遡ります。昨年の3月定例市会で私が質問してるはずです。それから1年たって、同じような答弁をしている。私はそれよりも建設部長に聞きたいんですが、内田・中村線を開通しないのは、公害を岸和田市まで広げたくないという考え方からやってるんでしょう。
- 建設部長（中塙 白君） まあ、結果としてはそういうことになっておるかと思いますけれども、道路管理者としては、そういうことであれを断念したのではございません。用地買収が至難であるとか、その他、いろいろの問題がございまして、開通は不可能だということで中止したわけでございます。
- 7番（田中包治君） いまなら坪3万か4万するかしらんが、当時、1,000円か2,000円だったと思うんです。あれは合併条件ですよ。だから、状況はどうあろうとも、付けるように怒力するのが原則じゃないんですか。至難だからというんやったら、同和対策も至難だから

全部やめるという考え方ですか。

- 建設部長（中塚・白君） 私の説明が誤解を招いたようですが、至難な事業はすべてやめてしまうんだという考え方持っております。10数年前、合併条件として内田・中村線の築造計画があったことは事実で、私も引き継いでおります。現実に、町会長あるいは役員さんともお話しして、唐国・箕形線の、泉北水系の隣の道路を付けたといいきさつもございます。当時、われわれも最大の努力を払ったわけですが、結果としては内田・中村線が貫通しなかった。それ以降、岸和田市からも、地元からも、あれを何とか貫通してもらいたいという要望も聞いてはございます。しかしながら、養鶏団地の建設と相待って、現在まで貫通しておらないのも事実でございます。私、いまあえて過去のいきさつは申し上げませんけれども、少なくとも、むずかしいからやめたんだという単純な考えではないことだけはご承知おき願いたいと思います。
- 7番（田中包治君） この問題については、私が町内会長してた時分やから、わからんことはないんですよ。あのときの話は、内田の西側に線を付けるからということで、それならあの線は中止してもええやろうということだったと思うんです。こちらの話の食い違いがどうなってるのかは別として、どっちにしたところで町内会は任意団体ですから、市が法的な根柢に基づいて決めたことはやはりしなくてはならないというのが原則だと私は考えるわけです。そこで、一体、養鶏団地をどうしてくれるんですか。これをはっきりして下さい。去年、衛生課長は、120万か、130万金入れたから、絶対問題ありませんと言ったでしょう。ところが、6月になったとたんに、村中ハエで困るようになった。これを一体どないしてくれますねん。畜産が大事だから、何ば公害出してもかまわないという考え方で行政指導してるのか。その点はっきりして下さい。
- 産業衛生部次長（山本俊兼君） 公害問題については、以前からわれわれのほうで強力に指導しておりますが、養鶏場では、昨年度から消毒を特定の業者に委託しておるのが現状でございます。ところが、昨年10月ごろから、一部住民の方に迷惑をかけた。そこで、あの養鶏の方を呼んで話をいたしました結果、今年は業者も変えて、消毒を徹底し、ハエ等絶対わかさないよう、公害の起こらないようやっていくという確約も取ったわけでございます。われわれも公害を決して発生させないよう、十分指導して参る考え方ですので、ご了解願いたいと思います。
- 7番（田中包治君） もし公害が起った場合、だれが責任とるんですか。管理責任者はだれですか。
- 産業衛生部次長（山本俊兼君） 大阪府の公害防止条例がありますが、これも即養鶏場その

ものの施設がどうだ、こうだということではございません。公害防止の立場からいえば、当然、企業者の責任で、われわれもそのことを十分伝え、指導していきたいと考えます。

○ 7番(田中包治君) 企業者の責任だというなら、管理条例なんか、全部企業者の責任でやるんですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 私からお答え申し上げます。

田中議員さんのおっしゃった、ハエが発生した、あるいは汚水を流す等の問題は、私のほうが一切責任を持って指導行政をやっております。ただ、企業活動における公害については、公害防止条例を大阪府が出しておらず、その責任は企業管理者が負わなければならないことになっております。われわれとしても、放置するということではなくて、企業責任を取るように十分指導したいという考え方で進んでおるわけです。

○ 7番(田中包治君) それでは管理条例は企業の責任ですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 管理の責任は、管理条例ということよりも、企業自らの責任において行なわなくてはいけないということになっているわけですね。ところがそれを怠る。それに対して、行政は責任を持って指導するということでございます。

○ 7番(田中包治君) あんた、管理条例読んだことありますか。罰則規定があるんですよ。してはいけないだけじゃなくて、罰金刑、その他ちゃんと決まってるんですよ。それを、指導です、だけで終わります。あんた、河川管理条例読んでないんでしょ。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 私は衛生問題を所管する立場から、ハエあるいは悪臭の問題を申し上げております。汚水については、河川管理条例には、そういうぐあいに謳っていると思います。

○ 7番(田中包治君) 問題は、流さなんだらいいんでしょう。流してはならないと書いてあるんです。上で流したら、下へ流れますよ。水は下がら上へは行かないから。流してはならないということは、水をどこへ浄化さすかということですよ。流さなかったら、ハエはそう出ない。流すから、池から水路へ流れて、ハエが発生する。だから、流さんようにしなさいと私は言ってる。条例でその点しばってあるんやから、その条例をなぜ発動せんのかということです。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 現までの指導といたしましては、先ほど次長が説明した通り、トーコールの設置はいたしております。今後は、田中議員のご指摘の通り、河川管理条例も合わせ、強力に指導していきたいという考え方であります。

○ 7番(田中包治君) 何ば言ってもだめですから、これ以上言いませんけどね、条例を守らないのは、議会を無視しているということです。議会でつくった条例が守られていない。それでは困るわけです。市会議員がここで審議する必要もない。高い金出して審議して、一生懸命

になってこしらえた条例が守られていない。それなら条例なんかつくる必要がない。市会議員もいらない。国の法律だけでよろしいんですよ。国の法律に基づいて市が実施するために条例をつくり、そのために罰則があるわけでしょう。産衛部長だけでなくして、あんた方、一体市会に対してどういう考え方持っていますの。この点、総務か、誰か、はっきりして下さい。

- 総務部長（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

市会と理事者との関係は、地方自治法上でも全く対等の立場で、相互に理解し、議論しながら、正しい和泉市の発展に尽くしていく。そういう基本的な立場で、われわれ理事者は執行機関であり、議会は和泉市の意思を決定していくたゞく議決機関であり、議会で議決された事項を忠実に実現していく責任はわれわれ執行者にある、このように受けとめてございます。

田中議員さんのご指摘は、河川管理条例では汚水を流してはならないと明確に規定されておるにもかかわらず、その観点に立っての指導が行なわれておらない。また、その指導が行なわれてなおかつ聞かない場合は、罰則規定を適用し、告発するだけの気持ちを持ってやるべきだが、その姿勢が欠けておるんじゃないかということだと思います。その点はまことに遺憾に思いますので、私たちも十分この実態を調査し、どうしても企業者が聞かない場合は強い姿勢で対処していくよう、関係部局とも協議して参りたいと思いますので、よろしくご理解願いたいと思います。

- 7番（田中包治君） 不満ですけど、時間の関係で次に進みます。

- 議長（坂上国治君） 理事者、答弁。

- 助役（辻 忠夫君） 2点目の、管理職が本来の自分の努めを全うしておらないというご指摘ですが、そういうことになってはならないということで、管理者が市長を補佐し、市長の方針通り行政ができますようにということで、月に2回の定例部長会を持っております。なお、臨時の部長会も再々開いており、できるだけ意思の疎通を図り、全管理者の意見を統合いたしまして、市長の方針通りの行政ができますよう努力を続けておりますが、なお一そう反省いたしまして、そういうことのないよう努める考え方でございます。

なお、役所はガラス張りの行政でなければならない。また、政争の場であってはならないとのお説、全くその通りで、どこの職場でやっておることもすべて市民にガラス張りでなければならないし、政争の場であってはならない。この点も十分現状を反省し、今後、そういうことのないように努めて参ります。

- 7番（田中包治君） それでは私が言った4項目は確認されたということでよろしいですね。そこで、時間の関係で簡単に聞きますが、まず管理の問題で、部課長の机の上に政党新聞や民主団体等のものがはんらんしている。物品管理のあり方はこれでいいのか。私は、私物は更

衣箱に入れ、机は業務上の用に使うものだと解釈しているわけです。ところが、部課長の接待の場所にもそういう新聞がはんらんしておる。政治闘争の一つの牙城となつておる。これについて部課長はどう思つておるんですか。

○ 総務部長（坂口礼之助君） ご指摘の点、確かにわれわれの自にもとまりますし、私自身もそのようなものを不用意に机に置かれたまま放置しておったこともあります。われわれのいただいておる机なり、椅子は全く公器で、その上に私的なものを放置しておる。しかも特定な新聞等をあからさまに置いておるということにつきましては、政争の場に供せられておるんじゃないかというご指摘につながる点もあると理解されます。今後、各部課長等につきましても、こうした点についてもっと厳密な考え方のもとに、日常の自らの姿勢あるいは仕事上の管理等を厳しく点検していくようにやって参りたいと思います。

○ 7番（田中包治君） 管理職は組合員じゃないんですからね、市長なり部長の命令でとめられるはずですよ。命令を聞かん人は罷免すべきですよ。これが管理一体の原則なんですよ。これらを十分理解してもらいたいと思います。

それから、時間がないので飛ばしますが、私はこの間、いわゆる同和の対市交渉というものに参加して、同和対策について感じをことは、ガラス張りでないのじゃないかなということです。というのは、その場で相手が団体交渉だと言ってるわけですね。地方自治体に団体交渉する団体があつたら言って下さい。

○ 助役（藤田 利君） 役所において団体交渉を受けるのは、職員組合だけございます。

○ 7番（田中包治君） あんた、ようそんなこと言いましたな。地方自治体に団体交渉する職員組合もありませんよ。これは交渉ですよ。いわゆる話し合いだ。それであんた、よう助役が勤まったなあ。職員団体に団体交渉権があると仮定するならば、それは国鉄等の3公社5現業には認められているわけですね。ただし、資金の問題については国会の承認を得るとなつてゐるわけですよ。地方自治体にそんなものがありますか。誰かわかってる人返事して下さい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 恐れ入ります。地方公務員法上における交渉は、いわゆる団体交渉ではございません。交渉権はございますけれども、団体交渉という形での交渉権は認められございません。従いまして、地方公共団体における団体交渉を受けなければならない義務は、法律上はないと解釈いたしております。

○ 7番（田中包治君） そうでしょう。地方自治体に団体交渉権はない。団体交渉というもの、書面をもって労使を拘束するわけです。あんたら、それでメシ食うてるんやからね、もう少し勉強して下さい。

私が言いたいのはね、解放同盟との交渉で、団体交渉、団体交渉と言うてるのが耳ざわりで

かなわんわけです。あれはあくまでも話し合いか、陳情なんですよ。窓口一本についていろいろ論議があると思いますが、そこで決まったから必ず市会で通さなくちゃならないという義務もないわけです。そうでしょう。

もう一つ、ガラス張りの問題ですけれども、広報には、いつも同和施策はすべて補助金であると書いておりますが、これ本当ですか。広報課長ご答弁願います。

- 庶務課参考人(竹田明郎君) 広報「いすみ」で毎月掲載しておりますが、ほとんどのものが国からおくるというふうな文字を使った記憶はございません。議場でも各理事者から議員さんにご説明しております通り、国、府あるいは市から出ているわけでございます。
- 7番(田中包治君) 広報を見ると、同和措置法がある。300年の庄政の債いであるということはも使っていたと思うんです。そこで私は専門家に聞きたいんですが、同和措置法に対する施行令があると思うんですが、これをなぜ公表しないのか。3分の2という法律だけですか。施行令はないんですか。
- 議長(坂上國治君) 田中議員、管理運営事項の中で発言されているんだと思うんですけど、同和問題はここに出ておりませんので、次の機会にでもお願ひしたいと思います。
- 7番(田中包治君) それではこれはやめまして、昨年4月、鶴山台で7時に開園して新聞紙上をにぎわした、あの問題の調査と処置の報告を願いたいと思います。
- 助役(藤田利君) あれにつきましては、長時間保育を要求されましたが、長時間保育は現状では至難であると回答したために………。
- 7番(田中包治君) いや、それと違います。7時から開園した、あれは業務命令違反ですよ。その点についてどういう調査をし、どういう処置をしたのかと聞いているんです。
- 助役(藤田利君) そのことについては、当日から7時45分に開始するんだという通達を開所の日にすでにしておったんですが、当初にまずいことをいたしましたので、早くなった。これは管理上非常に手抜かりがあったと思っております。
- 7番(田中包治君) はっきりして下さいよ。1日か、何かじらんが、7時に開園したんですね。これは業務命令でやったのか、誰かが勝手にやったのかと聞いてるんです。
- 助役(藤田利君) 2日間、7時から始めよと、私が命令しました。
- 7番(田中包治君) 職員の勤務時間は何時から何時になりますか。どの条例を適用して7時開業を許可したんですか。これは責任を取ってもらいますよ。
- 助役(藤田利君) 交渉の過程で問題がございましたので、市民に迷惑をかけたらいかなということで、最初はわからないんだから、市の方針が徹底するまで、2日間だけこれを認めました。

- 7番(田中包治君) 質問にはっきり答えて下さいな。あんたがえろうとも、市長がえろうとも、条例違反はできないんですよ。だから、7時というのは条例のどこに書いてあるのかと聞いているんです。
- 助役(藤田利君) 条例には載っておりません。
- 7番(田中包治君) そしたら責任を取ってくれまっか。条例違反ということは、罪人と一緒ですよ。これは問題ですよ。条例無視、議会無視、法律無視のことを助役はやっているんですよ。一体どうするつもりですか。そやから、私は初めから、あんた方、よってたかって市長の足を引っ張ってると言ってるんです。条例違反を、しかも承知でするとはもってのほかや。まあ、言うてもしかたないから、これはほかの議員さんの良識にまかせるとして、これでやめますけど、最後に会計監査委員に質問したい。条例違反の行為による会計支出をやった場合、不正支出として認めなくてはならないと思いますが、その点はどうですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 前段でちょっと恐れ入りますが、こんなこと私から申し上げて申しわけないんですが、7時から仕事に従事せよと助役が命令された。これは、正常な形での通常勤務時間は午前8時から午後5時までと規則等で決められてございますが、その時間外については、時間外勤務命令が出せるわけで、必ずしも、即違法とは解しかねる面がございます。その点をひとつご理解願いたいと思います。
- 7番(田中包治君) いや、それでは違う。それやつたらはっきり言いますわ。条例においても、8時30分から5時15分まで、週48時間、増務は4時間しかできない。それ以上すると、労働基準法違反なんですね。前の市会で市民部長が、1ヶ月30時間、40時間の増務は出しておりますと言っておったんですけども、これは明らかに条例あるいは基準法違反なんです。この点はどうなんですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 正常な形の勤務時間は、1週44時間ないし48時間内と規定されておることは事実でございます。しかし、それ以上の業務を命じてはならないということではない。これは労働基準法にも抵触しないと私は解釈しております。
- 7番(田中包治君) 基準法は最低の法律ですわね。三三適用ということがあります、災害以外にはできないはずですよ。あんた方はっきり読んでごらんなさい。私が言うてることが違うてるかどうか、一ぺん一緒に基準局へ行きますか。あんた、責任取りますか。7時45分から6時となると、完全に条例違反ですよ。そして30時間、40時間の増務に対して支給しておるとなると、これは不正支出であると考えます。この点、会計監査委員の意見を聞きたい。
- 議長(坂上国治君) 田中議員、時間も相当経過しておりますので、この問題は後日話し合うことにして、ひとつ今日はこれでとどめてほしいと思います。

○ 7番(田中包治君) はい。

- 議長(坂上國治君) では、引き続いて8番金沢、勝君。
- 8番(金沢、勝君) 同和事業について、財政問題と解放会館についてお尋ねを申し上げたいと思います。

市長、助役に冒頭に申し上げておきたいんでございますけれども、ほかならぬ同和事業でござりますので、熱と誠意のある回答を願いたいと存じます。

初めに財政問題でございますけれども、市長は施政方針演説の中で、「市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、積極的に行なうよう措置いたしました」云々と明言されております。しかしながら、これに先立つものは財源の確保であろうと私は考えるのであります。

特別措置法が時限立法として制定されましてはや5年を経過しようといたしておるわけでございますけれども、今までの理事者の説明の中では、議員さんもびっくりされると思うんですが、国の補助プラス府の補助が8割だ、との2割が起債、自己財源でやることだと、こういうようにわれわれは聞かされて参りました。概算500億の仕事であろうという計画の中で発足しなければならないわけでございますけれども、それですら、100億の市の負担がかかるんじゃないいかということで案じて参ったわけでございますけれども、過日からの団体交渉――これは田中さんに怒られるわけですけど――で明らかになって参ったことは、驚くなれ、7割補助しかないわけです。国庫補助と申しますと、査定価格と実価格、いわゆる超過負担分がかかるわけです。概算いたしまして、アンバラはございますけれども、半分しか国・府の補助がない。

こういう中で、和泉市で策定されました(書類を見せながら)こういうものがあるわけでございます。これは特別委員会にしか渡しておりませんが、404億、これは査定価格でございまして、実価格は500億以上かかると私は推定をいたしております。その推定の中で考えますと、大体250億の半分の負担をしなければならない。2割ですら心配されて参った和泉市の財源の中で、今回発表された中では、半額を和泉市が起債あるいは自己負担の中で負担しなければならないということが明らかになって参ったなんであります。

これは理事者の不勉強か、われわれの勉強も足らなんだわけでございますけれども、その当時、人の好まない仕事を積極的に進んで部長になった一部の者にだまされて参ったというのが現在の実情でございます。國も、時限法として制定された限り、やはり、これに対する裏付けというものがあってしかるべきであろうと私は考えるのであります。

全体計画を見ましても、道路建設事業費とか、下水道・上水道工事費、保育所、身体障害者会館、葬祭会館、消防施設等につきましては、国庫補助はゼロなんです。また、保育所、小学校建設も一般並みであります。府の貸付金は、一部、財源に見合わしまして、交付税で肩替りするということは聞いておりますが、あくまでも借金として残り、国の補助も、過去5年間の補助予算を合計いたしましても1,400億。和泉市で全部ちょうどいいたしてあまり多くない財源措置しか組まれておらないわけでございます。

和泉市のような貧弱財政で、ギャンブルとか、他会計からの収入がない中で、市長は今後、施政方針演説の中でやっていかなければならぬ、また、法律上やらなければいけない中で、今後財源の確保とか、事業の裏付けとしての財源措置をどのように考えているのか。この点について、今後の市長の働きあるいは動きあるいは努力に対して、熱と誠意を表わしていただきたい。そうでなければできないと、私はここで断言したいんです。

財源問題はいろいろございますけれども、措置法によって、財源がないからということで事業の推進をやめるわけにはいかない。市長は常に同和問題については熱と誠意を持って完遂すると言われている中で、49年度予算は、昨日、47億49億ともまとめておりましたけれども、47億であります。これについては、慎重審議のうえ可決決定していただきたいというのが理事者の常のあいさつですが、われわれが慎重審議させていただきまして、議決された予算ですら完全に執行されてないというのが、前年度48年度の同和事業予算であります。はっきり申し上げまして、わずか30%しか執行されておらない中で、49年度もやがて譲決されようとしておるわけでございます。この47億につきましては、あと残すところ5年しかございません。これを完全に消化すべく、予算執行すべく、その決意をこの場において表明願いたいと存ずるのであります。

その内容につきましては、あとで質問を申し上げたいと存じます。

それから解放会館でございますけれども、過日の和泉市環境改善整備事業計画書によりますと、昭和50年度に建設予定されておるわけでございますが、事業費20億6千万円という巨額が見込まれて建設されようとしております。建設されますと、半永久的な建物となり、施設になろうと思いますが、支部とも十分なる協議をされるであろうと思いますが、理事者としては、どの場所に、端的にいってどんな構想のもとで建設されようとしているのか、構想についてご回答をいただきたいと存ずるのであります。

私は私なりに考えておるわけでございますけれども、解放センターというものは、1日も早く差別のない民主国家実現のための用に供する場でございます。また、約20億の巨費を投じて建設されるものでありますから、あとに悔いを残さないような計画を慎重になされなければ

ならないと思いますし、やがて、近い将来完全解放されれば、必要のないものとして、市民会館に、和泉市民全般の福祉施設として使用できうる施設であり、当を得た場所でなければならぬと存じます。私は解放会館というものはできるだけ早く解消したい。解放会館が永続されるということは、完全解放が遅くなりますし、解放に逆行するものと考えております。

そういう中におきまして、冒頭にも申し上げました通り、熱と誠意のある回答をいただきましたならば、12時までにでも終わりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○ 助役（辻 忠夫君） それでは私から回答申し上げます。

最初、財政問題についてご指摘がございましたが、全くご指摘の通りでございますので、いままでの遅れをなるべく早く取り戻すという市長の方針に則りまして、何と申しましても、国の予算は少のうございますので、少ない中から和泉市がより多く補助、起債をいただこうという気持ちであります。そのために、中央へたびたび足を運んでお願いをし、計画事業が完遂できるよう万策を考え、最大の努力をいたすつもりでございます。

次の解放会館につきましても、ご指摘の通り、大変大事な建物でございます。それだけに、慎重に位置の決定付けをしなきゃならない。現在、候補地もございますが、なお新しい町づくりの計画もいたしておりますので、それと合わせて、よりいい場所に決定し、市民の永久的な集いの場に供したいと考えております。全く金沢議員さんご指摘の通りで、いつまでも市民の集会の場として供せるように、全力をあげて努力いたします。

○ 議長（坂上国治君） 助役、あんた、いまの質問聞いてましたか。私、一般質問の冒頭に言ったでしょう。議会を無視しないように答弁しなさいと。そんな筋違いの答弁をしなさんな。いま、金沢議員の質問したことは、国・府が80%、20%が市の持ち出しだといままで聞かされておった。ところが、市から出てきた文書を見たら、そうではない。一体、これはどういうことか、ということでしょう。答弁し直しなさい。

○ 8番（金沢 勝君） われわれは5年間理事者にだまされてきたんですよ。国・府が8割で、市が2割持つたらいいんだと思ってる人が、理事者の中にもある。われわれ議員もそう教えられてきた。しかし、この間の計画書では、8割はおろか7割足らず。さらに、査定価格と実価格とのサヤで、平均50%しかないんですよ。2割ですらしんどい和泉市が、半分持たされてどうするんだ。时限立法によってやらなければいけない事業であるけれども、錢がなかったら、何ほええこと言うてもできない。この財源措置をどうするんだ。われわれを今までだましてきた責任をどうするんだと聞いてるわけです。

○ 助役（辻 忠夫君） 大変要領を得ない答弁で失礼をいたしました。私、過去はこうであつたが、今後はどうするかというご質問だと思いまして、先ほどのような答弁をしたわけですが、ただ今申されました補助率のことにつきましては、國だけで8割のものもあり、足りない分を府に出してもらって8割になるものもございます。これは基準額による8割ですので、当然超過負担がかなり出ております。そのうえ、同和事業だと考えていた事業の中にも一般事業がかなりあり、それらは同和補助としての加算がございませんので、平均しますと、金沢議員さんご指摘のように、半分ぐらいになるわけでございます。

そこで今後、そういうことも事前によく検討したうえで、府・国へ強く要望したいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○ 3番（金沢 勝君） 基本計画策定で、査定価格 404億。それに対して国はわずか 83億しか出さんですよ。府が 207億で、これで7割です。今までの理事者の説明では、地域指定された中は全部8割ということだったでしょう。保育所とか、学校は一般並みですよ。それらを平均すると、起債のワクはつぐってあるけれども、実際は 50%ですよ。50%では、市長が施政方針演説の中で何ぼええこと言うたかでできん。中央へ座り込んででもやるんか。借金するだけして、よう返さん事態がきてもやむをえん。そこまでの廻をくるんかということを私は申し上げたい。昨日も助役が3億何ぼ借ってきましたと言っておりましたけれども、私は何ぼ国と市であろうとも、詐欺的なことはできないと思うんです。国は5年間にわずか 1,400億しか組んでない。小さな和泉市の条例ですら、予算の裏付けは完全でなければならない。國が法律をつくっておきながら、500億以上かかるものに 83億しか出さない。法律ができるということで支部から責められる、國へ行ってあかん、財源ない。これでは誠意がないでしょう。その点ひとつ、同和事業の最高責任者としてどうするのか、市長の熱意表明をここで願いたい。

それと、特別措置法は時限立法でやっておるわけです。永続的な法律ではない。10年間で解放しなさいよということも含めて時限立法がつくられたと私は判断している。だから、国民的課題として、國・府自体が責任を持って10年間で完全解放しなければいけない。完全解放されれば、以後、解放センターは必要ないと思うんです。20億6千万円の巨費を投げる際にわずか5年間が大切か、100年近く市民会館として市民福祉施設として使われる期間が大切か。100年の大計から解放センターをつくり、解放された暁には市民会館として使われるような、豊かな構想で場所を設定し、設計しなさいというのが私の考え方なんです。そういう熱と誠意のある回答をいただかない限り、引き下がるわけにいきませんので、よろしくお願ひ致します。

○ 議長（坂上国治君） ただ今金沢議員の発言中ですが、ちょうどお昼でございますので、暫時休憩いたしまして、午後、引き続いて答弁をしていただきます。

（午前12時15分休憩）

（午後1時15分再開）

○ 議長（坂上国治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の金沢議員の質問に対し、答弁願います。

○ 市長（藤木秀夫君） ご質問いただきました財源措置につきましては、午前中、助役からも答弁申し上げましたように、補助金の内容につきましても、事業内容によってそれぞれ違つてはおりますが、いずれにいたしましても、この事業は法の趣旨に則り実施いたして参らねばならないものであり、また、事業におきましても期限付きであって、その期限も半ば過ぎた今日時限も限られておりまする關係上、財源につきましては、同対審の答申に基づく立法に立ってこれを背景として各省庁に働きかける所存であり、なお、これにつきましては、特別委員の皆さん方にもお力添えを願って、國・府にへたり込んででも、これを確保して、そしてこのためにいいたところの費用は、必ず11万市民にかかるようなことのないよう、あくまでも努力いたす覚悟でございますので、その点どうかご協力のほど特にお願い申し上げます。

○ 3番（金沢 勝君） 特別委員会もできておりますので、市をあげて、市長も座り込むならわれわれも座り込みましょう。支部もやっていただけるでしょう。そういう中で努力するということで、一応、これで終わりたいと思います。

第2点目の解放会館につきましては、まだ、お答えをいただきたいんで、簡単にお答えをいただきたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 助役（藤田 利君） 解放会館につきましては、金沢議員さんが言われましたように、なるべく急いで、しかも、市民に喜ばれるようなものを建設する必要があると存じます現在、候補地もございますが、よりいい場所があるかどうか検討して、支部とも相談して、なるべく早い時期に位置を決定し、将来、市民の集いの場所であり、憩いの場所であり、学習の場所であるような立派なものを建設する所存でございますので、よろしくご審察を願います。

○ 3番（金沢 勝君） 理想論からいきますと、时限立法ができると、时限立法ができる。あらもろの審議等もその会館の中でやられるべきだと私は判断しているわけです。いつ解放されてもかまわんのだということであれば、永久立法としてつくられる。时限立法ということは10年間に解放しょうじゃないかという趣旨でやらんてるんですから、今年建てられて早く

ないと思うんです。ですから、遅ればせながら、少なくとも、次年度中に完成し、使用できるよう、確約をしていただきたい。

○ 助役（藤田 利君） できるだけ早くと申しましたのは、ご趣旨に沿うためでございまして、この期限中に必ずやり遂げますように努力を致します。

○ 3番（金沢 勝君） 市長は座り込んでもやると言われたから、ひとつたすきがけしても、はち巻き締めてもやるという気持ちで財源獲得の努力をしていただくよう要望して、終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次に 16 番、横田憲治郎君。

○ 16 番（横田憲治郎君） 当初予算の具体的なことは、私も予算委員でありますので、予算委員会で具体的におうかがいして参りたいと思いますが、きわめて概略的に、通告順に従いまして何点か質問をしたいと思います。

まず、最初に教育行政についてでありますけれども、昨日の質問にも出ておりましたが、学校給食における問題点を幾つか質したいと思います。

まず、過日来、わが党が行ないました学校給食の総点検の内容から幾つかの問題がわかったわけでありますけれども、まず第1点として、今回の当初予算で、給食費のうち、燃料費を公費で負担をしているわけでありますが、これらによって、保護者に対する給食費がどの程度削減できるのかどうか。諸物価高騰の値上げ傾向の中で、給食費の負担が保護者の教育費のすべての負担の中で増大する傾向にあるわけでございまして、これらについて、賢明な前向きの取り組み方が要請されるわけでありますけれども、まず、燃料費の計上によってどのように給食費に還元されるのかどうか。還元されないとするならば、昨日来の冷淡な答弁にうかがわれるわけでありますけれども、今後の給食をどのように教育委員会としてとらえ、対処じょうとしていくのか。その基本的な態度、あり方をおうかがいをしたいと思います。

2点目に、給食内容が著しく昨年度より質量ともに低下しているわけであります。これらの実態を教育委員会はどのように掌握承知しているかどうか。まず、おうかがいをしておきたいと思います。

3点目に、この学校給食という問題を教育課程のうえでどのように現在位置付け、また今後位置付けをしていくとするのか。過日来のわが党のアンケート調査に教育委員会幹部の学校給食に対する無認識ははだしい現状が露呈されたわけでありますけれども、教育長の所見をおうかがいしておきたいと思います。

さらには、全小中学校児童 1 万 7 千有余名の給食をまかなうための栄養士が全市で 2 名しか存

在しないという現実において、発育盛りのこれら児童生徒に対する栄養カルテ等が十分にチェックできているのかどうか。その内容についておうかがいをしておきたいと思います。

さらに、就学前教育を強く叫ぶ中で、本年度も3幼稚園が発足するわけですが、保育所19カ所、公立幼稚園7カ所、あるいは私立も含め、あるいはそれらの乳幼児さらには児童生徒等を含めて、実に11万有余の市民の中で2万有余名のこれら発育盛りの人たちの給食の体制について、体系的な合理的な栄養補給、カロリー供給をチェックする抜本的な体制が必要であろうと思いますけれども、これらについてもおうかがいをしておきたいと思います。

さらに7点目としては、公立幼稚園における給食の実施でございますけれども、PTAが主体となって行なっている園もあれば、そうでない園もあります。就学前教育、幼児教育の必要を強く主張する教育長、教育委員会のあり方として、これらを公費でもって不自由なく実施できるような体制を早急に考えなければならない、そのように思うわけでありますけれども。

49年度当初においては、どのような体制で公立幼稚園の幼稚園給食について取り組もうとされているのかどうか、おうかがいをしておきたいと思います。

次いで、同じく教育行政の問題の大きな2点として、3割以上の狂乱物価ともいわれる物価高騰の中で、父兄負担が増大しているのが事実でございます。ちなみに、本年度新入学児童、小学校、中学校ともに、平均、学用品、洋服等々含めますと、5万5千円から6万円が必要だというふうにいわれておりますけれども、これらへの教育委員会、市当局としての予算上では、数年来より新入学生深い品というような微々たる制度が設けられているようありますけれども、これを大幅に改善して、そして、健やかに、教育の場に保護者が安心して送れるよう、あるいはまた零細家庭、特に生活保護家庭における新入学生に対する暖い援助、そのような措置が取られないかどうか、おうかがいをしておきたいと思います。

さらに、南池田、南松尾、横山に新しい新設幼稚園が4月から発足するわけでありますけれども、保育園入所とのからみの問題でおうかがいをしておきます。

新設される幼稚園児確保のために、5才児はほとんど強制的に幼稚園に入園措置をさしておるという現実があるわけでありますけれども、措置児として、児童福祉法の精神から、また趣旨からいっても、これらやみくも的な扱いは断じて見すごすわけにはいきません。このような措置をどのようにして、取られたのか。5才児でも、措置児は保育所で措置しなければならないんじゃないいかと思いますけれども、これらあたりの社会児童課、教育委員会等々の連携がどのようにになっているのかどうか、おうかがいをしておきたいと思います。

さらに、幼稚園を含めまして、小中学校の税外負担が昨年度半ばより増大の一途をたどっているわけでありますけれども、今回の予算を見る限り、それらへの抜本的な施策が予算計上の

うえにも乏しいと思うのでありますけれども、現状税外負担をどの程度掌握し、それら解消への具体策を年次計画的に公表すべきであるということをかねがね主張しておりますけれども、これらに対処する基本的な考え方、取り組み方をおうかがいをしておきたいと思います。

次に、福祉行政についてですが、まず第1点として、昨年來からの石油危機に始まる狂乱物価あるいは大企業の横暴な暴利等々、大きな社会問題となってセンセーションを巻き起こしている中で、市民生活を守る立場から、昨日の質問、答弁にもあったようですが、生活防衛対策本部でございますが、その具体的な動きは実績としてどのようにされたのか。今後、どのような内容をもって、市民さんに対して生活防衛の対策を処置されようとするのか、具体的な事案でお示し願いたいと思います。

さらに、予算計上のうえで、生活防衛予算なるような予算計上は何ら見るべきものがないわけでありますけれども、市長はじめ理事者は、この現時点の経済情勢を予算作成のうえでどのようにとらえたのか、その点についても存念をおうかがいをしておきたいと思います。

さらに、福祉事務所内の各セクションの人的配置の問題でありますけれども、人口増大の中で、要保護世帯あるいは身障、精薄、そのような方々を扱う福祉事務所あるいは1万有余名の保育園児童・乳幼児を扱う社会児童課等々の事務量あるいはその他執行していくうえで、人的配置は完全を期せられているのかどうか。ケースワーカーの不足あるいは職員の不足が常に現場から聞く話題としてあるわけでありますけれども、4月を中心とした一部機構の手直し等もあるやうかがっておりますけれども、市民の直接生活をあずかる市民部、厚生部の人的配置ははなはだおろそかにされていると断せざるをえないんでありますけれども、これらの民生部の市民サービス部門について、基本的に洗い直す考えはないかどうか、おうかがいをしておきたいと思います。

さらに、保育所関係では、国府第2、緑ヶ丘等々、新設保育園ができたわけでありますけれども、それらに対する保母の確保、保母補助員の大歓採用というような話をうかがっているわけでありますけれども、それらに伴う身分保障あるいは厚生省におけるところの保母員の基準にそれら保母補助員を含めて適当するのか、その点の見通し等についておうかがいしておきたいと思います。

さらに最後に、保育園の円滑運営のためにもあるいは内容充実のためにも、確たる基本的な資料の策定をすべきであろうとかねがね主張もし、申し上げているわけでありますけれども、乳幼児の掌握を考えないかどうか、この点についてもお考えをうかがっておきたいと思います。

衛生問題として、下水清掃の現状ははなはだ場当たり的であります。特に夏季にかけましては、業者に委託をして行なうというような形でありますけれども、これを定期的に、清掃個所

を掌握して情報できないかどうか。この点についておうかがいをしておきたいと思います。

さらに、不燃焼物の回収場所は、質問が重複しますので避けますけれども、昨日来の答弁では、町会からの積極的な協力がなければ解決できないというような、はなはだ遺憾な、あなた任せ的な解決案を部長は答弁されておったようありますけれども、それでは町会から具体的な協力体制があれば、少々の難問であったとしても対処する用意があるのかどうか、基本的な態度について、ここではおうかがいをしておきたいと思います。

さらに、日本脳炎あるいはインフルエンザの予防接種等は有料でありますけれども、これらを半額あるいは無料化していく方向性を指向しないのかどうか。これは無料にすべきである、このように思うのであります。

また、過日来、市広報あるいは特別な予告表等々で市民には周知されているやうかがってはおりますけれども、特に種痘ワクチンの不足等々、日程変更にもいろんな問題点があるそうでありますけれども、これら基本的な市民の健康を守る立場から、地味ではありますけれどもなおざりにできない問題でありますけれども、種痘ワクチンの確保がどのようにになっているのかどうか。これを含めて、予防接種等々、各校区にある開業医を窓口として接種している現状でありますけれども、これらを各校区単位ぐらいに巡回して、インフルエンザあるいは日本脳炎等々の接種はできないかどうか、その方向を目指さないかどうか、おうかがいをしておきたいと思います。

最後に、医療問題についてでありますけれども、救急医療体制の問題でありますけれども、これもはなはだその日、その場の明け暮らしてあります。医師会に積極的に働きかける中でこれらの対策を具体的により積極的に展開すべきであろうと思います。従いまして、救急医療体制を月間的に公表できないかどうか。これをおうかがいをしておきたいと思います。

さらに、市民病院における産科、婦人科の設置の問題であります。昨日、山田議員からの質問でも申し上げたわけでありますけれども、この産科・婦人科の設置の具体策と長期総合計画との兼ね合いをおうかがいをしておきたいと思います。

以上、簡単に質問の要旨のみを申し上げました。あと、具体的なことは委員会の席に譲るといったしまして、答弁のいかんによっては再質問させていただきます。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 教育長（馬城宗一君） ご指摘いただきました点についてお答え申し上げたいと存じます。

まず、第1点の燃料費削減によって給食費がどれほど軽減されるかですが、年間160万食と計算致しまして、1食1円8.0銭の燃料費ということで予算措置をいたしました。総額につきましては、47.4万1千でございます。児童1人当たり年額1,980円に相なると考える

んでございます。

次の今後、給食にどのように対処していくかですが、学校給食につきましては給食法によって規定され、その目標、目的等が明らかなところでございまして、これらの完全な実施のために、本市に限らず各市共通の課題として、その安定と改善を目指して努めるところでございます。今後、これについては大いに努力して参りたいと考えるんでございます。

現在の質量についてのご指摘でございますが、物価の上昇に伴って、量質ともに落ちたんではないかというお説だと思うんでございます。これらの問題につきましても、その対策について協議を重ね、上級官庁にも要望してまいりました。物資の統一的購入あるいは価格の安定をめぐって要望して参りました過程で、幸いにも流通機関の協力を行なって、給食物資を一括購入できるようなセンターをつくってもらおうということで、本年度、府において3億円の予算措置を講じられまして、50年、51年完成を目指して取り組んでいただき、合わせて購入手法としては、一括購入の手法によって給食物資の安定と確保を図って参りたい、かよう考えることでございます。

栄養士の問題でござりまするが、現在、2名をもって栄養上あるいは衛生上の指導に当たっております。われわれ、協議会の名において、上級官庁にも絶えず呼びかけて参りまして、49年度から年次計画的に、学校教職員の一員として、国費、府費負担で位置付けてもらえるというきざしが見えます。差し当たって、本年度1名、府費負担の栄養士が本市へも派遣されるごとになって参りました。今後、さらに各校に位置付けられるように努めて参りたいと考えるんでございます。

次に、幼稚園の給食等の問題でござりまするが、当然、就学前教育の必要性から、幼稚園においても給食をすることが望ましいと考えられます。しかし、現段階におきましては、就学前5才児全員収容の教育の機会の保障がまだできていない中で、非常にむずかしい問題もあるかと存じますが、一校区一幼稚園設置を合わせて、その対策を考えて参りたい。

なお、就学前教育の指導主事等の問題でござりまするが、これらにつきましても、保育所を含めました幼稚園の保母等に対しまして指導主事を位置付けて、幼児教育のあり方、"教える者はまず学ぶべきだ"という考え方のうえに立って、その指導要領等について指導するところでございます。

続いて、物価の上昇と重なって、新入生の父兄負担が重くなっている。市において大幅な助成を考えられないかというお説でございます。きわめてごもっともなお説と存じますが、現在の制度上においては、市費単独で助成することはきわめて困難な問題であろうと考えます。しかし、理想としては、負担すべきが基本であろうと考えられます。今後、現行制度の改

正を強く上級官庁等にも要望し、努めて参りたい。かよう考るんでございます。

次に、幼稚園と保育所との競合的な問題で、5才児をすべて就学前教育として幼稚園に収容するという考え方を持っておりません。福祉法に基づきます幼稚園においては、その措置にかかる児童の保育、育成を図るというねらいと、就学前教育として行なう幼稚園との趣旨に沿うように、絶えず保育所とも連携を密にしまして、今回お指導に当たってきた実情でございます。この点ご賢察いいただきたいと思うんでございます。

最後の税外負担の予算上の事項でございますけれども、この問題につきましてはがねがねご指摘いただき、本年度も積極的に対処いたしました。PTAの負担にかかるておる、当然、公費で負担すべき性質のものと考えられるものにつきましては、教育費の実態調査等の統計数字を分析しまして対処した所存でございます。しかし、一朝一夕にしてこれを解消することはできません。年次計画的に計画を示して今後、解消を図ってまいる所存で、今年度、差し当たっては、図書費については全額、当然、市費で持つべきだと考えます。今回、書架と合わせまして、小学校には216万円、中学校では211万2千円の図書費を新しく予算計上いたしました。なお消耗品につきましても、一般管理費の中で当然、公用費として公費で負担すべき性質のもの、この分析は、PTA決算を分析するうえにおいてむずかしい点もございますけれども、計画的に解消を図るべく、本年度は大幅に措置いたした次第でございます。一般消耗品では、小学校におきまして、48年度650万8千円であったものを49年度は1,671万4千円に、中学校におきましては、同等の比率の上昇率で522万5千円を、当然、公費負担として計上いたしました。また校用備品についても、予算を通じて詳しくご説明申し上げますが、対処いたしました。さらに、備品等の修繕費等につきましても、積極的に対処した次第でございます。いずれ予算のご審議をいただく折に詳細にご説明申し上げ、かつまた事後、これらの分析、決算等合わせて、具体的な計画についてもご審議をわざらわしたい、かよう考るんでございます。

簡単でございますが、以上の通りお答え申し上げます。

- 16番（横田憲治郎君） 給食の燃料費公費負担によって一人当たり1,980円の軽減になるという答弁ですが、年間で給食費を1,980円削減できるというふうに認識してよろしいんですね。
- 教育長（葛城宗一君） そうでございます。
- 16番（横田憲治郎君） 改善に努力するという教育長のそつのない言い分ですけど、教育長、教育委員会の幹部の人たちに一ヶ月小中学校へ行ってあらって、子供の給食食べていただいたらわかるんですがね。児童生徒のアンケートに対する答弁によると7割以上の人人が食べら

れないと言っていますよ。高い給食代を払っても、食べ盛りの子供が一食学校ですましてきて、助かるんだったら、まあまあいい面もあるけれども、給食代は高いわ、食べられないわ、おなかすかした子供たちが帰ってきてごはんを食べ直さなければならないというのが現状です。パンなんか、全然と言っていいほど食べてませんよ。

このような実態を教育委員会は十分把握してほしいし、過日、教育委員会幹部の皆さんにおうかがいしたのによると、給食費だって、現場で徴収している額と、掌握している額と全然違う。教育長は口をぬぐって美しく、安定改善とかなんとか美辞麗句で述べられますけど、学校給食について、全く放置されているも同然だと断言してはほからんと思いますよ。具体的には委員会で申し上げるとして、この場では総括的な質問にとどめますけれども。

再質問として申し上げたいのは、5才児の新設幼稚園への入園措置です。措置児であり、当然、保育に欠ける子供であるけれども、5才児はみな幼稚園へ行ってもらわなければ定員に満たない、かくいうがつかんからということで、時間は短いけれども、働いているけれども、仕事を変わって収入が減るけれども、行かなければお連れがなくなるということで、泣く泣く幼稚園へ行かざるをえない家庭があるわけです。教育長はそういう措置までいちいち現場でしている方じゃないから認識がないんだと思いますけど、そういう現状もあるんです。これは一べんよく調査して、予算委員会で再度おうかがいし、ご答弁いただくことにします。

税外負担の問題について、一定の努力はされていると認識しておりますけれども、計画的にこれらへの対処をして、さらに善処するというご答弁ですが、PTAの学校援護会というような性格じゃなしに、本来のPTA活動ができるように、ひとつ前向きで取り組んでいただきたい。この点確認をしておきたいと思います。これはお願いできますな。

○議長（坂上国治君） 次に福祉行政。

○市民部長（小林一三君） それでは福祉関係についてお答え申し上げます。

第1点の市民生活を守るためにの対策本部ですが、過般、対策本部が設置されましたけれども現在のところ具体的な活動はございません。今後、関係部局とも協議のうえ、諸施策等の行動に入る段階でございます。

第3点の福祉事務所の人員の件ですが、最近の事務量急増に対して、質量等勘査した試案を関係部局に提示して、現在、検討を図っており、できうれば、本年4月1日からということでお上司にお願いしている段階でございます。

第8点の新聞への保母の確保ですが、本年も、絶対的な確保は現在のところ至難でござります。数回にわたる募集によりまして、昨年度よりは補助保母依存率を低下できる見通しで進んでおります。

なお、補助保母の身分保障につきましては高校卒業して、保母の資格を受けるべく、保育しながら勉強しているこれらの方たちが、資格を取りましたならば、人事当局に所定の任用手続等をお願いしておるのが実態でございます。

乳幼児の把握ですが、流動的な現在の社会情勢の中で、常に毎月末とか、毎月初めとかいう把握は現在のところいたしておりません。本年度より考えております事務のコンピュータ化によりまして、地域別あるいは年令別の乳幼児実態把握をいたしまして、将来の保育所構想等の資料としていきたい考えでございますので、ご了承のほどお願いしたいと存じます。

- 16番(横田憲治郎君) 生活対策本部は具体的な活動をしていない。おざなり的につくつてあるだけだという解釈をせざるをえない。実際問題として、むずかしい問題があることはわかりますけれども、具体的に能動的な活動が何らできないのかどうか。たとえば商品低下のチェックであるとか、品不足のときにはその状況を把握して市民に周知するとか、能動的な活動が主体的にできないことはないと私は思うんです。看板かけて形だけはつくってるけれども、何もしつれへん。これじゃ何のための対策本部かわからんのじゃないですか。
- 産業衛生部長(宇沢清君) 昨日、直村議員さんにお答え申し上げた通り、昨年の暮れから、和泉市内にある製造業者に積極的に呼びかけまして、しょうゆ、メリケン粉等の緊急配給をやりました。現在、物は多少余って、値段のほうが問題になっておりますので、商工課を窓口として府とも十分連携をとりながら、物価安定について積極的な行政指導を行なっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 16番(横田憲治郎君) それだけでなく、定期的な消費モニターといいますか、消費生活に資する資料の提供等、能動的で中身のある活動を要望して終わります。

次、お願ひいたします。

- 議長(坂上國治君) 衛生問題。
- 産業衛生部長(宇沢清君) 5点についてご説明申し上げます。
第1点の下水清掃は場当たり施策じゃないかというご指摘は、前回も受けたわけでございますが、定期的な処理となると、土木課との関連もございます。現在、市民の要望があれば出している現状ですが、今後、土木課との連携を密にして、定期的処理体制を整えたいと思っておりますので、しばらくご猶予を願いたいと思います。

第2点の不燃焼物処理場所確保については、現在、町会長さんにご依頼申し上げまして、民家の密集しているところをお借りしております。間に合わなかった場合、付近から苦情が出ることも事実でございます。今後、町会長のご協力を得、処理場所の確保について前向きに考えたいと思っておる次第です。

第3点、日脳、インフルエンザ予防接種無料化でございますが、市によりましては、無料化の方向付けをしておるところもあることは事実でございます。和泉市といたしましては、無料化となりますと相当な資金が必要ですので、財政当局でも十分検討いただき、今後、その方向に前進したいという考え方を持っておりますので、いましばらくご猶予願いたいと思っております。

それから巡回ができないかということですが、予防接種年間日程表という桃色の用紙を各家庭に配布しております。われわれは、医師居宅でなくて、巡回できるようにしたいんですけども、いまのところどうしてもインフルエンザだけは医師居宅にしなければいけないような日程表になっております。これは和泉市の医師の不足もあるわけで、この点ご了解願いたいと思います。

5点目は種痘ワクチン確保の問題ですが、昨年、病原体の関係でインフルエンザのほうも立ち遅れ、種痘のほうも品不足で一ヶ月ほど遅れましたのは事実でございます。現在、種痘につきましては、ワクチンが確保できましたので、2月25日から実施いたしております現状でございます。

以上、簡単でございますが、回答とさせていただきます。

- 16番(横田憲治郎君) 1点だけ市長、助役に確認しておきたいんですが、福祉事務所の機能ですけども、部長から、4月1日から充実した状態で発足したいという希望的な答えがありました。その裏付けとしての人的配置が保障されるのかどうか、確認をいただいておきたいと思います。

それと、下水清掃ですが、衛生、建設の縦張りといいますか、セクションがあることはよくわかりますけれども、市民から見れば同じ行政ですし、市役所の仕事に違いないんですから、いつまでも場当たり的措置じゃなしに、定期的措置をお願いしたい。建設部長もいるわけですから、おうかがいをしておきたいと思います。

それと、医師会とのタイアップがはなはだ弱体であると指摘申し上げたいわけですが、この点は予算委員会で具体的に申し上げます。

それから、インフルエンザ、日脳の無料化に積極的に取り組む用意があるかどうか、確認の意味を含めて市長、助役におうかがいをしておきます。

細かいことすれども、予防接種の日程表、間違うてますよ。間違わんようにしてやって下さい。種痘ワクチンが不足で、変更するやもしれん。また日程も間違っているということで二重で混乱をしておった市民さんがある。大げさなようすれども、大事な問題ですので、申し上げておきます。

いまの点、市長と部長から答弁願います。

- 助役(辻 忠夫君) 私から人員等のことにつきまして回答申し上げます。

社会児童課、福祉関係の人員が少ないということですが、各部各課の実情を調べますと、人口増による行政需要増で、どこも満足な人員配置ではございません。4月から新職員が若干入って参りますので、それをできるだけ公平に配分をいたしたいと存じております。特に社会児童課では、これだけ保育所の数がふえ、保母がふえ、園児があえておりますので、現状の機構

ではいけない。社会児童課のうち、保育所関係を何とか機関改革して、もう少しなめらかに運営できるように改善をしていきたいと考えております。

インフルエンザ、その他、乳幼児に対する注射を無料でやることはまことに結構ですが、やはり財源が必要でございますので、関係部課長とも十分検討し、他市の状況も十分調査のうえ方途を考えていきたいと存しております。

- 16番(横田憲治郎君) 意見だけ言っておきます。

財源確保の問題は、昨日来、各議員から出でてありますので、私から質問しませんけれども、これといって前向きな事業のできない貧弱財政の中で、せめて市民部、衛生部等、市民サービス窓口部門の充実に取り組んでいただきたい。それをすればあとはどうでもええというわけではないし、市民部だけが不足していてあとは余っておるとも言っておりません。各部とも不足していることはよく認識しております。担当助役として現場の状況を的確に把握していただけて、できるだけよい方向に対処されることを強く望んでおきます。

下水について答弁願います。

- 建設部長(中塚白君) 下水清掃の件ですが、先ほど産衛部長から答弁申し上げましたように、私のはうとの協議は十分いたしておるつもりでございます。しかし、たまに誤解を招く点もあるやに私も感じておりますので、なお一そな両部で協議し、繩張り争いのないような措置を講じたいと存しております。現在までも協議してやってはおるのですが、ときどき、小さい問題をめぐってそういうこともあるかと思いますので、今後、なお一そな協議を綿密にいたしまして、支障のないようにしたいと存しております。

以上です。

- 議長(坂上国治君) 次は医療問題の答弁。

- 病院事務局長次長(平野誠蔵君) お答え申し上げます。

産婦人科の設置の具体策と長期総会計画との兼ね合いを明らかにせよというご質問でございます。

私たちの基本的な考え方といたしましては、この際、昭和60年、人口20万人の和泉市を見越しました基本整備構想をまず確立しなければならないと考えております。その第一次整備計画中に、産婦人科の設置を最優先事項として取り上げたいと考えておるわけでございます。

現在のところ、マスタープランの作成を鋭意急いでいるわけでございますが、この進行いかんによっては、場合によっては、緊急な対策も必要にならうかと存じます。やはり、かなりの大きな工事量でございますから、努めて計画的な問題処理を図りたいと存じておるわけでございます。

いずれにしても、近い時期にどうしても着手しなければならないと考えておりますが、産婦人科のみを取り上げましてもお産の施設、育児の施設、そういった入院施設が中心になるわけでございます。それと合わせまして、現在の120床を、当面昭和50年度まで持ちこたえうる規模にしなければならないと考えておりますが、工事あるいは看護婦や産婆さん等の看

議要員確保にどうしてもある一定の期間を要することになりますので、相なるべくは計画的な進行を図っていきたいと考えておるわけでございます。

いずれにしましても、今後、努めて積極的に病院委員会に具体案を提示申し上げまして、実質的なご審議をわざわざしたいと考えておるわけでございます。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） お答え申し上げます。

緊急医療対策につきましていろいろと市民さんからのご要望があることは事実でございます。

過日も医師会の会長さんが見えられましたので、市長、助役から、休日診療の問題でご要望申し上げたんですが、いま、病院の次長が申し上げた通り、この緊急医療体制につきましては、市立病院が果してそれだけできるかという問題もございます。医師会では、第1次診療よりも第2次診療の問題を取り上げておりますので、十分協議しましたうえで、前向きに検討したいということでございますので、ご了承願いたいと思います。

○ 16番（横田憲治郎君） 12月市会であつたと記憶しているんですが、竹内事務局長からの答弁では、長期総合計画における緊急課題としての産科、婦人科の設置は、49年度積極的に取り組んで、当初に間に合わないかしらんけれども、年度途中において何とか確保したいあるいはその機能を設置したいと、本会議場で明確にお答えいただいたわけであります。いまの平野次長の答弁はそれと相反する。この点についての見解を明確にしていただきたいと思います。

救急医療体制については、いろいろむづかしい問題があることは理解しておりますので、鋭意前向きに努力され、早急に具体的に解決されるよう、あるいはまた充実されるように要望しております。

○ 病院事務局次長（平野誠義君） 12月市会での局長の答弁とただ今の私の答弁と、結果的に意思としては同様で、49年度の早期に、なるべくはマスタープランの一環としての計画的な第1次整備で行ないたいと申し上げておるわけでございます。万一、このプランの進行が現実的な解決に役に立たないというはめになりますれば、もちろん、緊急課題としての現実的な処理を図らなければならないというご説明を申し上げたつもりでございます。原則的な考え方は、大きな投資になりますので、あとから継ぎ足し継ぎ足しというふうなご批判をこうむらないよう、緊急的な課題も含めて、この際計画的な整備をしたい。万一、それがテンポに合わないとなりましたら、お脱のような緊急対策も考えなきゃならないと考えているわけでございまして、結論的には同じことになろうかと私は存するわけでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） ごまかしだと思うんですよ。それじゃ、平野次長のことばを借りるならば、いつを起点として元ソボが合う、合わないということを判断するんですか。いつまで

に長期総合計画を実施に移せるということであればその中に組み込む、いつからであれば、それまで待っておられんので緊急措置としてやる、その具体的な起点をいつに置くんですか。

- 病院事務局次長（平野誠蔵君） 私が具体的な論議を避けておりますのは、病院委員会もあらせられますし、議会もいらっしゃいますので、われわれの目標としては、まず6月までにマスター・プランの全容と第1次の整備構想を病院特別委員会のご審議の中でご判断願うべきじゃないかと考えておるわけでございます。

- 16番（横田憲治郎君） 私はね、医療行政を預る立場の理事者の皆さん方が、主体性を持って本市の医療行政の充実を期すために、医療需要増大の中で、まずは産婦人科を早期に設置しなければならない。それに向かって熱烈なる努力をしたいという背景なり、土台の中で、竹内事務局長の答弁も掌握しているわけです。その論理を後退させるような、理論をもて遊ぶような話は私、いつまでもしたくありませんので、百歩譲っても結構ですけれども、やはり、執行権者としての理事者皆さん方の主体性を發揮してもらわなければならぬ。委員会があるといつても、委員会よりも本会議のほうが上位です。本会議の附属機関なんですからね。委員会にかけてないから、本会議で言えないというようなことはないと思うんです。

最後に市長、助役から答弁いただきたいんですが、理事者としては、議員さんの意向で、ほんなら建て増しします、いや、もうこれはマスター・プランに組み込んで、遅れてもかめへん、やったらよろしいというふうな判断に委ねようという形をとるのか。あくまでも、産科、婦人科は緊急の措置として何とかしなければならないという、今までの要望あるいは理事者の態度から、本年度途中でもしたいという努力目標を設定しているのかどうか。また、してないとするならば、しないのかどうか。その辺の決意のほどをうかがって、この問題はケリつけておきたいと思います。あとはまた、予算委員会の場に委ねたいと思いますから。

- 助役（辻忠夫君） 産婦人科の設置につきましては、厚生省は49年度新築増設等のヒアリングを6月にやりますので、その時点では、当和泉市の病院についていかほどのものが建設許可になるかという目途がつくわけです。それで、先ほど次長は6月と申し上げたんですが、市長としては、前にも直接言わされましたように、何はともあれ産婦人科をなるべく早い時期に増設したいという考え方を現時点でも何ら変えておられません。院長も適当な産婦人科医を折衝し続けておりますので、担当医ができた時点で、年度中途でも、改築をしてでも急いで産婦人科を設置したいという考え方でございます。

- 16番（横田憲治郎君） さらに確認になりますけれども、それは医療行政の抜本的措置としての病院設立へのマスター・プランという中で消化しようとするのか。すりかえられたらいい加減なので、バカ念でしょうけど、やっぱり確認するところでしとかんといかんのでさしても

らうんですけども、救急の措置として、マスタープランはマスタープラシとして、その中で医療需要にこたえるために対処する、そのように確認してもよろしゅうございますね。

○ 助役（辻 忠夫君） もちろんマスタープランには産婦人科を入れております。この間菊地教授にお願いをした中にも、内科、外科と同様、産婦人科も入れております。6月に、和泉市はこういうふうにしたらどうかという話が厚生省との間で煮詰まりました、その病院を活用するのは、早くても3年後でないか。3年間、産婦人科なしではいけませんので、人ができましたら、年度途中でも産婦人科を新設いたしたいと思います。

○ 16番（横田憲治郎君） わかりました。最後に市長に意見と要望だけして終わります。
産業医科大学をあてにして、本腰入れとらなんだとはっきり言える。かりに、自治体行政の中で100%賛を負うということではないにしても、やはり公立病院への依存度が高いわけです。医療費の値上げ、悪化する経済事情の中で、健康を守っていくためには、早期治療が必要ですし、そのためには、気やすく安心して診てもらえるところを切望している。これが市民の偽らざる心情でありますので、これに向かって本気で熱を入れて取り組んでいただくことを期待しお願いして、終わります。

議長、ありがとうございました。

○ 議長（坂上國治君） 以上をもちまして、一般並びに総括質問は全部終了いたしました。
この際お諮りいたします。日程第1「青年学級開設について」より日程第1-7、「昭和49年度和泉市病院事業会計予算」までを、予算特別委員会を設置し、同委員会に付託のうえ、十分ご審議を賜りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

特別委員の選任については、はなはだ僭越でございますが、私から選任させていただくことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようですので、昭和49年度予算特別委員の氏名を次長をして報告させます。

（市会事務局次長報告）

○ 市会事務局次長（北野丈夫君） それでは予算特別委員の氏名をご報告申し上げます。
敬称は略させていただきます。

竹下義章議員

柏 音三郎議員

田中包治議員

吉川伊与一議員

三井正光議員

中塙辰之助議員

藤原利一議員

横田憲治郎議員

松尾千代一議員

寺田 茂議員

貝淵博治議員

勝部津喜枝議員

竹内修一議員

以上 13 名です。

- 議長（坂上國治君） 以上、特別委員の皆さんには、お疲れのところ、また、ご多忙中まことにご苦労でございますが、よろしくお慰いを申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

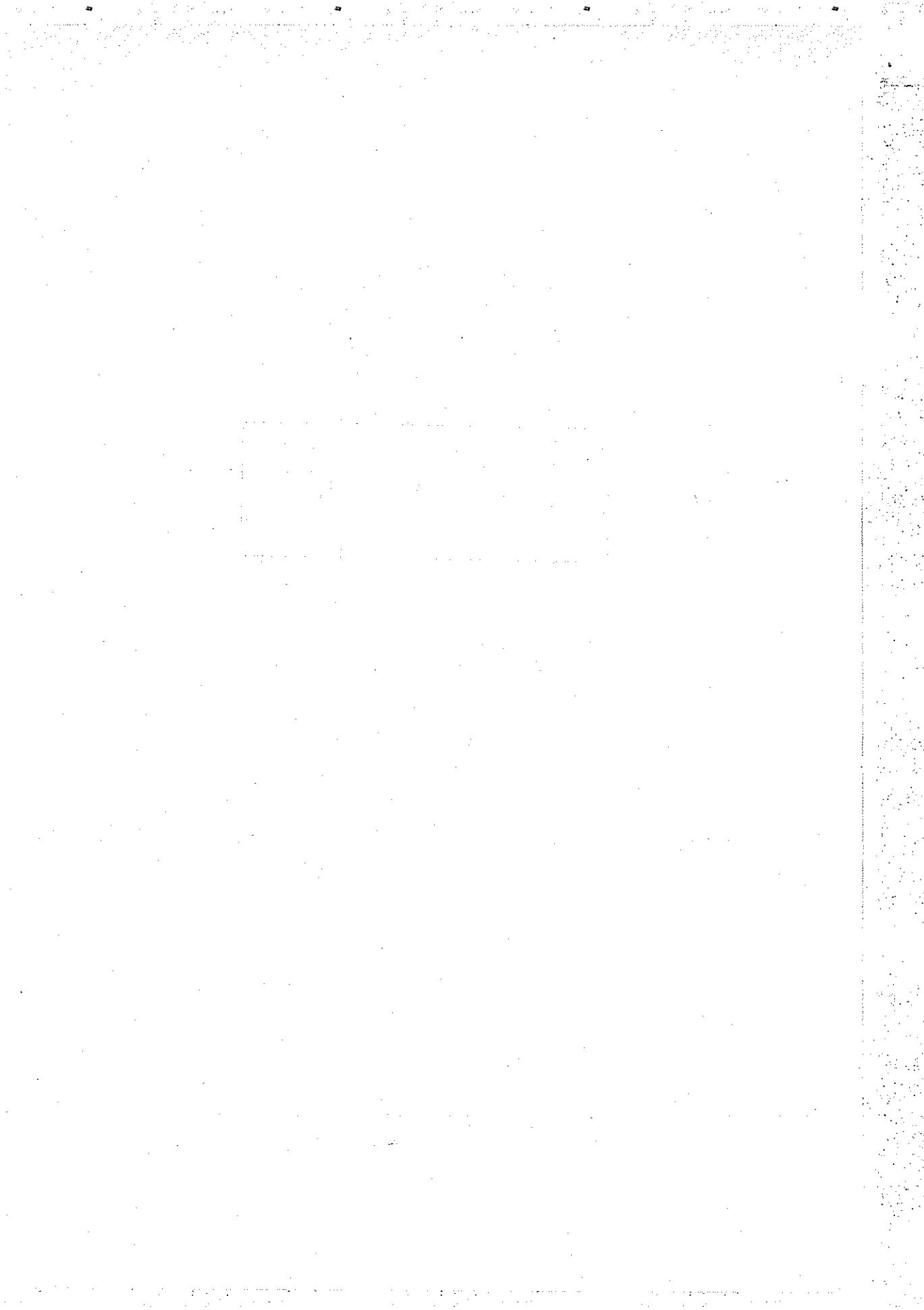
ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会することに決します。

なお、明日から 17 日までを休会とし、18 日は 47 年度決算の認定及び議案の審議を行ないますので、定刻にご参集賜りますようお願い申し上げます。

連日にわたり長時間まことにありがとうございました。

（午後 2 時 45 分散会）

第 4 日



昭和49年3月18日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（25名）

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	閑戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝渕博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上國治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	機田憲治郎君		

欠席議員（1名）

9番 出原武司君

○
地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
市　　長	藤木秀夫	保健衛生課長	大宅清臣
助　　役	辻忠夫	保健衛生課參事 (診療所担当)	山本亮夫
助　　役	藤田利	交通公害課長	吉田利秀
收　入　役	橋本炳	計画課長	大浦行雄
総務部長	坂口礼之助	土木課長	中原宏

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
市民部長	小林一三	建築課參事	中上好美
産業衛生部長	宇沢清	区画整理事務所長	中西淳富
建築部長	中塚白	開発課長	白川保
病院長	岩崎峭	地区改良事務所長	逢野一郎
病院事務局長	竹内潔	会計課長	片桐武雄
消防長	和田増義	營業課長	高橋新平
総務部理事 (財務担当)	庄司清	工務課長	福本喬久
総務部次長兼 市民税課長事務取扱	西川喜久	浄水課長	岸田孝二
同和対策部次長兼推進調整課長事務取扱	森保	経理課長	守田勇
市民部次長兼保険年金課長事務取扱	山本武雄	業務課長	藤原光夫
福祉事務所長 兼社会児童課長	内田繁	消防次長兼署長	南口主雄
産業衛生部次長 兼農林課長事務取扱	山本俊兼	監査委員	堀田徳治
建設部次長 兼建築課長事務取扱	林徳次	監查事務局長	西岡正志
水道部次長	田中稔	選管委員長	昧谷日吉
病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠蔵	選管事務局長	青木孝之
庶務課長	杉本弘文	教育委員長	堀内由延
企画課長	橋本昭夫	教育長	葛城宗一
人事課長	門林六男	教育次長	阪東重信
財政課長	北野敦雄	"	乾武俊

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
資産税課長	吉田日出男	総務課長	紀之定 藤与茂
納税課長	吉田種義	学校教育課長	坂口雄一
庶務課参考事 (広報担当)	竹田明郎	指導課長	吉美豊
隣保館長	萩本啓介	社会教育課長	岡史郎
推進調整課長	生田稔	学校教育課参考事	角谷泰夫
"	浅井隆介	農業委員会事務局長	松村吉嘉
"	富田宏之	土地開発公社事務局長兼用地担当理事	西川武雄
市民課長補佐	北野喜平	土地開発公社事務局次長兼用地第1課長	吉岡昭男
福祉課長	山村昇	土地開発公社総務課長兼用地担当参考事	藤原永一
商工課長	岩井益一	土地開発公社第2課長	宮本福秀
農林課参考事	青木太郎		

本会の議事を速記法により、速記したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
事務局次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

昭和49年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月18日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	認 定第 3 号	昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について(決算特別委員長報告)	
2	監査報告第 1 号	例月出納検査の結果報告について (収 入 役 扱昭和48年11月分)	1 頁
3	監査報告第 2 号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和48年11月分)	6
4	監査報告第 3 号	例月出納検査の結果報告について (市立病院企業出納員扱昭和48年11月分)	1・2
5	監査報告第 4 号	例月出納検査の結果報告について (収 入 役 扱昭和48年12月分)	1・7
6	監査報告第 5 号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和48年12月分)	2・2
7	監査報告第 6 号	例月出納検査の結果報告について (市立病院企業出納員扱昭和48年12月分)	2・8
8	監査報告第 7 号	例月出納検査の結果報告について (収 入 役 扱昭和49年 1月分)	3・3
9	監査報告第 8 号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和49年 1月分)	3・8
10	監査報告第 9 号	例月出納検査の結果報告について (市立病院企業出納員扱昭和49年 1月分)	4・4
11	議 案第 18 号	財産取得について(市立鶴山台南小学校校舎)	別冊
12	議 案第 19 号	教育委員会委員の任命について	〃
13	議 案第 22 号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第6号)	3・3
14	議 案第 23 号	昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	103
15	議 案第 20 号	昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算 (第4号)	1
16	議 案第 21 号	昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算 (第2号)	1・7

(午前10時44分開議)

○議長(坂上國治君) おはようございます。議員の皆さん方には公私何かとご多忙の中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは15名でございます。出原議員さんから欠席の届け出が出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、15名でございます。

○開議

○議長(坂上國治君) まだ今の報告通り、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(坂上國治君) 本日の議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、ご了承を賜りたいと存じます。

それではこれより議案審議に入ります。日程第1「昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」は、決算特別委員会付託となっておりますので、審査の結果報告を藤原要馬委員長にお願いいたします。

(決算特別委員長報告)

○決算特別委員長(藤原要馬君)

昭和48年12月、第4回定期市会におきまして、昭和47年度一般会計並びに特別会計決算が上程され、その審査を決算特別委員会に付託となり、熱心かつ慎重に審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要をとりまとめ、ご報告いたします。

第1日目の委員会は、2月4日に招集され、正副委員長の互選が行なわれ、委員長に不肖私が、副委員長に金沢勝氏が選任されました。審査の日程を決め、その日は終わりました。

第2日目は、翌5日に午前10時、時間厳守で市長以下、全課長以上の出席を求め、一般会計の歳出より款を追って審査に入らつたのであります。

まず議会費よりその内容を申し上げます。

職員手当ですが、49,000円を流用して1,154,000円の不用額が出ている。こういうケースは各課においても共通する事であるが、当初予算を査定し、3回ないし4回追加予算

を組み、最終に更正をしながら不用額を出すのはおかしいではないか、会計法規上の問題ですので答弁願いたい。これに対して流用しながら、流用した以上の不用額が生じているということは、予算執行上適正を流用ではなく、特に予備費の流用については、慎重を期して参りたい旨の回答があり、終わりました。

次に総務費の第1点は、非常勤嘱託報酬というのが各所に出てくるが、嘱託員は何課に何名か、隣保館の分も含めて説明願いたい。

また、交通傷害保険料の不用額が、かなり大きな額が黒字となっているが、これはもうけ過ぎではないかという気もするので説明願いたい旨の質問があり、これに対しましては、非常勤嘱託の人数につきましては、再々、議会でも申し上げているわけですが、総務部関係で出しているのは、同対部と隣保館だけで8名と、衛生課1名、市民税課1名、庶務課で1名、市民課で1名あるとの回答がありました。

交通傷害保険料の不用額については、昭和47年度当初に保険加入者を人口の1割と見て予算計上しきのであるが、いろいろな事情で、実質加入は、5.7パーセントで6,129人の加入となり、加入率の少ない点申し訳なく思っているが、この会計では黒字、赤字ということではなく、3,210,000円の保険料を払っているわけで、保険会社に支払ったのは、17,514円を保険料として支払い、件数で54件となり、1,456,000円の赤字となっているが、この中に保険会社としては、印刷物、事務費、保険料というものを出してるので、もう少し減額となるという回答がありました。

第2点目は、同和対策費の中で、和泉支部の運営費と助成金について、具体的な違いはどのようなになっているのか。支部の助成金が1,189,000余円であって、その他運営費5,260,000円は、市同対部職員の給料及び運営費ということなのか、との質問がありました。

これについては、同和対策費の中で17,159,373円とあるのは、1,189,180円が支部助成金で、それ以外の金5,260,000円というのは、同対部の主管する経費であり、職員の給与は人事課で一括して組んでおりますが、それ以外の報酬、共済關係あるいは旅費、需用費等である旨の回答がありました。再度、支部助成金の中で事務費は幾らで、事務員は何人いるのか、との質問に対し、人数云々ということではなく、事務経費として使う事務費であり、事務員の給料は含んでなく、支部の事務局費と活動費というものが入っており、職員につきましては、同和部管轄で地域対策としての市の責任において行なう分野で、非常勤嘱託がおり活用している。支部助成の中で、人件費は支部活動の中で支払っているわけで、非常勤嘱託は、市職員として部落解放のため地域でやっていをだいており、その報酬として非常勤嘱託費を計上している。事務員の給料というよりも、支部活動で各種大会に参加する費用である旨の回答が

ありましたが、本件について、長時間質疑が交されたが、各委員からも、予算ではな決算で
あり、使ったことがはっきりしているのであるから、49年度予算では、明解にしていただく
よう強く意見、要望がありました。

そのほか2~3質問がありましたが、それぞれ回答を得て総務費を終わりました。

次に民生費の第1点は、老人福祉負担金5,548,000円と、同和地区老人見舞金5,752,
000円、同和地区入浴補助1,515,000円出でおり、それぞれ老人関係補助あるいは対策
だと思うが、これは何歳からで、何名に出されているのか、との質問があり、これに対しては、
老人福祉負担金は、同和対策として、老人に対する日帰り及び1泊研修に要した費用の総額で
あり、市が観光会社に支払っている。

同和地区老人入浴扶助で1人1ヶ月20枚、1枚15円で、府の助成もあり、47年から実
施している。

同和地区老人見舞金については、市の要綱に基づき、60才以上の老人に対し夏は5,000
円、年末は8,000円支払いしており、対象者は夏は429人、年末は385人と減っており
ますのは、生活保護家庭、身体障害者というようにダブル場合は、片方を6掛けすることにな
っているので、操作の関係で約30数名の差が出るということになると回答がありました。

第2点目は、幸保育園警備委託料7,440,000円出ているが、これはどの保育園でもどうい
う委託料が組まれているのか、との質問がありました。

本件につきましては、住み込みの専務員が急病で亡くなつたので、その後任者を探す間、警
備会社に夜間警備を委託した臨時措置である旨の回答がありました。

そのほか数点質問がありましたら、それぞれ回答を得て、民生費を終わりました。

次に衛生費につきましては、塵芥処理業者委託料と、同和地区清掃特別対策し尿処理委託料
の相違と関係性並びにし尿処理という中にごみ処理も含まれているのかどうか。また、水道事
業高料金対策補助金というのは、どういう形でどこへ出してあるのか、との質問に対しまして、
同和地区の清掃特別対策し尿処理委託料については、し尿関係のみをあげており、塵芥処理委
託料については、全地域をあげている。このように区分したのは、府の同促等の貸付金あるい
は起債の問題等もありますして、予算上明確にしきものである。

水道事業高料金対策の補助金2,000万円は、水道事業会計へ繰出金として支出している旨回
答がありました。

第2点は、し尿汲み取りをいつの時点で全市を実施するのか見解をお聞かせ願いたい。
また鶴音寺の旧火葬場跡の処理について、非常に高い金で渡しているそうであるか、喜んでも
もらっている人と、悪いところが当たって困っている人があるが、その点どのようにあと始末を

やっているのか。

駅前の公衆便所について、その後の報告はないが、どういうふうに進めていくのか。

泉北環境の分担金ですが、27,400,000円の和泉市の未納金ということで、過日の泉北環境議会で不名誉なことを知った。鶴山台関係で公團からもらうべきものを、そのまま泉北環境整備組合に入っている点について明解に願いないとの質問がありました。

全地域の月2回の汲み取りの要望は、再三再四、議会でご指摘を受けているわけであるが、予算的な問題があり検討中で、直ちに実施することには、まだ踏み切れないが、その方向に努力しない。

観音寺の旧火葬場跡地の分譲については、最近の地価の高騰で付近地の売買実例を参考にしたわけではないが、造成費、今後の維持管理費等を合わせ、大体の地価の70%から80%の値額で分譲した。

なお、分譲地の悪い場所というのは、煙突跡と思うが、市の方で処理するようにしており、時間的に間に合わないということであれば、まだ、よい地も残っているので、話し合って交換するというような方向に持っていくたい。

駅前公衆便所につきましては進展せずまことに申し訳ないが、過半、管理局の部長と会い、実情をるる説明をし、公衆便所をつくることに協力をお願いした結果、部長も実情はよくわかったから、できるように最善の努力をするという答えをもらっているので、国鉄のほうから協力してもらうことによってできるものであると考えている旨答弁がありました。

泉北環境の分担金の問題について、高石市長に会って、決算書の作成そのものが、和泉市が支払いをせずに未納となっているということを強く申し上げ、これの是正方を要請しており、そのとき高石市長は、この処置について、専務的に事務局のほうで検討さしますということであったので、早急に処理をしてくれるよう申し入れ、強力に折辺しているので、その点ど心配かけないようにいたしますから、今しばらくお待ち願いたい旨の回答がありました。本件については、特に重要な問題であり、長時間にわたり質疑が交されたのであります。出向の議員さんもありますので、理事者ともども阪本局長を呼び、この問題を質し、早急に交渉に当たってもらい、善処していただきこととして、終わりました。

次に、労働費、農林水産業費、商工費については、別になく、終わりました。

次に、土木費の第1点目は、改良住宅は、地区改良のための住宅だという規定付けから312戸建設されているのであるが、当然、この住宅に入る方は、道路、施設用地にかかる方が入居するということであるが、入る方が少なく空室ができる場合どういう措置をとるのか、との質問があり、これについては、改良住宅の入居者は、現時点で対象者はありませんが、まだ1号

線の着工をしていないので、事業の進展にあると考えており、200名以上の方を対象に説明会を行なっている。入居希望があるならば、入居を図っていきたい。空室のできた場合の対策については、これはあくまでも全地域を改良していく中で、対象者を徐々に入居させていきたい旨の回答がありました。

第2点は、黒石山の計画、測定の委託料が出ているが、黒石山をどのように測定したのか、目的等を説明願いたい。また、現場監督委託料といふのは、一体どういう性格のものか、との質問があり、これについては、黒石山の開発基本計画を立てた目的は、当初、近畿大学の医学部が新設されるという話を聞き、その受け入れ体制として、当然、基本計画を策定しておくが、より誘致により条件にできるだろうという判断で執行させていただきその後、48年2月に労働省のほうから産業医科大学の設立の構想があるということで、同じ医科大学の規模であったので、そのまま計画を準用して労働省のほうに提出したが、産業医大については、いろいろ議員さん各位のお力添えをいただいたが、力及ばず、北九州市のほうに決定した。非常に残念に思うが、今後とも市民の喜ばれる誘致施設について、市長以下全力を上げて行ないたい旨の回答があり、現場監督委託料については、現在、建設中の住宅10階建の監督であり、膨大な、また、技術を要する事業で、市の職員では十分な管理監督ができないという観点から、設計事務所に委託をし、専門的な指導に当たっており、この管理委託料であるとの回答があり、土木費を終わりました。

次の消防費については別になく、教育費について申し上げます。

第1点は、幸小学校の林間学校補助金137,700余円出しているが、この人数どもどのように支出されたのか。

また、高校誘致についての現在の状況をお聞きしたい。

これについては、林間学校の補助金は、幸小学校が高野山で林間学校を開設しており、その際の要保護家庭、準保護家庭について、同時に参加できるようにといふ措置から、約50名に対し補助したもので、同和対策の関連で処置したものである、との回答がありましたが、再度、和泉市の施策からいくと、必ず解放同盟もしくは、教育を守る会に入っている人に補助する立て前になっていると思うが、そういう措置の仕方をしているか、との質問があり、これについては、林間学舎あるいは体育祭とか、そういうふうなものは、学習活動の一環としての学校行事というふうに考えており、就学金等については、一人一人の児童生徒が学習するうえでの必要を経費と性格が若干違うといふふうに解釈しており、学校に対する助成という形をとっている旨の回答がありました。

高校誘致については、ご承知の和泉警察の裏に、公簿面積約8,000坪で買収の計画を進め、

あと権利者1人だけ現在交渉中という状況で、普通高校である旨の回答があり、教育費を終わりました。

次の公債費、予備費、災害復旧費、諸支出金については別にく歳出を終わり、引き続き歳入を一括して審査いたしました。

第1点目は、市税で7,156,000余円不納欠損額として落とされているが、48年度において徴収している額は幾らか。正直者はバカを見ないような落とし方をしてほしい。督促状を出しきら時効中断にからんのかという旨の質問があり、これについては、滞納額80,000,000円の中で収入済額41,000,000円で、その中の7,156,000余円であり、古い分から徴収していくように指導している。

督促状を出しても時効中断にはならないと考えており、地方税法18条の場合、5年で消滅時効になるわけであるが、時効中断をする場合は、差し押さえするか、あるいは分納誓約によって時効中断ができると解釈している旨の回答がありました。

第2点目は、国庫支出金の収入未済額約6,000,000円と、府支出金で約42,000,000円出ているが、その理由と、国庫支出金が各項目で出ているが、児童福祉法に基づくもので、施行令で決められた補助率により完全にもらえるのか。保育所での時間外保育については、補助の対象とならないと思っているがどうか。同和地区に対する費用は施行令で3分の2ということになっているが、和泉市の実態はどのようにになっているのか、という質問があり、これについては、国庫支出金、府支出金の収入未済額は大きく出ているが、47年度から48年度に約1,500,000,000余りの予算繰り越しをしている関係で、国庫、府補助あるいは起債等で大きく出ているわけで承願いたい。

各種補助金については、建設費の場合は2分の1、ただし、補助基本額という基準があって、実際の建設単価と相違が生じ、超過負担の解消を申し入れているのであるが、その補てんのために府の補助金が特別に交付されている。管理運営費は十分の8もらっている。

時間外保育に対する国庫補助はなく、府から時間外保育あるいは同和地域に対する長時間保育ということについての補助はもらっている旨の回答がありました。

第3点目は、先にも質問があった国、府の支出金の収入未済額は、48年度に繰り越しつなった説明を受けたが、これは確実に入るのか。また、国、府の支出金の中で各項目で出ているが、国、府の補助金は何割ぐらい入っているのか。

国有地の施設提供助成金は他市より少ないのでないか、市の考え方を聞きたい、などの質問がありました。國、府補助金の多額に上る歳入欠陥については、48年度に入るよう努力したい。現在、國、府から補助金はどのくらいもらっているのか、との質問については、大体50

%から5.5%程度である。

国有地提供施設の助成金については、面積約700,000坪で、47年度は1坪当たり17円程度の交付金となっており、48年度は1坪当たり約21円程度と確定しているが、非常に低いことから、過日も関係省庁にも陳情しており、増額に力を入れていきたい旨の回答がありました。

次に、第4点目は、地方交付税の当初予算額から見て約5,900,000円が増加となり、この中味は特別交付税約100,000,000円ということであるが、この中に同和関係分として幾ら含まれているか。

固定資産税の未収額が2,000,000円、都市計画税の未収1,900,000円あがっているが、固定資産税のほうが都市計画税よりもっと金額が大きいというのは常識であるが、どういう理由なのか。

また、ガス管、電柱敷占用料及び道路占用料についてですが、電柱何本で幾らになるのか、との質問がありました。

これについては、固定資産税の徵収率は9.63%、都市計画税については7.9.9%となっており、調整区域には納稅組合が多く、未調整区域では、組合が少ないというのが原因である、との回答がありました。

ガス管、電柱の占用料については、電柱は2,900本で、料金は現行360円徵収しているが、安いということで、阪南7市の関係者が寄り協議をされ、500円を目途に条例改正し、近く議会に改正案を上程したい。ガスの占用については、昭和30年に旧和泉町当時、ガス占用について協定をしており、昭和50年12月に契約が切れる。これについては、阪南各市が、年度は少し変るが、協定してやっていく旨の回答がありました。

そのほか数点にわたり質疑が繰り返されたのであるが、それぞれ回答を得て了解とし、一般会計の歳入、歳出の審査が終わりましたので、本決算を認定すべく諮りましたところ、次のような反対意見がありました。

全般を通じて、吊り合いの取れた予算執行にはなっていない。例えば泉北環境関係についても、決算日まですべて解決すべき市の理事者が、責任を回避し相談中という点。また、和泉市の財政危機に歯止めがなく、実際問題として住宅費が繰り越され、当初の計画が実情に合わない状態。さらに将来に対する財政圧迫に対する財源確保の努力が足りない点などがあげられ、本決算については賛成できない。

以上のような反対意見がありましたので、採決をいたしました結果、賛成多数で昭和47年度の一般会計決算を認定することに決した次第であります。

引き続きまして、国保特別会計決算について申し上げます。

第1点は、保険料は2年前の所得により割り当てられるため、2年後の収入状況、生活が変わり払いきれない者が相当数あったり、入院することによって保険に入り、退院すれば掛け切れず行く方不明になったり、生活保護を受けるというような状態ができ、不納欠損が出るはずなのに1つもなく、未収入として残っている。この点何らかの形で収入される見通しがあるのか、不納欠損のない理由を聞きたい旨の質問に対し、本会計は、昭和40年度から徴収不能と思われる分は確かに残っており、現在、徴収担当のほうで厳密に滞納繰り越しの中から、転出あるいは住所不明、生活保護世帯等、徴収不能であるという細かな実態を分析しており、現在、745件程度拾い上げており、48年度において、そういった徴収報告、実態資料を添付し、決裁が得られたならば不納欠損処分を致したい旨の回答がありました。

第2点目は、国保会計は非常に圧迫されてきていると思うが、未済額52,510,000余円出ているが、48年度はどの程度解消されているか。

現在、保険料金の最高8,000円でかなり大きな額であるが、それでもやっていけないという場合には、市としては、値上げをしようとする腹なのか。という質問があり、これについては、収入未済額については、現年度で15,900,000円で徴収率94.2%滞納繰越額で、36,590,000円の収入未済額で、わずか10%弱の徴収率で悪いのであるが、総計して、83.2%となり、48年度は滞納繰越分については、先ほど申し上げを整理と相待って90%台の徴収を目指として努力している。

次の保険料限度額の引き上げについては、本市の場合は、地方税法を準用しているので、法の改正等がない限り現時点では考えていない。

第3点目は、ご存知の徴収専務員当時、1カ月の徴収率により120,000円ぐらいから多い人で160,000円という手数料をもらっておったが、48年4月から組合の要請によって常勤職員になつたため月収5~6,000円と減額なり、不平不満を聞いてゐるわけですが、議員としても、市理事者にしても、市民サービス向上あるいは徴収率向上のために常勤職員にし、身分保障して成績を上げるべきだったのであると思うが、しかし、徴収のうえでは逆行されていることは事実であり、徴収率の向上にどのような態度で望むのかお聞きしたい。

これにつきましては、徴収専務員を常勤嘱託員にしきをめに、徴収の低下を来さずということですが、納付組合の組織の育成と、各農協あるいは銀行振り込み可能の制度化をしており、昭和48年度は90%台を目指に取り組んでいた旨の回答がありました。

そのほか数点にわたり質問がありましたが、それぞれ回答を得て審査を終わり、本決算を認定すべく諮りましたところ、反対の意見があり、採決の結果、賛成多数で、昭和47年度国民

健康保険事業特別会計決算を認定することに決しました。

引き続きまして、土地区画整理事業特別会計決算について申し上げます。

この事業はいまだに進んでいない。地元住民の声を聞いて、少くとも用賃方式でいかない限りむずかしいのではないか。区画整理の予算を組んでから何年になるのか。その間の人件費等で幾ら使ったのか、との質問があり、これについては、本特別会計予算を組んだのは、昭和40年度からで、使用した額については、29,275,000円である旨の回答があり、終わりましたが、本件についても反対があり、採決いたした結果、賛成多数で認定することに決した次第であります。

以上の通り、決算特別委員会に付託され、審査した結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願いをして、私の報告を終わります。

- 議長（坂上国治君）をだ今委員長より詳細なる報告が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入りましたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは討論に入ります。反対の方からお願ひをします。

- 20番（寺田茂君）共産党議員団を代表いたしまして、47年度決算認定の委員長報告に對しまして反対し、その理由を述べます。

1点目といをしまして、歳入面で国庫支出金590,000,000円、また、府の支出金も、420,000,000円が未収となっており、これが最初に出ております。この未収入金は、事業ができなかつたことが非常に大きな理由だと思っております。特にこの理由の中には、本市といいますと、同和事業に係るものが大半であり、また、地元住民全体の一一致が得られなかつたというもので、すさんな計画であつたと思われます。

2点目といをしまして、国有提供施設所在の交付金が依然として低いわけです。特に自衛隊基地の存在は、市民にとって迷惑である。また、中でも、市長のこの和泉市にとって発展を阻害しているという言葉も聞きました。このような自衛隊問題について、交付金が低いことは絶対に認めるわけにはいかないということを主張するわけです。

3点目といをしまして、同和対策促進費の不用額7,500,000円とっております。これは決算書の63ページに載っております協議会の設置が語られているが、46年度に組まれましたが、47年度については不執行に終わっております。また、その協議会はいまだにつくられていないという面で、民主的な措置がとられていないということを申し上げます。

また、解放同盟に対する国庫補助及び事務費についても、不明瞭を扱いがされております。

また、先般の一般質問の中でも、今年の予算に対してもこんな不十分な点が出ており、非常勤嘱託員の公私混同が見られるのは、適正に改めるべきであると思います。

また、福祉については、十分な手当がされてない。和泉市は、問題になっている生活保護2級地の中で、保育所の増設もなかなか進んでおらない。また、衛生行政についても、市民の期待になかなか応えられないという点が明白になっております。

それから、先ほどの委員長報告に出ておりましたのが、泉北環境施設組合の分担金について、和泉市が27,400,000円の未納金が問題になったとき、市として、損害について、決算委員会の審議まで解決していくなくて放置しているという、大きな理事者側の責任があります。この点について、理事者側は深く反省すべきであるということを申し上げます。

また、特別会計につきましては、水道、園、土地区画の整理について、市民本位の立場に立っていないということで、反対いたします。

以上、委員長報告に対する共産党の反対意見といをしまして、賛否の採決をお願いしたいといふうに思います。

- 総長（坂上国治君） 次に、賛成の方のご意見をお願いいたします。
- 1番（田中幸一君） 認定第3号、昭和47年度一般会計及び特別会計の決算の認定について、私は賛成の意見を表明したいと思います。

最近における行政に対する住民の要請は増加の一途をたどり、道路等の生活関連社会資本の整備を促進するとともに、教育、社会福祉、公害対策等、住民福祉の向上を図るための施策を推進することが強く期待されております。昭和47年度の財政の環境状態は、その前年の6月までは景気回復のきざしを示しておりましたが、8月にかけ、米国の新経済政策の発表と、これに伴う円の変動相場制への移行により、経済環境の動搖の中であって、自主財源の乏しい本市にとって、常に厳しい情勢であったことが推察されるわけであります。幸いにして、金融政策の緩和がなされ、依存財源等には若干有利になったものの、これに相関連して公共事業の増大を来し、必ずしも、財政運営が好転したとは言えないと思います。

しかしながら、このような財政環境の中にあって、一般会計において約50,000,000円の黒字決算を見ることは、喜ばしいことだと思います。

内容について簡単に触れて見ますと、歳出総額は6,690,000,000円、市民生活と最も関係の深い建設事業費には約3,000,000,000円を執行しており、これは歳出総額の40%を占めたもので、端的に申し上げまして、歳出の大半は投資的な経費に充当していると言えます。

予算の目的別に見ても、民生費及び教育費には2,600,000,000円を投入しており、住

民福祉、教育の振興に常に意を配し、財源の効率的な配分に努められたといふことが認められます。

次に、歳入については、総額 7,080,000,000 円であり、これらのうち、市税等の自主財源は 2,640,000,000 円で全体の 37%。これに対し国庫補助金等の依存財源は 4,440,000,000 円で、これは全体の 63% を占めるものであります。この数字からしても、財源が乏しく、国、府の補助金、地方交付税及び起債等の導入について努力されたことが認められます。今後とも依存財源の確保については、監査者の一そりの努力を要請するものであります。

以上、一般会計の歳入歳出差し引き 3,900,000,000 円の形式上の黒字となり、諸般の事情により翌年度へ繰り越した事業費の財源 3,460,000,000 円を差し引き、純額越額として約 5,000,000,000 円を見ることは、結構なことだと思います。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げますと、最近の政府等における医療行政からして医療費が増嵩し、保険会計を圧迫していることは事実であります。一般会計からの繰入金 4,000,000,000 円でもって收支相償えたことは結構だと思います。しかしながら、今後の國保財政を思うときその悪化が予想されるので、適切な措置を講ぜられるよう要望いたします。

最後に、土地区画整理事業特別会計は、11,000,000,000 円の赤字となっておりますが、この事業の進歩については、特に意を用いることを要望しております。

以上、各会計の決算について意見を申し述べましたが、理事者においてはますます研さんされ、健全均衡財政の維持に一段の努力をなされるよう要望し、昭和 47 年度の一般会計並びに特別会計の認定について賛成いたします。

○ 総長（坂上国治君） 以上で討論を終わります。

ただ今の通り、反対賛成のご意見がありましたので、採決を行ないたいと思いますが、ご異議ございませんか？

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようですので、採決に入ります。それでは昭和 47 年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数ありますので、昭和 47 年度大阪府和泉市歳入歳出決算は認定されました。委員の皆さんには、ご経験までご苦労さんでございました。

○ 議長（坂上国治君） 日程第2より日程第10までは、例月出納検査の結果報告でありますので、一括議題といをします。

報告が多数でございますので、表題のみを朗読させます。

（市会事務局長朗読）

例月出納検査結果報告書

監査報告第1号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の第2項の規定により、昭和48年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年12月26日

監査委員 堀田徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和48年12月26日
2. 検査の対象 昭和48年11月分の出納状況
3. 検査の結果

11月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、11月末日における收支の状況は別表のとおりである。

收 支 計

区分		收 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計		3,313,574,924	△2,530,792 549,613,562	3,860,657,694	3,721,894,268	△398,615 634,451,696
才入才出外現金		140,110,149	20,404,964	160,515,113	128,761,668	10,173,304
特別才入才出外現金		1,048,409,198	165,889,546	1,214,298,744	1,017,783,228	159,112,844
府 稅		250,379,264	36,779,362	287,158,626	206,793,875	43,533,838
特 别 会 計	国民健康保険	472,371,664	△230,965 25,740,574	498,881,273	357,869,670	△120,989 76,945,718
	土地区画整理事業	1,036	0	1,036	11,960,224	20,780
	合 计	5,224,846,235	△2,761,757 799,428,008	6,021,512,486	5,445,062,928	△514,604 918,238,180
基 金	用 品 調 達	6,944,608	975,092	7,919,700	6,485,991	1,000,000
	同 和 費 生 資 金 貸 付	31,760,955	951,815	32,712,770	2,550,000	8,800
	財 政 調 整					
	土 地 開 發	71,880,676	0	71,880,676	6,610,888	0
	合 计	110,586,239	1,926,907	112,513,146	15,646,824	1,008,800

算　　書

昭和48年11月30日現在(単位円)

出	收支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
計		一時貸付金			
4,355,952,349	△495,294,655	450,000,000	127,959,776	82,665,121	郵政より 350,000,000 泉州より 100,000,000
138,934,972	21,580,141			21,580,141	
1,176,896,067	37,402,677			37,402,677	
250,327,713	36,830,913			36,830,913	
428,694,399	70,186,874		△50,000,000	20,186,874	一般会計へ
11,981,004	△ 11,979,968		12,040,224	60,256	一般会計より
6,362,786,504	△341,274,018	450,000,000	90,000,000	198,725,982	
7,485,991	433,709			433,709	
2,558,800	30,153,970		△ 30,000,000	153,970	
6,610,333	65,270,343		△ 60,000,000	5,270,343	
16,655,124	95,858,022		△ 90,000,000	5,858,022	

現 金 の 保

区 分		現 在 高	内		
			普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計		82,665,121	65,815,121		
特 別 会 計	国 保 事 業	20,186,874	19,538,6874		
	土 地 区 画 整 理 事 業	6,025,6	6,025,6		
基 金	用 品 調 達	433,709	49,851	383,858	
	同 和 更 生 資 金 貸 付	153,970	153,970		
	財 政 調 整				
	土 地 開 發	5,270,343	5,270,343		
特別才入才出外現金		840,905,59	37,402,677		
才入才出外現金		21,580,141	21,580,141		
府 稅		368,309,913	368,309,913		
住 宅 敷 金		4,798,441	579,475		4,218,966
合 計		256,070,327	187,829,621	383,858	4,218,966

管 方 法

昭和48年11月30日現在(単位円)

農 协	郵 便 局	追加信託	鈞 錢	備 考
			自動払(電話)	
	15,000,000		1,050,000 800,000	
			600,000	
46,507,988	179,894			大阪公137-179,533 大阪24,223 361
46,507,988	15,179,894		2,450,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	2,031,082,000	122,416,3321	△ 857,082 121,157,650
国有提供施設等所在市町村助成交付金	11,778,000	0	0
地 方 交 村 稅	1,221,343,000	908,656,000	304,346,000
分 担 金 及 負 担 金	231,956,000	244,384,06	7,037,600
使 用 料 及 手 数 料	63,103,000	30,760,907	△ 720,180 4,576,553
国 库 支 出 金	2,304,914,000	255,238,865	.29,741,000
府 支 出 金	1,358,202,000	57,555,654	340,926,87
財 産 収 入	247,704,000	36,191,268	8,800
寄 附 金	220,949,000	61,119,437	13,960,000
繰 入 金	70,400,000	0	0
繰 越 金	394,619,000	395,074,789	0
諸 収 入	726,363,000	283,620,827	△ 953,530 34,693,267
市 債	1,992,889,000	1,900,000	0
自動車取得税交付金	70,950,000	23,066,000	0
交通安全対策特別交付金	11,611,000	11,611,000	0
地 方 譲 与 税	25,500,000	5,179,000	0
合 计	10,983,363,000	8,813,574,924	△ 25307,92 54,9613,562

調　　書

昭和48年11月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
計	過　　る	不　　足	
1,344,463,889		686,618,111	66.19
0		11,778,000	
120,800,2000		13,341,000	98.90
3,147,6006		200,479,994	13.56
34,617,285		28,485,715	54.85
284,979,365		2,019,934,635	12.36
91,648,341		1,266,553,659	6.74
36,200,068		211,503,932	14.61
75,079,437		145,869,563	33.98
0.		70,400,000	
395,074,739	455,739		100.11
317,860,564		409,002,436	43.69
1,900,000		1,990,989,000	0.09
23,066,000		47,884,000	32.51
11,611,000		0	100.00
5,179,000		203,210,000	20.30
3,860,657,694		7,122,705,306	35.15

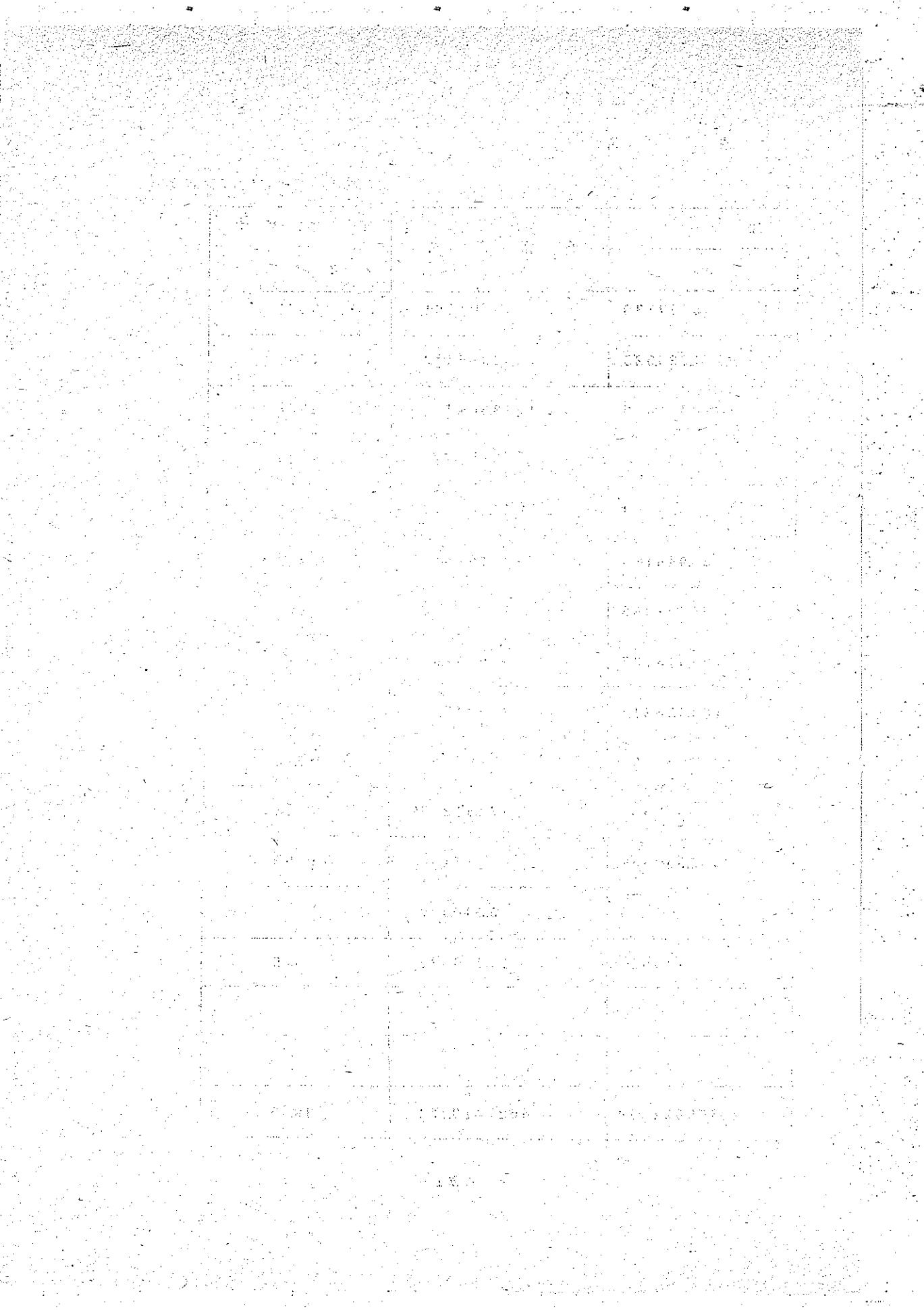
歲 出

科 目	予 算 額	支 出 漸	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 會 費	99,029,000	49,384,398	5,942,741
總 務 費	1,023,333,000	481,494,938	記△ 10,210,923 △ 1,0086 49,962,594
民 生 費	2,234,124,000	807,348,806	記△ 11,368,923 △ 26,5089 20,216,9757
衛 生 費	589,805,000	356,711,540	△ 1,0000 2,297,9,084
勞 僱 費	488,21,000	23,353,013	△ 66,930 1,753,770
農 林 水 葉 業 費	177,110,000	22,059,175	6,888,940
商 工 費	79,810,000	53,791,763	1,829,295
土 木 費	3,321,669,000	335,756,744	記△ 1,158,000 △ 20 88,414,983
消 防 費	276,879,000	93,128,534	1,1824,662
教 育 費	2,472,155,000	1,203,322,799	△ 4,1499 179,645,237
公 債 費	547,241,000	206,563,226	63,020,531
諸 支 出 金	88,900,000	88,852,860	
預 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	19,487,000	126,422	20,102
合 計	10,983,363,000	3,721,894,268	△ 393,615 63,445,1,696

調書

昭和48年11月30日現在

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
55,327,139	43,701,861	55.36
521,236,523	502,096,477	50.93
1,020,622,406	1,213,501,594	45.68
379,680,624	210,124,376	64.37
25,039,853	23,781,147	51.28
28,948,115	148,161,885	16.34
55,621,058	24,153,942	69.69
423,013,707	2,898,655,293	12.73
104,953,246	171,925,754	37.90
1,382,926,537	1,089,228,463	55.94
269,583,757	277,657,243	49.26
88,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
146,524	19,340,476	0.75
4,365,952,349	6,627,410,651	39.65



監査報告第2号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第23・5条の2第1項の規定により、昭和48年11月分本市水道部企業出納員級の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年12月26日

監査委員 姬田徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和48年12月26日

2. 検査の対象 昭和48年11月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係

諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、11月末における収支の状況は別表のとおりである。

昭和48年11月30日現在

11月次合計残高試算表

借 方	合 計	本 月 計	勘 定 科 目	貨 物		本 月 計	合 計	残 高
				資 産	の 部			
65464783	65464783		土 壟					
95750469	95750469		建 築					
1696052308	1696629398		機 械					
133407574	183407574		機 械	及 び 装 置			577000	
48854385	43854385		機 械	及 び 装 置				
7068753	7068753		車 輛	及 び 機 器				
16456407	16456407		工 具	及 び 備 品				
360667262	499221056	10898627	建 設 販 賣				138553794	
5600000	5600000		水 利	及 び 權				
41200	41200		電 話	及 び 權				
210000	210000		環 境	及 び 金				
22367491	821591246	60521440	普 通	預 金		54436642	799223855	
	729462397	54436642	當 座	預 金		54436642	729462397	
85967605	451711107	43066618	未 收	收 金		39959289	365743502	
47935914	105259196	309290	貯 蔵	品		6682451	57323282	
			販 賣	及 び 金				
219000	419000		投 資	有 価 證 券			200000	
3000000	3000000		借 貸	有 価 證 券				
1300000	1300000		借 貸	地				
	50000000		短 期	賃 付 金			50000000	
			負 債	の 部				
	104574325	8559142	未 払	金		3009290	105594885	1020580
			未 払	資 本				
			一 時 借 入	金		3344000	72163800	34439820
	37723930	3154000	前 受 取	金		2347169	37447830	12211650
	25236180	2760169	預 り 担 保	有 価 證 券			1300000	1300000
			減 価 償 却	引 当 金			207744914	207744914

		退職給与引当金			2,628,960	2,628,960
資本の部						
自己資本金		金	金	1,18,703,235	118,703,235	
借入人資本金		金	金	1,432,358,611	141,225,3928	
資本剰余金		金	1,200,000	741,635,833	741,635,833	
利益剰余金		金		5,631,7	5,631,7	
費用の部						
原水及淨水費				10,179	10,179	
配水及給水費				16,749	16,749	
受託工事費						
業務費			3,500	3,624,2	3,624,2	
総額				9,751	9,751	
減価償却費						
資産減耗費						
支払利益及企業取扱資						
維持支出						
その他営業費用				121,550	121,550	
過年度損益修正						
収益の部						
水料益		益	4,296,3823	361,128,780	361,034,360	
浦瀬託工事収益		金				
その他営業収益		益	58,000	20,850,240	20,850,240	
受取利息		息	5,923,645	4,725,0450	4,725,0450	
純収益		益	4,598,21	2,809,329	2,809,329	
固定資産売却益		益	4,515,00	3,491,052	3,021,052	
過年度損益修正						
合計				215,275,772	5,296,470,287	2,966,958,398
2,966,958,398	5,296,470,287	215,275,772	合計	215,275,772	5,296,470,287	2,966,958,398

① 資本的販入	339,500,000	1,200,000	234,674,200	104,825,800
1. 企業債	175,000,000	0	86,000,000	89,000,000
1. 企業債	175,000,000	0	86,000,000	89,000,000
2. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
3. 工事負担金	160,000,000	1,200,000	148,674,200	11,325,800
1. 工事負担金	160,000,000	1,200,000	148,674,200	11,325,800
収入合計	973,294,000	51,022,349	669,639,631	303,654,369

2.	殘	支	出	1,000,000	0	0	1,000,000
3.	予	備	費	100,000	0	0	100,000
1.	予	備	費	100,000	0	0	100,000
①	資	本	的	支	出	470,595,804	1,262,2937
1.	建	設	改	良	費	431,870,804	1,170,4077
1.	事	務	費	9,400,000	520,010	5,141,382	4,258,618
2.	拉	張	工	事	費	284,670,804	0
3.	改	良	工	事	費	95,000,000	1,037,8617
4.	配	水	管	整	備	事	業
5.	營	業	設	備	費	10,400,000	805,450
						8,043,560	2,356,440
2.	企	業	債	償	還	金	38,725,000
1.	企	業	債	償	還	金	38,725,000
支	出	合	計	1,102,337,804	49,730,531	617,639,029	484,698,775

資産予算表

昭和48年12月10日

科 目	月 次	11月執行済額	12月予定額	1月予定期	2月予定期
前 月 繰 越 金		円 26,492,693	千円 22,577	千円 18,650	千円 17,780
收 営 業 収 益		44,930,329	69,000	68,000	68,000
前 年 度 未 収 金		911,321	200	200	200
企 業 債		97,850	3,460	2,300	1,163
工 事 負 担 金		1,200,000	13,500	10,000	15,000
一 時 借 入 金		0	0	0	0
預 り 金		0	500	500	500
入 前 年 度 繰 越 金		0	0	0	0
前 受 金		33,440,000	500	500	500
計		50,483,500	272,150	81,500	85,363
支 営 業 費 用		31,148,501	74,000	49,000	49,000
前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金		82,092	0	0	9,630
建 設 改 良 費		10,898,627	137,000	22,000	14,500
貯 壱 品		8,559,142	64,087	10,370	7,073
企 業 債 債 還 金		918,860	0	0	5,400
一 時 借 入 金 返 還		0	0	0	0
出 預 り 金 返 還		338,000	500	500	500
前 受 金		2,453,480	500	500	500
計		54,398,702	276,087	82,370	86,603
收 支 差 引 額		22,577,491	18,650	17,780	16,540

監査報告第3号

例月出納検査報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年12月26日

監査委員 姬田徳治

同 柏音三郎

記

1. 検査実施日 昭和48年12月26日
2. 検査の対象 昭和48年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であると認めた。

尚、11月末日における収支の状況は別表のとおりである。

二 滅 價 儲 資	償 費	1 6,412,000			1 6,412,000
△ 資 產 減 耗 費	耗 費	1,000			1,000
△ 研 究 研 修 費	修 費	4,709,000	3 72,800	2,347,935	2,361,065
2. 医 療 外 費 用	費 用	45,234,000	1,008,631	2,073,2048	2,450,1952
4 支 付 利 息 及 企 業 債 取 諸 費	企 業 債 取 諸 費	4,024,3,000	65,8904	17,807,523	22,435,477
口 患 者 外 給 食 材 料 費	食 材 料 費	4,991,000	349,727	2,924,525	2,066,475
3. 予 儲 資	賃	3 0,000			3 0,000
資 本 的 収 入					
他 會 計 出 資 金	金	22,189,000		22,139,000	0
資 本 的 支 出					
1. 建 設 改 良 費	費	22,189,000	731,180	6,342,366	15,846,634
1 建 設 設 備 品 費	備 品 費	12,000,000	731,180	3,097,930	8,902,070
口 機 械 備 品 費	費	4,000,000	492,700	1,756,400	2,243,600
2. 企 業 債 債 還 金	還 金	8,000,000	238,480	1,341,530	6,658,470
3. 看 護 婦 陪 傷 費	金	3,956,000		1,946,328	2,009,672
4. 府 院 建 設 調 查 費	費	1,233,000		616,068	616,932
		5,000,000		632,040	4,317,960

受取利息	利息記録金	41,862		6 9 0 7 8 8
他会計補助金				4 5,7 1 9,0 7 5
患者外給食収益		2 4 2,6 8 0		1,7 3 7,1 6 0
その他医業外収益		6 2,2 4 0		5 9 1,1 1 0
計		3 4 6,2 8 2		4 8,7 3 8,1 3 8
4. 医業費用				
支払利息及び企業債取扱諸費		6 5 8,9 0 4		1 7,8 0 7,5 2 3
患者外給食材料費		3 4 9,7 2 7		2,9 2 4,5 2 5
純損失				
計		1,0 0 8,6 3 1		2 0,7 3 2,0 4 8
当月分純利益				
当月迄の純利益				△ 5 0,8 0 9,8 1 4
上記当月分収益中	健保未収金	2 6,6 8 0,1 8 2 円		
上記当月分費用中	未払金	1 3,7 9 5,3 5 0 円		

預り共済基金			3,100,000	3,100,000
資本の部				
自己資本金			136,333,371	136,333,371
借入資本金			292,602,400	200,656,072
繰越欠損金				
収益の部				
入院収益			15,109,724	134,029,767
外来収益			15,284,327	127,856,250
その他の医業収益			1,131,944	8,917,853
受取利息配当金			4,136,2	690,788
他会計補助金				690,788
患者外給食収益			242,680	1,737,160
その他医業外収益			62,240	591,110
費用の部				591,110
199,445,580	199,447,580	20,911,502	給与費	
1,160,28,364	1,160,28,364	1,477,7870	材料費	
31,795,890	31,795,890	51,741,25	経済価値却損	
			資産減耗費	
2,347,935	2,347,935	3,72,300	研究研修費	
17,807,523	17,807,523	65,89,04	支払利息及び企業債取扱諸費	
2,924,525	2,924,525	34,9727	患者外給食材料費	
6,820,40	6,820,40		建設貯勘定	
1,143,686,148	1,135,465,2,414	45,864,4488	合計	45,864,4488
				28,546,52,414
				1,143,688,6,148

	事 業 費 用	28,235,026	9,000,000	30,000,000
建 設 改 良 費	7,311,80	4,000,000		
企 業 債 債 還 金		3,080,00		
貯 品 品 積 入 費	15,400,100	15,000,000	5,000,000	
過 年 度 未 払 金				
一 時 借 入 金 返 濟	115,000,00	10,000,000		
預 り 金 還 付	5,517,048	4,000,000	6,000,000	
前 期 払 金				
間 外 費 用				
予 納 金 還 付	165,000	20,000	200,000	
出 仮 受 金 還 付				
合 計	165,048,354	12,350,8,000	4,120,0,000	
差 収 支 差 引	74,062,846	△ 8,430,8,000	△ 4,300,0,00	
前 年 度 又 は 前 月 より 繰 越	15,867,404	8,993,0,250	5,622,250	
引 翌 年 度 又 は 翌 月 より 繰 越	89,930,250	5,622,250	1,322,250	

監査報告第4号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年1月30日

監査委員 堀田徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年 1月29日
2. 検査の対象 昭和48年12月分の出納状況
3. 検査の結果

12月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び記録等を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における收支の状況は別表のとおりである。

算 帳

昭和48年12月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互 流用	差引 残高	摘要
		一時貸付金			
5,749,532,685	△1,086,563,770	1,000,000,000	77,959,776	41,369,006	郵政省 550,000,000 財務局 400,000,000 住友銀行 50,000,000
241,095,206	30,190,455			30,190,455	
1,342,690,382	60,050,652			60,050,652	
287,118,813	28,071,999			28,071,999	
509,694,743	20,027,913		△10,000,000	10,027,913	一般会計へ
11,981,004	△11,979,968		12,040,224	60,256	一般会計より
8,142,112,833	△910,202,719	1,000,000,000	80,000,000	169,797,281	
8,946,725	114,313			114,313	
5,508,800	27,203,970		△20,000,000	7,203,970	一般会計へ
6,610,333	65,270,343		△60,000,000	5,270,343	一般会計へ
21,065,858	92,588,626		△80,000,000	12,588,626	

管 方 法

昭和 48 年 12 月 31 日現在（単位 円）

機 协	郵 便 局	記		備 考
		追加信託 証 券	釣 錢 自動払(電話)	
	15.0 00.000	9,825,000	1,050,000 800,000	
			600,000	
33,673,387	5,420,789			大阪公137 5,420,586 大阪 24,223 203
33,673,387	20,420,789	9,825,000	2,450,000	

調 勘

昭和48年12月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
1,465,573,058		615,571,942	70.42
14,571,000	2,793,000		123.71
1,208,002,000		88,841,000	93.18
38,809,568		193,646,432	16.51
40,271,088		22,831,912	63.81
518,037,464		1,508,981,536	22.26
123,366,991		1,248,219,009	8.99
289,565,113		8,138,887	96.71
116,448,437		105,895,563	52.87
70,000,000		400,000	99.48
395,074,789	455,789		100.11
376,722,457		854,840,543	51.49
47,200,000		1,957,745,000	2.35
43,037,000		27,913,000	60.65
11,611,000		0	100.00
5,179,000		20,321,000	20.30
4,712,968,915		6,449,597,085	42.22

調書

昭和48年12月31日現在

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
82,439,325	25,310,675	76.50
676,113,890	378,766,110	64.09
1,281,529,328	1,001,860,672	56.12
498,123,513	125,907,487	79.82
35,822,030	14,033,970	71.85
59,936,499	117,173,501	83.84
62,416,694	17,893,606	78.20
778,259,257	2,556,600,748	23.33
198,142,299	73,894,701	71.52
1,699,208,430	814,005,570	67.61
288,088,014	259,152,986	52.64
88,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
600,546	18,886,454	3.08
5,749,532,685	5,413,033,315	51.50

監査報告第5号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年1月30日

監査委員 堀田徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年 1月29日
2. 検査の対象 昭和48年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1・2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における収支の状況は別表のとおりである。

		減価償却引当金		207,744,914	207,744,914
	9,270,000	9,270,000	退職引当金	2,628,960	170,1960
			資本の部		
		自己資本金	118,703,235	118,703,235	
20,104,683	20,104,683	借入金	1,458,358,611	1,438,253,928	
30,000	30,000	資本金	321,420,00	773,805,583	773,775,583
		剰余金		56,317	56,317
		費用の部			
15,283,0679	15,284,0858	原水及淨水費		10,179	
53,025,928	53,025,677	配水及給水費		16,749	
20,792,570	20,792,570	受託工事費			
4,277,9320	4,281,5562	業務務費		3,624,2	
3,723,3094	3,724,2845	総係費		9,751	
		減価償益却費			
		資産消耗費			
4,472,8234	4,472,8234	支払利息及企業取扱費			
10,000,000	10,000,000	社貯金			
5,265,2273	5,277,3823	その他の営業費		1,215,50	
1,69,950	169,950	過年度損益修正			
		収益の部			
	94,420	給水収益	3,775,1347	3,988,830,127	3,987,85,707
		補助費			
		受託工事収益	610,110	214,60,350	214,60,350
		その他の営業収益	13,309,645	60,560,095	60,560,095
		受取利息	551,310	3,360,639	3,360,639
470,000	470,000	雑収益	722,10	3,563,262	3,093,262
		固定資産売却益			
		過年度損益修正			
3,228,775,074	6,004,350,744	合計	707,880,457	6,004,350,744	3,228,75,074

① 資本的收入	359,500,000	58,144,200	292,816,200	66,633,800
1. 企業債	175,000,000	26,000,000	112,000,000	63,000,000
1. 企業債	175,000,000	26,000,000	112,000,000	63,000,000
2. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他會計負擔金	4,500,000	0	0	4,500,000
3. 工事負擔金	180,000,000	32,142,000	180,816,200	△816,200
1. 工事負擔金	180,000,000	32,142,000	180,816,200	△816,200
收入合計	993,294,000	110,436,622	78,007,623	213,217,747

2. 雜 支 出	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
3. 予 儲 費	100,000	0	0	100,000
1. 予 儲 費	100,000	0	0	100,000
① 資 本 的 支 出	490,595,804	107,643,408	391,117,640	99,478,164
1. 建 設 改 良 費	451,870,804	107,643,408	371,012,957	80,857,847
1. 事 務 費	9,400,000	1,844,008	6,985,390	2,414,610
2. 拖 張 工 事 費	284,670,804	76,275,000	243,257,000	41,413,804
3. 改 良 工 事 費	115,000,000	19,486,700	85,384,307	29,615,693
4. 配水管整備事業費	32,400,000	9,267,000	26,572,000	5,828,000
5. 営 業 設 備 費	10,400,000	770,700	8,814,260	1,585,740
2. 企 業 債 債 還 金	33,725,000	0	20,104,683	1,862,0317
1. 企 業 債 債 還 金	33,725,000	0	20,104,683	1,862,0317
支 出 合 計	4,122,337,804	178,503,709	796,142,738	326,195,066

資 金 予 算 表

昭和49年1月10日

科 目	月 次	12月執行済額	1月予定額	2月予定額	3月予定額
前 月 繰 越 金		22,577,491	千円 113,108	千円 19,780	千円 18,770
收	營 業 収 益	57,475,730	68,000	68,000	69,000
	營 業 外 収 益	623,520	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	7,440	3,160	2,100	1,051
	企 業 債 憲	26,000,000	0	0	175,000
	工 事 負 担 金	32,142,000	10,000	12,000	20,000
	一 時 借 入 金	154,000,000	0	0	0
	預 り 金	98,000	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	1,753,000	500	500	500
	計	272,099,690	82,860	83,300	266,251
支	營 業 費 用	589,35,244	49,000	49,000	50,000
	營 業 外 費 用	1,000,000	0	9,630	35,846
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	106,519,552	83,800	12,850	15,000
	貯 藏 品	11,097,080	4,188	6,430	7,555
	企 業 債 憲 還 金	0	0	5,400	13,220
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	0	154,000
	預 り 金 返 還	563,000	500	500	500
	前 受 金	2,522,400	500	500	500
	退 職 給 与 引 当 金	927,000	0	0	0
計		181,569,226	175,688	84,310	277,121
收 支 差 引 額		113,107,955	19,780	18,770	7,900

監査報告第6号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年1月30日

監査委員 堀田徳治

同 榎音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年 1月29日
2. 検査の対象 昭和48年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における収支の状況は別表のとおりである。

		預り共済基金	3100000	3100000
	資本の部			
	自己資本金	136333.371	136333.371	
1,946,828	借入資本金	2026024.00	200656.072	
238,926,714	繰越欠損金			
	収益の部			
	入院取益	14,024,113	14,805,3880	14,805,3880
	外来収益	1,662,6733	1,448,4983	1,448,4983
	その他の医業収益	1,211,882	1,012,9735	1,012,9735
	受取利息配当金		6,907.88	6,907.88
	他会計補助金		45,719,075	45,719,075
	患者外給食収益	240,290	1,977,450	1,977,450
	その他医業外収益	6,096.3	6,520.73	6,520.73
	費用の部			
2,685,868.82	2,635,86,882	6,913,930.2	給与賃	
13,472,2777	13,472,2777	1,669,441.3	材料費	
3,758,912.8	3,758,912.8	5,793,238	経常費	
		減価償却費		
		資産減耗費		
2,391,105	2,391,105	4,317.0	研究修費	
23,548,786	23,548,786	5,741,263	支出租息及企業販賣諸費	
3,271,252	3,271,252	34,6727	患者外給食材料費	
7,022,20	7,022,20	20,180	建設販勘定	
1,173,095,302	30,740,883.81	21,943,596.7	合計	21,943,596.7
				30,740,883.81
				1,173,095,302

二 漢 庫 儲 貨	1 6,4 1 2,0 0 0			1 6,4 1 2,0 0 0
木 資 產 滅 耗 費	1,0 0 0			1,0 0 0
八 研 究 研 修 費	4,7 0 9,0 0 0	4 3,1 7 0	2,3 9 1,1 0 5	2,3 1 7,8 9 5
2. 医 療 外 費 用	4 5,2 3 4,0 0 0	6,0 8 7,9 9 0	2 6,8 2 0,0 3 8	1 8,4 1 3,9 6 2
4 支 扎 刷 息 及 贏	4 0,2 4 3,0 0 0	5,7 4 1,2 6 3	2 3,5 4 8,7 8 6	1 6,6 9 4,2 1 4
企 金 賦 取 款 費		3 4 6,7 2 7	3,2 7 1,2 5 2	1,7 1 9,7 4 8
口 患者外給食材料費	4,9 9 1,0 0 0			
3. 予 備 費	3 0 0,0 0 0			3 0 0,0 0 0
資 本 的 収 入				
他 會 計 出 資 金	2 2,1 8 9,0 0 0		2 2,1 8 9,0 0 0	0
資 本 的 支 出				
1. 建 設 改 良 費	1 2,0 0 0,0 0 0	2,4 0 2,0 0 0	5,4 9 9,9 3 0	6,5 0 0,0 7 0
4 建 設	4,0 0 0,0 0 0	7 9 0,0 0 0	3,5 4 6,4 0 0	4 5 3,6 0 0
口 機 條 備 品 購 入 費	8,0 0 0,0 0 0	6 1 2,0 0 0	1,9 5 3,5 3 0	6,0 4 6,4 7 0
2. 企 業 債 債 還 金	3,9 5 6,0 0 0		1,9 4 6,3 2 8	2,0 0 9,6 7 2
3. 看 護 婦 宿 舍 割 級 金	1,2 3 3,0 0 0	3 0 8,0 3 4	9 2 4,1 0 2	3 0 8,8 9 8
4. 病 院 建 設 調 查 費	5,0 0 0,0 0 0	2 0,1 8 0	7 0 2,2 2 0	4,2 9 7,7 8 0

3. 医業外収益						
受取利息	会計補助金					
患者外給食収益						
その他医業外収益						
計						
		2 4 0 2 9 0				
		6 0 9 6 3				
			3 0 1,2 5 3			
				4 9,0 3 9,3 8 6		
4. 医業外費用						
支払利息	会業費					
患者外給食料費	諸費					
雜損	失損					
計						
		5,7 4 1,2 6 3				
		3 4 5,7 2 7				
			6,0 8 7,9 9 0			
				2 6,8 2 0,0 3 8		
当月分純利益						
当月迄の純利益						
上記当月分収益中	健保未収金					
上記当月分費用中	未払金					
		2 6,4 7 8,0 8 4 円				
		1 6,8 1 4,7 8 5 円				
				△ 1 1 8,4 0 1,9 4 6		

	事務費	費用	82,828,091	30,000,000	30,000,000
支	建設費	良賃	2,422,180	5,000,000	5,000,000
	企業債等償還金		20,8,034	1,803,000	7,07,000
	貯蔵品簿入費		14,902,160	14,000,000	16,000,000
	過年渡未払金				
	一時借入金返還		10,000,000		
	預り金還付		3,772,440	9,250,000	3,700,000
	前払金		74,9,400		
	期間外賃用				
	予納金還付		26,0,000	20,0,000	20,0,000
	仮受金還付				
	合計		115,242,305	54,753,000	55,607,000
差引	收支差引		△71,271,534	△17,853,000	21,493,000
	前年度又は前月より繰越		89,930,250	18,658,716	80,5716
	翌年度又は翌月へ繰越		13,653,716	80,5716	22,298,716

監査報告第7号

例月仕納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年2月28日

監査委員 堀田徳治

同 柏音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年2月28日

2. 検査の対象 昭和49年1月分の出納状況

3. 検査の結果

1月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したことろ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日における收支の状況は別表のとおりである。

算　　書

昭和49年1月31日現在(単位円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
		一時貸付金			
計	△1,111,888,864	1,100,000,000	62,959,776	51,070,912	郵政省 550,000,000 財務局 400,000,000 住友銀行 50,000,000 泉州銀行 100,000,000
292,809,697	21,763,554			21,763,554	
1,568,638,183	33,969,130			33,969,130	
315,020,708	26,526,256			26,526,256	
580,442,563	3,091,570		5,000,000	8,091,570	一般会計より
11,981,004	△11,979,968		12,040,224	69,256	一般会計より
8,908,712,383	△1,038,518,322	1,100,000,000	80,000,000	141,481,678	
8,946,725	318,084			318,084	
5,503,800	27,203,970		△20,000,000	7,203,970	一般会計へ
6,610,333	65,270,248		△60,000,000	5,270,343	一般会計へ
21,065,858	92,792,397		△80,000,000	12,792,397	

管 方 法

昭和49年1月31日現在(単位円)

郵便局	郵便局	訳		備考
		追加信託 証券	釣銭 自動払(電話)	
	15.000.000	9.825.000	1.000.000 800.000	
			600.000	
20138575	425.884			大阪公 137 425.486円 大阪 24223 448円
20138575	15.425.884	9.825.000	2.400.000	

調 翻

昭和49年1月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
1.663.516.863		417.626.137	79.93
14.571.000	2.793.000		123.71
120.800.2000		88.341.000	93.18
40.873.468		191.082.532	17.62
43.448.488		19.654.512	68.85
60.450.1433		1.722.517.567	25.97
126.925.011		1.244.660.989	9.25
246.779.428		924.572	99.62
117.843.437		104.500.563	53.00
70.000.000		400.000	99.43
395.074.739	455.739		100.11
382.559.497		349.003.503	52.29
472.000.000		1.957.745.000	2.35
43.037.000		27.913.000	60.65
11.611.000		0	100.00
11.986.000		13.514.000	47.00
5.927.931.364		6.134.634.636	45.04

調 善

昭和49年1月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 部 合
計		
89,267,770	18,482,230	82.84
728,880,820	325,999,180	69.09
1,399,331,420	884,058,580	61.28
508,682,123	115,348,877	81.51
38,664,825	11,191,175	77.55
68,149,454	108,960,546	88.47
64,832,085	154,779,15	80.60
908,979,130	2,425,880,870	27.25
213,790,239	63,246,761	77.17
1,742,200,942	771,013,058	69.32
282,088,014	259,152,986	52.64
83,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
600,546	18,886,454	3.08
6,139,820,228	5,022,745,772	55.00

監査報告第8号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年2月28日

監査委員 堀田徳治

同 柏音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年2月28日
2. 検査の対象 昭和49年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日ににおける収支の状況は別表のとおりである。

	927,000	退職給与引当金		2,626,960	1,701,960
		資本の部			
自借入人	已資本	資本金		118,703,285	118,703,285
3,000,000	3,010,4683	資本額	金	145,835,8611	143,825,3928
		利益	額	773,805,583	773,775,583
		剰余金		5,6317	5,6317
		資用の部			
166,676,28	166,677,807	原水及淨水費		1,0179	
56,569,124	56,585,873	記水及給水費		1,6749	
208,438,70	208,3870	受託工事費			
466,147,43	466,509,85	業務費		3,6242	
40,199,187	40,208,938	係員費		9,751	
		減耗費			
4,472,8234	4,472,8234	資産減耗費			
100,0000	100,0000	支払利息及企業償取扱賃貸			
535,939,18	537,154,68	その他の營業費用		1,215,50	
169,950	163,950	過年度損益修正			
		収益の部			
1,005,80	9,160	給水費	益	4,906,39,861	4,395,19,988
		補助金			
		受託工事収益		51,800	21,511,650
		その他の營業収益		59,920	60,620,015
		受取利息		21,132	3,381,771
	47,0000	雑収益		779,000	4,342,262
		固定資産却益			3,872,262
		過年度損益修正			
326,898,5163	6,219,171,937	合計		214,821,193	6,219,171,937
					3,268,985,163

① 資本的収入	3 5 9.5 0 0 0 0	0	2 9 2.8 1 6.2 0 0	6 6.6 8 3.8 0 0
1. 企業債	1 7 5.0 0 0 0 0	0	1 1 2.0 0 0.0 0 0	6 3.0 0 0.0 0 0
1. 企業債 減	1 7 5.0 0 0 0 0	0	1 1 2.0 0 0.0 0 0	6 3.0 0 0.0 0 0
2. 負担金	4.5 0 0 0 0 0	0	0	4.5 0 0 0 0 0
1. 他会計負担金	4.5 0 0 0 0 0	0	0	4.5 0 0 0 0 0
3. 工事負担金	1 8 0.0 0 0 0 0	0	1 8 0.8 1 6.2 0 0	△ 8 1 6.2 0 0
1. 工事負担金	1 8 0.0 0 0 0 0	0	1 8 0.8 1 6.2 0 0	△ 8 1 6.2 0 0
収入金計	9 9 3.2 9 4.0 0 0	4 1.5 4 5.0 5 3	3 2 1.6 2 1.3 0 6	1 7 1.6 7 2.6 9 4

2. 雜	支	出	1.0 0 0 0 0 0	0	1.0 0 0 0 0 0	0				
3. 予	備	費	1 0 0 0 0 0	0	0	1 0 0 0 0 0				
1. 予	備	費	1 0 0 0 0 0	0	0	1 0 0 0 0 0				
① 資	本	的	支	出	4 9 0 5 9 5 8 0 4	1 5 0 0 9 4 0 4				
1.	建	設	改	良	費	4 5 1 8 7 0 8 0 4				
1.	事	務	費	9 4 0 0 0 0 0	1 5 0 0 9 4 0 4	3 8 6 0 2 2 3 6 1				
2.	拏	張	工	事	費	2 8 4 6 7 0 8 0 4	5 2 6 6 6 2			
3.	改	良	工	事	費	1 1 5 0 0 0 0 0	2 0 7 4 0 4 2			
4.	配	水	管	整	備	事	業	費	3 2 4 0 0 0 0 0	0
5.	營	業	設	備	費	1 0 4 0 0 0 0 0	2 8 2 3 7 0 0	1 1 8 3 7 9 6 0	△ 1 2 3 7 9 6 0	
2.	企	業	債	償	還	金	3 3 7 2 5 0 0 0	0	2 0 1 0 4 6 8 3	1 3 6 2 0 3 1 7
1.	企	業	債	償	還	金	3 3 7 2 5 0 0 0	0	2 0 1 0 4 6 8 3	1 3 6 2 0 3 1 7
支	出	合	計	1 1 2 2 3 3 7 8 0 4	4 0 2 0 1 0 1 0	8 8 6 3 4 3 7 4 8	2 8 5 9 9 4 0 5 6			

資 金 予 算 表

昭和49年2月10日

科 目	月 次	1月執行済額	2月予定額	3月予定額	4月予定額
前 月 繰 越 金		113,107,955 円	113,105 手 円	19,826 手 円	0 手 円
收	營 業 収 益	41,003,611	68,000	69,000	0
	營 業 外 収 益	800,132	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	47,080	4,176	2,088	70,000
	企 業 債	0	0	175,000	0
	工 事 負 担 金	0	10,000	12,000	10,000
	一 時 借 入 金	0	0	0	0
	預 り 金	916,000	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	8,200
	前 受 金	159,700	500	500	500
	貸 付 金	10,000,000	0	0	0
計		54,863,823	8,376	259,288	89,400
支	營 業 費 用	23,485,126	49,000	50,000	50,000
	營 業 外 費 用	0	9,680	86,346	0
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	13,565,704	74,000	10,500	15,000
	貯 藏 品	5,507,624	38,125	5,348	10,600
	企 業 債 債 還 金	0	5,400	13,220	0
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	154,000	0
	預 り 金 返 還	0	500	500	500
	前 受 金	1,808,220	500	500	500
	貸 付 金	10,000,000	0	0	0
計		54,366,674	177,155	270,414	76,600
收 支 差 引 額		113,105,104	19,826	8,200	128,00

監査報告第9号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年2月28日

監査委員 堀田徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年2月28日
2. 検査の対象 昭和49年1月分の出納状況
3. 検査の結果

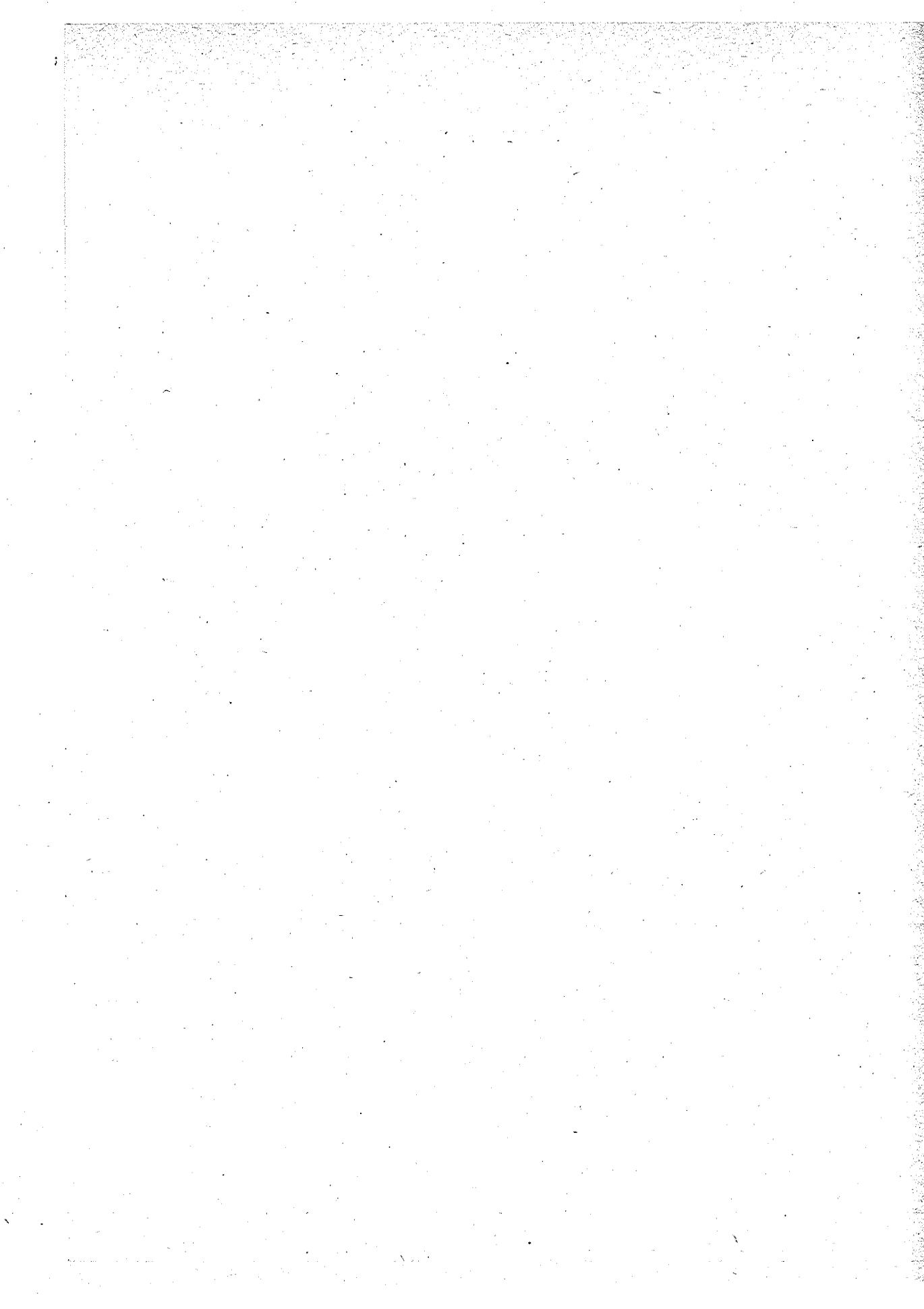
地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日における収支の状況は別表のとおりである。

		預り共済基金	3100000	3100000
		資本の部		
3248722	1302394	自己資本金	1363333.71	1363333.71
238926714	238926714	繰越欠損金	202602400	199353678
		収益の部		
入院収益	16843361	164903241	164903241	
外來収益	14619316	159104299	159104299	
その他医業収益	1284472	11414207	11414207	
受取利息配当金		690788	690788	
他会計補助金		45719075	45719075	
患者外給食収益	219720	2197170	2197170	
その他医業外収益	65431	717504	717504	
		費用の部		
291126837	291126837	給与費		
145561343	145561343	材料費		
39774255	39774255	経済費		
		資産減耗費		
3.686475	3.686475	研究修繕費		
26515098	26515098	支払利息及企業販路費		
3.637289	3.637289	患者外給食材料費		
702220	702220	建設仮勘定		
1196374882	3233078700	合計	158,980,319	3233078700 1,196874882

八 經 費	5 3 8 0 3 0 0 0	2 1 8 5 1 2 7	3 9 7 7 4 2 5 5	1 4 0 2 8 7 4 5
二 漸 債 債 償 知 養	1 6 4 1 2 0 0 0			1 6 4 1 2 0 0 0
水 資 產 滅 耗 費	1 0 0 0			1 0 0 0
八 研 究 研 修 費	4 7 0 9 0 0 0	1 2 9 5 3 7 0	3 6 8 6 4 7 5	1 0 2 2 5 2 5
2. 医 業 外 賽 用	4 5 2 3 4 0 0 0	3 3 3 2 2 9 9	3 0 1 5 2 3 3 7	1 5 0 8 1 6 6 3
4 支 托 利 息 及 費	4 0 2 4 3 0 0 0	2 9 6 6 3 1 2	2 6 5 1 5 0 9 8	1 3 7 2 7 9 0 2
企 業 債 取 放 諸 費				
口 患者外給食材料費	4 9 9 1 0 0 0	3 6 5 9 8 7	3 6 3 7 2 3 9	1 3 5 3 7 6 1
3. 存 備 費	3 0 0 0 0 0			3 0 0 0 0 0
資 本 的 収 入				
他 會 計 出 資 金	2 2 1 8 9 0 0 0		2 2 1 8 9 0 0 0	0
資 本 的 支 出	2 2 1 8 9 0 0 0	1 3 0 2 3 9 4	1 0 3 7 4 9 7 4	1 1 8 1 4 0 2 6
1. 建 設 改 良 費	1 2 0 0 0 0 0 0		5 4 9 9 9 8 0	6 5 0 0 0 7 0
4 建 設 費	4 0 0 0 0 0 0		3 5 4 6 4 0 0	4 5 3 6 0 0
口 機 械 備 品 購 入 費	8,0 0 0 0 0 0		1 9 5 3 5 3 0	6 0 4 6 4 7 0
2. 企 業 債 償 球 還 金	3 9 5 6 0 0 0	1 3 0 2 3 9 4	3 2 4 8 7 2 2	7 0 7 2 7 8
3. 看 護 養 信 舍 飼 賦 金	1 2 3 3 0 0 0		9 2 4 1 0 2	3 0 8 8 9 8
4. 病 院 建 設 調 查 費	5 0 0 0 0 0 0		7 0 2 2 2 0	4 2 9 7 7 8 0

3. 医業外収益	受取利息配当金				6 9 0 7 8 8
	他会計補助金				4 5 7 1 9 0 7 5
	患者外給食収益	2 1 9 7 2 0			2 1 9 7 1 7 0
	その他医業外収益	6 5 4 3 1			7 1 7 5 0 4
	計		2 8 5 1 5 1		4 9 3 2 4 5 3 7
4. 医業外費用	支払利息及び賃貸料	2 9 6 6 3 1 2			2 6 5 1 5 0 9 8
	患者外給食材料費	3 6 5 9 8 7			3 6 3 7 2 3 9
	雜損失				
	計		3 3 3 2 2 9 9		3 0 1 5 2 3 3 7
	当月分純利益		△7 1 5 3 0 1 7		
上記当月分収益中		健保未収金	2 8 1 8 5 6 0 7 円		
上記当月分費用中		未払金	1 1 1 5 2 6 5 0 円		



- 議長（坂上国治君） 本報告についてご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にご意見ないものと認め、監査報告第1号より第9号までの報告を終わります。

-
- 議長（坂上国治君） 日程表11「財産取得について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第18号

財産取得について

市立鶴山台南小学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

1. 場 所 和泉市鶴山台四丁目1番1号
2. 構造及び面積 鉄筋コンクリート3階建 延床面積 1.641m²
3. 取得予定価額 70.733.640円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段一丁目14番6号

日本住宅公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

日本住宅公団大阪支所

支所長連事 扇谷弘一

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。

- 教育次長（阪東重信君） お許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第18号、財産取得についての提案理由、内容のご説明を申し上げます。

日本住宅公団の鶴山台団地開発に伴い建設いたしました鶴山台南小学校の建物を、住宅公団の立て替え施工から市の財産として取得することについて、「和泉市議会の議案に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定、すなわち20.000.000円以上の財産取得に伴い、議会の議案を賜りたくご提案申し上げるものでございます。

内容といしましては、鶴山台南小学校は昭和46年度、信大小学校を母体校として、和泉

生年月日 明治44年1月3日

職 業 農 業

議案第19号参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に關し議見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員と/or ことができない。

- (1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上(前条をだし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議長若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

○ 議長(坂上國治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(藤木秀夫君) まだ今ご上程をいたしました議案第19号、教育委員会委員の任命について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本市教育行政について格段のご協力をいたしております山本泰三氏が、本月2日をもって任期満了と相成り、後任について人選を進めて参りましたところ、今般、山本泰三氏は過去2年有余の経験に加えてご熱心を方であり、要請を続けて参りましたところ、幸い内諾を得ましそのと、教育委員に選任いたしましたく、ご提案申し上げた次第でございます。

山本泰三氏はご承知の通り、昭和46年10月、議会の同意を得て、中尾忠雄氏の残任期間、

昭和49年

和泉市議会第1回定例会（第4日）

3月18日

(午後の部)

(午後1時45分再開)

○ 議長（坂上国治君） 午前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13「昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第22号

昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第6号）

昭和48年度和泉市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ37,733千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ9,561,023千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算の補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正是、「第2表 債務負担行為の補正」による。

（繰越明許賛）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許賛」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正是、「第4表 地方債の補正」による。

昭和49年3月18日

和泉市長 藤木秀夫

2.歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1.議会費		107,750	1,087	108,837
	1.議会費	107,750	1,087	108,837
2.総務費		1,054,880	19,639	1,074,519
	1.総務管理費	627,648	15,009	642,657
	2.徴税費	189,091	△ 690	188,401
	3.戸籍住民基本台帳費	76,273	2,724	78,997
	4.選挙費	22,741	△ 265	22,476
	5.統計調査費	5,210	329	5,539
	6.監査委員費	7,966	126	8,092
7.同和対策費		125,951	2,406	128,357
3.民生費		2,990,776	39,551	2,130,327
	1.社会福祉費	852,761	△ 3,833	848,928
	2.児童福祉費	765,282	30,840	796,122
	3.生活保護費	471,530	12,544	484,074
4.衛生費		624,031	153,838	777,869
	1.保健衛生費	264,229	27,252	291,481
	2.清掃費	322,450	102,366	424,816
	4.上下水道費	22,594	24,220	46,814
5.労働費		49,856	307	50,163
	1.失業対策費	49,856	307	50,163
6.農林水産業費		177,110	△ 2,661	145,559
	1.農業費	151,511	△ 5,952	175,559
	2.林業費	25,599	3,291	28,890
7.商工費		79,810	△ 4,108	75,702
	1.商工費	79,810	△ 4,108	75,702
8.土木費		2,120,977	32,340	2,153,317
	1.土木管理費	109,603	5,423	115,026
	2.道路橋梁費	506,103	85	506,188
	4.都市計画費	685,610	25,902	711,512
	5.住宅費	799,173	930	800,103
9.消防費		277,037	4,101	281,138
	1.消防費	277,037	4,101	281,138
10.教育費		2,355,901	△325,784	2,030,117

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
総合文化センター 用地取得事業	昭和48年度 (昭和50年度	千円 300,000		千円 0
池上 遺跡 取得事業	昭和48年度 (昭和51年度	438,900	昭和48年度 (昭和51年度	15,301
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(損失補償)	昭和48年度 (昭和53年度	元金 3,055,000 及びその利子	昭和48年度 (昭和53年度	元金 1,037,781 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子(損失補償)	昭和48年度 (昭和53年度	元金 1,500,000 及びその利子	昭和48年度 (昭和53年度	元金 2,450,000 及びその利子

第3表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
民 生 費	老人福祉費	老人福祉センター建設事業	76,366千円
土 木 費	都市計画費	環巣改善整備地区内浸水対策事業	7,500
		南大阪湾岸流域下水道事業	5,288
		甲斐田川公共下水道事業	63,900
住 宅 費		公営住宅唐国畠地建設事業	65,766

大阪湾岸事業																				
環境改善整備事業																				
街路和泉府中北通緑整備事業	7,500	普通貸券又は券行	6.2	政府その他	2.0	2	半年賦、年賦又は当初発行額の5%以上半額	据置期間及び償還期限もしくは総額の5%以上半額に借換されること	同上	3,000	同上	1.0	同上	2.5	2	同上	同上	同上	同上	
消防施設整備事業	43,800	同上	8.0	同上	2.0	2	同上	同上	同上	35,200	同上	1.0	同上	2.0	2	同上	同上	同上	同上	
幸小学校改築事業	8,774.0	同上	6.2	同上	2.5	2	同上	同上	同上	20,000	同上	1.0	同上	2.5	2	同上	同上	同上	同上	
鶴山台南小学校整備事業	8,500	同上	6.2	同上	2.5	2	同上	同上	同上	8,800	同上	1.0	同上	2.5	2	同上	同上	同上	同上	
信太小学校屋内運動場建設事業	29,016	同上	6.5	同上	2.5	2	同上	同上	同上	0										
池上遺跡考古事業	16,500	同上	7.8	同上	2.0	2	同上	同上	同上	0										
合計	1,811, 782																1,663, 815			

(1)分担金	9.360	△ 2.480	6.880				
農林水產業金 1.費分擔金	25.37	△ 2.027	6.510	1.農業 費 金 1.農業 費 金	△ 2.027	農道整備事業分担金減 △ 2,705,000 水路 溜池整備事業分担金追加 △ 248,000 926,000	
災害復旧事業費 2.費分擔金	8.23	△ 4.53	3.70	1.災害復旧事業費 金 1.災害復旧事業費 金	△ 4.53	災害復旧事業分担金更正減	
(2)負担金	22.596	△ 1.544	22.052				
農林水產業金 2.費負擔金	49.89	△ 1.544	3.445	1.林業 費 金 1.林業 費 金	△ 1.544	林道整備事業負担金更正減 △ 245,000 林道鄉興事業 △ 1,299,000	
⑧使用料及手數料	63.103	△ 855	62.248				
(2)手數料	9.922	△ 855	9.067				
農林水產業料 2.手數料	1.670	△ 1.055	615	2.家畜 料 2.家畜 料	△ 1.055	家畜飼料更正減	
4.消防手數料	150	200	350	1.消防手數料	200	消防手數料追加	
⑨國庫支出金	1,728,227	△ 1,666,77	1,561,550				
(1)國庫負擔金	6,082,03	1,4653	6,228,56				
1.民生貨國庫金 1.負擔金	59,8771	1,4653	61,3424	1.社會福祉費 2.兒童福利費 3.生活保護費	1,378	精神薄弱者施設措費負擔金追 加 兒童手當負擔金追加 生活保護費負擔金追加	
(2)國庫補助金	1,106,003	△ 1,813,30	9,246,73				

					老人醫藥費金 △ 6,908	老人醫藥費補助金更正減
				4.老人助 5.共同浴場整備事業補助金	1,228	共同浴場整備事業補助金追加
3.衛生費府補助金	41811	19,956	6,1767	1.保健衛生費 2.診療所建設事業補助	687	病院事業補助金追加 母子栢養輔助金更正減 △ 273,000
4.農林水產府補助金	59,423	2,481	6,1,904	1.農業補助 2.農業補助	1,9269	診療所建設事業補助金追加 農業委員會設置費補助金追加
						農道整備事業補助金減 △ 9,014,000
						水路 " △ 338,000
						溜池整備事業補助金追加 △ 2,719,000
5.商工費府補助金	3,259	△ 1,533	1,726	1.補助 2.補助	4,402	農業振興費補助金追加
						4.340 林業費補助金追加
						3.技能取得補助金更正減 △ 1,533
6.土木費府補助金	416,108	13,200	4,29,308	2.都市計畫補助	13,200	街路和渠防中北通線補助金追加 環境改善整備地區內浸水對策事業補助金追加 △ 4,000,000 9,200,000
7.教育費府補助金	7,5,636	△ 22,060	5,3576	1.小學校費補助金 3.社會福利費補助	50	同和關係校園書購入費補助金
9.消防費府補助金	3,7,00	1,279	4,979	1.消防費補助	△ 22,110	池上造訪收得事業補助金更正減
						1,279 消防施設整備補助金追加

1.雜 入	543,564	2,659	546,223	4,難 入	2,659	自動車事故保険金 畜産振興事業収入 農業公害調査収入 鶴山台南小学校ブル新設工事 現場管理委託料 鶴山台北小学校新築 消防団員公務災害補償費追加 30,000
⑤市 債	1,811,782	△1,479,67	1,663,815			
(1)市 債	1,811,782	△1,479,67	1,663,815			
1.総 務 債	145,000	△10,000	135,000	3.同 和 策 促 債	△ 10,000	総合文化センター建設事業債 正減
2.民 生 債	388,980	△ 3,000	385,980	2.児 童 福 祉 債	△ 3,000	信太第一保育園増築事業債追加 △ 6,700,000 ひまわり保育園外構等整備事業 債更生減 △ 2,800,000 旭保育園建設事業債更生減 △ 6,900,000
3.衛 生 債	79,446	△ 17,711	61,735	1.診 療 所 設 施 債	△ 17,711	診療所建設事業債更正減
4.農 業 債	25,500	△ 4,800	20,700	1.農業道路整備債	△ 4,800	農業整備事業債更正減
5.土 木 債	517,600	9,100	526,700	2.都市計画事業債	9,100	大波津岸流域下水道事業債追加 △ 3,100,000 環境改善整備地区内浸水対策事 業債 △ 3,000,000 和泉府中北通線整備事業債追加 △ 3,000,000
7.消 防 債	55,900	△ 8,600	47,300	1.消 防 施 設 事 業 債	△ 8,600	消防施設整備事業債更正減

(1) 管理費	627,648	15,009	642,657	17		14,592		
1. 管理費	431,597	11,470	443,067	17		11,453		
(1) 給与費	350,159	5,331	355,490	17		5,314	2.給料	1,269 給料追加
						3.職員手当	2,650 期末勤勉手当等追加	
						4.共済費	701 職員共済費追加	
						7.賃金	711 採用予定者研修による賃金	
(4) 人材費	3,048	338	3,386			338	9.旅費	132 府外旅費追加
(5) 福利厚生費	11,361	5,801	17,162			11.備用資	206 ○消耗品費 206,000	
						13.委託料	256 消耗器材費追加	
						18.備入資	240 職員福利厚生備品購入費	
						19.負担金及交付金	5,305 職員厚生会補助金追加 2,265,000 職員研修補助金 3,040,000	
2. 文書費	4,310	1,442	5,752			1,442		
(2) 文書費	1,141	1,442	2,583			1,442	11.需用費	1,442 ○消耗品費 1,442,000
5. 財産管理費	15,680	1,935	17,615			1,935	14.使用料及貯借料	1,935 消耗器材費追加
(1) 財産管理費	15,230	1,935	17,165					施設敷地借上料追加
13. 諸費	105,968	162	106,130			162	162 債還金 23利子及割引料	162 過年度因及府補助金精算による返還金
(4) 債還費	14,331	162	14,493					

(5)統計 調査費	5,210	329	5,539	234		95		
1.総務費	5,210	329	5,539	234		95		
(1)給与費	2,533	95	2,628			95	3 手當	95 期末勤勉手当等追加
(5)工業統計 調査費	677	171	848	171		8.報償費	171 調査員報償費追加	
(6)農林業統計 調査費	915	63	978	63		8.報償費	63 調査員報償費追加	
(6)監査員金	7,966	126	8,092			126		
1.監査員費	7,966	126	8,092			126		
(1)給与費	6,760	126	6,886			126 2.給料	8 給料追加	
(7)対策費 和同費	125,951	2,406	128,357	6,508	△10,000	5,898	12 手當	106 期末勤勉手当等追加
1.対策費	88,820	4,760	93,580		△10,000	14,760	4.共済費	12 員共済費追加
(1)同和政策 総務費	60,607	2,864	63,471		△10,000	12,864	11.需用費	270 ○消耗品費 270,000 参考書等購入費
(3)地区改良 事業費	8,953	1,396	10,849			1,893	12.役務費	101 電話新設加入料
							15.工事費	327 地区改良事務所増築工事費
							16.備品費	110 地区改良事務所用備品購入費追加
							18.購入費	1,110 費追加
							24.授資及 出資金	358 電話債券代

老人医療 助成費	170,714	△8,635	162,079	△6,908		△1,727		
(1)老人医療 助成費	170,714	△8,635	162,079	△6,908		△1,727	20扶助費	△8,635 老人医療扶助費更正減
共同浴場 (1)共同浴場 運管費	10,370	1,800	12,170	1,228		572		
(2)兒童 2.兒童 指置費	74,842	3,456	78,298	3,348		572	15工事請負費	1,800 丸笠浴場增改築工事費
(1)指置費	74,842	3,456	78,298	3,348		20,727		
3.保育所費	676,939	27,276	704,215	9,765	△3,000	20,576		
(1)給与費	349,110	5,326	354,936			5,826	2給料	930 紿料追加
(2)保育所 管理費	93,858	7,250	101,108			3職員當	4,744 斧木動燃手當等追加	
(5)維修費	31,720	14,200	45,920		6,700	4共濟費	102 職員共濟費追加	
						7,250	8報價費	280 解放教育研究會講師謝礼
						11需用費	0燃料費 500,000 0含暖房用燃料費追加	
						12備品購入費	0印刷製本費 1,470,030 諸用紙印刷費追加	
						13備品購入費	0光熱水費 1,500,000 電氣及ガス使用料追加	
						14,200	15工事請負費	3,500 園用備品購入費追加
								信太第一保育園增築工事費 追加 5,060,000 各保育園整備工事費 9,140,000

(3) 保健衛生 備蓄費	83,331	21,475	104,806	960			20, 515	15 工事請負費	115 父鬼 診療所整備工事費
2. 防 罩	17,438	450	17,888				450	19補助金及交付金	21, 360 救急医療機器補助金 400,000
(3) 各種予防費	14,108	450	14,558				450	20,960,000 病院事業補助金 20,960,000	
5. 建設費	109,193	1,757	110,950	19,269	△17,711	199		450 13.委託料	450 インフルエンザ予防接種医師委託料
(1) 企 業 設 計 施 設 費	109,193	1,757	110,950	19,269	△17,711	199	12.役務費	142 自動車保険料	
(2) 清掃費	322,450	102,366	424,816			102,366	18.備品購入費	1,600 自動車購入費	
1. 総務費	182,751	110,623	293,374			110,623	27.公課費	15 自動車重量税	
(1) 給与費	58,348	4,623	62,971			4,623	2.給料	2,031 給料追加	
(2) 総務費	124,403	106,000	230,403			3.職員手当	2,118 期末勤勉手当等追加		
2. 廉 芥 費	139,699	△ 8,257	131,442			4.623	4.共済費	474 職員共済費追加	
(1) 廉 芥 費	79,911	△ 4,564	75,347			106,000 19.補助金及交付金	106,000 東北環境整備施設組合負担金追加		
(2) 廉 芥 費	59,798	△ 3,693	56,095			△4,564 13.委託料	△4,564 更正減		
④ 上水道費	22,594	24,220	46,814			△3,693 13.委託料	△3,693 /		
						24,220			

(1) 給与費	30,009	797	30,806				2.給料	70 給料追加
3. 農業費	20,685	7,104	27,789	4,725	60	2,319	3.職員手當	624 期末勤勉手當等追加
(1) 農業費	17,690	7,104	24,794	4,725	60	2,319	4.共濟費	103 職員共濟費追加
4. 農業費	7,702	220	7,922			△ 95	315	
(1) 農業費	1,350	△ 740	610			△ 1,055	315 11.需用費	△ 740,000 △ 740,000 ○醫藥材料費 ○醫藥用藥品代更正減
(2) 農業費	6,352	960	7,312			960	19.補助及交付金	960 音響振動事業補助金追加
5. 農地費	81,053	△ 14,247	66,806	△ 6,473	△ 4,800	△ 2,027	△ 947	
(1) 農地費	37,199	△ 18,153	19,046	△ 9,014	△ 4,800	△ 2,705	△ 1,634	△ 16,320 委託料 別所農道等更正減

(6) 事業費	8,199	△	386	7,813	△	235			△	151	13委託料	△	100	設計委託料更正減
										15工事費	△	279	伯太排水路等更正減	
										15請負費	△			
										負担金	△	7	土地改良事業負担金更正減	
										19補助及交付金				
(2)林業費	25,559	3,291		28,890	4,340			△1,544		495				
2.事業費	25,479	3,291		28,770	4,340			△1,544		495				
(1)林業費	14,118	4,550		18,668	4,340			△245		455	15工事費	4,550	官の谷林道整備工事費追加	
(2)振興費	11,361	△1,259		10,102				△1,299		4013委託料	△	410	測量設計委託料更正減	
										15工事費	△	3,880	官の谷林道等工事費更正減	
										15請負費	△			
										負担金	△	3,031	林業振興事業補助金追加	
										19補助及交付金				
(7)商工費	79,810	△	4,108		75,702	△	1,533			△2,575				
(1)商工費	79,810	△	4,108		75,702	△	1,533			△2,575				
1.総務費	28,651	△	3,208		25,443	△	1,533			△1,675				
(1)給与費	20,673	372		21,045						372	2給料	△	29	給料更正減
										3職員	△			
										3手当	△	390	期末勤勉手当等追加	
										4共済費	△	11	職員共済費追加	
(3)技術費	6,291	△	3,580		2,711	△	1,533			△2,047	8報償費	△	1,300	技能取扱生活保障費更正減
2.振興費	13,122	△	900		12,222					13委託料	△	2,280	技能取得委託料更正減	
										△900				

[3] 都市計画費	14,175	5,288	19,463		3,100		2,188	19補助及交付金	5,288	職員共済費更正減	△ 58		
街 路 費	227,835	8,100	235,935	4,000	3,000		1,100						
和泉府中 北通締事業 [2] 路 費	20,114	8,100	28,214	4,000	3,000		1,100	公有産購入費					
浸水費	13,594	12,250	25,844	25,844	3,000		50						
環境改善 整備地区 [3] 1号水路 整備費		12,250	12,250	9,200	3,000		50	14.需用費	32	消耗品費 消耗器材費	22,000		
浸水費								15.工事費	11,468	印刷製本費 圖面焼付代	10,000		
(5)住宅費	799,173	930	800,103					16.請負費		築造工事費			
2.建設費	783,386	930	784,316					17.補償金及 賠償金	750	水道管等移設補償費			
(販売)和 [2] 建設費	462,692	930	463,622										

3 消防施設 整備費	88,714	△ 7,313	81,401	184	△ 8,600		1,103			
(1)常備消防設備費	59,294	2,487	61,731	260			2,227	15.工請負費	2,600	防火水槽新設工事費追加 プラインド設置工事費更正減
(2)非常備消防施設費	29,420	△ 9,800	19,620	△ 76	△ 8,600		△ 1,124	15.工請負費	△ 1,307	器具庫新設工事費等更正減
⑩教育費	2,355,901	△ 325,784	2,030,117	△ 202,909	△ 112,956		△ 9,919			
(1)教 育 費	216,145	3,600	219,745				3,600		2,488	期末勤勉手当等追加
2.事務局費	100,424	3,600	104,024				3,600		205	職員共濟費追加
(1)給与費	97,733	3,600	101,333				3,600	2.給 料	907	給料追加
(2)小学校費	1,241,394	△ 126,355	1,115,039	△ 4,801	△ 96,456		△ 25,098			
1.学 校 費	372,899	12,228	385,127	482			11,746			
(1)給与費	133,229	2,348	135,577	482			1,866	2.給 料	311	給料追加
							3.職員	2.105	勤末勤勉手当等追加	
							4.共濟費	68	職員共濟費更正減	

4. 建設費	803,698	△ 139,856	663,842	△ 5,333	△96,456	△38,067		
(4)增改營事業	129,212	△ 100,000	29,212		△67,740	△32,260	15. 工事請負費	△100,000 档舍增改築工事費更正減
(6)改營事業	33,829	5,911	39,740	908	300	4,708	17. 公有財產入賈	1,203 档舍貲收費追加
(9)小學校新設事業	46,609	3,960	50,569			18. 備品購入費	4,708	18. 備品購入費
(11)校屋內運動場新設費	51,460	△ 49,727	1,733	△ 6,236	△29,016	△14,475	9. 旅費	△ 20 府內旅費更正減
(3)中學校費	469,367	3,157	472,524	402			11. 需用費	△ 12 食糧費 △ 12,000 上械式階運動場建設工事費更正減
1. 管理費	119,276	2,764	122,040	482		15. 工事請負費	△ 49,695	15. 工事請負費
(1)給与費	60,405	737	61,142	482		255. 2. 紙料	△ 2,675	2. 紙料
(2)一般管理費	20,043	1,777	21,820			3. 職員當期末勤勉手當等	795	3. 職員當期末勤勉手當等
						4. 共濟費	△ 54	4. 共濟費
						11. 需用費	- 277	11. 需用費
						277. 0 印刷製本費 諸用紙印腳費追加		277. 0 印刷製本費 諸用紙印腳費追加

3.幼稚園設 建費	58,313	7,540	65,853	400			7,140			
南池田幼 (2)稚園新設 事業費	40,784	3,416	44,200	400			3,016	18 備 品 購入費	3,416	園用備品購入費
(4)幼稚園 設建設費	6,095	2,756	86,510				2,756	15 工 事 費	2,756	園舍整備工事費追加
(5)尾幼稚園 設建設費	5,713	1,368	7,081				1,368	15 工 事 費 請負費	1,368	園舍整備工事費追加
(社)會 1.社會教 育費 1.總 教 育 費	267,575	△ 215,403	52,172	△ 193,990	△ 16,500	87				
(1)給与費	17,576	131	17,707			131				
(1)給与費	10,874	131	11,005			131	2.給 料	119	給料追加	
							4.共濟費	12	期末勸勉手当等追加	
5.會 民 館 費	3,296	248	3,544				248			
(1)會 民 館 費	3,296	248	3,544				248	11 需 用 費	248	○光熱水費 248,000
8.教 育 費	8,094	4,938	13,032				4,938			
(1)教 育 費	8,094	4,938	13,032				4,938	1報 酬	3,967	非常勤嘱託青少年指導員報 酬
							4.共濟費	91	非常勤嘱託青少年指導員共 濟費	
9.文 化 財 費	224,486	△ 220,720	3,766	△ 198,990	△ 16,500	△ 5,230		18 備 品 購入費	880	備品購入費追加
(1)文 化 財 費	2,386	380	2,766				380	15 工 事 費 請 負 費	350	文化財保護團體工事費

土木施設 災後日費	13,318	632	13,850	515		17	15	工事 請負費	532	河川災害復旧工事費追加
(1)諸支出金	88,900	41,951	130,851			41,951				
(2)諸支出金		41,951				41,951				
1.諸支出金		41,951	41,951			41,951				
(1)諸支出金		41,951	41,951			41,951	19	補助金及 交付金	41,951	地方交付税配分金
歳出合計	9,598,756	△ 37,733	9,561,023	△ 139,919	△ 147,967	△ 2,220	252,373			

	1.失業対策費			△ 22	310	288	120	307
6.水産業費				79	772	851	120	971
1.農業費				79	772	851	120	971
7.商工費				△ 29	390	361	11	372
1.商工費				△ 29	390	361	11	372
8.土木費	2		1,063	3,826	4,889	1,813	6,702	
1.土木管理費	2		1,020	2,563	3,583	1,840	5,423	
2.道路橋梁費			13	32	45	40	85	
3.都市計画費			37	285	322	△ 58	264	
5.住宅費			△ 7	946	939	△ 9	930	
9.消防費			19	9,169	9,188	67	9,255	
1.消防費			19	9,169	9,188	67	9,255	
10.教育費	1		1,679	6,616	8,295	93	8,388	
1.教育総務費			907	2488	3,395	205	3,600	
2.小学校費			311	2,105	2,416	△ 68	2,348	
3.中学校費			△ 4	795	791	△ 54	737	
4.幼稚園費			346	1,228	1,574	△ 2	1,572	
5.社会教育費	1		119	0	119	12	131	
補正予算額計	14		8,374	37,647	46,021	4,346	50,367	
補正前の額	5	850	959,386	744,684	1,704,070	1,689,110	1,872,980	

債務負担行為で翌年度以降のものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度までの支出し額(見込)	支出予定期間	当該年度以降の支出予定期額				左の財源内訳				
				金額	期間	金額	期間	國府支出金	千円	地方債	千円	その他の財源
住宅改良地区内道路用地取得事業	250,000		昭和48年度 昭和52年度	250,000	昭和48年度 昭和52年度	185,416	昭和48年度 昭和53年度	64,448	千円		136	千円
旭公園用地取得事業	199,442		昭和48年度 昭和53年度	199,442	昭和48年度 昭和53年度	132,000	昭和48年度 昭和53年度	67,400	千円		42	千円
都市計画街路用地取扱事業	73,038		昭和48年度 昭和51年度	73,038	昭和48年度 昭和51年度	36,500	昭和48年度 昭和51年度	27,400	千円		9,138	千円
池上遺事業	153,01		昭和48年度 昭和51年度	153,01	昭和48年度 昭和51年度	12,200	昭和48年度 昭和51年度	15,80	千円		1,511	千円
和泉市土地開発公社に委託し先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(損失補償)	1,037,81		昭和48年度 昭和53年度	1,037,81	昭和48年度 昭和53年度	1,037,81	昭和48年度 昭和53年度	1,037,81	元金 及びその利子		1,037,81	元金 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子(損失補償)	2,450,000		昭和48年度 昭和53年度	2,450,000	昭和48年度 昭和53年度	2,450,000	昭和48年度 昭和53年度	2,450,000	元金 及びその利子		2,450,000	元金 及びその利子

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、議案第22号、昭和48年度一般会計補正予算第6号について、内容のご説明を申し上げたいと存じます。

昭和48年度の年度末を控えまして、各種事務事業及びこれに伴う特定財源の見通し等勘案いたし、補正予算をご提案いたした次第でございます。

今回の補正は、議案書の33ページ、第1条にござりますように、歳入歳出予算を追加更正減額をし、差し引き37,733,000円減額いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ95億6,102万3千円とするものでございます。予算の補正の款、項の区分及び区分ごとの金額は第1表の通りでございます。第2条は、債務負担行為の補正でございまして、学校建設事業費の一部及び用地取得事業費の一部を更正減し、開発公社に対する損失補償を増額するものであります、事業ごとの限度額は第2表の通りでございます。

次に、第3条につきましては、繰越明許費を定めさせていただくもので、第3表にござりますように、老人福祉センター、浸水対策、南大阪湾岸流域下水道、甲斐田川公共下水道及び公営住宅建設事業の5件について、工事見通し等勘案いたしまして、翌年度へ事業費を繰越して執行できるよう定めるものでございます。

第4条につきましては、地方債の補正でございまして、建設事業の見通し等により一部追加しましたほかは、更正減額いたしましたもので、借入条件及び償還の方法等は、第4表の通りでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き事項別明細書により、歳入歳出予算の個々の内容についてご説明申し上げます。

議案書の61ページ、歳出予算から始めさせていただきます。

今回の補正予算には、職員の年度中途採用並びに期末勤労手当等の給与費5,036万7千円をそれぞれの科目に補正いたしてございます。個々の科目についての給与費は、すべてこの理由による補正でございますので、その都度の説明は省かせていただきますので、よろしくご了承下さるようお願いいたします。

それでは初めに議会費でございますが、これは全額職員の給与費でございまして、108万7千円を追加計上いたしました。

次に、総務費でございますが、総務管理につきましては、職員の給与費のほか、職員福利厚生関係費等として、1,500万9千円を追加いたしました。

次に、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選舉費、統計調査費及び監査委員費につきましては、統計調査費の一部を除き、それぞれ職員給与費を計上いたしました。

商工振興費につきましても更正減額でございまして、以上、商工費といたしまして、410万8千円を更正減額いたしたものでございます。

次に、土木費でございますが、土木管理費及び道路橋梁費につきましては、職員の給与費としてそれぞれ追加いたしました。

都市計画費の都市計画総務費につきましては、職員の給与費として26万4千円を追加しましたほか、南大阪湾岸流域下水道事業施行に伴う負担金として、528万8千円を計上いたしました。街路事業費につきましては、補助対象額増額により、用地購入費を810万円追加いたしました。浸水対策費につきましては、環境改善整備地区内の水路整備費として1,225万円を計上したもので、これは泉北環境整備施設組合の施工工事業と相関連いたるものでございます。

住宅費につきましては、給与費として93万円計上いたしたものでございます。

以上が土木費でございまして、追加3,234万円となっております。

次に、消防費でございますが、常備消防費につきましては、職員の給与費のほか、庁舎管理経費、並びに職員研修補助金として、1,138万4千円を追加いたしました。

消防施設費につきましては、常備及び非常備消防関係の水利施設並びに機械器具等の整備事業の補助対象、事業見通し等勘案いたし、731万3千円を更正減額いたしました。

以上が消防費でございます。

次に、教育費でございますが、教育総務費につきましては、職員の給与費のみでございまして、360万円追加いたしました。

小学校費の学校管理費につきましては、給与費のほか、児童増加等に伴う備品購入費及び信太小学校の用地購入費等として、1,222万8千円を計上いたしました。

学校建設費につきましては、体育館の備品購入費のほかは、事業見通し等勘案しまして、更正減額いたした次第でございます。

次に、中学校費の学校管理費につきましては、職員の給与費のほか、備品購入費等として、276万4千円を追加計上いたしました。

学校保健費につきましては、校医報酬の追加等として、39万3千円追加いたしました。

幼稚園費につきましては、職員給与費のほか、新設3幼稚園の整備費の追加として、921万7千円計上いたしました。

次に、社会教育費につきましては、職員の給与費はじめ市民会館運営費24万8千円、同和教育関係費として、493万8千円等をそれぞれ追加しましたほか、池上遺跡取得事業について、見通し等勘案いたしまして、2億2,110万円を更正減額いたしました。

最後に、市債につきましては、補助金と同様に歳出予算の事業見通し等を勘案いたしまして、
1億4,796万7千円を更正減額し、補正後の市債の総額を16億6,381万5千円とするも
のでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞよろしくご審議、ご可決をお願い申し上
げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑・ご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 事業費で更正減されたものはどうなるのか、この点先に。
- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 総務部理事（庄司清君） 私から説明させていただきます。
その事業の内容によりまして、一概には申し上げられませんけど。
- 17番（山田清二君） 個々に言うてももう結構です。そういうけないんやもん。
- 総務部理事（庄司清君） そうしますと、各主管課長からご説明させていただきたいと思
います。
- 17番（山田清二君） 更正減したのは、それで終わったんか、やめたんか。
- 総務部理事（庄司清君） そういう事情はいろいろ含んでございます。取り止めたもの、あ
るいは事業の縮小なったもの等、個々の状況によって更正しております。
- 教育次長（阪東重信君） 学校関係についてお答えいたします。
現在、更正減したすべての工事は、49年度の債務負担行為で再計をお願いしておるわけ
でございます。
- 17番（山田清二君） 債務負担ということで、新年度の予算には載っておらないといふこ
と。
- 教育次長（阪東重信君） いえ、載っております。
- 17番（山田清二君） これをもううたのは土曜日なんですよ。定例会だから、追加議案を
会期中に出してもらうのは結構ですが、少なくとも予算です。総額の追加は知れていますが、更
正減されただけでも相当あるでしょう。更正減の合計は10億近くになる。これがほとんど新
年度予算にいってるが、新年度の予算はもっと早くにきてるはずです。それがまだ全然審議
されないので、すでに新年度の予算に載せたる。少なくとも、一緒に出せたはずでしょう。
この間も言ったんですが、つくるほうは、長い間かかってつくったらええけど、審議するほう
は、土曜日にもろうて今日、早速やらないかん。たまたま、土曜日に手に入らなんだ人、僕ら
は今朝もううた。こんなもん、どうせ更正予算やから、すうっと通るやろうと思うてつくった
んと違いまっか。もう少し議会で審議するもんは、審議のしやすいように、しかも、もう少し

ります。

- 17番(山田清二君) それで午前中にあった47年度の決算のときにも、47年度のことであるとはいへ、予備費を導入しながら相当の黒を出しておる。補正して、そのときに予備費を導入し決算では残額を余計出してるんだ。決算委員会では、そういうことをしてはいけないんだと言われたわけです。決算委員会では大ていの人が知ったはずや。にもかかわらず、いまごろ新年度の予算が明日から特別委員会で審議されようという時分にひょこんど出してきて、総額3千何ぼ、総合計だから、増減額は相当ごつい金額ですよ。それだけのものをやるのに、新年度の予算と全然無関係にされるということはないはずだ。場合によったら、このほうが先に出さなければならない。一緒に出すというが、先に出すべきだ。それがこんだけあとに出てきて、しかも、本予算のどこに載ってるか調べる間もないんや。それで聞いたら、「個々に違います」と言ってる。もう少し予算にしろ、何にしろ、決められたときにはさっと答える状況でなければならない。学校関係減額します。しかし、今年の予算に載ってます、別に担当でなくてもわかるやろう。予算は各課でつくってポンと出すものと違い、一ヵ所で検討するんでしょう。そのぐらいは返事できるようにしといてもらわんといかん。

そうかといって、いまさら今年中にやれと言うたってやれんでしょうし、費用にしても追加の分はすでに払ってしまふたる分がほとんどだろうと思ひますので、こいつはあかんというわけにもいかんと思いますが、これからば補正にしろ、予算については慎重に考えてほしい。今まであんまりわいわい言わなんだので、とにかく出しておけばとおるんやという気持になるから、今年みたいに施政方針と全く逆行したような予算を出さなければならない。何ばわいわい言うたって、それぞれ頼んで歩けは何とかなるという気持は今後改めなければならない。そのためには、口で言うたってわからなければ、現実にダメだという方法で示さなければならぬ。こんな手で出てくると、もう一ぺん49年度の予算について考え直さないかん。今年の仕事、何にもないやないかということです。一種のごまかしですよ。そんな予算はつくらんといてほしい。

- 議長(坂上国治君) 他に。

- 20番(寺田茂君) 総務費の中の同和対策費について、若干お聞きしたい。

同和対策費の中で、もちろん、240万円弱の補正というふうに、金額としては割合小さい数字が並べてある。ところが、各項を見ていくと、かっこええというか、そんな金額と説明書が並んである。65ページの委託料のところに総合文化センター設計委託料1,000万円の減、その下に隣保館の非常勤嘱託員の報酬費の減というごとで割合自立つような書き方をしてある。ところが次にある同和対策促進施設の設備工事費の追加、その下の同和対策促進設備の備品

で、むしろ、私のほうから跡地利用について、そういう方法でつくりたいという要望をかねがね申し上げております。そういった中で、同対部からお答えが出たというふうにご理解願いたいと思います。

- 18番(直村静二君) そうすると、何店舗ぐらい予定してるんですか。たとえば、10店舗ぐらいなら、年次計画で100軒ぐらいまでいけるという。
- 建設部次長(林徳次君) この事務所跡地の利用計画は、完全に何店舗の何平方程度ということは、現実に1号線があのようない状況でございますので、具体的にご説明できる段階にはきておりません。たまたま地区外建設用地の中に数店舗、それから1号線事業の中で4店舗の下駄ばきの、仮設ではなく、本建築を予定しておりますが、それぞれの権利者が1号線の中に十数店舗ございますが、それらの権利者と具体的な折衝の中で見込みから、必要な仮設店舗を建設し、改良事業のスムーズな進行を図るという考え方をお示ししたいということでご理解願いたいと思います。
- 18番(直村静二君) それはそれでいいんですが、先ほど質問したように、2,000万円の予定でどうして補正をしたか、それで一切いけると思っていた。それがまた、1,100万円出てきた。しかも、森次長の答弁では冷暖房だということですね。さすれば、これは一つの民間の団体の事務所なんですね。それを同対事業だからということで、これを拡大解釈してこれに補助金なり、市費を使おうとしている。そうすると、ここもいざれまた、移転するんじゃないですか。いま、問題になってる解放センターが49年度予算案に出てますが、ここへ移転する。3回ぐらい移転するのなら、もう少し合理的な、最低限の事ができるようにすべきではないか。二言目には金がない、金がないと言いながら、これやったら言い放題、この前の2,000万円から1,000万円ふえ、また移転するということについてはずさんなやり方ではないか。あなた、冷暖房と言いますが、もう少し明細を言うて下さい。同和対策施設のほうか、備品購入が冷暖房なのか。数字の根拠があるはずですが分けて出てるでね。内訳がありませんね。
- 同対部次長(森保君) お答え申し上げます。
工事請負契約のほうが冷暖房関係でございます。備品とは別個のものでございます。
- 18番(直村静二君) 備品は新しくどんなものがいるんですか。478万円の内訳。
- 同和対策部次長(森保君) 備品についての明細は、いまちょっと持ち合わせてございません。
- 18番(直村静二君) 大きいから聞くんです。すでにいま、使ってるんでしょう。あとは仮設店舗だから置いとく必要がない。明細はあるはずですよ。それとも、市のほうから計算し

○ 議長（坂上国治君） 日程等14「昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第23号

昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

昭和48年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ27,197千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ90,052.2千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算の補正」による。

昭和49年3月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

1歳 入

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区	分	
④ 国庫支出金	509,712 千円	2,6320	53,6632 千円			円
(1) 国庫負担金	474,783	2,1613	49,6396			
1. 事務費負担金	20,910	5,115	26,025	1. 現年度分	4,757	現年度分事務費負担金追加
2. 療養給付費負担金	453,873	1,6498	470,371	2. 過年度分	358	過年度分事務費負担金追加
(2) 国庫補助金	34,929	5,307	40,236	1. 現年度分	15,425	現年度分療養給付費負担金追加
2. 財政調整交付金	31,729	5,307	37,036	2. 過年度分	1,073	過年度分療養給付費負担金追加
⑤ 府支出金	15,115	132	15,247			
⑥ 府補助金	15,115	132	15,247			
3. 障害者医療費補助金						
⑦ 繰越金						
(1) 繰越金						
1. 繰越金	873,325	27,197	90,0522			
歳 入 合 計						

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） 議案第23号、昭和48年度国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げたいと存じます。

議案書の103ページの第1条にございますように、今回、歳入、歳出ともそれぞれ27,197千円を追加いたしまして、補正後の予算額を9億522千円と定めるものでございます。関係科目への計上額と補正後の予算額は、第1表の通りでございます。事項別明細書によりまして、歳出予算から個々の内容についてご説明いたします。

まず初めに総務費につきましては、納付組合の扱い高増加等に伴い、265万円追加いたしました。

保険給付費につきましては、医療費19%の改正及び身体障害者医療費無料化並びに老人医療費無料の対象年令引き下げによる波及増加分等として、24,347千円を追加計上いたしました。

保険施設費につきましては、優良家庭表彰記念品費の追加として20万円計上いたしました。以上が歳出予算でございまして、追加総額27,197千円と相なってございます。

次にこれら歳出予算に充当する財源といたしましては、医療費増高に伴い国庫支出金及び府支出金を追加計上いたしましたほか、前年度の繰越金145千円を一般財源相当分として計上いたしました。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞよろしくご審議、ご可決のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 健康優良家庭というは何軒ぐらいありますか。
- 議長（坂上国治君） 市民部長。
- 市民部長（小林一三君） 本年度、この48年度で対象にしております世帯は、約300世帯でございます。
- 17番（山田清二君） 1戸200円程度ですか。
- 市民部長（小林一三君） その家族構成によりまして、たとえば3人以下の場合は何ぼ、4人以上の場合は何ぼということで、上司の決済を得て執行しております。例年、やっております。
- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認めこれを終わります。
お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議案第20号

昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第4号)

第1条 昭和48年度和泉市水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるとところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益の収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科)	(目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	入			
第1款 水道事業収益	633,794千円	△ 6,394千円	627,400千円	
第1項 営業収益	627,794千円	△ 1,8494千円	609,300千円	
第2項 営業外収益	6,000千円	1,2100千円	1,8100千円	
	出			
第1款 水道事業費用	631,742千円	△ 5,500千円	626,242千円	
第1項 営業費用	534,621千円	△ 5,500千円	529,121千円	

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,625千円は、過年度分損益勘定留保資金6,625千円で補てんするものとする。)

第7条 予算第10条に定めた継続費の年度及び年割額を次のとおり改める。

総 額	更 前			更 後		
	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額	
昭和41年度	47000000円			昭和41年度	47000000円	
昭和42年度	113000000円			昭和42年度	113000000円	
昭和43年度	26600000円			昭和43年度	26300000円	
昭和44年度	110000000円			昭和44年度	110000000円	
昭和45年度	156600000円			昭和45年度	156600000円	
昭和46年度	143800000円		1573000000円	昭和46年度	143800000円	
昭和47年度	223000000円			昭和47年度	223000000円	
昭和48年度	190000000円			昭和48年度	190000000円	
昭和49年度	563000000円			昭和49年度	392000000円	
				昭和50年度	171000000円	

昭和49年3月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

支

出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1 水道事業費用			626242		
1 営業費用			529121		
1 原水及淨水費	1	原水の取水並びに洋水の維持及び作業に要する費用	215046		
2 配水及給水費	2	配水給水に要する費用	71575		
3 受託工事費	3	受託工事に要する費用	21500		
4 業務費	4	検針・調定・集金その他業務の運営に要する費用	55959		
5 総係費	5	事業活動全般に要する費用	47839		
6 減価償却費	6	固定資産の減価償却費	54142		
7 資産減耗費	7	固定資産の除却損並びに廃棄資産減耗費	60		
8 その他の営業費用	8	材料売却原価	63000		
2 営業外費用			97024		
1 支払利息及企業債取扱手数料	1	企業債利息並びに一時借入金利息及び企業債取扱手数料	96021		
2 離支	2	離支	1000		
3 予備費	3		100		
1 予備費	1	予備費	100		

昭和48年度水道事業会計資金計画

区分		当 年 度 預 定 額
受 入 資 金	収 益	1,062,474千円
1 事 務 費 用	益	560,238
2 前 年 度 未 収 金	債	89,855
3 企 業 債	金	175,000
4 負 担	金	4,500
5 工 事 負 担	金	182,000
6 前 受 金	金	1,000
7 預 り 金	金	7,000
8 繰 越 金	金	33,881
支 払 資 金	用	987,702
1 事 業 費 用	費	570,400
2 前 年 度 未 払 金	金	32,537
3 建 設 改 良 金	金	329,400
4 企 業 債	債	38,725
5 前 受 金	払 出	1,000
6 預 り 金	返 済	7,000
差	引	74,772

チ. 建設仮勘定

有形固定資産合計

(2) 無形固定資産

1. 水 利 権	510
2. 土 地 権	270
3. 借 入 権	41
4. 電 話 加 入 権	

無形固定資産合計

(3) 投 資

1. 投資有価証券	219
2. 固定資産合計	219

2. 流動資産

(1) 現 金 預 金	74,772
(2) 未 収 金	67,162
(3) 保管有価証券	1,300
(4) 貯 品	13,676

流動資産合計

15,6910

2,565,674

651,178

2,407,724

2,408,764

821

219

74,772

67,162

1,300

13,676

6. 剩余金							
(1) 资本剩余金							
国庫補助金	3.948						
府補助金	6.778						
工事負担金	734316						
受贈財產評価額	34417						
資本剩余金合計	779459						
(2) 利益剩余金							
当年度未処分利益剩余金							
繰越利益剩余金年度末残高	△114						
当年度純利益	1158						
利益剩余金合計	1.044						
剩餘金合計	780503						
資本合計	2493840						
負債資本合計	2565674						

支 出

款項	目	前回までの累計額	補正予算額	各目明細		
				計	節	金額
1 水道事業費用		631,742	△ 5,500	626,242		
1 営業費用		534,621	△ 5,500	529,121		
3 受託工事費		27,000	△ 5,500	21,500	請負工事費	△ 5,500 請負工事費更正減
4 業務費		5,895.9	△ 3,000	5,595.9	報酬	△ 3,000 報酬更正減
5 その他の営業費用		60,000	3,000	63,000	材料売却原価	30,000 材料売却原価追加

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部次長(田中稔君) それではただ今上程されました昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算第4号について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

今回、補正いたしますおもな理由は、決算見込みに基づいての給水収益更正減と、一般会計よりの補助金収入並びにその他、資本収支についても、若干補正の必要が生じましたので、それぞれについて補正せんとするものでございます。

まず、その内容について申し上げますと、第2条は、予算第3条に定めております営業収益について、追加更正減するものでございます。

まず、追加するものとして、営業収益中、その他の営業収益において1,030万円。内訳は、材料売却収益1,000万円と、手数料30万円であります。

次に、更正減いたすものとして、給水収益及び受託工事収益でございます。給水収益につきましては、過去の実績に基づき通常の年間収取を見込んでおったのですが、今冬期の異常な冷え込みに加え、石油危機、さらには節電に伴う工場等の節水と悪条件がかさなり、12月分料金で約520万円ダウンし、以後あまり回復のきざしがなく、いわゆる収入額を大きく割る結果となり、やむなく23,294千円の減額補正と相なったわけであります。

また、受託工事収益につきましても、政府の金融引き締め政策が響いたのか、予定通りの工事申し込み件数がなく、550万円更正減とするものでございます。

次に、営業外収益ですが、財政の好転による受取利息1,10万円、給配水管等の破損弁償金の雑収益100万円並びに高料金対策として一般会計からの補助金1,000万円を追加するものであります。

以上の結果、営業収益1,8494千円の更正減と、営業外収益で1,210万円の追加、差し引き水道事業収益6,394千円の更正減となり、補正後の水道事業収益は6億2,740万円と相なるものであります。

一方、支出につきましては、受託工事費で収入面と同様550万円の更正減。業務費については、年度当初、非常勤に予定しておりました委託集金人3名が契約を辞退したため、これらの報酬300万円更正減。その他の営業費用で材料売却原価として300万円追加し、差し引き水道事業費用550万円更正減し、補正後の水道事業費用を62,6242千円といたず次第でございます。

次に、第3条ですが、これは予算第4条に定めております資本的収入及び支出でございまして、収入において工事負担金200万円を追加し、資本的収入を3億6,150万円といたしますものでございます。

ご異議ないものと認めます。よって議案第20号は原案通り可決されました。

○ 議長（坂上國治君） 日程第16「昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」
を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	入	出	入	出	
第1款 期間外収益	0千円		2,0,0,0千円		2,0,0,0千円
第1項 期間外収益	0千円		2,0,0,0千円		2,0,0,0千円
第4条 予算第4条に足めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。					
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支	出	支	出	支	出
第1款 資本的支出	2,2,1,8,9千円		0千円		2,2,1,8,9千円
第1項 建設改良費	1,2,0,0千円		1,2,9,7千円		1,3,2,9,7千円
第4項 病院建設調査費	5,0,0,6千円		△ 1,2,9,7千円		3,7,0,3千円
第5条 予算第7条中職員給与費「35,2,1,2,8千円」を「34,3,6,8,6千円」に改める。					
第6条 予算第8条中一般会計からこの会計へ補助する金額「4,5,7,2,0千円」を「6,6,6,8,0千円」に改める。					
第7条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「15,8,8,8千円」を「18,4,9,32千円」に改める。					

昭和49年3月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

出
支

款	項	目	予定額	備考	
				1	2
1 病院事業費用	1 医業費用	1 給与費	6,34,838		
		2 材料費	5,93,213		
		3 経費	3,43,686		
		4 減価償却費	1,74,602		
		5 資產減耗費	5,3,803		
		6 研究修繕費	1,6,412		
	2 医業外費用		4,709		
		1 支払利息及諸費	4,1,325		
		2 店者外給食材料費	3,6,934		
	3 予備費	1 予備費	4,391	300	300

昭和48年度和泉市病院事業会計資金計画

(単位千円)

科 目	受 入 金	資 金	資 金	支 出 目		資 金	額
				料	費		
1 医業収益		3 5 5 3 3 5	1 医業外	1 医業外	費用		5 1 8 3 0 0
2 医業外収益		4 7 0 4	2 医業外	2 建設改良費	用		4 0 8 2 5
3 出資		2 2 1 8 9	3 建設改良費	3 貸賃用	費		1 1 0 0 0
4 他会計補助金		4 6 6 8 0	4 企業償還金	4 企業償還金	費		3 9 5 6
5 一時借入金		4 2 2 0 0	5 看護婦宿舍割賦金	5 看護婦宿舍割賦金	金		1 2 3 3
6 預り金		2 0 0 0	6 一時借入金	6 一時借入金	金		2 9 5 0 0
7 繰越未収金		5 2 9 9 8	7 指定未払金	7 指定未払金	金		2 0 0 0
8 前期繰越外収益		3 4 2 8 7	8 繰越未払金	8 繰越未払金	金		5 2 1 7 1
合計		2 0 0 0 0	合計	合計	計		9 2 4 4 8 5
		9 6 0 1 9 3	差引				3 5 7 0 8

(2) 授資	1 投資有價證券	金	產	金	金	品	金	債	債
	1 長期資本	付計	資	預	收	廠	合	計	計
	2 投資	固定資產	資	金	資	私	產	負	債
	2 流動		資		資	資	資	負	債
		(1) 現金		(2) 未收		(3) 延期		(4) 前期	

1 367 -

資	1 3 8	1,3 0 8	3 3 7,9 7 6	1,4 4 6

部	0	債	負	債

2 1,5 6 2

(1) 利益剰余金

1 緑豊欠損金

2 当年度欠損金

利益剰余金合計

剰余金合計

資本合計

負債資本合計

216,927

171,869

 $\Delta 390,796$

 $\Delta 390,796$

 $\Delta 55,816$

 $459,207$

昭和48年度和泉市病院事業会計予算実施計画明細書

1 収益の収入及び支出

　　收　　入

(単位千円)

款項	目	額	修正予定額	計	各　　目　　明　　細		
					節	金額	備考
1 病院事業収益		407,714	562,55	462,969			
1 医業収益		357,425	53,910	411,335			
1 院収益	179,888	24,850	204,738				
					入院収益	248,50	患者割引による増収 16,806 診療報酬改定増収 8044
2 外来収益	165,350	27,371	192,721				
					外来収益	27,371	患者増加による増収 25,748 診療報酬改定増収 1,623
3 その他医業収益	121,87	16,69	13,876		その他医業収益	16,89	健診検査料等追加
2 医業外収益		50,289	13,45	51,634			
	受取利息金	900	200	1100			
	1 配				預金利息	200	
	2 他会計補助金	45,720	960	46,680			

款項	目	原決予定期	補正予定期	各項目明細			考
				計	金額	備	
				給料	△ 1119	醫師給料更正減	
				報酬	△ 7323	嘱託醫師・看護婦報酬更正減	
2 材料費	147958	26644	174602				
				藥品費	22337	藥品費追加	
				診療材料費	4147	診療材料費追加	
				給食材料費	160	患者給食材料費追加	
2 医業外費用	45234	△ 3909	41325				
1 支払利息債務取扱	40243	△ 3309	36934				
				一時借入金利息	3,309	一時利息更正減	
2 患者外給食費	4991	△ 600	4391				
				患者外給食費	△ 600	患者外給食材料費更正減	

- 議長(坂上國治君) 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局次長(平野誠蔵君) お許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第21号、昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、経常的収支の補正でございますが、去る2月1日に診療報酬の改定が行われ、2月、3月の医療収益は、入院で25%、外来で5%、平均15%の增收が見込まれます。また診療患者は、年間で延べ4,600人程度当初の予定を上回りました結果、収益増加を見込みうるに至りました。

これらの診療増加に伴いまして、薬、診療材料、給食材料等の購入、使用量も増加いたしましたが、片や、パート医師の報酬、一時借入金の利息に残額が生じまして、費用の追加更正が必要となりました。

以上の補正額は、収入で5,255千円、支出で1,4293千円のそれぞれ追加でございます。

次の第3条は、期間外収入として、一般会計から2,000万円を繰り入れていただく予算措置でございます。昨年11月に府の地方課の指導があり、また、起債を獲得するうえからも必要でございますので、自主再建計画に入ったのでございますが、自力による再建はきわめて困難でございまして、今回、貴重な一般財源を割いていただきまして、再建計画にテコ入れを願った次第でございます。

第4条の資本的収支の補正は、工事費において一部不足を来しましたので、調査費の残額を充当すべく、項の間の組み替え補正をお願いするものでございます。

第5条から第7条までは、以上の補正に関連いたしまして、流用の制限額、一般会計の補助額並びにたな卸資産の購入限度額をそれぞれ変更するものであります。

補正後の病院事業会計予算は、収入4,851,58千円、支出は6,570,27千円となりまして、48年度収支は、17,186,9千円の赤字でございます。また、昭和48年度末の累積赤字は、期間外収入を差し引きましてのち、約3億9千万円に達する見込みでございます。今後一そう心を引き締めまして運営に努めることを期しておる次第でございます。予算の詳細につきましては、28ページに予算実施計画明細書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたく存じます。よろしくご審議のうえ原案を可決ご決定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

- 議長(坂上國治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 17番(山田清二君) 貸借対照表(24ページ)の未収金7,898.2千円の内容の概略を説明いただきたい。

ことではないかと思います。47年度ですが、48年度ですか、分離後に発生した問題の処理でございます。その分につきましては、現在のところ、まだ債務が残っておるわけでござります。私のほうでは、病院には払ってございません。今回、2千万円計上させてもらっております分は、別のものでございます。

○ 17番(山田清二君) そうすると、病院のほうはくれくれと言うてるはずなのに、こっちは払わへんわけや。病院というのは別物と違って、市の市立病院なんです。ただ、運営だけが独立採算制という形でやってるから未収金として残っておる。これはいつ払えますか。今年は払う意思がないから予算に載せないんだろうが、市独自で出さなければならんものか、入ってくるところがないのか、その点、一ぺん教えてほしいし、解決すべきものならば、今年度に解決しておかなければならぬ。46年の3月のときの状態なんです。4月1日から和泉市立病院になってる。その最初の予算書、資産書からずっと未収金で載っている。ときどき聞いたときには、大津からもらわなんだら払われへんねと、聞き違いか、カン違いか知りませんけど、いずれにしても、病院の清算がまだできてないということで払ってなかつたが、もう清算はできるはずでしょう。一体、いつ払うのかとなるんですが、この点、この際、はっきりしておきましょうや。そうせんと、病院が可哀そですよ。こんだけ、いつも赤字を出してる。赤字でもかまいまへんよ。払わんねんやつたら払わんではっきりしたら、病院のほうで未収金やなく、徴収不能というか、欠損で落さな生がない。和泉市は払いが悪いというてね。

○ 総務部理事(庄司清君) この分については、他から収入があるとかいうものではございません。和泉市が払うべき性質のものでございます。病院会計に繰り出ししなければならない金でございます。われわれといたしましては、病院会計のほうから督促を受け取るわけでございます。何を申しましても、あまり芳しくない一般会計でございますので、何とかころがしていただきたいということでやってございます。

なお今回、2千万円追加しておりますが、これによって会計の緩和を一部でも図っていただき、そして、低利の府の金を借りていただくために、このほうを優先して取り上げたわけでございます。この点できうる限り、近い将来に支払いいたしたい、かように考えてるわけでございますので、病院当局と十分打ち合わせをしていきたいと思います。

○ 議長(坂上國治君) 他に。

○ 18番(直村静二君) 数字の確認だけしておきたいと思います。いま、平野事務局次長の説明では、赤字が1億7,186万円と聞きましたが、これは48年度の一般会計からの繰入金、補助金を差し引いた額ということ。すれば、2億何ぼになると解釈しますが、それに間違いないかどうか。

第 5 日

昭和49年3月29日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村二二君
3番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	戸内正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜校君
12番	中塚底之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上國治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(3名)

5番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
9番	出原武司君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	病院長	岩崎嶌
助役兼水道部長事務取扱	辻忠夫	病院事務局長	竹内潔
助役	藤田利	消防長	和田増義
収入役	橋本炳	総務部理事 (財務担当)	庄司清久
総務部長	坂口礼之助	総務部次長兼市民税課長事務取扱	西川喜久
市民部長	小林一三	同和対策部次長兼推進調査課長事務取扱	森保雄
産業衛生部長	宇沢清	市民部次長兼保険年金課長事務取扱	山本武雄
建設部長	中塚白	福祉事務所長兼社会児童課長	内田繁

本会の議事を速記法により、速記したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
事務局次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
叢事係	西垣高

昭和49年和泉市議会第1回定例会議事日程

(8月29日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第 6号	青年学級開設について	1 頁
2	議案第 7号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	3
3	議案第 8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
4	議案第 9号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
5	議案第 10号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	15
6	議案第 11号	和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	18
7	議案第 12号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	21
8	議案第 15号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	25

2 3	議案第 2 8号	工事請負契約変更について(仮称)横尾川橋架新設工事)	2 7 頁
2 4	議案第 2 9号	工事請負契約変更について(市立(仮称)緑ヶ丘保育園新築工事)	2 8
2 5	議案第 3 0号	工事請負契約変更について(市立緑ヶ丘小学校新築(第2期)工事)	2 9
2 6	議案第 3 1号	工事請負契約変更について(市立(仮称)南池田幼稚園新築工事)	3 0
2 7	議案第 3 2号	工事請負契約変更について(市立(仮称)旭保育園新築工事)	3 1
2 8	議案第 3 3号	工事請負契約変更について(市立(仮称)老人福祉センター新築工事)	3 2
2 9	議案第 3 4号	工事請負契約変更について(昭和48年度市営住宅唐国団地建設工事)	3 3
3 0	議案第 3 5号	工事請負契約変更について(市立(仮称)第二国民保育園新築工事)	3 4
3 1	議案第 3 6号	工事請負契約変更について((仮称)和泉第一団地第1期建設工事)	3 5
3 2	議案第 3 8号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第7号)	4 1
3 3	議案第 3 7号	和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例制定について	3 6
3 4	決議第 1号	自治体の超過負担解消に関する要望決議	別 紙
3 5	決議第 2号	屋外労働者福祉法早期制定に関する要望決議	"

(午前 10時 28分開議)

- 議長(坂上國治君) おはようございます。議員の皆さんには年度末何かとお忙しいところ、多數ご出席賜りましてまことにありがとうございます。
- それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

円増で、議員の視察旅費は4万円が5万円になり、委員会活動旅費が80万が100万円に増額されている。また、議会報については、詳細にはつかんでいないが、今後の問題として十分検討させていただく旨の回答があり、議会を終わりました。

続いて、総務費について質疑に入りました。

まず、全国基地協議会のはか、各協議会の性格、活動内容、代表者はだれか。職員厚生施設工事費はどのような工事をなされているのか等の質問があり、これに対し、全国基地協議会は国有地提供施設等所在する全国地方団体をもって組織され、実態調査、研究あるいは国有地提供施設の所在に伴う税収の欠かん等に関する対策を推進し、会長は浜松市長である。このほか、人口急増都市協議会、阪南経済開発協議会についても当を得た答弁があり、了といたしました。職員厚生施設工事費については、厚生施設の電気及び冷暖房工事費である旨の答弁がありました。

次に、広報費については、盲人広報用備品が計上されているが、どのようにして広報するのかとの質問があり、盲人広報としては点字によるものとテープレコーダーを利用した方法がある。本市の実態から、テープレコーダーを使って、市の姿やお知らせ事項などを広報したい。なお、運営に当たっては、社会福祉協議会の身障部会とよく話し合って計画して参りたい旨の回答があった。

行政境界の適正化の見通し及び職員増加に伴う庁舎レイアウトについての質問に対し、行政境界については、第2阪和国道関連区画整理事業の進捗度と深い関係があり、抜本的な修正は相当な問題があるので、4月上旬にはトップ会議で基本事項を確認する予定である。また、庁舎については、会議室の事務室への転用、不要な備品の排除を行なって、できるだけ窓口部門へのシワ寄せを避け、早急に恒久な対策を立てる旨の回答があった。

また、防犯灯設置手続と管理運営及び町会活動補助金等について質問があり、これに対し、防犯灯については、町長を通じ設置申請をしていただき、現状を確認して設置している。設置費については市が負担し、維持管理については町会にお願いしている。

町会活動補助金についても的確な答弁があり、終わりました。

選挙費については、人口増に伴い、投票所を増設する考えはないかとの質問があり、これについては是正の必要を痛感しており、徐々に考えていきたい旨、回答があった。

予算全般に亘りして、ガソリンの単価と購入する方法について、また、施設用地の借上げ料の算出方法について及び自動車保険料は強制、任意保険が含まれている、との質問がありましたが、それぞれ回答がありました。

次に、交通安全対策費の交通安全活動委託料150万円は、どこに委託し、その内容は、と

ている。

第3点は、解放会館建設であるが、措置法の適用があるとすれば、同和対策事業として国の用地補助があるのかとの質問に対し、用地補助があるのは改良住宅のみで、他に府単独で保育所について2分の1補助があるだけである旨の回答があり、終わりました。

次に、民生費について申し上げます。

まず、社会福祉協議会補助金と社会福祉協議会活動基金特別交付金について、その内容について質問があり、社会福祉協議会補助金については、市民福祉の向上のため、各福祉部会の円滑な運営と市民に密着した諸施策を執行する事務事業に対する補助金であり、各地区社協に対する予算措置については、社会福祉協議会の総予算の中で計上されており、補助金として交付されている旨の回答がありました。

また、社会福祉協議会活動基金特別交付金については、社協本来の目的達成のために市から臨時経費として支出するものである。行路死亡人取り扱い経費が少ないとの質問がありましたらが、需用費、夜勤費及び委託料等にそれぞれ計上されており、対処できる旨の回答がありました。

また、前の社会事務経務費と本科目にそれぞれ「各種団体補助金」が計上されているが、その違いと内容についての質問に対し、社会事務経務費は社会児童課所管で、保護司会、母子福社会手をつなぐ親の会等の補助金であり、この科目は福祉課の所管で、老人クラブ連合会、身障福祉会等への補助金である。

また、民生委員活動委託料の支出方法については、民生委員1人年額1万円で委託しておる旨の回答がありました。

身体障害者福祉の手引き印刷費の内容等について質問がありましたが、第1点は、府から交付される部数が少ないため、市単独制度等も加え、内容の充実と相まって、関係者に配分できるよう部数も確保したい。また第2点については、法令に基づき、浴槽、便器及び湯沸かし等であり、これが事務の取り扱いは福祉課が窓口である旨の回答がありました。

老人福祉費については、敬老祝い金給付扶助費について、対象者及び給付内容等の質問があり、対象者は80才以上で、年額5千円である旨の回答がありました。

次に、老人福祉センター運営費について、その要賃確保の問題及び臨時保母等の賃金並びに人員等について質問がありましたが、それぞれ回答がありました。

保育について、昭和49年度の入所状況、給食費について、同和保育所入園支度金の内容及び同和保育研修についてそれぞれ質問がありましたが、担当部課長から回答がありました。

また、民間保育所建設補助金について、その制度の目的について質問がありましたが、現在、

については、医師会ともスムーズにいっており、また、自動車の強制保険はもちろん、任意保険も加入しており、借り上げについては、一切営業借り上げで予算計上しており、集中管理についてもそういう方向で検討中である。インフルエンザの予防接種無料化については、来年度、余裕ができましたならばその方向で努力したい。野犬については、今の現状ではむづかしいので、ご平抱願いたい。いざみ靈園の楓樹の予算については、できるだけ経費のかからない、また包囲できるような木を考えて植樹する旨的回答がありました、衛生費を終わりました。

次に、労働費、農林水産費については、別に異議なく終わりました。

次に、商工費については、まず第1点として、最近の产地経済の労働力確保困難の状況に照らして、来年度求人対策の方向並びに関係事業主の意見を徵する必要がないか。また、勤労青少年ホームの建設位置、規模、完成時期についてはどうか、との質問に対し、求人対策については、本市の産業構造から需要される女子中卒者は、最近の進学率の向上、過疎化の進行、スーパー、観光ホテル従業員志望者とのせり合い、現地企業の立地等の事情により、雇用情勢はますます厳しいが、永年つらかわってきた絆原地の維持確保のためには、今後とも求人キャラバン対策は必要であり、現地関係者並びに統計上からも表付けされているので、本年度においても継続実施する。また、事業主の意見を徵する機会は、例年、実施直前に懇談会開催を実施しているが、なお、市独自の求人対策協議会設置について前向きの姿勢で検討をする。勤労青少年ホームの建設、位置、規模、完成時期については、労働会館としてではなく、働く青少年の憩いの場所として考えている。また、土地の高度利用を配慮して、用地については総合会館建設予定地を充てるべく、目下関係筋と折衝中であり、さらに、財政事情との関連と相待って将来、総合会館を完成すべく計画し、補助起債の折衝により、年度内完成を目指した旨回答がありました。

次に、観光行政として、本市の恵まれた観光資源を温存するための施策としては、本年度予算では不十分ではないかとの質問に対し、観光開発か、自然環境温存か、議論の分かれるところであるが、この両者の調和を図っていくべきだとの考え方を立って、市としては、前年度に継続して、桜、モミジの植樹計画を中心で整備していくが、いわゆる観光公害に対する荒廃防止に留意する旨答弁がありました。

また、中小企業従業員福祉共済対策費の予算計上があるが、その具体的な内容についてはどうか、との質問に対し、本市の小規模事業所に働く従業員の比重の高い実態に照らして、大阪府の未組織労働者の福祉施策に協調して、財團法人労働者信用基金協会に出資を行なって、本年度の普及に協力するとともに、市の施策としても積極的に取り入れていくものである。さらに、永年要望されている給付制度を中心とした互助的な中小企業従業員福祉共済制度の創設

じ指導する。映画フィルムは、府教委では定期的に「現代を生きる」という社会同和啓蒙映画を作成しており、本市はこれを同和教育の振興普及に資するために購入するものであり、進路補償協議会委託料は、和泉市内の小・中・幼・保・高校・職安等の団体が集まり、進路に関する差別の実態への科学的認識に基づき、これらの差別を除去し、青少年に豊かな未来への進路を保障する目的で結成されたもので、就職の機会均等につながる教育内容の研究、就職差別をなくす企業との懇談、追跡調査等に取り組み、その解決に協力願うべく、委託料として計上した。同和教育推進委託料については、昨年11月21日、町会連合会、婦人会、青年団、PTA等、12団体の参加を得て、差別をなくすため、和泉市同和教育推進協議会が結成され本年に入り、2月から3月にかけ、13校区で相次いで校区同推進が結成されており、これら協議会に対する年間活動の委託料として措置した。乳幼児を守る会、教育を守る会、高校・大学友の会の負担金については、種類が多く、学年によっても額が違つておるので、一口にお答えにくい旨答弁がありました。

第2点は、社会教育関係の留守家庭学級の設置場所及び鶴山台についてはどう考えているのか。また、池上遺跡の保存については今後どのようにしていくのかとの質問に対し、「カギ子」対策として、信太、国府、伯太の3校区に開設しているが、鶴山台地区においては、現在校舎も建築途上で危険でもあり、実施していないが、実情を調査し、善処してまいりたい。池上遺跡の保存に対する基本的姿勢は変わっていない。本年度も債務負担をもって措置しており地区指定と相まって、先行取得用地は国の補助と結びつけるようにする旨の答弁があったわけあります。

第3点は、子供会活動に対し、90万円以上も予算措置しているのIC、青年団、婦人会ICに対する予算はどうなっているのかとの質問ICに対し、各種行事費の中に委託料として、婦人会60万円、青年団48万円計上している旨回答があつたが、これらの委託料をもって国防婦人会のような指導をしていかないかとの質問ICに対し、これらの団体は会費、寄附金、市委託料をもって年間行事計画を策定しており、市は団体育成の指導をしているが、決して国防婦人会のようなあり方でない旨答弁がありました。

そのほか、伯太幼稚園は将来立ち退きを要すが、用地買収予算は、市民グランドの使用と学校校庭の開放について、及び学校補修等の當面、青少年会館の利用、図書館の建設計画があるのか等の質問がありましたが、それぞれ回答を得て了とし、教育費を終わつたのであります。次に、公債費、諸支出金、災害復旧費、予備費については、質疑なく、第1日日の審議を終わつた次第であります。

第2日目は、一般会計予算の歳入より一括して審議に入りました。

る。

市民1人当たりの税負担については、2月2千200円で、固定資産税では約8千円、市民税で約1万円となっている。

教材費の国庫負担金については、義務教育費国庫負担法に基づく補助率は2分の1で、48年度小学校で3万5千560円が、49年度は3万6千690円で3%アップ、中学校は5万2千750円が5万5千820円である旨の回答があった。

父兄負担の解消については、義務教育無償という1つの理解により、法律によって補助制度が年々充実しており、さらに加えて市としては、予算書にも出ているように、父兄負担の軽減を図るべく、需用費の中で増強し、年次的に計画し、解決を図っていこうという考え方である旨回答がありました。

第3点目は、計上収支が90%、財政指標からいっても、財政構造は最大の問題点であり、ただ苦しい中でのやりくりだけで過ごしていこうとするのか、財政運営の姿勢を伺いたい。

また、超過負担の問題で、毎年度比5.4%となっているが、特に事業関係で基準単価との差異がどのくらい見込まれているのか。地方交付税は前年度実績に基づいての計上であると思うが、現在の情勢を踏まえてどのような目標設定をしていこうとするのか。手数料の問題ですが事務費の増大という理由を説明されたが、市民負担を今の時点で考えねばならないのか、根拠を聞きたい旨の質問がありました。

これに対して、総括的な財政基盤の定着性についての取り組み姿勢であるが、非常に体質の弱い基礎に立っており、開発計画あるいは産業構造などの改善も含めて、市自身の体質改善も考えていかねばならないと思っており、合わせて上級官庁に対し、地方自治体の財源の弱さを積極的に取り組み、強めていかなければならない。

1番大きな目標は、超過負担の解消で全地方自治体の悩みであり、全国市長会あるいは議長会等の組織的な活動のもとに陳情を続けており、順次改善されつつあることは事実であるが、国の補助基準等が引き上がるのに比較して、現実の物価上昇はさらにそれを追い越してきているのが現状で、超過負担を完全に解消することは49年度においても望み薄であり、個々のケースを1つ1つ追究し、上部機関へ笑き上げていく姿勢をとっていただきたい。

現在の地方交付税は普通交付税と特別交付税との2つの種類に分けられており、その大半は普通交付税で、その積算は一定の努力目標を指して交渉をするという性質を持っていない。地方交付税は非常に細かく規定されており、基準財政需用額というものが定められ、人口・面積であるとか、学年数あるいはクラス数であるとか、一定のルールでもって積算されるもので、これに対する努力目標というものは、法律の改正をまたない限りできないというのが現状で、

第3点の繰入金については、当初計上額1千万円で本会計が運営されるよう最善の努力したい旨、回答がありました。

第4点の保険料率につきましては、昭和49年度予算については一切改正は見込んでおらない旨の回答がありました。

第5点の納付組合関係については、現在約60%が組織化されており、収納成績もよい旨の回答がありました。

その他、1、2の質問、要望があり、質問についてはそれぞれ回答を得て、審議を終わりました。

審議終了後、本会計予算の可決について賛否を諮ったところ、「異議あり」の声もありましたので、採決の結果、賛成多数で本予算案を原案通り可決決定いたしました。

続きまして、土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

土地区画整理事業の中で、第2阪和国道及び松原・泉大津線の全長は幾らか。また、すでに用地買収した部分及びそのパーセンテージは幾らか。地元の要望があって、話し合いが進んでいるか、との質問に対し、土地区画整理事業区域内の第2阪和国道延長は約647メートル、松原・泉大津線延長は約361メートルであり、区画整理事業区域であるので、用地買収は行なっていないこと、及び、現在該会第2阪和国道対策委員会のご尽力により、地元との話し合いを行なっているとの回答がありました。

そのほか、地元との話し合いを十分してほしいとの要望があり、これを終わりました。

本予算について諮りましたところ、異議があり、採決を行ないました結果、賛成多数で土地区画整理事業特別会計予算を原案通り可決決定いたしました。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益について基本的にどのように計上したのか。また、公団答の分担金の実例はどうか。基本水量を5立米に下げる意思はないかとの質問に対し、収益については、過去の実績により、順調な給水を見込んで計上している。分担金については、公団等、宅造地にかかるすべての費用について過去全額負担させており、今後も負担させる方針である。また、基本水量については現在のところその考え方がない旨の回答があり、さらに今後生活保護家庭等を考え、基本水量下げることを検討するようにとの要望がありました。

また、現在光明池より相当の水量を受水しているが、水量が減ったときの対策はどうかとの質問に対し、本市は水源として府営水47%、光明池水10%、泉北水道29%、自己水14%によって給水しており、昨年の高潮時でも光明池より直接相当量受水しているので、よほど干ばつでもない限り、水量は確保できるものと思われるとの答弁がありました。

委員会の定数増は、社会教育指導主事を定数内に組み入れている。今まででは先生職の席に置いていた。

第2点目は、機構に関連するが、人口増に伴い、市民課の需要が増えているや聞いているが、拡充されるのか。また、衛生課も市民の環境保持の立場から清掃課あるいは衛生課というような拡充策を考えていないのかとの質問に対し、具体的な機構の改善に伴う措置については検討中である旨の回答があり、全員異議なく原案通り可決決定いたしました。

次に、議案第8号特別職の職員で非常勤者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第9号和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、いずれも全員異議なく原案通り可決決定いたしました。

次に、議案第10号和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定については、第1点として、南松尾幼稚園の運動場であるが、どのように確保していくのかとの質問に、南松尾幼稚園は、福祉との関連において、昨年度収容できない状態の中で、せめて入学前1年を収容しようということで、その抜本的な対策として、新設幼稚園の計画は当然考えなければならないと思っているが、財政事情もあり、旧役場跡を利用する形になっており、接続している土地を借りるよう努力しているのが現状であり、いずれにしても、新しい新設幼稚園という基本的な考えは持っている旨の回答がありました。

第4点は、南池田幼稚園については、工事が遅れないか。また、定員に満ちているかとの質問に対し、工場については建設課からこのと5日完成し、引き渡したいと聞いており、定員については120名であるが、現在入園希望者は80名足らずであるとの回答があり、これを終わり、本件についても全員異議なく可決決定いたしました。

次に、議案第10号和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定については、第1点として、市民の憩いの場の少ない和泉市で、市民会館を使用するのに非常に高い費用がいる。今の時代に冷暖房を使わないといふのはないのであるが、現行1日1万円であったものが、1日8時間使用するとして、冷暖房料が1万6千円加算される。市民会館としての性質からして高過ぎるのでないかとの質問に対し、現行条例は36年8月に制定したままであり、実際に1時間2千円以下としているが、各部屋ごとに違ひ、最高ホールを2千円としており、ホールで暖房1時間使用した場合は実際2千300円の都市ガスを使用している。余分にもらうという考えは毛頭持っていない。

第2点目は、1時間で2千円以下加算するというふうに確認せざるをえないのであるが、これは別に市長が定めるというふうに了解してよいのか、との質問については、ここに規定して

あり、これを終わり、おはかり致しましたところ、「異議あり」の声があり、採決の結果、賛成多数で原案通り可決決定した次第であります。

次に、議案第16号和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、第1点は、ごみの週2回取りの予算計上はしていないが、7月目途にがんばるということであったが、この値上げは4月1日実施ということで提案されているわけであるが、廃棄物の処理は市民すべてにわたっての施策であり、値上げについては賛成できない。この条例を撤回する気はないかとの質問があり、これに対しては、現行清掃行政については、住民に関心のあることをいつも理解しているが、これを全部市が負担するということになると、相当額負担となり、現行清掃行政だけで住民1人当たり約4千円という市が持ち出しをしているという現況の中で、ごみは市全般にわたり収集をしているが、し尿については、浄化槽等の関係上現在7万4千人の対象であり、負担の原則から、ある程度の市民負担を願いたいと思うとの回答がありました。

第2点は、現状し尿処理収集についての苦情がどの程度掌握し、苦情に対する処理の体制、また大阪湾岸の下水計画、一部自家下水等を含めて、今後のくみ取り行政のあり方、設備あるいは人権尊重の高騰によって、毎年と言ってよいほど料金改正されている状況をどのように考えているのかとの質問がありました。

これについては、ご指摘の通り苦情のあることは事実で、把握している苦情は約15件から20件ぐらいあり、清掃環境指導員1名が絶えず苦情処理に当たっており、昨年、山間地域に苦情が相当数出たが、中継処理という形をとり、徐々に苦情がなくなっている。本年度は、し尿の好適槽の準備と処理体制の迅速ということで業者との話し合いもできている。公共下水の問題については、着々とその方向に向かっているが、現在の市の下水が不完備であるので、今後も努力したい旨の回答があり、終わりました。

本件については反対の意見もあり、採決の結果、賛成多数で原案通り可決決定いたしました。

次に、議案第17号和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定については、別に質問がなく、意見と反対の態度表明があり、採決の結果、賛成多数により原案通り可決決定いたしました。

以上の通り、2日間にわたり付託された議案の審議が全部終了した次第であります。

何とぞ速やかに全議案を可決決定下さるようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（坂上國治君）　ただ今委員長より詳細なる報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略し、討論に移りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

の考え方は全部消え去っていると言わざるをえない。したがって、このような予算に賛成することはとうていできない。

施政方針と予算とは一体不二のものである。私たちはこのように考えてきたけれども、和泉市に限ってはそういう考え方は誤りである。予算は予算、施政方針は施政方針、このように、その2つは別のものなんだということを、この予算と施政方針とで市長は教えてくれた。このことについては、今後、また、臨時会あるいは定例会等を通じてもう少し検討していってみたいと思います。

市民の中で、「市長は映画やテレビに出てくる恐代官の再来ではないか」というようなうわさもちらほら聞こえるような昨今でございますが、この施政方針と予算とを見比べてみると、あながちそうではないんだと言い切れない。なるほどそういう面もあるんだなと考えざるをえないよつな予算でしかない。

また、特別会計、事業会計等についていろいろ意見はございますが、そのうちほんの1、2点だけ申し上げておきます。

国民健康保険会計については、料金引き上げを示唆した予算である。水道会計については、未給水地域の解消が明示されておらない。また、将来への受水計画も考えられておらない。病院会計については、市民病院としての性格が漠然視されている。対市未収金というようなことが予算のうちにあげられておる。このような要点だけをあげまして、細部は省略して反対意見としたいと思います。

以上、昭和49年度の一般会計、特別会計、事業会計及びこれらに関連する諸議案に対して反対をいたします。

以上です。

○ 議長(坂上国治君) 次の賛成の方、お願いいたします。

○ 1.3番(藤原利一君) それでは賛成の立場から私のご意見を申し上げます。

昭和49年度の一般会計ほか各会計予算並びに関連する諸議案について、賛成の立場から意見を表明いたしたいと思います。

現下の地方財政は、昨年末の急激な経済変動により、国内外における金融の引き締め等一連の厳しい経済施策の実施により、昭和47年度において一たん好転が見られたものの、またもや厳しい情勢となりました。

49年度の国家予算を見ますと、未曾有の石油危機により、極強い物価の騰勢の続く中で、早急な物価安定を期するため、総需要抑制に最大限の努力を払うという基本方針のもとに予算を編成され、前年度と比較し、20%以内に抑えていることは周知の通りであります。財政基

この点は、理事者は十分頭に入れて聞いてもらいたいと思うわけでございますが、まず、同和問題につきましては、公正で民主的な市政運営が行なわれておらない。和泉市の再重要施策といわれておるとの同和事業予算につきましては、国の補助が大変少ない。また、執行面では実際の市債負担が超過負担となり重なり合って市財政を圧迫していることは明白でございます。

たとえば和泉団地につきましても、312戸分。これは、国の補助が11億円で、市の負担が起債、単費合わせて8億8千810万、約々7.8%という状態。これに対して、国がなすべき施策、国が逃げていく、このやり方に厳しい批判を加えていくという姿勢が見られない。

さらに、同和行政の基本につきまして、依然として窓口一本化行政である。特定団体の私物化行政と言われてもいたし方のない同和施策が、団体の加入者に限って行なわれる。それ以外は、同じ地区住民であっても、同和施策が受けられない。団体加入者でなければ、公金による助成が受けられない。こういう憲法14条と地方自治法10条を頂に違反する行政が依然として改められておらない。このようなことは絶対に認めることにはいきません。

さらにまた、地方公共団体である自治体が、同和行政にこと寄せて、自治体の住民自治の精神を踏みにじり、共産党に対する誹謗中傷を行なっている。こういう、まさしく地方自治を破壊する、このことに市当局が手をかしている。これは絶対認めることができない。2月15日付の文書がそうですが、この点は直ちに撤回し、反省すべきである。そのことを申し上げたい。

次に、債務関係でございますが、昭和48年度末の地方債残額は約61億円。ところが、49年度の地方債25億追加しまして、予算書の計上を見ますと84億円という膨大な起債が地方債残として残りますが、今日でも7億9千万円の元金利子償還金が、来年度は10億円に上ることが必定でございます。

さらに、債務負担行為につきましても、公社関係の48年度末で89億円の借入金、固定負債。今度また、当然、債務負担、純債務負担46億、損失補償36億、合わせて82億にもなる。内容といたしましても、用地だけでも60億を買う。こうしたことになれば、当然、膨大な借金をかかえてくるという点で、いやしくも、今日の和泉市財政の基盤の弱さからいっても先行き不安、市民の将来を考えないという予算で、これも認めることにはいきません。

だから今日、一般会計予算の117億中7億5千万以上、約4.0.6%以上といふ同和予算の比重の高さについて、絶対に市の財政に圧迫をささないという基本的な方針がなくてはなりませんが、それは何ほどもございません。この点を改めて指摘したいと思っております。

さらに、財源確保の問題につきましても、何ら誠意のある財源確保についての手立てがなさ

関連議案につきまして賛成するものでございますので、賛成の意見を申し述べたいと思います。

わが国の経済は昨年来から著しい変動を來しました。そのため、住民生活に多大の影響を及ぼしているところでございます。国はその解消策として、49年度は物価安定短期決戦を基本として緊縮予算を編成したことは周知の通りでございます。これがため、財政基盤の弱い本市は、国の経済政策の影響を受け、財政運営が一段と厳しいものとなっております。

市は行政の総合的な実施主体として、常に住民の福祉を念頭に置いた財政運営に意を用いなければならぬことは言を待たないところでございます。本市の昭和49年度各会計予算は、厳しい国の制約を受けながら、財源の効率的配分に努め、限られた財源で住民福祉の向上に積極的に取り組み、予算を編成したものと考えます。

まず、一般会計において、総額117億でありますて、昨年度当初に比較し46%の伸びとなっており、このうち約半数に近い55億円を住民生活関連の投資的な事業費に当てられてゐることは、複雑化する住民の要望にこたえるものであると考えます。

一方、歳入面では、政府等の一般財源の伸びはかなり増大していると考えますが、税源の乏しい本市において、調和のある依存財源を求めるることは得策であろうと思います。今後とも鋭意工夫をこらし、依存財源導入に努められ、地方財政の基本理念とされる、いわゆる最少の経費で最大の効果をあげ、健全財政を維持せられんことを望むものでございます。

次に、国保会計では、保険料の改定を行なわず、少額とはいえ、一般会計から繰入金で処置できましたことは、ご同感に存じます。しかしながら、最近の医療費の增高からして、その悪化も予想されますので、適宜適切な処置により、保険会計の総合経営の理念に徹して、健全運営を強く要望するものでございます。

次に、土地区画整理事業会計予算につきましては、事業施行の促進を強く望むものでございまして、一般会計からの繰り入れもやむをえないと思いますか、事業の性格からしまして、でき得る限り、国の負担で施行せられるよう努力されんことを要望いたします。

病院事業会計につきましては、現行医療制度上問題もあり、経営の困難性もあろうかと思いますが、事業の拡大と財政再建になお一そうの努力を払われるよう強く望むものでございます。

水道事業会計につきましては、不良債務も一応解消されており、一定の評価をするものでございますが、今後も健全財政運営に格段の努力を払われ、未給水地区の解消についても強く要望いたします次第でございます。

最後に、これら予算に関連する議案につきましても、本市の現状から見て相応の処置と考えます。

以上、各会計予算並びに関連議案について賛成の意見を申し述べましたが、執行に当たって

にあって、常に住民の要望するところの施策を最重点的に取り上げ、住民福祉の向上に努めておると思います。これは公共団体として長い間の使命であり、この昭和49年度の各会計の予算を見ると、現下の厳しい財政環境の中にあって、思い切った積極的な予算の編成を行なっているものと見受けられます。

まず、一般会計について見ると、前年度に非較し、37億円の増加であり、総額117億円を計上しており、本市の少ない自主財源の配分について、効率的に計上しているものと思われます。各事業ごとの依存財源の導入について常に意を用い、都市基盤整備につき、住みよい町づくりに邁進しているものと考えられます。

そのほか、国保関係並びに水道、病院の企業会計予算についても、現行の制度上、健全財政を進めることは至難だと思いますが、できる限り住民負担に転嫁しないで、企業努力により、かつまた、一般会計の財政需要等勘案しながら、繰り入れ処置について慎重を期し、財政運営の秩序の確立を図られるよう望むものであります。

予算に関連した議案もありますが、一部住民負担の引き上げについては、現下の経済情勢を考えるとき、若干の負担もやむせえないものと思われます。

しかし、ごみ、し尿処理等の環境衛生問題について一部、苦情もあるやに聞いておりますので、この際、理事者一丸となって、住民利益の向上に努められるよう、強く望むものであります。

最後に、理事者各位はますます切磋琢磨せられ、この厳しい財政状況を克服し、新年度予算の執行に当たっては特に慎重を期し、健全財政の維持について要望するものであります。

以上をもって私の賛成意見といたします。

○ 議長（坂上國治君） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。日程第1より日程第17までを原案通り可決するに賛成の方は举手を願います。

（举手多数）

賛成多数ですので、日程第1より日程第17までは原案通り可決されました。

予算特別委員の皆さんには、慎重ご審議賜り、まことにありがとうございました。

それではお昼でございますので暫時休憩をいたします。

（午前12時50分休憩）

金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等)を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

II 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)抜粋

(法人の経営状況を説明する書類)

第173条 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

別紙 和泉市土地開発公社の昭和49事業年度の事業計画に関する書類

1 昭和49事業年度和泉市土地開発公社予算

(総則)

第1条 昭和49事業年度和泉市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ8,111,789千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表収入支出予算」による。

(借入金)

第3条 借入金の限度額は、5,216,000千円と定める。

支 出

款項	金額
1. 賣業 事務費	6,027,720 銅
1. 土地取得到賃	5,819,420
2. 土地造成費	2,08,300
2. 管理費	8,1,0,6,9.
1. 財產管理費	3,8,6,2,0
2. 事務管理費	4,2,4,4,9
3. 借入金償還金	2,0,0,0,0,0
1. 借入金償還金	2,0,0,0,0,0
4. 予備費	3,0,0,0
1. 予備費	3,0,0,0
合計	8,1,1,1,7,8,9

(支出)

款	項	目	本年度予算額	節		說明
				區	分	
1.事業費			6,027,720			
	1.土地取得費		5,819,420			
		1.土地取得費	5,819,420			
				1.委託料	5,000	遞定委託料
				2.公有財產賄入費	6,381,420	土地財物賄入費
				3.補償金及賠償	4,33,000	物件等移転補償費
	2.土地造成費		2,08,300			
		1.土地造成費	2,08,300			
				1.委託料	8,000	設計等委託料
				2.工事請負費	20,000	造成工事請負費
				3.役務費	300	開采行為許可申請手續料託代
2.管理費			8,10,69			
	1.財產管理費		3,8670			
		1.財產管理費	3,8620			
				1.工事請負費	3,8,000	貨物除却等工事請負費
				2.賃金	120	人夫賃金

				事務費	27,000
5旅 費	4 0 0	府外旅費	2 0 0,0 0 0		
6支 準 費	3 0 0	府内旅費	2 0 0,0 0 0		
7需 用 費	1,5 6 9	○消耗品費 共通消耗品費 その他消耗品費 ○食糧費 会議賄 来客賄 ○燃料費 自動車燃料 暖房用燃料 ○印刷製本費 登記関係諸用紙印刷代 譯叢等印刷代 その他諸用紙印刷代 ○修繕料 自動車修繕料 備品修繕料	2 8 9,0 0 0 5 4,0 0 0 2 3 5,0 0 0 1 5 0,0 0 0 5 0,0 0 0 1 0 0,0 0 0 5 0,0 0 0 2 8 6,0 0 0 2 0 0,0 0 6 0 0,0 0 0 1 0 0,0 0 0 1 0 0,0 0 0 4 0 0,0 0 0 2 0 0,0 0 0 1 8 0,0 0 0 2 0 0,0 0 0		
8役 務 費	1 3 0	○自動車保險料 電話使用料	7 0,0 0 0 6 0,0 0 0		
9使 用 料 及 傷 費	3 7	○有料道路通行料 自動車借上料	2 5,0 0 0 1 2,0 0 0		

合	計	8,111,789.
---	---	------------

昭和 4 年度和泉市土地開発公社資金計画

区分	金額	備考
受入賃金	8,111,789	
1. 事業収入	2,891,889	
2. 借入金	5,216,000	
3. 事業外収入	3,900	

支払資金		
1. 事業費	6,108,789	
2. 借入金償還金	2,000,000	
3. 予備費	3,000	
差	0	

2. 和泉市公共事業に充当する目的をもつて当公社にて先行取得した用地を下記により譲渡するものとする。

事業名	計画面積	譲渡価格	備考
幸小学校用地	8,500 m ²	704,000 円	
山手中学校用地	1,378	52,640	
和泉第二団地用地	1,870	263,274	
和泉第三団地用地	5,767	76,292	
地区内道路1号線用地	2,310	35,480	
解放センタ一用地	10,000	65,000	
和泉第二保育園用地	1,650	64,850	
肥子池公園用地	1,200	60,000	
合計	32,475	2,891,889	

3. 和泉市の公共事業に充当する目的をもつて当公社にて先行取得した用地を下記により造成するものとする。

事業名	計画面積	事業費	備考
換地対策事業	20,159 m ²	2,000,000 円	

昭和 48 事業年度和泉市土地開発公社予定貸借対照表

(昭和 49 年 3 月 31 日)

資 産 の 部

資 定 資 産		合 計	資 定 資 産		合 計
定 形 固 定 資 産	無 形 固 定 資 産		定 形 固 定 資 産	無 形 固 定 資 産	
1 有形			1 有形		
(1) 土地		6,958,261	(1) 電話		100
(2) 建物		1,877,183	(2) 賃貸		100
(3) 槽		640,23	(3) 合資		16,000
(4) 請		3,298	(4) 資本		16,000
		8,978,955			8,990,055
2 無形			2 無形		
(1) 賃貸			(1) 賃貸		
3 投資			3 投資		

6 昭和49事業年度和泉市土地開発公社予定損益計算書

(昭和49年4月1日～昭和50年3月31日)

I 事業収益	II 事業費用	原價		賃料		賃料		損失		III 事業利益
		事業地	事業地	賃料	賃料	賃料	失却	利息	取入	
1 事業地販売事予減	2 地賃料	2,847,285	620	4,198,9	3,000	715	2,893,607	3,500	4,000	1,718
3 事	4 利									3,900
5 事業地	6 雜									2,182

資本	金	計	資本	金	計	資本	金	益	計	資本	金	利	合
資	損	合	負	債	合	資	余	益	純	金	資	利	合
動	益	合	人	債	合	動	余	益	利	金	資	期	合
現	流	資	定	固	負	基	剩	綠	當	期	資	負	
1	1	1	1	1	1	N	V						

資本	金	計	資本	金	計	資本	金	益	計	資本	金	利	合
資	損	合	負	債	合	資	余	益	純	金	資	利	合
動	益	合	人	債	合	動	余	益	利	金	資	期	合
現	流	資	定	固	負	基	剩	綠	當	期	資	負	
1	1	1	1	1	1	N	V						

- 議長（坂上国治君）本件についてご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君）この予定貸借でいくと、固定負債が18億と大変膨大なもので、事業収入の中で28億9千188万円を市が買い取ると出てますが、これと関連して、一般会計予算が先ほど可決されたわけでございますが、関連して、公社へ委託し先行取得するもののはいいとして、和泉市学校建設協会の建設事業資金の元金が具体的には、公社関係がどういうふうにタッチするのか。いまのところ、財團法人としては公社だけしかないと思う。その点について、理事者のはうから委託されて買うものはともかくとして、学校関係の債務負担行為分は公社関係に入るか、入らないか、お答え願いたい。

- 議長（坂上国治君） 答弁。

- 教育次長（阪東重信君） お答え申し上げたいと思います。

人口急増都市である本市といたしましては、年々、急増する児童生徒を収容するための義務教育施設の整備が急務となっておる現状でございます。これらの実施には多額の財源を必要とし、市単独の財源では不十分なため、広く民間資金を活用して義務教育施設の整備を行なって和泉市の教育環境の改善を図ろうということで、先ほど議決いただきました予算の中で、出資金として200万円予算計上をお願いしたわけでございます。

この協会の設立につきましては、直接のご質問にかかる問題でございますが、開発公社の中では、言わば、和泉市の開発協会から公社に切り替える時点で若干の疑惑がありました。はつきり申し上げまして、公社の業務内容の範囲は、学校等を含めて土地の先行取得を行なうが、建物はどうかという問題がありまして、各種の疑惑の中で、各市が協会と公社の2本建てによって事業を施工してあるのが実態でございます。

本市としては、学校関係の土地については開発公社のはうで先行取得していただき、債務負担に計上する予算等については当然、公社のはうで執行していただきますが、学校の建物につきましては、学校建設協会を設立し、その中で民間資金等を導入して先行取得して整備をしていきたいと思っております。

したがって、これらの設立の趣旨に則り、大阪府教育委員会あるいは直接、財政のご指導をいただく地方課等のご指導を得て、近くこの事務を選びたいと考えておりますが、設立に対するいろいろの問題について、府の全面的な指導と協力をいただくということでございます。

- 18番（直村静二君） そうすると、このへんできちっと市の明確な基本姿勢についてお尋ねしたい。

公社の設立について若干疑惑があつたので、今回、公社については、学校関係の用地だけを委託し、建物については別口だ。新たに財團法人ですか、そういうものを設立するんだという

○ 総務部長（坂口礼之助君）お答えいたします。

仰せのご趣旨につきましては、全く私たちも同じ考え方を持っております。やはり市の執行等につきましては、議会の議決を得てやっていくのは本来の姿でございまして、決してそれを逸脱するような考えのもとに公社の運営をしたり、あるいは設立しようとしております学校建設協会の運営をしようという考えは毛頭ございません。学校建設協会等についても当然、補助金あるいは国の起債等を前提とした事業以外は一切やらないという健全な財政運営の考え方方に立って設立を許可していただくということで進めてございますので、議会を全く形骸化するような形は絶対いたしませんので、その点はお約束できると思います。

○ 議長（坂上国治君）他にご意見ないものと認め、報告第1号を終わります。

○ 議長（坂上国治君）日程第19「工事請負契約変更について」より日程第32「昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第7号）」までは同種のもので予算と関連いたしますので、これを一括議題といたします。

該案の朗読につきましては、委託のみ朗読したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第24号

工事請負契約変更について

昭和48年3月19日議決を経た市立（仮称）和泉台小学校新築（第1期）工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤木秀夫

「契約金額 151600000円」とあるのを「契約金額 152600000円」に改め
る。

議案第 27 号

工事請負契約変更について

昭和48年6月23日議決を経た市立郷莊中学校体育館新築工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤木秀夫

「契約金額 58,000,000円」とあるのを「契約金額 63,000,000円」に改める。

議案第 28 号

工事請負契約変更について

昭和48年7月26日議決を経た(仮称)横尾川橋梁新設工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤木秀夫

「契約金額 58,500,000円」とあるのを「契約金額 40,000,000円」に改める。

議案第31号

工事請負契約変更について

昭和48年11月2日議決を経た市立(仮称)南池田幼稚園新築工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤木秀夫

「契約金額 40000000円」とあるのを「契約金額 42200000円」に改める。

議案第32号

工事請負契約変更について

昭和48年11月2日議決を経た市立(仮称)旭保育園新築工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤木秀夫

「契約金額 165,000,000円」とあるのを「契約金額 182,500,000円」に改める。

議案第 35 号

工事請負契約変更について

昭和48年12月18日議決を経た市立(仮称)第二国府保育園新築工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤木秀夫

「契約金額 80000000円」とあるのを「契約金額 84,000,000円」に改める。

議案第 36 号

工事請負契約変更について

昭和48年2月26日議決を経た(仮称)和泉第一団地第1期建設工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤木秀夫

「工期 自 昭和48年2月26日(議決の日)
至 昭和49年3月31日 」とあるのを

「工期 自 昭和48年2月26日(議決の日)
至 昭和49年5月25日 」に改める。

第1表 崑入歳出予算の補正

(単位千円)

1. 嵩入

款項	補正前の額	補正額	計
9. 国庫支出金	1,561,550	7,851	1,569,401
2. 国庫補助金	924,678	7,851	932,524
10. 府支出金	972,460	74,004	1,046,514
2. 府補助金	892,621	71,061	963,682
3. 府委託金	51,600	2,993	54,293
11. 財産収入	240,494	15,604	256,098
2. 財産売払収入	225,600	15,604	241,104
16. 市債	1,663,815	△ 87,606	1,626,209
1. 市債	1,663,815	△ 87,606	1,626,209
歳入合計	9,561,023	59,903	9,620,926

第2表 地方債の補正

起債の目的	補 正				前				補				正				後																		
	起債の方法	帳	度	額	起債の方法	償	還	期	金	貸	借	額	起債の方法	償	還	期	金	貸	借	額	起債の方法	償	還	期	金	貸	借	額							
老人福祉 センター建設	押	年	%	以内	賃金 区分	償 還 期間	期 間	別	借 金 額	貸 出 額	借 金 額	年	年	度	額	借 金 額	貸 出 額	借 金 額	年	年	度	額	借 金 額	貸 出 額	借 金 額	年									
		310,989	普通賃 借又は 証券発 行	8.0	政 府 その 他	25	2	年 以内	政 府 その 他	25	2	年 以内	半 年 賦 又 は 賦 元 利 均 等 又 は 當 初 發 行 額 の 5 % を 短 縮 し 若 く は 續 上 償 還 以 上 半 年 賦 利 に 借 替 え る こ と が 可 能 で き る	258,883	普通賃 借又は 証券発 行	10.0	政 府 その 他	25	2	年 以内	年 以内	普 通 賃 借 又 は 證 券 發 行	10.0	政 府 その 他	25	2	年 以内	年 以内	普 通 賃 借 又 は 證 券 發 行	10.0	同 上	25	2	同 上	同 上
(仮称) 旭保育園 建設事業		6,918	同 上	10.0	同 上	25	2	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	21,918	同 上	10.0	同 上	25	2	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上										
合 計		1,663,815																																	

2. 民生費	府助金	230,119	71,061	301,180	1. 社会福祉費 補助金	71,061	老人福祉センター新築事業補助金追加
(3) 府委託金		31,800	2,993	34,293			
6. 災害復旧賃 府委託金			2,993	2,993	1. 災害復旧賃 委託金	2,993	昭和48年度 山地保全強化事業委託金
(4) 財産収入		240,494	15,604	256,098			
(2) 貨物売上		225,500	16,604	241,104			
2. 不動産 売上		221,450	15,604	237,054	1. 土地 建物 売上	16,604	土地売上収入追加
(5) 市債		1,663,815	△ 37,606	1,626,209			
(1) 市債		1,663,816	△ 37,606	1,626,209			
2. 民生費		585,980	△ 37,606	348,374	1. 老人福祉施設 整備事業債 △ 52,606	老人福祉センター建設事業債追加	
歳入合計		9,561,023	59,903	9,620,926	2. 児童福祉費 △ 15,000	児童福祉費 △ 15,000	児童福祉建設事業債追加

⑥ 土木費	2,153,517	5,500	2,158,817	1,927			8,578				
(1)土木管理費	115,025	△ 2,500	112,526				△ 2,500				
1. 土木總務費	115,026	△ 2,500	112,520				△ 2,500				
[4]用地対策費	4,955	△ 2,500	2,455				△ 2,500	11. 需用費	△ 500	○ 消耗品費	△ 300,000
										○ 燃料費	△ 100,000
										○ 修繕料	△ 100,000
										○ 修繕料	△ 100,000
(5)住宅費	800,108	8,000	808,106	1,927			6,076			13. 委託料	△ 2,000 更正減
2. 住宅建設費	784,816	8,000	792,816	1,927			6,076				
(3)唐園地建設費	83,555	8,000	91,553	1,927			6,076	15. 工事請負費	8,000 建設資材等急購ICより工事費追加		
⑩教育費	2,080,117	7,710	2,087,827	6,924			1,786				
(2)小学校費	1,115,059	4,600	1,119,639	4,225			376				
4. 学校建設費	663,842	4,600	668,442	4,225			376				
(11)伯太小学校 増改築事業費	21,901	900	22,801	526			580	16. 工事請負費	900 "		

(1)農林水産施設災害	7,643	2,998	10,636	2,993								
1. 農林水産施設復旧費	7,643	2,998	10,636	2,993								
					11. 編用費				11. 消耗品費	11,000		
歳出合計	9,561,023	59,903	9,620,936	81,305	△37,606				工事用消耗品費			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みについての説明

区分	前々年度末 現在高	前年度未現在高	事業費繰 越しによる 増減額	借入済額 延べ分	当該年現在高			当該年増減見込み			当該年度 未現在高 見込額
					補正前の額	補正後の額	中起債見込額	中元金償 還見込額			
1. 普通債	2,755,764	4,099,388	193,163	4,292,551	1,649,915	△57,606	1,612,309	1,89,765	5,715,097		
(1) 民生	282,091	523,453	82,563	406,016	585,980	△37,606	348,874	25,408	728,987		
合 計	3,005,420	4,822,095	193,163	4,515,262	1,663,815	△37,606	1,626,209	204,533	5,956,938		

一般会計補正予算（第7号）について、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

本定例会中の去る18日に一般会計の補正予算第6号をご譲り受け、短期間に本日、第7号の補正予算をご提案させていただき、まことに恐縮に存しております。

ご承知の通り、近時における建設資材の高騰は異常なもののがございまして、昭和48年7月31日以前に請負契約を締結した工事のうち、8月1日現在施行中のもので、同日現在の残工事について、労務費を含む63品目及び9月1日現在施工中のもの並びにそれ以後に施工する工事で、本年1月31日までに契約を締結した工事の基準日における残工事の仮設資材を除く全品目について、契約条項第17条に基づいて単価補正のやむなきに至ったものでございます。これらの単価の補正方法につきましては、大阪府が実施した基準に基づきまして、府下各市の実施状況を勘案し、それぞれの工事費を再算定し、その不況額を今回、補正しようとするものでございます。事情ご鑑察をいただきまして、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

今回の補正は、先ほど建設部長が提案理由の説明を申し上げましたように、いずれも工事請負関係と関連するものでございまして、議案書の41ページに内容を記載いたしてございます。議案書の第1条にございますように、歳入歳出ともそれぞれ5千990万3千円を追加し、補正後の予算総額を96億2千92万6千円とするもので、関係科目への計上額と補正後の予算額は第1表の通りでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございまして、老人福祉センター及び旭保育園建設事業債の補正でございまして、借入条件及び償還の方法等は第2表の通りでございます。

次に、事項別明細書によりまして、歳入歳出予算の個々の内容についてご説明申し上げます。議案書の49ページ、歳出予算からご説明をいたします。

初めに民生費につきましては、老人憩の家、老人福祉センター、（仮称）緑ヶ丘保育園及び（仮称）旭保育園の建設事業費でございまして、建設資材の急騰による工事費をそれぞれの費目へ合計4千370万円を追加計上してございます。

次に、土木費につきましては、用地対策の事務費の更正額250万円及び市営住宅団地16戸建設工事費800万円の追加でございまして、差し引き土木費として560万円を追加いたしてございます。

教育費につきましては、伯太小学校校舎増改築、北池田小学校体育館、緑ヶ丘小学校新設、郷荘中学校新設及び南池田幼稚園新設の事業費でございまして、いずれも建設資材急騰による工事費をそれぞれの費目へ追加計上し、合計771万円を追加いたしてございます。

災害復旧費につきましては、山地災害復旧事業費299万3千円は、大阪府の全額負担事業

議案第 37 号

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議
に関する条例制定について

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例を次のように
制定する。

昭和 49 年 8 月 29 日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 1 号

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議
に関する条例(案)

(目的)

第 1 条 この条例は、和泉市域内において行われる宅地開発地域における良好な生活環境を確
保するため、市長と宅地開発を行おうとする者との事前協議について定めることにより、市
の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって人間団結のまちづくりに寄与することを目的と
する。

(適用範囲)

第 2 条 この条例は、和泉市の市街化区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条
に規定する市街化区域をいう。)内において、居住を主たる目的とし、かつ、その居住すべ
き人数が 10 人以上である宅地開発事業で、次の各号の一に該当するものに適用する。

- (1) 開発区域の面積が 500 平方メートル以上のもの
- (2) 同一の者又は同一の者と認められる者により既に開発の申請がされたものに連接して当
該申請の日から 2 年以内に新規に開発の申請が行われる場合において、これらの開発面積
の合計が 500 平方メートル以上となるもの
- (3) 開発区域の面積が 500 平方メートル未満ないもののうち、当該開発により良好な生
活環境を確保するため、開運公共施設等を整備する必要が生ずると市長が認めるもの
- (4) 地上高が 10 メートル以上の建築物を建築するもの

10人以上である宅地開発事業で、次の各号の一に該当するものに適用する。

- (1) 開発区域の面積が500m²以上のもの
- (2) 同一の者、又は同一の者と認められる者により既に開発の申請がされたものに連接して当該既申請日から2年以内に新規に開発の申請が行われる場合において、これらの開発面積の合計が500m²以上となるもの
- (3) 開発区域の面積が500m²に満たないもののうち、当該開発により関連公共公益施設等を整備する必要が生ずると市長が認めるもの
- (4) 地上高が10m以上の建築物を建築するもの

(総括事項)

第3条 宅地開発事業は市の都市計画に適合しなければならない。

2 宅地開発事業を行おうとする事業者(以下「開発事業者」という)は宅地開発事業の施行にあたり、市長の指示に従って施行しなければならない。

3 特別指定地区(信太東地区、王子地区、国府地区)を開発する場合、開発事業者は、別定開発計画にそろように努めなければならない。

4 開発事業者は当該開発区域が和泉市総合計画の基本土地利用構想の上で、土地区画整理事業と併用して施行することが望ましいと市長が認めた場合は、それに従わなければならない。

6 市長は条例第3条の規定により申し出た開発事業者に対し、本要綱を提示し、関連事項について協議するものとする。

(人口密度及び戸数)

第4条 開発事業者は自己の開発する開発区域内に独立低層住宅、連棟式住宅及び中高層住宅を建設しようとする時は、別定開発基準に基づく人口密度の範囲において計画施行しなければならない。

2 住宅敷地の区画最小面積は次表の面積以上としなければならない。

種類 地域	独立低層住宅 (1~2階建)	連棟式住宅	
		1~2階建	3階建
北部	90m ²	80m ²	70m ²
南部	120	90	80

しなければならない。

2 前項の公園、緑地は有益な位置に設定し、開発事業者の責において整備しなければならない。

3 第1項に規定する公園、緑地の面積は次の各号に定めるところによる。

(1) 1ha未満の宅地開発事業については、開発面積の5%以上の公園を確保する。

(2) 1ha以上以上の宅地開発事業については、開発面積の5%以上の公園と5%以上の緑地を確保する。

(3) 前各号の公園、緑地が300m²に満たない場合は負担金をもって当該用地にかかることができる。

(4) 第4条に規定する人口密度をやむをえず越えた場合、越えた分につき、1人当たり6m²を加算しなければならない。

4 中高層住宅を建設する場合は、前各条の公園、緑地の外に、建物敷地内に建物敷地面積の20%以上の緑地を設け、開発事業者の責において維持管理しなければならない。但し、近隣商業及び商業地域にあっては10%以上とする。

(雨水排水施設)

第9条 開発事業者は雨水排水にあたり、別定開発基準に基づき自己の負担で施行しなければならない。

2 流末水路に放流するにあたり、あらかじめ、管理権者と協議し、水利権者の同意を得なければならない。

(汚水排水施設)

第10条 開発事業者は開発区域内の汚水排水施設については、別定開発基準に基づき、自己の負担で施行しなければならない。

2 処理対象戸数が100戸以上の場合には、汚水処理場を設け、高級処理をしなければならない。

3 汚水処理場の管理は、開発事業者、又は入居者の組合等で行うものとする。

4 設置された汚水処理場が不要になった場合、施設、用地共に市に無償で譲渡しなければならない。

5 公共下水道、大阪府管理河川等、及び流末水路に放流するにあたり、あらかじめ管理権者と協議し、水利権者の同意を得なければならない。

(上水道施設)

第11条 開発事業者は和泉市水道部と給水の時期、施設負担等について協議成立しなければ

2 幅員2m以上の歩道は、並木を植樹しなければならない。

(消防水利施設)

第19条 開発区域内における消防水利施設は当該地域の自然的条件、開発区域の開発状況及び本市の消防水利施設計画等に適合するよう事前に充分消防本部と協議して計画しなければならない。

2 消防水利施設は別定開発基準に基づき、開発事業者の負担でこれを整備しなければならない。

3 消防水利施設の配置及び規模等については開発区域の開発状況によるので、消防本部と協議の上決定し、消防長は消防水利届出書の提出を求めることができる。

(施設の検査)

第20条 開発事業者は市長と協議により、施行した施設について、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は前項の検査の結果、不備な箇所がある場合は開発事業者の負担において、その箇所を整備させることができる。

(建築認定の締結)

第21条 開発事業者は、一定規模以上の開発について建築認定を締結しなければならない。

(被害の補償)

第22条 開発事業者は開発行為の施行にあたり、災害の防止に万全の措置を講じなければならない。なお、開発事業者の責により生じた被害並びに第三者との紛争は、開発事業者がその責を負うとともに、紛争を解決しなければならない。

(覚書の交換)

第23条 本要綱の協議を行った結果、合意に達した場合は覚書を交換するものとする。

(この要綱に従わない者に対する措置)

第24条 この要綱に従わない開発事業者に対しては、開発にあたって市はあらゆる協力をしない。

(その他)

第25条 この要綱に定めない事項で、市長が必要と認めるものについては、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 年 月 日から施行する。

表3

開発規模	運動公園	体育館
戸以上 800 ~ 1600 戸未満	1カ所(1ha程度)	
1600 ~	1カ所以上(同上)	1カ所以上(1000m ² 程度)

(1) 公園とは 30.0 m²以上でかつ都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)第2条第2項でいう「公園施設」を有するものをいう。

4 教育施設

(1) 整備基準

表4

開発規模(戸)	小学校	中学校	幼稚園
~1000 戸未満	0 ~ 1 校		0 ~ 1 園
1000 ~ 2000	1		1
2000 ~ 4000	2	1	1 ~ 2
4000 ~	2 ~	1 ~	2 ~

(2) 児童生徒発生率

幼稚園児 0.075人/戸

小学生 0.45 "

中学生 0.22 "

5 公益施設

(1) 整備基準

表6

低層住宅(戸)	中高層住宅(戸)	保育所	集会所
以上～400未満	以上～200未満	1所	0～1所
400～800	200～400		1
800～1,000	400～800	0～1	1～2
1,000～2,000	800～1,600	1	2
2,000～	1,600～	2～	3～

表7

保育所規模(人)	90	120	150	180
保育所面積(m ²)	1,600	2,000	2,400	2,800

(2) その他の公益施設については関係諸機関と事前協議の上、市長と協議しなければならない。

6 街路灯

表8

道路の種類	光源の高さ(m)	灯間隔(m)
幹線道路	5.5～9	(5～10)×高さ
商店街道路	4.5～8	(4～8)×"
住宅緑地各地域内道路	3.5 以上	(5～20)×"

定についての提案理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

ご承知の通り、本市の市街化区域における宅地開発につきましては近年、急激な増加を示し日本住宅公団等の大規模開発を除く中小規模の開発に関しては、開発施設の整備等について一定の歯止めがなく、道路、その他の社会資本の築積なしに無秩序に進行している現状でございます。

これらの防止につきましては、各地方自治体もそれぞれの立場で対策を講じてあるものでございますが、本市におきましても、遅ればせながらも、これら宅地開発行為に対し、生活環境の目標基準を定め、良好な町づくりを促進するため、その行為に先立って、宅地開発を行なうとする者と協議を行ないたく、本条例案をご提案申し上げる次第でございます。

続きまして、内容のご説明を申し上げます。

条例第1条は、目的を規定させていただいたものでございます。

第2条では、事前協議を必要とする行為の範囲を定めたものでございます。市街化区域内において居住を主たる目的とし、かつ、その居住すべき人数が10人以上である宅地開発行為のうち、宅地開発区域の面積が500平方メートル以上のもの、その他、2号から4号までの行為でございます。特に5号では、500平方メートル未満の場合でも適用するよう規定いたしましたのは、浸水多発地域、急傾斜地等では防災上の配慮が不可欠でございますので、特別に対象としたものでございます。

第3条は、事前協議の時期を規定するもので、関係法令等に基づく監督官庁等の許可、認可、確認等の申請以前にあらかじめ市長と協議するものといったしてございます。

第4条は、本条例に違反した者に対する措置を定めるもので、該案参考資料、宅地開発指導要綱案第24条でも規定しておりますように、上水道等の供給等、公益上のサービス提供を拒否するものでございます。

第5条は、環境基準の目標値等の細目を要綱で規定すべく市長が定めるものとし、本条例の施行期日を、附則において昭和49年4月1日と定めたく存じます。

以上、簡単ですが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定を賜りたくお願い申し上げます。

なお、参考のために別途、開発指導要綱案をお配りしておりますので、ご参考に供したいと思います。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） これはいまの説明にもありましたように和泉市としては非常に遅れておった案であるという点で私も了といたしますし、また、今までに昭和土地などの民間業

○ 17番（山田清二君） 参考資料として要綱を出してもらっていますが、要綱についてでは、従来の行き方というか、あり方から見て、多少の意見はありますけれども、これは条例の審議であると同時に市長が定めるということですので、このことについては申し上げません。ただ、第4条の罰則規定ですが、便宜の供与をしないというのは、一体、どういうことになるのか、説明をしていただきたい。たとえば、この条例に違反して開発を行なって、これを知らずに建て売り住宅を購入した人たちについてはどうするのか、住民登録を受け付けない、市民税の賦課も行なわないという便宜を供与しないようにいくのか。それとも、いま言うように、水道を引かせないとか、市のサービスを拒否するという一方的なものか。これをまず先に答えていただきたい。

○ 誰長（坂上国治君） 答弁

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

この開発要綱を適用していく対象者は、たまたま、建て売り住宅を貰い玉というお話をございましたが、われわれが想定しておりますのは、宅地開発して人が居住する、いわゆる住宅を建設していく開発業者を対象に考えております。したがって、お買いになる方々に直接ご迷惑のかからないように、その前段の業者との関係を付けていくという考え方でございます。

それと、便宜を供与しないと申しますのは、いわゆる利泉市民としての扱いを一切しない、そういうことはできないと思います。居住して、住民登録基本台帳法に基づいて住民登録をしてきた場合、それを受け付けないということは、ちょっとできかねるんではないかと思います。先ほど、提案理由に述べましたように、市が市民にサービスを提供している、上水道とか、ごみ等の回収を行なうとか、そうした便宜は提供しないんだという意味でございます。

○ 17番（山田清二君） そうすると、市民税を徴収し、市民としての義務は全部履行させるが、サービスは全部シャットアウトする。そういうことは到底、ありえないと思うんですが、いかなる法令に従ってそれをやろうとするのか、まず、それを答えていただきたい。

と同時に、いまの総務部長の説明で、これは開発、建築の過程でそういうものが全部解決されるんだと言われておりますが、それならば、この条項はいらない。無届けでやってしまうとかいう恐れがあるから、こういう条文がいるんだと思う。最初から市へ何でも相談してやっていけば、この罰則はいらんわけです。相談せんと、ヤミでやるやつがあるかもわからないから罰則があるわけでしょう。ところが、その過程でそういうことはないようになるから、そこへ居住する市民には何ら迷惑はかかるんという考え方でしょうけれども、これは成り立たないと思う。現に、今までだって余計ある。非常に難儀をしております。金も払い、登記もすんだけれども、建築許可というか、何とかの許可すら下りてもらえないということで困っている人も

○ 17番(山田清二君) 役所の机の前ではわかりません。現実に今まで、そういう問題が幾つもあったわけです。僕たちは現実に、将来、こういうことが起こるであろうと予測して言ってるんではなく、今までに幾つも起こって、その解決に非常に難儀をしたんです。こういう規定がないにもかかわらず難儀してきた。こういうことが規定されれば、そういう問題がひんぱんに起こってくるであろうと思うからこそ、いま言うわけです。しかも、総務部長の説明を聞けば、この規定は必要ないことになる。いりませんよ。全部捕捉して事前勧諭をしていくもし、応じなければ事業を差し止めらるんだという。そこまでするんだったら、従わない云々は必要ないと思う。にもかかわらず、従わない者が出るならば、今度はそれを利用する人たちにはっきりそのことを告げるべきです。知らせることをやるのかということです。やる必要があるということです。違法かどうか、業人にわかる道理がおまへん。いろいろ市で言うてる問題が起こってくる。市には専門の係りがあるが、自分の知識で一切の市民が自分と同じだけの知識を持っている人なんてはほとんどおりませんよ。それがなげなしの頭金を出して、あとローンか何かで月賦で払っていく。気が付いたときには、ローンが成立して自分の負債として残っているわけです。業者にもう1回交渉する余地がない状態で気が付く。水道にしても建築時に全部するんだと言いますが、開栓は居住してからでなければしない。開栓のときに止められるんですよ。工事は幾らでもやりまんがな。

○ 総務部長(坂口礼之助君) どうも論議が合わんようで恐縮なんですが、現在、そういう非常に迷惑を被っている方々というのは、現在、千平方メートル未満の開発については、何ら許可もいらなかったわけです。したがって、行政指導面でも十分に目を張ってやっていくこともない、あるいは山田義貞さんがおっしゃるような点で、不法建築物は、この要綱なり、条例を制定することによって、そのようなものをなくしていくこと、行政指導を厳重にやっていきたいと考えてございますので、それだけれども、現実にあるじゃないかと言われるのですが、あるのはわかっていますので、こういう要綱をつくってできるだけなくしていくことという考え方なんですね。

○ 17番(山田清二君) わかります。そういうことを防止するためにつくって、全部適用できるんだったら、この第4条は必要ないというんです。それでもこの綱の目をくぐってやる者が予測されるから4条をつくった、4条は、条例等の形式上つくってあるんですか、そうじゃないでしょ、実行するわけでしょう。そのときに被害者というか、その罰則を受けていくのは、業者じゃなく、市民が受けしていくんだということです。だから、そういう市民をつくらないための措置をしなければならんというんです。売買が行なわれる前に、買い主がこれを不法

んや、手落ちやと言うけれども、そこまで調べて貰う人はなかなかない。いま、藤原議員が出された例は、たまたま、水道が敷設されてなくて貰うのをやめた。もし、貰うであつたらどうするんだ。

- 25番（藤原要馬君） 買うてあって、入るのが半年遅れたんです。
- 17番（山田清二君） 業者がしつかりしておればよろしいが、売ると同時に解散してしまうのがほとんど、社長が変わってしまうとかで交渉する場所もない。貰うた本人が府や市へ日参したって、規定に合致しておらないということで許可にもならない。そういうのが幾つもある。それを防ぐためということはよくわかります。また、貰う人は、それぐらい気を付けなさいということもわかります。けれども、理論通りいかない、だから、買うて入った人は市民になるんですから、ちゃんと警告もし、そのために団地ならその入り口に、「あるいはよくわかるところに、「ここは不法だ。したがって、ここへ入っても水道とか、ごみ、し尿の収集はしません」と、そして、「それを承知なら入って下さい」ということを明示すべきだと言っている。
- 総務部長（坂口礼之助君） いわゆる違反建築に対する措置の問題でございますが、山田議員さんがご提案されてゐるように、その団地なり、1区画について、これは不法建築だからということを公示できるか、ちょっと私、いま判断ができかねますが、実際に欺されて建て売り住宅等を買って非常に迷惑を被つておるという実例がたくさんあるようでございます。私は実務をやってないのでわからないのですが、こうした開発指導等に基づき行政指導を強化すると同時に、そうした住宅よろず相談室的な機能というか、そういうものも同じセクションに設けることも考えております。住民の方々が分譲住宅を買う場合、それが果して許可になつてゐるのか、どういう整備がされておるか、そういうことについて、相談室へきていただければわかるような機能を備えたものをひとつ整備して参りたいと思います。この開発要綱がご説いたいたとき、施行されましたならば、詳しく広報等にも詳細に掲載し、こういう要綱によつて今後の和泉市内の住宅開発を行なっていくんだ。これをくぐつてやるような不法建築等にはからないよう、また、そういうご相談があれば、役所にきていただきたいということも合わせて掲載いたしまして、できるだけ市民に迷惑がかからないように強力にやっていきたいと思います。
- 謙長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第37号を原案通り可決いたします。

かりでなく、自治体本来の任務である福祉行政が完遂出来ない状態であり、とくに、昨今の超過負担問題は従来と様相を異にし、急速に深刻の度を深め、石油パニック以後の物不足と、これに相まっての物価高騰は、公共事業の遅れを生じせしめ、自治体に及ぼす影響は非常に大なるものがある。

超過負担を生ずる根本原因は、ひとえに国庫補助金、負担金の算定額がまったく適正を欠いており、政府の決める補助単価、補助対象の範囲及び数量が著しく低く、実際の事業にくらべて、はなはだしい格差がある。

今こそ政府は、「補助金行政に超過負担はつきものである。」という中央集権的な発想は転換すべき時である。したがって、国と地方の正しい財政秩序の確立と、健全な地方財政運営のためにも、早急に超過負担を全面解消するため、抜本的な財政措置を講ずるよう要望する。

以上決議する。

昭和49年5月29日

大阪府和泉市議会

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 10番（池辺秀夫君） それでは私から、ただ今提案いたしました自治体の超過負担解消に関する要望決議の提案理由を申し上げます。

いま、議員の皆さんのお手元に配布してある通りでございますので、ひとつよろしくご決議賜りますようお願いいたします。

- 議長（坂上國治君） 本決議案についてご意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって決議第1号を決定いたします。

-
- 議長（坂上國治君） 日程第35「屋外労働者福祉法早期制定に関する要望決議」を議題といたします。

決議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

従って、屋外労働に從事する者の労働条件を、具体的に改善する基準を鮮明にすると共に、屋外労働者福祉法の早期制定を強く要望する。

以上決議する。

昭和49年8月29日

大阪府和泉市議会

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 17番（山田清二君） これも書いてある通りでございますが、いま、労務者の権利を守り条件を向上していくというか、この法令は幾つかございますが、ほとんど屋内労務者に適用されることであって、適用の可否は別として、屋外労務者の立場はほとんど無視された中で行なわれてきたと言っても過言でない。したがって、これは国に対する要望になりますが、屋外労務者の健康の維持あるいは労働条件の維持改善等の法制化をすべきではないかという考え方から決議案を提案させていただいたわけでございますので、よろしくご賛同をお願いいたします。
- 議長（坂上国治君） 本決議案についてご意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって決議第2号を決定いたします。

-
- 議長（坂上国治君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。
 - 23番（貝淵博治君） ここで議長さんにお願いするんですが、開会の当日、お手元に配布してある出席登録者ですが、いつ見ても、一番前列で8つか、4つの席が空いてるわけです。そこで出席していただく、いただかないは別として、何とか席順を変える意思がないのかどうか、その点だけ、この機会にお聞かせ願いたいと思うんです。出席する必要のない者は座たって生がないという中で、一番ええ席を取って、答弁の多い人がうしろに座ってる状態というのはちょっとおかしいと思うんです。最初の日、また最終日で、たとい1時間でもとあればやむをえないとして、私の個人的な意見なんですが、前列でどうでもええ人が、よかつたら

上げます。

(市会事務局長あいさつ)

- 市会事務局長(井谷義雄君) お疲れのところ大変恐縮でございますけれども、一言、御礼を申し上げたいと存じます。

私、いよいよこの3月末をもちまして和泉市を退職することになりました。顧みますれば、昭和25年に旧南池田村に奉職いたしましてから今日まで何らなすところなく、23年有余の歳月が経過したわけでございます。ことに、一昨年の4月に議会事務局長として過分の重責を拝命いたしましてから今日まで2年間をちますけれども、至らぬことばかりで議員の皆さんに大変迷惑をかけ、ご期待の万分の1にもお応えできなかつたことを大変申し訳なく思っております。にもかかわらず今日、こうして大過なく退職の日を迎えることができましたのも、ひとえに議員皆様方の深いご理解と心からなるご指導、ごべんたつの賜でございまして、ここに衷心より厚く御礼申し上げます。

退職後は、皆様方からお寄せいただきましたご厚情に対しまして頑張って参りたいと考えておりますので、どうかひとつ今後ともお見捨てなく、倍旧のお力添えを切にお願い申し上げまして、なお、議員皆様方におかれましては、今後、何かとご心労の多いことと存じますが、本市発展のために格段のご努力を賜りますようお祈り申し上げます。はなはだ簡単で意を通じませんが、これをもちまして、退職に当たつてのごあいさつに代えさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。(拍手)

(議長あいさつ)

- 議長(坂上國治君) 一言、御礼を申し上げます。

本定例会は去る11日開会以来、20日間の長期にわたり、昭和49年度当初予算並びに関連議案など、多数の重要な議案の審議に当たりまして、議員の皆様方には公私をわめてご多用にならかわりませず、連日にわたり慎重ご審議を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお、予算特別委員の皆さん方にはお疲れのところ、当初予算をはじめ、関連の全議案を慎重ご審議のうえ日程内に終了していただきまして、まことにありがとうございます。

ここで理事者に一言、申し上げておきますが、議会の都度私からもたびたび注意し、各議員さんからも指摘のあったような答弁は、この期限りにしてほしいと思います。提案する限りはどんな質問にも満足に答えられるように、十分研究したうえで自信を持った議案を提案してい

ただきたい。

なお、答弁については、再三指摘されているようにまだまだ不十分であり、答弁のいかんは円滑な議会運営の成否にかかる重要な問題でありますので、今後は、答弁の基本についてもしっかり勉強していただくよう強く要望いたします。

議長として不手際な点多々あったことと存りますが、ご協力のおかけをもちまして本日、閉会の運びに至りましたことを感謝申し上げまして、ごあいさつに代える次第でございます。長期間まことにありがとうございました。

(午後2時56分閉会)

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員